

令和 8 年版（令和 7 年度実績）

杉並区保健福祉事業概要



保 健 福 祉 部
子 ど も 家 庭 部

目 次

1 保健福祉部管理課	1
○庶務係	1
社会福祉基金の運営	1
社会福祉協議会との連携協働	1
○社会福祉法人指導担当	2
社会福祉法人の認可・指導監査	2
社会福祉連携推進法人の認定・指導監査	2
○生活応援臨時給付金担当（旧所管：物価高騰対策支援給付金担当）	3
住民税非課税世帯等に対する臨時給付金の支給	3
○地域福祉係	4
民生委員・児童委員活動	4
小災害被災者見舞金・弔慰金の支給	5
大規模災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付	6
戦没者の遺族等の援護	6
区民葬儀	6
更生保護事業への支援	7
○地域福祉推進担当	9
災害時要配慮者対策の推進	9
日本赤十字社の地区事務	11
○計画調整担当	12
心のバリアフリーの推進	12
○保健福祉支援担当	13
成年後見制度の利用促進及び福祉サービス利用者保護	13
保健福祉サービス苦情調整委員制度	15
福祉サービス第三者評価	15
在日外国人無年金者等特別給付金の支給	16
外出困難者の支援	17
2 障害者施策課	18
○管理係	18
障害者福祉の啓発及び推進	18
障害者グループホーム等の利用者家賃助成	18
地域生活支援事業	19
障害者の権利擁護の推進	21
障害者福祉施策の総合的計画及び事業の調整	21
○障害者保健担当	22
医療的ケア児の相談支援体制の整備	22
重症心身障害児（者）在宅レスパイト訪問看護事業	23
成人期発達障害者支援事業	23
○事業推進係	25
障害に関する理解の促進	25
心身障害者団体の育成	26
障害者の意思疎通支援	26
障害者の社会参加の促進	28
○認定・給付係	29
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害支援区分の認定と障害福祉サービス	

の支給決定	29
居宅介護事業所、ショートステイ事業所、グループホーム事業所及び相談支援事業所等の指導	31
指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の指定	32
○基幹相談支援係	33
緊急時地域生活支援体制の整備	33
障害者の相談支援の充実	34
地域移行の促進	36
地域の支援ネットワークづくりの推進	37
○障害福祉サービス係	39
障害者の相談と手帳の交付等	39
自立支援医療（更生医療）の支給	41
補装具費の支給等	41
日常生活用具の給付等	42
○障害者手当・医療係	43
心身障害者等の医療費助成及び手当支給	43
心身障害者の福祉増進支援	44
○児童支援係	50
療育支援の充実	50
重症心身障害児通所施設わかばの運営	51
児童発達支援事業所の運営支援	51
保育対応型児童発達支援の実施	52
放課後等デイサービス事業所の運営支援	52
重症心身障害児放課後等デイサービス事業所の運営支援	53
○児童発達相談係	54
障害児の発達相談	54
○こども発達センター	56
療育支援の実施	56
3 障害者施設支援課	60
○管理係	60
障害者集会施設の運営・多様な講座の実施	60
障害者通所施設等の運営支援	63
ショートステイ事業所及びグループホーム事業所等への支援	64
○施設整備担当	66
重度障害者通所施設の整備	66
住まいの確保支援	67
○事業者支援係	68
障害福祉サービス事業者等の人材確保・育成・定着	68
障害福祉サービス事業者等への支援	70
共生型サービスの推進	71
○就労支援係	72
障害者の就労支援	72
○地域生活支援係	76
中途障害者支援	76
地域活動支援センターの運営	78
○区立生活園	79
重度障害者通所施設の運営	79

4 高齢者施策課 82

○管理係 82

高齢者保健福祉の推進 82

介護保険運営協議会 82

高齢者スマートフォン購入費の助成 83

○いきがい活動支援係 84

杉の樹大学事業 84

杉並区シルバー人材センターの支援 84

敬老事業 85

ふれあい入浴等 85

いきいきクラブ（老人クラブ）の支援 86

ゆうゆう館における関連事業 87

○長寿応援ポイント担当 88

長寿応援ポイント事業の推進 88

○施設整備推進係 89

介護サービス基盤の整備 89

介護老人福祉施設及び通所介護施設の維持管理 92

○施設担当 93

ゆうゆう館 93

高齢者活動支援センター 94

高齢者ゲートボール場 94

5 高齢者在宅支援課 95

○管理係 95

日常生活支援サービス 95

家族介護者支援サービス 96

○高齢者見守り連携係 99

地域の見守り体制の充実 99

○施設入所係 102

老人福祉法の規定による措置 102

特別養護老人ホームの入所希望者第一次評価の実施 102

高齢者の緊急一時保護 103

成年後見制度における区長申立て 103

○地域包括ケア推進係 104

地域包括ケアシステムの推進 104

認知症施策の推進 107

○フレイル予防推進係 111

人生100年いきいきプロジェクト（介護予防・日常生活支援総合事業） 111

生活支援体制整備 118

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 119

6 在宅医療・生活支援センター 121

○在宅医療・介護連携推進係 121

在宅医療体制の充実 121

○包括的支援係 122

包括的な相談支援体制の強化 122

○地域ささえあい連携推進担当 123

地域支え合いの仕組みづくりの推進	123
重層的支援会議の開催	123

7 杉並福祉事務所 124

○計画調整担当	124
被生活保護世帯に対する法外援護	124
生活安定応援事業	124
○経理調整担当	125
応急小口資金貸付	125
女性福祉資金貸付	125
母子及び父子福祉資金貸付	126
○相談係	127
行旅病人等援護	127
助産施設の入所支援	127
母子・女性・家庭相談	128
民営母子生活支援施設に対する保護委託	128
家庭内、配偶者、パートナー間の暴力対策の推進	129
○保護係	130
中国残留邦人等への支援	130
生活保護受給者への支援	130
○生活自立支援担当	136
生活困窮者・世帯及びひきこもり等の自立支援の推進	136
路上生活者の自立支援	139

8 健康推進課 140

○管理係	140
杉並保健所及び保健医療センターの維持管理	140
人口動態調査及び保健衛生に係る統計調査	140
医師会等保健医療関係団体との連絡事務	143
杉並区歯科保健医療センターの運営	143
健康危機管理	144
献血及び骨髄バンク事業の推進	144
杉並区生活習慣行動調査の実施	145
○健康推進係	146
健康づくり推進協議会の運営	146
健幸アプリの活用	146
健康づくり推進事業の実施	147
健康づくり表彰の実施	148
受動喫煙防止対策	148
特定不妊治療費の助成	149
○医療連携担当	150
医療連携	150
AEDの普及及び講習の実施	150
救急医療及び災害医療	151
医療安全窓口の運営	154
○保健指導担当	155
健康づくり推進活動、生活習慣病予防対策	155
女性の健康づくりの推進	158

不妊相談	159
喫煙・飲酒対策	159
○栄養指導担当	161
特定給食施設指導の充実	161
食育の推進	163
栄養成分表示	167
○歯科衛生担当	168
歯科保健及び歯科衛生	168
○健康危機管理保健調整担当	170
健康危機に備えた人材の確保及び育成	170
○健診係	171
健康診査の推進	171
各種検診等の実施	177
がん検診の推進	179
9 生活衛生課	185
○管理係	185
医療従事者の免許	185
動物と共生できる地域社会づくりの推進	185
薬物乱用防止対策の推進	190
○保健衛生担当	191
医療の安全確保	191
医薬品等の安全確保	194
環境衛生営業施設等における衛生確保	198
住居等における衛生確保	202
○食品衛生担当	205
食の安全対策の推進	205
調理師・製菓衛生師免許	212
○衛生検査係	218
試験検査による安全確保	218
10 保健予防課	221
○保健予防係	221
予防接種事業の推進	221
精神保健に関する普及啓発	227
精神保健相談、精神障害者社会復帰訓練等の連絡調整	229
精神保健福祉法等に関する事務	233
自殺予防対策の普及啓発等	235
難病対策の推進	238
公害保健福祉の実施	242
自立支援医療（育成医療）等医療費の給付	245
○保健指導担当	246
課内の保健師業務に関する事業	246
○感染症係	247
感染症対策の推進	247
○感染症担当	255
放射線業務に関する事業	255

11 保健サービス課	256
○管理係・高井戸業務係・高円寺業務係	256
障害者施設入所者等に対する健診	256
○小児慢性特定疾病医療等支援担当	257
小児慢性特定疾病医療費等助成	257
○荻窪健康づくり事業担当・高井戸健康づくり事業担当・高円寺健康づくり事業担当	258
生活習慣病予防対策	258
健康づくり組織・団体とネットワークの育成・支援	261
○保健センターの役割	263
多岐にわたる分野の相談や事業の保健活動の拠点	263
12 子ども家庭部管理課	268
○庶務係	268
子育てを応援する企業・事業者への支援	268
子育てサイトの充実・すぎラボの運営	268
子ども食堂への支援	269
福祉職員の人材育成の推進	270
○給食費相当給付金事業担当	271
給食費相当給付金	271
○子ども医療・手当係	272
児童手当	272
子どもの医療費助成	272
児童扶養手当	273
児童育成手当	274
ひとり親家庭等医療費助成	275
○ひとり親家庭支援担当	277
ひとり親家庭の相談体制の整備	277
ひとり親家庭の就業支援	277
ひとり親家庭の子育て支援	279
○子ども政策係	281
子ども・子育て会議	281
子どもの意見表明及び意見反映	281
子どもの貧困の解消に向けた対策の連携、推進等に係る調整	282
○子どもの権利推進担当	284
子どもの権利救済委員	284
子どもの権利の保障	284
13 地域子育て支援課	286
○子育て支援係	286
子育て支援サービス	286
○子どもセンター	292
子育て支援サービスの利用相談及び情報提供等	292
○母子保健係	293
母子保健	293

14 子ども家庭支援課	313
○管理係	313
子ども家庭支援事業等の実施	313
ヤングケアラーの支援	316
○子ども家庭相談担当	317
子どもと家庭に関する総合相談	317
○子ども家庭支援係	319
児童虐待対策	319
15 児童相談所設置準備課	323
○管理係、設置・運営準備担当、一時保護施設準備担当	323
区立児童相談所の設置	323
16 保育課	326
○管理係	326
区立保育所の運営	326
地域型保育事業所（直営）の運営	326
区立保育所（指定管理保育所を除く）の職員に関すること	327
多様な保育サービスの推進	327
○保育施設整備係	331
区立保育所、区立子供園等の施設整備	331
区立保育所、区立子供園等の維持管理	331
○認定・入園係	332
各種保育サービスに係る相談及び案内	332
教育・保育給付認定・施設等利用給付認定	332
認可保育所、地域型保育事業所等の利用に係る調整、あっせん等	333
○利用助成担当	334
認可保育所、地域型保育事業所等の利用者負担	334
認可保育所等の利用者負担に係る滞納金の徴収及び整理等	334
保育に係る徴収金の滞納処分	335
認証保育所等保育料補助	336
○事業計画調整係	337
区立保育所の民営化	337
認可外保育施設の認可化移行支援	338
○子供園・幼稚園係	339
区立子供園の運営	339
私立幼稚園の運営に関する支援	339
私立幼稚園等園児保護者の経済的負担軽減に関する支援	340
私立幼稚園における一時預かり事業に関する支援	340
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認並びに施設型給付費及び地域型保育給付費等の支払等 （新制度移行幼稚園）	341
○保育施設給付係	342
指定管理保育所の運営	342
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認並びに施設型給付費及び地域型保育給付費等の支払等	343
認証保育所等認可外保育施設の運営費等の支払等	344
○保育施設認可係	346
保育所の設置の認可等	346

認可保育所における園庭確保のための支援	346
○保育巡回支援担当	347
巡回指導・巡回訪問	347
○指導検査担当	348
保育施設への指導検査	348

17 児童青少年課 349

○管理係・児童館運営係・子どもの居場所づくり担当・学童クラブ整備担当	349
児童館の運営	349
学童クラブの運営	350
小学校内での放課後等居場所事業の実施	352
子ども・子育てプラザの運営	353
その他の主な事業	354
○事業係	355
児童青少年センター（ゆう杉並）の運営	355
友好都市交流事業	356
○青少年係	357
青少年の健全育成の促進	357
青少年健全育成団体の育成	358
青少年の自立支援	359
○次世代育成基金担当	360
次世代育成基金の活用推進	360

18 国民健康保険 361

概説	361
国民健康保険事業の運営に関する協議会	361
資格事務	362
賦課事務	363
収納事務	365
過誤納保険料の還付及び充当	365
滞納整理・滞納処分	366
保険給付	367
保健事業	371
趣旨普及	372

19 後期高齢者医療 373

概説	373
被保険者の状況	373
保険料事務	374
給付事務	375
健康診査事業	375
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	375
趣旨普及	375

20 国民年金 376

概説	376
保険料及び保険料免除制度等	377
年金給付	378

21 介護保険 380

介護保険制度の概要	380
介護保険運営協議会	381
介護保険の被保険者	381
要介護認定	382
介護保険料	382
介護保険給付	383
介護保険サービスの適切な利用促進	387
介護保険サービスの質の向上	390
地域密着型サービス事業所等の指定	391

福祉事務所・保健センター所管・担当区域

町 丁 名	番地	福祉事務所	保健センター	町 丁 名	番地	福祉事務所	保健センター
あ				せ			
阿佐谷北1～6丁目	全域	高 円 寺	高 円 寺	善 福 寺1～4丁目	全域	荻 窪	上 井 草
阿佐谷南1～3丁目	全域			た			
天 沼1～3丁目	全域	荻 窪	荻 窪	高井戸西1～3丁目	全域	高 井 戸	高 井 戸
い				高井戸東1～4丁目	全域		
井 草1・2丁目	全域	荻 窪	荻 窪	な			
井 草3～5丁目	全域		上 井 草	成 田 西1～4丁目	全域	荻 窪	荻 窪
和 泉1～4丁目	全域	高 円 寺	和 泉	成 田 東1～5丁目	全域		
今 川1～4丁目	全域	荻 窪	上 井 草	に			
う				西 荻 北1・2丁目	全域	荻 窪	荻 窪
梅 里1・2丁目	全域	高 円 寺	高 円 寺	西 荻 北3丁目	1～11番、15～23番、 28～34番、39～45番 12～14番、24～27番 35～38番		
え					西 荻 北4丁目		全域
永 福1丁目	1～3番、8～14番 28～35番、41、42番 4～7番、15～27番 36～40番、43、44番	高 円 寺	和 泉	西 荻 北5丁目	1番、7～11番 2～6番、12～26番		荻 窪
	永 福2～4丁目	全域	高 井 戸		高 井 戸		上 井 草
お				西 荻 南1・2丁目	全域	高 井 戸	高 井 戸
大 宮1・2丁目	全域	高 円 寺	和 泉	西 荻 南3・4丁目	全域	荻 窪	荻 窪
荻 窪1～5丁目	全域	荻 窪	荻 窪	は			
か				浜 田 山1～4丁目	全域	高 井 戸	高 井 戸
上 井 草1～4丁目	全域	荻 窪	上 井 草	ほ			
上 荻1～3丁目	全域		荻 窪	方 南1・2丁目	全域	高 円 寺	和 泉
上 荻4丁目	1～19番 20～30番		上 井 草	堀 ノ 内1・2丁目	全域		
	上高井戸1～3丁目		全域	高 井 戸	高 井 戸		堀 ノ 内3丁目
く				本 天 沼1丁目	1、27、28番 2～26番	荻 窪	荻 窪
久 我 山1～5丁目	全域	高 井 戸	高 井 戸	本 天 沼2・3丁目	全域		
こ				ま			
高円寺北1～4丁目	全域	高 円 寺	高 円 寺	松 ノ 木1～3丁目	全域	高 円 寺	高 円 寺
高円寺南1～5丁目	全域			み			
し				南 荻 窪1～4丁目	全域	荻 窪	荻 窪
清 水1～3丁目	全域	荻 窪	荻 窪	宮 前1～5丁目	全域	高 井 戸	高 井 戸
下 井 草1丁目	1～4番、12～17番 5～11番、18～32番	高 円 寺	高 円 寺	も			
	下 井 草2・3丁目	荻 窪	荻 窪	桃 井1・2丁目	全域	荻 窪	荻 窪
上 井 草			桃 井3・4丁目	全域	上 井 草		
下 井 草4・5丁目	全域	高 井 戸	高 井 戸	わ			
下高井戸1～5丁目	全域			和 田1～3丁目	全域	高 円 寺	高 円 寺
松 庵1～3丁目	全域						

1 保健福祉部管理課

庶務係

●社会福祉基金の運営

目 的

杉並区社会福祉基金は、高齢者・障害者・児童に関する福祉施設の建設助成や社会福祉事業の充実などを通じて、社会福祉の増進に役立てていくことを目的としています。

事業内容・実績等

社会福祉基金への寄附金は、福祉施設の整備をはじめ、社会福祉資源や社会福祉活動の充実のために使われます。基金の使途は毎年度「社会福祉基金運営委員会」において決定しており、また、多くの方に寄附いただけるよう、ポスターや区公式 X、ホームページ等により基金の PR 活動も行っています。

年度	3	4	5	6	7
寄附件数（件）	89	56	74	57	65
寄附額（千円）	19,568	2,066	4,674	23,074	217,305
基金残高（千円）※	803,292	805,357	810,332	717,202	934,807
福祉施設等への充当（千円）	3,000	—	—	116,504	—

※令和5年度以降の基金残高には、介護保険事業者へ貸し付けた資金の返還分を含む。

●社会福祉協議会との連携協働

目 的

社会福祉協議会は、地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生等に関連のある関係者の参加と協力を得て、住民の福祉を増進することを目的に設立された民間組織であり、社会福祉法に基づいて全国の区市町村に設置されています。

区は、社会福祉協議会の取組を支援し、地域における福祉活動の活性化を図っています。

事業内容・実績等

社会福祉協議会の実施している主な事業（区の委託事業を含む）は次のとおりです。ささえあいサービス事業、ファミリーサポートセンター事業、地域福祉権利擁護事業、福祉相談、きずなサロン支援事業、生活福祉資金貸付事業、生活困窮者等自立支援事業、ボランティア活動推進事業、地域包括支援センター及び介護予防支援事業、要介護認定調査事業、食を通じた見守り支援事業、生活支援体制整備事業、地域支え合いの仕組みづくり事業、災害ボランティアセンター事業

社会福祉法人指導担当_____

●社会福祉法人の認可・指導監査

目 的

社会福祉法人の運営の適正化を図ります。

事業内容・実績等

主たる事業所の所在地と、その事業区域がともに区内である社会福祉法人を所轄法人とし、社会福祉法人指導監査実施要綱に基づく指導監査を実施しています。

社会福祉法人の運営に関する事務として、法人の設立認可申請受付、定款変更等諸届の受理などを行っています。

〔法人認可・指導等の実績〕

年度	当初所轄 法人数	認可 審査	合併・所轄 変更等 法人数	定款変更 等諸届 件数	指導監査（法人数）		
					監査対象 法人	口頭指導 のみ	文書指導 あり
3	15	—	—	9	4	1	3
4	15	—	—	1	7	1	6
5	15	—	1	7	5	—	5
6	14	—	—	7	5	—	5
7	14	—	1	6	8	3	5

●社会福祉連携推進法人の認定・指導監査

目 的

社会福祉連携推進法人の運営の適正化を図ります。

事業内容・実績等

令和4年度に施行された「社会福祉連携推進法人制度」は社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取り組み等を行う新たな法人制度です。社会福祉連携推進法人の活用により、福祉・人材の確保や、法人の経営基盤の強化、地域共生の取り組みの推進などが可能となります。

主たる事業所の所在地が区内で、その事業区域が区内である法人の設立認定等を行いますが、当年度末時点で区が所轄庁となる法人の設立実績はありません。

生活応援臨時給付金担当(旧所管:物価高騰対策支援給付金担当)————

●住民税非課税世帯等に対する臨時給付金の支給

目 的

エネルギー価格、食料品価格等の物価高騰の影響が著しい住民税非課税世帯等に対し、日常生活に係る経済的負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して給付金を支給します。

事業内容・実績等

(1) 令和6年度住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金(令和6年度・令和7年度実施)

令和6年度住民税非課税世帯の世帯主に3万円を支給しました。また、支給対象世帯のうち18歳以下の児童を有する世帯に児童1人当たりこども加算2万円を支給しました。

[支給実績] 3万円 1,601世帯(令和6年度実績からの累計 63,677世帯)

こども加算 85世帯・児童121人

(令和6年度からの累計 2,798世帯・児童4,273人)

(2) 令和7年度住民税非課税世帯等に対する杉並区生活応援臨時給付金(令和7年度・令和8年度実施)

令和7年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の世帯主に区独自の給付金として2万円を支給しています。

[支給実績] 2万円 59,458世帯

地域福祉係

●民生委員・児童委員活動

目 的

民生委員・児童委員が、支援を必要とする地域住民に対し相談支援を円滑かつ的確に行えるよう支援するとともに、人材確保に取り組みます。

事業内容・実績等

杉並区では、13 地区の民生委員児童委員協議会（以下「地区協議会」という。）が組織され、地区ごとにそれぞれ民生委員・児童委員の定数が定められています。民生委員・児童委員は担当地域を受け持ち、地域の身近な相談相手として、行政や関係機関への橋渡し役を担っています。また、主任児童委員は地区全域を担当し、民生委員・児童委員、学校及び児童福祉関連機関などと連携しながら、主に子ども、子育てに関する支援活動を行っています。

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

地区協議会名			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	合計
			方南和泉	下高永福	和田堀	高円寺中央	高円寺	阿佐谷	成田	天沼	荻窪	下井草	井荻	宮前	高井戸	
定数 (人)	合計		32	35	47	23	34	35	31	24	37	24	35	42	34	433
	内訳	民生委員児童委員	30	33	44	21	32	33	29	22	35	22	33	39	32	405
		主任児童委員	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	28
現員数 (人)	合計		25	27	33	17	30	28	29	18	29	19	33	42	26	356
	内訳	民生委員児童委員	23	25	30	15	28	26	27	17	27	17	32	39	24	330
		主任児童委員	2	2	3	2	2	2	2	1	2	2	1	3	2	26

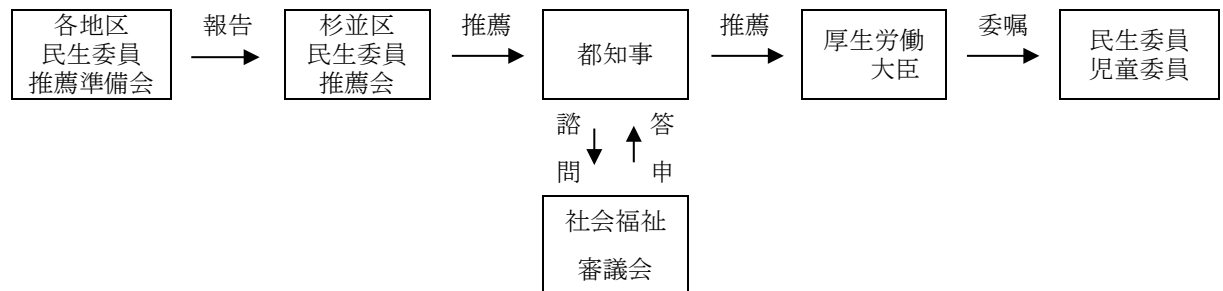
(1) 民生委員・児童委員の地域活動支援

民生委員の日（毎年 5 月 12 日）にあわせ、区役所ロビーで民生委員・児童委員のパネル展示等を行うほか、民生委員・児童委員の活動を紹介するために作成しているリーフレットを配布するなど、民生委員・児童委員活動の周知を行っています。

また、民生委員・児童委員は、毎年 6 部会（子育て支援部会・児童福祉部会・障害福祉部会・生活福祉部会・高齢福祉部会・主任児童委員部会）に分かれて研修を行い、その成果を杉並区民生委員・児童委員大会での発表や東京都民生委員・児童委員活動実績への事例掲載などの方法により公表しています。

（２）民生委員・児童委員の委嘱

民生委員・児童委員は、民生委員法第５～７条に基づき厚生労働大臣が委嘱します。選任の適格要件や年齢基準などは、都が「東京都民生委員・児童委員選任要綱」に定めています。民生委員・児童委員の任期は３年となっており、３年ごとの一斉改選と欠員の補充のため、区は杉並区民生委員推薦会を開催するなどの推薦事務を行っています。



●小災害被災者見舞金・弔慰金の支給

目 的

杉並区内に発生した火災、風水害その他災害で、災害救助法の適用に至らない災害によって被害を受けた被災者に対し、応急的援護を行っています。

事業内容・実績等

被災の程度により、被災者又は事業所等に災害見舞金、弔慰金を支給しています。なお、避難先の確保が自力で困難な被災者に対しては、区施設等に一時的に避難するよう支援しています。

[小災害による見舞金等の支給件数(火災・風水害・その他)]

年度	3	4	5	6	7
支給世帯数（世帯）	23	19	39	35	64

●大規模災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付

目 的

大規模な自然災害により被災された方や遺族に対し、給付等を行うことにより、区民の福祉及び生活の安定を図ります。

事業内容・実績等

自然災害(災害救助法等が適用された場合)により死亡した区民の遺族に対し、災害弔慰金を支給しています。また、区民が自然災害で負傷(疾病を含む)し、治ったとき(その症状が固定したときを含む)に法定の障害がある場合に、災害障害見舞金を支給しています。さらに、自然災害で住居、家財に被害を受けた世帯主に対し、災害援護資金の貸付を行っています。

●戦没者の遺族等の援護

目 的

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として弔意の意を表すること、また、その遺族等の精神的痛苦を国として特別に慰藉することを目的としています。

事業内容・実績等

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金などの請求の受付及び国債の交付をしています。また、広報すぎなみ及び区ホームページで、請求の受付に関する情報を周知しています。

●区民葬儀

目 的

特別区内において葬儀の標準的な形式を定め、定型的・画一化により区民の葬祭費用等の負担軽減を図ります。

事業内容・実績等

(1) 区民葬儀券の交付

死亡した方が特別区に住んでいたか、葬儀をする方が特別区に住所を有している場合(住民登録のない者を含む)で、利用の申し出があった場合に、区民葬儀券を交付して

います。利用者は、区が指定した区民葬儀取扱業者に葬儀を申し込むことで、葬儀にかかる費用の一部を協定料金で利用することができます。

（２）杉並区区民葬儀補助金の支給

区民葬儀を利用した方のうち、令和８年４月１日以降に区が指定する民間火葬場（町屋斎場、落合斎場、代々幡斎場、四ツ木斎場、桐ヶ谷斎場、堀ノ内斎場）を利用した方に対して、補助金の支給を開始しました。

●更生保護事業への支援

目 的

更生保護活動団体等との協働により、犯罪や非行の防止及び犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支える更生保護の取組を推進します。

事業内容・実績等

杉並区保護司会に対し、活動費の一部を助成するとともに、杉並区更生保護サポートセンターの運営を支援しています。また、保護司会等の更生保護団体、警察、学校、地域団体等と推進委員会を組織し、社会を明るくする運動（法務省主唱）に取り組んでいます。

（１）杉並区保護司会等の更生保護団体への活動支援

更生保護の活動を行っている団体（杉並区保護司会、杉並区更生保護女性会、NPO法人杉並区保護観察協会）の活動を支援しています。

（２）社会を明るくする運動の推進

社会を明るくする運動とは、犯罪や非行を防止し、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

区では、主に７月の強調月間に、区と杉並区保護司会をはじめとする更生保護団体が中心となって、啓発イベント「ひまわりフェスタ」等を開催しています。

[令和 7 年度 社会を明るくする運動主要行事]

実施日	活動名	内 容	開催場所	規模
7 月 9 日	区役所 ロビー パネル展	パネル等展示、ひまわりフェスタの周知、保護司が選ぶおすすめの本などの展示、刑務所作業製品の販売等	区役所 1 階 ロビー	来場者数 約 466 人
7 月 27 日	ひまわり フェスタ	式典、講演会、杉並児童合唱団ミニコンサート、パネル展示、刑務所作業製品の販売、クイズの実施、パトカー・白バイ乗車体験、缶バッジづくり体験等	セシオン杉並 (ホール・ 展示室・ 中庭)	来場者数 約 500 人
10 月 6・ 7・10 日	駅頭広報 活動	駅頭でのぼり旗掲出、たすきを着用し、啓発グッズを配布しながら、本運動を P R	区内 3 駅	参加人数 98 人

地域福祉推進担当

●災害時要配慮者対策の推進

目 的

高齢や障害などにより災害発生時に自力での避難や避難生活が難しい方に対し、地域の方々の協力のもと、安否確認等を実施する「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」制度を活用し、地域で災害時要配慮者を支援するための協力体制づくりを推進します。

事業内容・実績等

（１）「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」の整備

① 未登録者に対する登録勧奨

要介護度や障害等の情報を基に作成した「避難行動要支援者名簿」の中から、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」未登録者に対し、郵送による個別勧奨を行っています。また、関係課と連携し高齢者への訪問事業の際に制度を説明するチラシと申込書を配付し、個別の登録勧奨を行っています。

[避難行動要支援者名簿登載者数]

年度	3	4	5	6	7
登載者数（人）	32,576	33,101	33,470	34,470	34,475

[「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」登録者数]

年度	3	4	5	6	7
登録者数（人）	10,656	10,465	10,698	10,600	10,535

② 個別避難支援プラン作成のための体制強化

「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」登録者台帳を整備するとともに、登録者を民生委員・児童委員やケアマネジャーが訪問し、個別避難支援プランの作成を進めています。

[個別避難支援プラン作成件数]

年度	3	4	5	6	7
作成件数（件）	8,005	7,798	7,718	8,095	7,663

（２）震災救援所運営連絡会の運営支援

各震災救援所運営連絡会による災害時の対応を支援するため、要配慮者の情報を連絡会全体で共有できるよう個人情報保護研修を実施するとともに、要配慮者の搬送や安否確認訓練の実施に向けたアドバイス等の支援を行っています。

（３）福祉救援所の充実

① 福祉救援所の指定に関する協定の締結推進

災害時に特別な介護や支援が必要となる方を対象とした福祉救援所を確保するため、区内の福祉施設を運営する社会福祉法人等と「福祉救援所の開設及び運営に関する協定」を締結しています。

〔協定を締結している施設数〕

年度	3	4	5	6	7
施設数（所）	43	46	49	52	55

② 福祉救援所連絡会の運営

「杉並区福祉救援所連絡会」を開催し、各施設での備蓄品を活用した訓練の実施状況や、震災救援所との連携等について意見交換を行っています。

（４）災害ボランティアセンター（杉並区社会福祉協議会）との連携強化

杉並区社会福祉協議会は、区との協定に基づき、震度５強の地震など大規模災害時に「杉並区災害ボランティアセンター」を設置します。災害発生時に災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、災害を想定したセンター運営訓練を実施し、運営スタッフの危機管理意識の醸成とスキルアップを図っています。

（５）民間事業者等との連携による支援体制の充実

① 福祉事業者との連携

災害時における福祉専門職の協力を得るため、福祉事業者との連携強化を働きかけます。連携が円滑に進むよう、各事業者団体の協議会や研修会に防災課・土木計画課と共に参加し、区の災害時の態勢や要配慮者対策の取組を周知しています。

② 妊産婦・乳児における避難生活の支援体制の整備

災害時に妊産婦・乳児の避難生活の支援体制を整備するため、民間団体と「災害時における母子支援活動に関する協定」を締結しています。

③ 災害時のボランティアネットワークの強化（杉並区社会福祉協議会）

災害発生時における被災者支援を目指した組織的な行動やボランティアのコーディネ

ネット等の活動が円滑に行えるよう、杉並区社会福祉協議会が運営主体となり、大学や関係団体等で構成する「災害ボランティアネットワーク連絡会」を開催しています。

（６）安否確認を支援するためのＧＩＳ（地理情報システム）の活用

要配慮者の安否確認が迅速に行える体制の整備に向けて、関係職員に対し、ＧＩＳ（地理情報システム）を活用した災害時要配慮者支援システムの円滑な操作ができるよう、震災救援所ごとの訓練を実施しています。

（７）家具転倒防止器具の取付助成

高齢者のみの世帯や障害者手帳の所持者などを対象に、家具転倒防止器具の取り付けを無料で実施しています。地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者は特例給付を利用できます。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
家具転倒防止器具取付事業	障害者施策課 障害者手当・医療係	p. 49
家具転倒防止器具の取付け	高齢者在宅支援課 高齢者見守り連携係	p. 100

●日本赤十字社の地区事務

目 的

日本赤十字社東京都支部と連携し、活動資金（会費・寄付金）の募集、義援金・救済金の受付や青少年赤十字加盟校の育成援助など日本赤十字社の事業を推進しています。

事業内容・実績等

（１）日本赤十字社活動資金募集等の地区活動

赤十字の事業は、町会・自治会や協賛委員の協力により集められた活動資金で成り立っています。区（杉並区地区）は、町会等から預かった活動資金を東京都支部に送金するほか、年に１回杉並区地区協議会を開催し、赤十字会員及び活動資金の募集について周知と協力依頼を行っています。

（２）赤十字奉仕団との連絡調整

赤十字奉仕団は、赤十字の活動を通じて地域社会に貢献したいというボランティアの方々により組織されています。区は奉仕団の事務局として、奉仕団委員会の開催や研修会の実施、奉仕団だよりの発行などの補助を行っています。

計画調整担当 _____

●心のバリアフリーの推進

目 的

障害者や高齢者、小さな子ども連れの方などが抱える日常生活での困難さや不自由さを理解し、誰もが自然に支え合うこと（心のバリアフリー）について、啓発活動等により推進します。

事業内容・実績等

障害者や高齢者、小さな子ども連れの方などに配慮した対応を心掛けていたり、バリアフリーに配慮した設備が1つ以上ある店舗を「心のバリアフリー協力店」として認定し、ステッカーを店頭に掲示して、区民に周知しています。

また、心のバリアフリー啓発用のポスターを作成し、区施設等に配布しています。

[心のバリアフリー協力店登録店舗数]

年度	3	4	5	6	7
店舗数（店舗）	1,013	1,014	1,002	976	964

保健福祉支援担当

●成年後見制度の利用促進及び福祉サービス利用者保護

目 的

判断能力が衰えても、本人の意思を尊重した権利擁護の仕組みを活用することにより、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

事業内容・実績等

(1) 中核機関の設置

杉並区成年後見センター（平成 18 年 4 月設立）を、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能等を担う地域連携ネットワークの中核機関として位置付け、成年後見制度をより利用しやすくするための取組を推進しています。

また、成年後見センターでは、親族の支援が得られない方の申立て支援や法人後見・監督人受任も行っています。

[権利擁護や成年後見制度に関する相談]

年度	3	4	5	6	7
相談件数（件）	3,668	3,593	4,343	5,041	5,452

[第三者後見人候補者紹介後の選任件数]

年度	3	4	5	6	7
紹介件数（件）	79	73	79	64	106

[法人後見受任件数]

年度	3	4	5	6	7
受任件数（件）	3	2	2	2	2

[区民後見人に対する後見監督受任件数]

年度	3	4	5	6	7
受任件数（件）	17	16	16	18	11

(2) 地域連携ネットワークづくり

成年後見制度の必要な人を発見し、適切に必要な支援へ繋げる地域連携の仕組み（地域連携ネットワーク）の構築のため、専門職団体や関係機関で構成する「杉並区成年後見制度利用促進協議会」を成年後見センターに設置し、課題や対応事例等の共有を図るなど、利用者支援に向けた協議を行っています。

（３）成年後見区長申立てと利用助成の実施

① 区長申立て

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、親族がいない場合等で必要があると認められる方を対象に、区長による後見開始等の審判請求手続を行っています。

年度	3	4	5	6	7
区長申立て（件）	45	43	47	33	45

関連事業名	担当課・係	掲載頁
成年後見制度における区長申立て	高齢者在宅支援課 施設入所係	p. 103

② 利用助成

申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な区民に対し、一部助成を行っています。

年度	3	4	5	6	7
申立て費用助成（件）	19	11	26	18	21
報酬助成（件）	14	13	19	17	24

（４）日常生活自立支援事業の利用促進

高齢や障害などで日常生活に不安を抱えている方を対象とした相談支援を行う「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」の利用を促進するため、実施主体である社会福祉協議会に対し事業費助成を行っています。

年度	3	4	5	6	7
相談件数（件）	10,099	12,683	12,043	11,659	11,331

●保健福祉サービス苦情調整委員制度

目 的

保健福祉サービスに関する利用者等の不満や苦情の申立てを、公正・中立な立場で適切・迅速に処理するため、区長の附属機関として保健福祉サービス苦情調整委員を設置し、利用者等の権利利益を保護するとともに、保健福祉サービスの質の向上を図ります。

事業内容・実績等

第三者機関である苦情調整委員が、保健福祉サービスに対する苦情申立てに対し、申立人とサービス提供事業者の双方から事情を聴き、公正・中立な立場で問題解決のために迅速に対応しています。

年度	3	4	5	6	7
相談件数（件）	49	58	102	88	94
申立件数（件）	8	5	3	8	4

●福祉サービス第三者評価

（保健福祉部管理課、障害者施策課、障害者施設支援課、介護保険課、保育課、児童青少年課）

目 的

福祉サービスの更なる質の向上を図るため、第三者機関による評価を積極的に活用し、利用者本位の適切なサービスの提供に繋がります。

事業内容・実績等

福祉サービス利用者等のサービス選択のための情報提供と福祉サービスの透明性及び質の向上に向けた事業者の取組を促進するため、民間サービス事業者の福祉サービス第三者評価受審費補助を行い、第三者評価の受審促進を図っています。

同時に、区立施設においても福祉サービス第三者評価受審を推進し、利用者本位の福祉の実現に向けた取組を進めています。

① 区立事業所等における第三者評価の実施

区立の障害者施設や保育園、学童クラブ等に対し、評価機関による第三者評価を計画的に実施しています。

[受審施設数]

年度		3	4	5	6	7
区立施設	障害者施設（所）	2	1	2	2	1
	保育園（所）	8	8	8	8	8
	学童クラブ（所）	—	10	11	10	10

※学童クラブは令和4年度から実施

② 民間事業者に対する第三者評価受審費用の助成

民間の福祉サービス事業者に対し、第三者評価の受審費用の一部を助成しています。

[受審施設数]

年度		3	4	5	6	7
民間施設	高齢分野（所）	28	28	23	30	25
	障害分野（所）	8	14	13	9	16
	子ども分野（所）	53	51	37	48	44

●在日外国人無年金者等特別給付金の支給

目 的

日本国籍を有していなかったために公的年金を受けられない区内に住む在日外国人等（重度心身障害者特別給付金は昭和57年1月1日以前に満20歳となった方、特別永住者等特別給付金は大正15年4月1日以前生まれの方が対象）の生活の安定を図ります。

事業内容・実績等

重度心身障害者特別給付金を月額3万円給付しています。なお、特別永住者等特別給付金（月額1万円）の給付実績は令和3年度以降ありません。

[重度心身障害者特別給付金支給対象者数]

年度	3	4	5	6	7
対象者数（人）	2	2	2	2	2

●外出困難者の支援

目 的

高齢や障害により外出に困難がある方等（以下「移動困難者」という。）が「出かけたいときに出かけられるまち」を実現するための環境を整備します。

事業内容・実績等

（１）外出支援相談センターの運営

平成 19 年 10 月に設置した外出支援相談センターでは、移動サービスに関する情報を一元管理して移動困難者の相談に応じ、利便性の向上を図るとともに、関係者間の協力体制を構築するための拠点として、各種講座や連絡会などを実施しています。

年度	3	4	5	6	7
相談件数（件）	1,085	1,160	1,129	1,171	993

（２）福祉有償運送団体の支援

移動困難者の活動の場を広げ、自由な社会参加を可能にするため、杉並区内で福祉有償運送活動を継続する特定非営利活動法人等の団体に対して、安全運行や利便性向上等を図る観点から、補助金の交付を行っています。

また、平成 18 年 10 月に改正道路運送法が施行され、福祉有償運送事業が明確に位置付けられたことに伴い、区に対し、安全・安心にサービス提供されるための措置（杉並区福祉有償運送運営協議会での協議・承認等や認定運転者講習会の開催等）を講ずることが求められました。これを受けて区では、福祉有償運送に携わる運転手資格を有するために必要な「福祉車両運転協力員講座」をすぎなみ地域大学で実施しています。

（３）福祉有償運送運営協議会

平成 16 年 3 月に、特定非営利活動法人等による福祉有償運送に関し、各自治体が設置した福祉有償運送運営協議会での協議を経て、道路運送法上の手続きを行うことが必要との方針が国土交通省から示されたことを受け、杉並区では平成 17 年 5 月に同協議会を設置しています。

同協議会では、福祉有償運送の必要性を確認するとともに、福祉有償運送サービスが安全かつ安定して提供され、移動困難者の利便性向上が図られるよう、各団体の活動状況を把握し、助言や調整を行っています。

2 障害者施策課

管理係

●障害者福祉の啓発及び推進

目 的

障害者の生活に役立つ情報を正確かつ迅速に提供し、必要な情報を誰でも容易に得られるようにすることで障害者福祉の推進を図ります。

事業内容・実績等

（１）「障害福祉のしおり」の作成・配布事務

障害者の日常生活の利便性の向上を図るため、各種障害福祉施策や施設等の情報を掲載した冊子を３年ごとに発行（デジタルブック版・点字版・テープ版・ＣＤ版もあわせて作成）しています。

（２）情報提供サイト「の一まらいふ杉並」の運営

障害者施策の啓発及び推進を目的として、障害者に関する制度情報のほか、相談窓口や支援団体・施設、イベントなど様々な情報を提供するサイト「の一まらいふ杉並」を運営しています。「の一まらいふ杉並」では、誰もが使いやすいサイト作りを重視しており、速やかに情報にたどり着けるよう情報の分類等についても工夫をしています。

●障害者グループホーム等の利用者家賃助成

目 的

障害者が共同で生活をするグループホームの安定的な運営を図り、障害者の地域生活における自立生活を支援するために、家賃の助成をしています。

事業内容・実績等

グループホームに入居している障害者（滞在型に入居している知的障害者、身体障害者又は難病患者等に限る。ただし、生活保護法に規定する住宅扶助受給者を除く。）に対し、食事の提供や生活・医療に関する相談及び指導や障害者の経済的基盤を固めるために、収入に応じて家賃を助成します。

年度	3	4	5	6	7
家賃助成者数（人）	212	231	226	245	250

●地域生活支援事業

目 的

障害者が住み慣れた地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、社会参加を促すための支援を行うことで、障害福祉の推進を図ります。

事業内容・実績等

(1) 障害者（児）移動支援事業

屋外での移動に著しい困難のある障害者（児）を対象に、ガイドヘルパーを派遣することにより、その外出を支援します。児童については、原則として学齢児以上であり、家族が介護できない場合又は家族一人では対応できない場合を対象とします。

[対 象]

外出の意思がありながら、以下のいずれかに該当し、屋外での移動に著しい困難がある区内在住の就学児以上の方

- 身体障害者（児）
- 知的障害者（児）
- 精神障害者（児）
- 高次脳機能障害者（児）
- 難病患者（児）

年度	3	4	5	6	7
受給者数（人）	1,155	1,203	1,227	1,266	1,349
利用時間数(時間)	140,828	150,470	157,951	160,583.5	164,931.5

(2) 日帰りショートステイ事業

区内に居住する在宅の障害者が、保護者又は家族の疾病、休息等のため介護を受けることができなくなった場合に一時的に障害者を預かるショートステイ事業を実施しています。

[対 象]

区内に住所を有する0歳以上65歳未満の在宅の障害児(者)

[施設]

短期入所事業所	いたるセンター	クローバー	(昭和 60 年 9 月事業開始)
短期入所事業所	いたるセンター	マルコ	(平成 20 年 4 月事業開始)
短期入所事業所	東京家庭学校	光ホーム	(平成 2 年 11 月事業開始)
短期入所事業所	大沢にじの里		(平成 27 年 5 月事業開始)
重症心身障害児 (者) 通園施設	あけぼの学園		(平成 18 年 10 月事業開始)
障害児通所支援事業所	つむぎ荻窪ルーム		(平成 26 年 4 月事業開始)
障害児通所支援事業所	つむぎ阿佐ヶ谷ルーム		(平成 27 年 6 月事業開始)
短期入所事業所(医療的ケア)	うららか		(平成 31 年 4 月事業開始)

年度	3	4	5	6	7
利用数 (件)	1,094	806	949	907	946

(3) 視覚障害者代筆・代読支援事業

視力の低下等により文字等の読み書きが著しく困難である視覚障害者(児)を対象に、書類の代筆・代読の支援を行うヘルパーを利用者の自宅へ派遣しています。

[代筆・代読サービス(派遣型)利用件数]

年度	5	6	7
利用件数 (件)	286	624	1,033

※令和 5 年度から実施

(4) 重度障害者等就労支援特別事業

重度障害のある方に、通勤・職場等において必要とする移動・身体介護などの支援を行うことで、就労機会の拡大を図り、障害者の雇用を促進します。

対象は、次のすべてに該当する方です。

- ① 重度訪問介護・同行援護・行動援護のいずれかの支給決定を杉並区から受けている方
- ② 民間企業に雇用されている方、または自営業者等の方
- ③ 1 週間の所定労働時間が 10 時間以上であること

年度	5	6	7
利用者数 (人)	6	8	8

※令和 5 年度から実施

●障害者の権利擁護の推進

目 的

障害者差別の禁止や合理的配慮の提供など障害者の権利擁護に関する理念の普及・啓発をすることで、区民・事業者・職員の障害理解の推進を図ります。

事業内容・実績等

（１）杉並区障害者権利擁護・共生社会推進連絡会の設置

令和５年度末に「障害者差別解消支援地域会議」と「障害者福祉推進連絡協議会」とを統合しました。新たに障害者の権利擁護の推進と共生社会の実現に向けた取組を計画的に進めるため、令和６年度に「杉並区障害者権利擁護・共生社会推進連絡会」を設置しています。

年度	6	7
実施回数（回）	2	2

※令和６年度から実施

（２）ヘルプマークの普及啓発

区では、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方が、援助が得やすくなるよう、東京都指定のヘルプマークの作成及び配布を行っています。区役所本庁、福祉事務所３か所、保健センター５か所で配布しています。また、普及のため、啓発用グッズやチラシ等を作成し、ふれあいフェスタなどのイベントで配布しています。

●障害者福祉施策の総合的計画及び事業の調整

目 的

「杉並区障害者施策推進計画」に基づく各種施策の進捗や成果目標の達成状況等について、進捗状況の把握と効果検証を行い、障害者福祉施策の推進を図ります。

事業内容・実績等

「杉並区保健福祉計画」を構成する障害者分野の計画として、各根拠法令に基づく「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の３計画を包含する「杉並区障害者施策推進計画」の策定、計画を構成する各種施策の進捗や成果目標の達成状況等について、毎年、進捗状況の把握と効果検証を行うとともに、計画の策定に向けて障害者の生活実態やサービスの利用意向等を把握するため、地域生活に関する調査を実施します。

障害者保健担当

●医療的ケア児の相談支援体制の整備

(障害者施策課、保健サービス課、保育課、児童青少年課、多様な学び支援課)

目 的

医療的ケア児が住み慣れた地域で生活を継続できるよう各施設での受入れ体制を充実させるとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が切れ目ない支援を目指します。また、個々の特性に配慮した相談体制を整備します。

事業内容・実績等

医療的ケア児のライフステージに応じた支援が行われるよう、区内の小児科医等と連携して医療面での安全・安心を確保しながら、通園・通所施設や学校での受入れを促進します。

令和5年度から、各保健センターを相談窓口にするるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置し組織横断的な支援体制の運用を開始しています。

(1) 関係機関支援連絡会開催

医療的ケア児支援庁内連絡会を開催しています。また、地域自立支援協議会の専門部会の一つとである子ども部会において医療的ケア児に係る相談体制について協議を進めています。

(2) 相談体制の整備

① 医療的ケア児ピア相談事業

医療的ケア児の保護者を対象に、グループ相談やスタッフ研修を開催することで保護者の孤立を予防しています。

② 支援体制の整備

相談支援専門員向けの研修や事例検討会の開催を行うこと、及び医療的ケア児が利用する施設を変更する際に、看護師同士の引継ぎを実施する研修を開催しています。

●重症心身障害児（者）在宅レスパイト訪問看護事業

目 的

在宅の重症心身障害児（者）や医療的ケアを要する障害児のケアを一定時間代替することで、介護されているご家族等の休養を図ることや就労等を支援します。

事業内容・実績等

区が契約した訪問看護ステーションの看護師が、自宅や学校等に出向いて一定時間ケアを代替しています。1回あたり2時間以上4時間までの30分単位で、年間288時間を上限に利用ができます。

年度	3	4	5	6	7
利用者数（名）	29	33	48	43	59
延利用回数（回）	266	432	718	653	1,138
委託先（所）	15	19	25	27	32

●成人期発達障害者支援事業

目 的

発達障害者の家族が、障害の特性やより良いかわり方を学ぶ機会を得ることで、当事者が安定した生活につながることを目指します。また、相談担当者が相談者の生活上の課題を適切に聞き取り、状況にあった支援につなげることを目指します。

事業内容・実績等

（１）家族教室の実施

発達障害者の家族を対象に、発達障害の医学的な理解を深め、心理・社会的側面から特性を学ぶことができる家族教室を開催しています。

年度	3	4	5	6	7
参加者（延人数）	37	99	54	63	81

※令和3年度から実施

（２）専門相談の実施

成人期発達障害者を支援する事業所等の職員を対象に、本人理解の促進と支援スキルの向上を図ることを目的に、臨床心理士による専門相談を実施しています。

年度	4	5	6	7
件数	27	57	81	93

※令和４年度から実施

（３）関係者連絡会の開催

青年期から成人期に向けた発達障害者の相談体制を整備し、関係機関との連携強化により、切れ目のない相談支援を実施します。

年度	3	4	5	6	7
回数	2	3	2	1	2

※令和３年度から実施

事業推進係

●障害に関する理解の促進

目 的

障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすいまち「共生社会」を目指して、合理的配慮の提供を地域に広げる取り組みを行っています。

また、障害者の社会参加の促進や障害への理解や関心を深めること等を目的としています。

事業内容・実績等

(1) 共生社会しかけ隊による働きかけの実施

区では、障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすいまち「共生社会」を目指して、合理的配慮の提供を地域に広げる取組を行っています。その一つとして、令和4年度から障害のある人や支援者が、地域で関わる様々な場所に出向き、出向いた場所のスタッフ（職員）とともに、一緒に話し合い、それぞれが感じている困りごとを解決する「共生社会しかけ隊」を実施しています。話し合いで生まれた意見は、合理的配慮提供のヒント集としてまとめています。また、改正障害者差別解消法の施行（令和6年4月1日）により、合理的配慮の提供が全国で義務化されたことを機に、合理的配慮の提供についてわかりやすく伝えるためのガイドブックを作成しました。作成したヒント集及びガイドブックを広く周知していくことで、地域への障害理解を進めています。そのほか、毎年、区民・民間事業者・職員向けの講座等を実施しています。

共生社会しかけ隊取組先

年度	4	5	6	7
取組先	スポーツ施設	地域区民センターのまつり	医療機関	バス会社 ※講座の実施

(2) ふれあい運動会開催

障害のある人もない人も、ともにスポーツやレクリエーションを楽しむことにより、「相互のふれあい」と「相互理解」を促進し、障害者福祉の向上を図ることを目的とした「ふれあい運動会」を、毎年10月上旬に開催しています。ふれあい運動会は、杉並区障害者団体連合会等との共催により、中学生をはじめ多くのボランティアの協力を得て実施しています。

〔対象者〕 杉並区内の障害者、介助者及びその他の参加者

〔開催場所〕 杉並区立杉並第十小学校校庭（蚕糸の森公園運動場）

（３）障害者週間事業開催

障害者の社会参加の促進や障害への理解や関心を深めること等を目的として、国の障害者週間（12月3日～9日）とおおむね同時期に、杉並区障害者週間として、ふれあいフェスタ、ふれあい美術展、団体・施設の活動パネル展、障害者自立生活者表彰、障害者自立支援功労者表彰を実施しています。

（４）行政サービスにおける差別解消に向けた配慮の推進

区の職員に対し職員対応要領（※１）の周知徹底を図るため、毎年新任職員や係長級職員を対象とした職層研修を行っています。

※１ 職員対応要領：杉並区における障害を理由とする差別解消の推進に関する職員対応要領

●心身障害者団体の育成**目 的**

心身障害者団体への運営事務経費等を一部助成することにより、障害者の方々の社会参加機会の提供につなげています。

事業内容・実績等**（１）心身障害者団体の運営や事業実施に係る経費の一部助成事務**

杉並区の心身障害者団体の自主的な活動に要する経費を一部助成することにより、団体の円滑な運営と活発な福祉活動の促進を図っています。

[助成団体]

杉並区身体障害者協会、杉並区視覚障害者協会、杉並区聴覚障害者協会、杉並区肢体不自由児者父母の会、杉並区手をつなぐ育成会、杉並光友会、杉並家族会、杉並つくしんぼ会、すぎなみ若竹会、杉並パーキンソン病友の会、杉並失語症友の会、青空の会、杉並区中途失聴・難聴者の会、杉並高次脳機能障害家族会クローバー（全14団体）

●障害者の意思疎通支援**目 的**

他者との意思疎通や情報の収集に困難を抱える障害者等の生活を支援するため、個々の障害特性に応じたきめ細やかなサポートを行うことにより、円滑なコミュニケーションを支援します。

事業内容・実績等

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚に障害のある方等のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。平成 24 年度から、社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会（東京手話通訳等派遣センター）へ事業委託しています。対象は、杉並区内に住所のある、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害者並びに、聴覚、音声、言語機能その他の障害のため、意思疎通の支援を必要とする方です。

[手話通訳者派遣回数]

年度	派遣回数（回）
3	970(杉並区登録者 873・東京手話通訳者等派遣センター登録者 97)
4	935(杉並区登録者 880・東京手話通訳者等派遣センター登録者 55)
5	921(杉並区登録者 875・東京手話通訳者等派遣センター登録者 46)
6	672(杉並区登録者 648・東京手話通訳者等派遣センター登録者 24)
7	671(杉並区登録者 619・東京手話通訳者等派遣センター登録者 52)

[要約筆記者派遣回数]

年度	派遣回数（回）
3	103(東京手話通訳者等派遣センター登録者 103)
4	93(東京手話通訳者等派遣センター登録者 93)
5	127(東京手話通訳者等派遣センター登録者 127)
6	162(東京手話通訳者等派遣センター登録者 162)
7	138(東京手話通訳者等派遣センター登録者 138)

(2) 手話に対する理解促進・普及啓発

杉並区手話言語条例を制定したことなども踏まえ、手話の理解促進や普及啓発のため、手話ハンドブックの作成や、区民・職員向けの研修を実施しています。

また、手話通訳の人材確保の取組として、手話通訳者認定試験受験者向けにフォローアップ講座を実施しています。

(3) デジタル技術を活用した遠隔手話通訳サービス（遠隔窓口手話システム）の提供

聴覚障害者が区役所等を訪れた際に、各窓口で円滑なコミュニケーションとよりスムーズな手続きを可能とするため、遠隔手話・音声認識・筆談機能を備えたタブレット端末を区役所本庁舎に配備するとともに、区立各施設において、スマートフォンを介した遠隔手話通訳サービスを提供しています。

(4) 障害者のデジタルデバイド対策

視覚障害、聴覚障害など情報を得にくい障害者向けのスマートフォン講座を開催し、障害者のデジタル技術の活用による情報収集を支援します。

●障害者の社会参加の促進

目 的

障害者が地域で充実した生活を送るため、余暇活動の場の拡充や情報発信を行い、障害者の社会参加の促進を図ります。

事業内容・実績等

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

障害者が普段通所している施設等へ出前教室を実施するほか、障害のある人もない人も共に参加するスポーツ・レクリエーションの体験イベント等を通じて障害者がスポーツ等を行うきっかけを作るとともに、スポーツ等を通じた地域活動への参加を促します。

[障害者スポーツ・レクリエーション事業開催回数]

年度	3	4	5	6	7
開催回数（回）	3	18	18	28	28

認定・給付係

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害支援区分の認定と障害福祉サービスの支給決定

目 的

障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付などの支援を総合的にを行い、障害者の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ります。

事業内容・実績等

障害福祉サービス（介護給付）を利用するために必要な障害支援区分の認定と障害福祉サービスの支給決定を実施しています。

（１）指定特定相談支援事業所

障害福祉サービスの利用に必要な「サービス等利用計画」の作成に関する相談を行います。区内の指定特定相談支援事業所は 39 か所あります。

[サービス等利用計画案作成件数]

年度	3	4	5	6	7
サービス等利用計画案作成件数	2,947 (全体の 99.9%)	3,095 (全体の 99.9%)	3,299 (全体の 99.9%)	3,350 (全体の 99.9%)	3,524 (全体の 99.9%)

※（ ）はサービス等利用計画作成率 利用者自身が作成したサービス等利用計画を除く。

（２）障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、日常生活に必要な介護支援を提供する「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術等を習得するための訓練を行う「訓練等給付」の給付を行います。

障害者施策課

[令和7年度支給実績] 令和7年3月～令和8年2月利用分（小数点以下四捨五入）

サービス名	支給決定人数 (人)	支給決定日数 (日)	利用人数 (人)	利用実績日数 (日)
居宅介護	543	132,275 (時間)	492	76,805 (時間)
重度訪問介護	37	176,317 (時間)	33	125,973 (時間)
行動援護	38	22,080 (時間)	30	11,442 (時間)
同行援護	253	117,311 (時間)	202	39,787 (時間)
生活介護	814	206,685	799	170,981
自立訓練 (機能訓練)	14	2,040	14	1,453
自立訓練 (生活訓練)	133	18,323	124	9,306
宿泊型自立訓練	8	1,528	7	1,703
自立生活援助	2	—	2	—
就労移行支援	364	50,690	351	33,428
就労移行支援 (養成施設)	1	246	1	185
就労継続支援 (A型)	69	14,851	67	9,811
就労継続支援 (B型)	1,247	281,088	1,156	159,540
就労定着支援	224	—	206	—
就労選択支援	1	45	1	7
短期入所	909	69,442	344	7,738
療養介護	45	16,091	45	16,024
共同生活援助	743	235,522	722	205,184
施設入所支援	269	93,018	269	89,643
地域移行支援	12	—	12	—
地域定着支援	3	—	3	—
計画相談支援	3,344	—	※3,187	—
総計	9,073	—	8,067	—

※計画相談支援の利用人数内訳は、新規利用による計画作成 447 人、継続利用による計画作成 2,740 人。支給決定後のサービス利用状況の把握など、一定期間ごとに継続的に評価（モニタリング）を行った件数は、8,097 件。

●居宅介護事業所、ショートステイ事業所、グループホーム事業所及び 相談支援事業所等の指導

目 的

障害福祉サービス事業者等に対し、事業所への実地検査により、助言・指導を行うことで、事業運営の適正化と透明性を確保し、サービスの質の向上を図ります。

事業内容・実績等

東京都と合同で実施する方法または区単独で実施する方法により、障害福祉サービス事業所への立入検査を実施し、改善点があれば、助言・指導を行います。

改善点は口頭指導または文書指導により行い、文書指導事項については改善状況報告書の提出を求めています。

(1) 障害福祉サービス事業者等への検査

東京都と合同または区単独での実施により、障害福祉サービス事業者に対して、実地検査を行っています。

年度	3	4	5	6	7
実地検査実施事業所 (東京都と合同実施 及び立会い) (所)	3	1	1	1	2
実地検査実施事業所 (区単独で実施) (所)	14	35	18	6	11

●指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の指定

目 的

障害福祉サービス利用の基になる、「サービス等利用計画書」を作成する事業者を指定し、依頼先が増え選択先が増えることで、サービス利用者の利便性を高める取組を進めています。

事業内容・実績等

障害福祉サービスの利用に必要な「サービス等利用計画書」の作成と相談を行う「指定特定相談支援事業所」及び「指定障害児相談支援事業所」を運営する事業者は、事業所所在地の区市町村から指定を受ける必要があります。これら事業所の新規指定や指定内容の変更、休止、廃止の手続きを行っています。

また、障害福祉サービス等の事業者は、法令遵守等の内容を業務管理体制として、事業所の規模により、国、都道府県、区市町村のいずれかに届出の義務があります。業務管理体制の新規、変更、廃止の届出受付の手続きを行っています。

指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の数は、新規に開設される一方で、廃止になることもあり、増減します。

年度	3	4	5	6	7
指定特定相談事業所 (指定障害児相談支援事業所を含む) (所)	41	41	38	39	41

基幹相談支援係

●緊急時地域生活支援体制の整備

目 的

介護者が疾病等で不在となった場合などの緊急時においても、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の支援体制を整備します。

事業内容・実績

（１）地域生活支援拠点の整備

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、将来を見据えた障害者の地域生活支援を推進する観点から、地域の関係機関が支援拠点の機能を分担して担う、いわゆる面的整備支援を行う体制の整備について、令和３年度から区直営の基幹相談支援センターを設置することで、地域生活支援拠点の整備・拡充を進めています。

また、令和２年度から緊急時対応コーディネーターを配置し、介護者が疾病や死亡等で介護できない緊急時に対応するための「緊急時対応計画」の作成を進めています。

（２）緊急ショートステイ事業の実施

障害者の介護者が、急病や葬祭などによって、緊急に支援が必要になった時に、障害者の安全や安心を確保するため、早朝や深夜など 24 時間いつでも利用できるショートステイ（緊急ショート確保ベッド 1 床）を提供しています。

年度	3	4	5	6	7
緊急ショート利用者数（人）	4	3	5	4	2

●障害者の相談支援の充実

(障害者施策課、障害者施設支援課)

目 的

地域の相談支援の拠点である基幹相談支援センター、障害者地域相談支援センター(すまいる)、特定相談支援事業所からなる3層の相談支援体制を基本に、他分野との連携の強化を図ります。

事業内容・実績等

(1) 虐待の未然防止及び対応体制の充実

「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)や障害者権利条約、障害者差別解消法等、障害者の権利擁護に関する普及啓発に関するパンフレットなどの配布、障害者虐待対応会議等を実施しています。

また、通報・届出のための専用電話を設置し、区民からの障害者虐待通報を受理し、関係機関とともに対応しています。

[障害者虐待通報受理件数]

年度	3	4	5	6	7
通報受理件数(件)	31	39	40	56	48

① 障害者虐待対応会議

障害者虐待の通報や相談があったケースについて、適切な支援を行っていくため、障害者虐待対応会議を実施しています。また、医療や法律等の専門家を交えた在宅医療・生活支援センターの支援会議も活用しています。

② 研修

区内の障害者支援事業所を対象に障害者虐待防止研修を年に一度実施しています。令和7年度は「もしも虐待通報があったら…どう受け止める?何を改善する?」をテーマに開催し、約25名の参加がありました。

③ 介護者等への支援

相談支援事業所と連携し、障害者を介護する家族等に対して介護の負担が軽減できるよう、介護に関する情報提供や相談等を行っています。

(2) 相談支援体制の充実

① 基幹相談支援センター機能の充実

特定相談支援事業所及び一般相談支援事業所へのバックアップや権利擁護、虐待防止の取組を推進するため、地域の相談支援の中核的な役割を果たす基幹相談支援センター

障害者施策課

を令和3年4月からウェルファーム杉並に区直営として設置しました。障害者地域相談支援センターや特定相談支援事業所をはじめ様々な関係機関と連携し、障害者を支える相談支援のネットワーク構築に努めています。

② 地域における相談支援体制の充実

障害者地域相談支援センター（すまいる）では、障害種別や手帳の有無を問わず、障害者とその家族等の生活に関することなど多くの相談を受けています。地域内にお住まいの方からの相談を受けるとともに、広報誌「すまいる通信」での情報発信や、地域内の関係機関と共にネットワーク作りも行います（地域分けは、福祉事務所の地域分けと同じです）。

また、障害者の集いの場の提供や、講座など自立を支援する事業の実施、障害当事者活動の支援なども行っています。

[障害者地域相談支援センター(すまいる)の所在地]

障害者地域相談支援センター	所在地
すまいる荻窪（社会福祉法人めぐはうす）	杉並区保健医療センター（杉並保健所）2階
すまいる高円寺 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	杉並福祉事務所高円寺事務所4階
すまいる高井戸 （社会福祉法人いたるセンター）	杉並障害者福祉会館3階

[障害者地域相談支援センター(3か所)の相談件数]

年度	3	4	5	6	7
相談件数（件）	34,470	37,732	36,473	31,193	29,986

[障害種別相談件数（重複あり）]

（単位：件）

年度	3	4	5	6	7
身体障害	1,294 (0)	1,498 (0)	1,744 (0)	2,014 (1)	2,014 (0)
重症心身	0 (1)	0 (0)	20 (0)	31 (0)	25 (0)
知的障害	10,260 (3)	11,452 (29)	9,846 (5)	8,126 (5)	6,727 (0)
精神障害	25,537 (6)	26,808 (1)	25,523 (0)	22,509 (25)	20,664 (0)
発達障害	3,023 (7)	3,293 (24)	3,761 (5)	3,353 (0)	4,252 (1)
難病	221 (0)	79 (0)	117 (0)	52 (0)	76 (0)
高次脳	316 (0)	387 (0)	462 (0)	422 (0)	236 (0)
その他	113 (0)	55 (0)	113 (0)	86 (0)	152 (0)

※（ ）内の数字は障害児

③ ピア(当事者)相談員等の相談支援の推進

障害者が自らの経験を基に当事者に寄り添った相談を行うピア相談員の活動を 3 か所の障害者地域相談支援センターで実施しています。3 障害のピア相談員の育成にむけて、「ピア入門・育成講座」や「ピア交流会」を開催しています。

④ 高齢障害者の相談支援体制の推進

高齢障害者については、障害の程度や個別の状況に応じて介護保険サービスに加え障害福祉サービスを利用する方もいるため、ケアマネジャーが障害福祉サービスの利用も包含したケアプランの作成が増加しています（区独自報酬あり）。今後も増加する見込みである高齢障害者を支えるために、ケア 24 や居宅介護支援事業所と連携した研修の実施や支援のネットワーク構築を進めています。

また、地域自立支援協議会高齢障害連携部会では、地域の様々な関係機関と共に高齢障害者の課題について協議を進めています。

●地域移行の促進

目 的

長期で入院・入所している障害者が自ら選んだ地域・住まいで安心して、自分らしい生活を送るために、地域の支援者が地域移行に向けた支援を行います。

事業内容・実績等

（１）地域生活への移行促進と定着支援

① 精神科病院入院者の地域生活への移行促進と定着支援の推進

平成 25 年度より精神科病院に入院している方を対象に、障害者地域相談支援センター「すまいる」（3 カ所）の職員やピア相談員等が、退院への動機づけや地域生活の具体的なイメージづくり等を個別に支援する地域移行プレ相談事業を実施しています。

また、平成 28 年 5 月からは区と契約しているグループホームに併設している居室を利用して、退院後の生活のイメージづくりや地域で安定した生活が継続できるよう支援すること等を目的に、精神障害者グループホーム活用型ショートステイ事業を実施しています。

上記事業に加え、障害者総合支援法の地域移行支援を活用することや、杉並区地域自立支援協議会の専門部会である地域移行促進部会と連携しながら課題を検討することで、精神科病院入院者の地域生活への移行促進と定着支援の推進に努めています。

[地域移行プレとショートステイの利用状況]

年度	3	4	5	6	7
地域移行プレ利用者数（人）	24	26	22	21	15
ショートステイ利用延日数（日）	284	387	340	382	321

② 入所施設等からの地域移行の推進

知的障害者の地域での自立生活を促進するため、入所施設「すだちの里すぎなみ」で、おおむね3年間を入所期間として、社会生活体験や訓練を行い、アパートやグループホーム等の地域生活への移行を支援します。

また、広く入所施設者の地域移行を進めるため、令和6年10月に杉並区地域自立支援協議会地域生活支援拠点部会を発足し、現状把握と具体的な取組内容の検討を開始しました。

[すだちの里すぎなみからの地域移行者数]

年度	3	4	5	6	7
地域移行者数（人）	4	3	2	1	2

●地域の支援ネットワークづくりの推進

目 的

重度化や高齢化した障害者が地域で充実した生活が続けられるよう、地域の関係機関が連携し、課題の共有や解決への取組みを目指し、地域の支援ネットワーク構築を推進していきます。

事業内容・実績等

（1）地域の支援力強化に向けた取組の推進

① 在宅医療・生活支援センターとの連携

複数の機関との連携が必要で解決に時間を要する課題を抱える家庭等の支援について、複数の関係機関との調整や専門的な知見によるサポートを担う在宅医療・生活支援センターとの連携により、対応します。

② 研修等による事業者への支援の充実

ア. 相談支援専門員スキルアップ研修の開催

相談支援専門員に必要な価値・知識・技術等を獲得することを目的に、サービス等利用計画を作成する区内及び近隣区の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員向けに研修を実施しています。

イ. 立ち上げ支援研修

新たに区が指定した相談支援事業所の相談支援専門員や、既に事業を実施している相談支援事業所が雇用した相談支援専門員を対象に、障害福祉サービスに関する制度や区内相談支援体制等に関する情報提供、提出書類等の手続き、サービス等利用計画作成の実践等の研修を実施しています。

③ 地域自立支援協議会の開催

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、平成 19 年 4 月より「地域自立支援協議会」を設置しています。本会を年度に 4 回開催し、地域における障害者等の支援体制に関する様々な課題について情報共有し、解決に向け協議するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関とのネットワーク構築と体制整備に取り組んでいます。また、より深く専門的な議論をする専門部会の設置や障害者の地域生活を身近に感じてもらえるよう、区民向けにシンポジウム（トークライブ）を開催しています。

[構成]

保健医療関係者・教育関係者・就労支援関係者・権利擁護関係者
障害当事者・学識経験者・サービス事業者・相談支援事業所
障害者団体・高齢分野

[部会]

部会名	相談支援部会
	地域移行促進部会
	高齢・障害連携部会
	地域生活支援拠点部会
	こども部会
	計画部会

(2) 地域での見守りの推進

区が委託している障害者地域相談支援センター（すまいる）では、相談により緊急対応が必要な方や、引きこもりなどで社会とのつながりがなく継続的な関わりによる支援が必要と判断した方等を訪問し、障害福祉サービスや様々な社会資源等に関する情報提供を行うとともに、関係機関との連携・調整を図り、孤立の防止に取り組んでいます。

[実績（家庭訪問・病院や施設などへの訪問・関係機関との同行訪問など）]

年度	3	4	5	6	7
障害者地域相談支援センター 3 所訪問数（件）	366	395	376	311	260

障害福祉サービス係

●障害者の相談と手帳の交付等

目 的

障害者の自立と社会参加を支援するため、身体障害者手帳や愛の手帳（療育手帳）の取得等手続きを行い、関連する福祉サービスの利用を促進します。

事業内容・実績等

身体障害者手帳や愛の手帳（療育手帳）の手続きを行い、手帳に付随した補装具費の支給や日常生活用具の給付、障害福祉サービスの利用に関する相談・申請業務を行っています。

（１）障害者の相談件数

[身体障害者]

（単位：件）

年度	相談延件数					
	総数	身障手帳	更生医療	補装具	交通機関 割引	その他
3	16,884	3,586	835	1,061	1,360	10,042
4	17,664	3,963	857	1,490	1,450	9,904
5	16,120	3,284	861	971	1,348	9,656
6	16,750	3,445	822	1,839	1,419	9,225
7	16,709	2,366	744	1,926	1,412	10,261

[知的障害者]

（単位：件）

年度	相談延件数								
	総数	施 設		職業	医療 保健	生活	教育	居宅	その他
		援護 施設	その他						
3	3,400	53	162	22	7	2	0	2,497	657
4	4,348	55	81	4	7	0	0	3,563	638
5	5,447	65	160	0	0	0	0	4,717	505
6	4,799	61	126	0	0	0	0	4,123	489
7	6,982	104	167	0	0	0	0	5,928	783

(2) 手帳の交付等

① 身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

種別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
肢体不自由	894	1,030	1,034	1,406	498	286	5,148
内部障害	2,749	213	723	1,135	5	4	4,829
視覚障害	265	353	54	55	178	29	934
聴覚又は 平衡機能の障害	0	247	119	354	5	365	1,090
音声、言語機能又は そしゃく機能の障害	0	0	121	79	0	0	200
計	3,908	1,843	2,051	3,029	686	684	12,201

※重複障害の方は、主な障害種別で人数を計上

② 愛の手帳所持者数

(単位：人)

年度	1 度	2 度	3 度	4 度	計
3	72	764	649	1,230	2,715
4	73	778	657	1,260	2,768
5	71	816	691	1,410	2,988
6	75	842	691	1,469	3,077
7	72	861	714	1,534	3,181

● 自立支援医療（更生医療）の支給

目 的

身体障害者が効果的な治療を受けることができるよう医療費助成を行い、障害の軽減、自立を支援します。

事業内容・実績等

身体障害者（18歳以上）が、手術や投薬などによって、障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、また障害の進行を防いだりする医療費の負担軽減を図っています。原則、医療費の自己負担額（1割）を除いた額を支給します。自己負担額は所得に応じて異なり、負担上限額が設けられています。

年度	3	4	5	6	7
支給件数（件）	5,597	5,465	5,763	5,978	5,904

● 補装具費の支給等

目 的

身体障害者等が自立した生活を送るために、補装具の購入を支援し、日常生活や社会参加を促進します。

事業内容・実績等

身体障害者等が日常生活や社会生活において自立しやすくするために、補装具費の支給等を行っています。（補装具とは、身体の欠損や損なわれた機能を補完・代替し、日常生活などで継続して使用するための用具のことをいいます（例：車いすや義足、盲人杖等）。）

また、障害児の保護者に対し、補装具の購入と修理に係る費用（利用者負担額：原則1割）を、杉並区独自で助成（無償化）しています。

（１）補装具費の支給および修理

年度	3	4	5	6	7
支給件数（件）	790	845	889	793	903

（２）乳幼児及び義務教育就学児費の助成

年度	3	4	5	6	7
助成件数（件）	218	299	294	221	254

● 日常生活用具の給付等

目 的

障害者が自立した生活を送るために、日常生活用具の給付を行い、生活の利便性を向上させます。

事業内容・実績等

障害者が日常生活を容易なものとするために、日常生活用具（特殊寝台や入浴補助用具、ストマ装具等）の給付を行っています。なお、自治体により、給付品目や基準額が異なります。

（１）日常生活用具の給付等

年度	3	4	5	6	7
給付件数（件）	6,973	6,928	6,320	6,621	6,251

（２）一般住宅の改修によるバリアフリー化

障害者に対して、一般住宅の一部をバリアフリー化するための改修工事費及び改造用具購入費を給付します。

年度	3	4	5	6	7
給付件数（件）	11	11	13	15	13

障害者手当・医療係

●心身障害者等の医療費助成及び手当支給

目 的

心身障害者の保健の向上、福祉の増進を図るため、医療費の助成や手当の支給を行っています。

事業内容・実績等

(1) 心身障害者医療費助成

一定の障害を有する方へ、医療費（保険診療分）の自己負担額の一部又は全部を助成しています。障害の程度や特定の疾病の有無によって、都制度（マル障）又は区制度（マル身）のいずれかが該当になります。助成の要件として医療保険に加入していること、生活保護を受給していないこと、年齢制限、所得制限などがあります。

(2) 区の制度の手当

いずれの手当も年齢制限、所得制限、施設入所制限、併給制限などがあります。

① 心身障害者福祉手当

一定の障害を有する方へ、障害の程度に応じて月額 17,000 円、11,500 円、5,000 円いずれかの手当を 3 か月ごとに支給しています。

② 難病患者福祉手当

国指定の難病又は都指定の疾病を有する方へ月額 16,500 円の手当を 3 か月ごとに支給しています。

③ 児童育成手当（障害手当）

一定の障害を有する 20 歳未満の子を養育する保護者へ、月額 17,000 円の手当を 4 か月ごとに支給します。

(3) その他の手当

いずれの手当も所得制限や、施設入所制限などがあります。

① 重度心身障害者手当

都の制度の手当です。都の条例に定める程度の障害を有する方へ、月額 60,000 円の手当を毎月支給します。

② 障害児福祉手当

国の制度の手当です。法令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の方へ、月額 16,100 円の手当を 3 か月ごとに支給しています。

③ 特別障害者手当

国の制度の手当です。法令で定める程度の障害を有する以上の方へ、月額 29,590 円の手当を 3 か月ごとに支給しています。

④ 特別児童扶養手当

国の制度の手当です。法令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の子を養育する保護者へ、月額 56,800 円又は 37,830 円の手当を 4 か月ごとに支給しています。

(4) 重度脳性麻痺者介護事業

重度の脳性麻痺者の介護人へ、介護した日数分の手当（1 か月 12 日まで、1 日につき 6,560 円）を毎月支給しています。障害者総合支援法における障害福祉サービス受給者や地域生活支援事業の個別支援型移動支援の利用者などは、対象になりません。

●心身障害者の福祉増進支援

目 的

心身障害者が住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、外出の支援や、生活の安全を確保することで、経済的な負担の軽減や社会参加を図ります。

事業内容・実績等

(1) 心身障害者自動車燃料費の助成

心身障害者のために使用する自動車の燃料費の一部を助成しています。(昭和 50 年 10 月から実施)

[対 象]

区内に住所を有する身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳（1 級）の所持者で、本人又は同居の家族が自動車税又は軽自動車税の減免の要件に合致している方。ただし、福祉タクシー利用券又はリフト付きタクシー補助券を受けている方は、対象となりません。また、20 歳以上の方には所得制限があります。

[助成の範囲]

月 62 リットルを限度に 1 リットルにつき 50 円(軽油は 30 円)を助成しています。

年度	3	4	5	6	7
認定者数（人）	1,578	1,283	1,234	1,306	1,324

(2) 福祉タクシー利用券の交付

歩行困難な心身障害者に対し、タクシーの乗車料金の一部を助成しています。(昭和53年7月から実施)

[対 象]

区内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

ア 身体障害者手帳1～3級の下肢・体幹・内部・脳病変による移動機能障害の方

イ 身体障害者手帳1・2級の視覚障害の方

ウ 愛の手帳1・2度(重度心身障害者手当受給者は3度まで)の方

エ 精神障害者保健福祉手帳1級の方

ただし、自動車燃料費の助成を受けている方は、対象となりません。また、20歳以上の方には所得制限があります。

[事業内容]

区と協定した事業者が運行するタクシー料金の支払いに利用できる福祉タクシー利用券を、申請により1か月当たり5,300円分を交付しています。

年度	3	4	5	6	7
対象者数(人)	6,203	5,232	5,139	5,010	4,963

(3) リフト付タクシー補助券の交付

歩行困難な心身障害者が、車いすやストレッチャー(移動寝台)に乗ったままで乗降できる車両を利用する際の予約料等を助成しています。(平成4年4月から実施)

[対 象]

区内に住所を有する身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳1級の手帳の所持者で、日常外出時に車いすを常用している方又は寝たきり状態の方

ただし、自動車燃料費の助成を受けている方は、対象となりません。また、20歳以上の方には所得制限があります。

[事業内容]

区と協定した事業者が運行するリフト付タクシーを利用する場合、予約料・迎車料及びストレッチャー使用料分として利用できる券を1か月あたり8枚交付しています。

年度	3	4	5	6	7
登録者数(人)	842	810	814	787	815

(4) 身体障害者電話料助成

外出困難な在宅の重度身体障害者に対して、身体障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保するために、電話料の助成を行っています。(昭和52年7月から実施)

[対 象]

区内に住所を有する、次のいずれにも該当する方

- ・視覚・下肢・体幹・内部障害に係る障害程度が1級・2級で外出困難な方又は聴覚障害2級の方
- ・18歳以上の方（個人名義の電話は、65歳以上の方は対象となりません）
- ・生活保護を受けているか、所得税若しくは住民税が非課税世帯であること

[事業内容]

個人名義の電話 回線・配線・機器使用料+60 通話分の通話料

福祉電話 回線・配線・機器使用料+60 通話分の通話料

（ただし 65 歳以上の方は回線・配線・機器使用料のみ助成しています。）

年度	3	4	5	6	7
福祉電話対象者数（人）	8	7	6	5	4

（５）心身障害者理美容サービス

重度心身障害者に対し、理美容サービスを行っています。（昭和 53 年 4 月から実施）

[対 象]

区内に住所を有する重度心身障害者手当（都の制度）の受給者。ただし、施設入所者、入院中、高齢者訪問理美容サービスを受給中の方は、対象となりません。

[事業内容]

自宅で理髪・美容のサービスが受けられる利用券を、最大年 4 回分交付しています。

年度	3	4	5	6	7
対象者数（人）	103	85	92	86	96
利用回数（回）	190	182	177	150	138

（６）身体障害者用三輪自転車購入費助成

身体障害のため一般の三輪自転車を利用できない方に対して、身体障害者用踏込ペダル式三輪自転車（電動式三輪自転車を含む）購入費を助成しています。（昭和 58 年 9 月から実施）

[対 象]

区内に住所を有する身体障害者手帳を所持する方で、身体障害のため一般の三輪自転車を利用できない方（ただし、自ら自動車運転のできる方は、対象となりません。）

[事業内容]

購入価格の 1/2（ただし、最高限度額ペダル式 80,000 円、電動式 150,000 円）を限度とし、本人及び扶養義務者の所得税の合算額に応じた負担額を控除した額を助成しています。

（７）心身障害者入浴サービス

長期にわたり入浴が困難な在宅の重度心身障害者に対し、移動入浴車を派遣し、入浴

の機会を提供しています。(昭和 60 年 6 月から実施)

[対 象]

区内に住所を有する身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の方で、家庭及び公衆浴場での入浴が困難な方。ただし、施設入所者、医師の許可が得られない方、65 歳以上の新規申請者は、対象となりません。

[事業内容]

委託業者から移動入浴車を年 52 回以内（介護保険給付者は年 14 回以内）派遣し、室内に搬入した浴槽にて、看護師等の入浴介助者が洗身、洗髪、洗顔等を行っています。

[利用者負担]

次のいずれかに該当する方は利用者負担として委託料の 3%を負担。

(1) 障害者が 18 歳未満…保護者又は保護者の配偶者が住民税課税の場合

(2) 障害者が 18 歳以上…本人又はその配偶者が住民税課税の場合

年度	3	4	5	6	7
登録者数 (人)	77	67	64	63	59
延利用回数 (回)	2, 162	2, 015	1, 849	1, 798	1, 604

(8) 寝具洗濯・乾燥サービス

寝たきり状態の重度心身障害者のために、寝具の洗濯や乾燥サービスを行っています。(昭和 61 年 4 月から実施)

[対 象]

区内に住所を有する寝たきり状態の身体障害者手帳 1・2 級または愛の手帳 1・2 度の方（ただし、施設入所者、入院中、高齢者寝具洗濯乾燥サービス受給者は、対象となりません。）

[洗濯乾燥を行う回数]

乾燥コース：乾燥 毎月 1 回、洗濯乾燥 年 2 回

洗濯乾燥コース：年 6 回

[実施方法]

委託業者が各対象者宅を訪問し、寝具を預かり、洗濯乾燥した後、再び対象者宅へ届けます。

年度	3	4	5	6	7
登録者数 (人)	12	10	9	9	11
延利用者数 (人)	96	79	62	52	48

(9) おむつ支給

常時失禁状態で、おむつを使用しなければならない心身障害者に対して、おむつ（現物）を支給しています。昭和 46 年 4 月からおむつ代を支給する方法で開始、平成 12 年

4月からおむつの支給に変更しました。

[対 象]

区内に住所を有する心身の障害の程度が次のいずれかに該当する常時失禁状態又はおむつを使用しなければならない状態にある方

- ・身体障害者手帳 1～3 級（高度排尿・排便機能障害がある方は 4 級まで）
- ・愛の手帳 1～4 度
- ・脳性麻痺又は進行性筋萎縮症

ただし、3 歳未満、施設入所者、高齢者の制度である介護用品の支給を受けている方は、対象となりません。

[支給方法] 希望するおむつを、毎月送付(月額 9,000 円分まで)しています。

年度	3	4	5	6	7
受給者数（人）	908	920	963	986	1,048

（１０）緊急通報システム事業

ひとり暮らしなどの重度身体障害者世帯等に対して、家庭内で病気などの緊急事態に陥った時に、民間警備会社に自分で通報できる無線発報器を備えた、緊急通報システムを設置しています。この緊急通報システムは、火災センサーと安心センサー（一定時間センサーに反応がない場合に自動的に民間警備会社に通報する。）を備えており、火災時等の緊急事態には、自動的に民間警備会社に通報がいきます。平成 3 年 4 月から実施（難病患者は平成 6 年 4 月から実施）し、平成 25 年度に、消防庁方式から民間方式の緊急通報システムに切り替え、火災センサーと安心センサー機能が新たに加わりました。

ただし、施設入所者、高齢者緊急通報システム等同様のサービスを受給中の方は、対象となりません。

[対 象]

区内に住所を有する在宅の 18 歳以上のひとり暮らし等で、重度の心身障害者又は東京都難病患者等医療費助成対象の難病患者

年度	3	4	5	6	7
設置台数（台）	35	39	43	38	37

（１１）知的障害者（児）位置探索システム事業

知的障害者(児)を在宅で介護する方に対し位置情報端末機器を貸与し、知的障害者(児)が行方不明になった場合に、位置情報の提供を行うことにより、早期発見と安全確保ができるようにしています。(平成 15 年 9 月から実施)

[対 象]

区内に住所を有する愛の手帳を所持している知的障害者（児）で位置探索システムが

必要と認められる方と同居している介護者（扶養義務者）。ただし、寝たきり等の外出困難者、施設入所者、65 歳以上の方は対象外です。また、心身障害者福祉手当に準じた所得制限があります。

[事業内容]

位置探索事業者への委託により、探索機等の貸与及び衛星回線（GPS）を利用した位置探索システムによる位置情報の提供を、介護者に対し行っています。

[利用者負担]

電話（オペレーター）による問い合わせの場合、探索料として 1 回あたり 200 円を負担（インターネットによる検索の場合は無料）

年度	3	4	5	6	7
登録者数（人）	21	22	22	23	16
探索回数（回）	136	201	154	494	664

（１２）家具転倒防止器具取付事業

障害者手帳の所持者、難病患者福祉手当を受給している方を対象に、家具転倒防止器具の取り付けを実施しています。（平成 19 年 7 月から実施）

[対 象]

区内に住所を有する次の手帳等を所持または受給している方。

- ・身体障害者手帳を所持する方
- ・愛の手帳を所持する方
- ・精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- ・難病患者福祉手当を受給している方

[事業内容]

委託事業者が事前調査のうえ、家具転倒防止器具を 3 か所（上限 9,000 円分）まで取り付けます。なお、地域の助け合いネットワーク（地域の手）に登録されている方の世帯は 6 か所（15,000 円分）まで取り付けることができます。

年度	3	4	5	6	7
利用者数（人）	14	4	11	22	8

児童支援係

●療育支援の充実

目 的

児童福祉法に定められた事項を勘案し、障害児通所支援事業が必要と認められた障害児に対し、障害児通所給付の支給決定を行います。

事業内容・実績等

(1) 障害児通所給付の支給決定

発達に遅れや心配のある児童、障害のある児童の保護者から相談を受け、障害児通所支援給付の支給決定を行っています。個々の状況に応じて児童発達支援や放課後等デイサービスなどの必要なサービスを利用することで、集団生活への適応訓練その他必要な支援により、児童の心身の健やかな成長と発達を促すことに寄与しています。

[児童発達支援の支給決定者数]

年度	3	4	5	6	7
支給決定者数（人）	1,156	1,222	1,266	1,339	1,446

[放課後等デイサービスの支給決定者数]

年度	3	4	5	6	7
支給決定者数（人）	430	474	530	641	773

[障害児相談支援の支給決定者数]

年度	3	4	5	6	7
支給決定者数（人）	1,679	1,790	1,893	2,091	2,330

●重症心身障害児通所施設わかばの運営

目 的

重症心身障害児を主な対象とした児童発達支援事業所である区立重症心身障害児通所施設わかばを設置し、未就学の重症心身障害児の療育の場を確保します。

事業内容・実績等

(1) 重症心身障害児を主な対象とした児童発達支援事業所の運営

医療的ケアがあっても身近な地域で療育が受けられるよう、未就学の重症心身障害児等を対象とする重症心身障害児通所施設わかばを平成 27 年 10 月から委託により運営し、発達の遅れや偏り、心身に障害のある子どもの発達を早期から支援しています。

[重症心身障害児通所施設わかばの通所児童数]

年度	3	4	5	6	7
通所児童数（人）	12	9	10	11	16

●児童発達支援事業所の運営支援

目 的

療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、児童発達支援事業所に運営助成を行い、区民の療育枠の確保に努めるとともに、区内で運営する事業所を支援します。

事業内容・実績等

(1) 児童発達支援事業所への運営助成

発達相談により療育支援が必要な児童を身近な地域で速やかに療育先につなげるため、児童発達支援事業所に区独自の運営助成を行い、区内の障害児等の療育枠の確保に努めています。

[児童発達支援事業所運営助成の助成件数]

年度	3	4	5	6	7
助成件数（件）	9	8	12	12	15

●保育対応型児童発達支援の実施

目 的

医療的ケアが必要な重症心身障害児の保護者が、就労しながら安心して子育てができる環境を整えるため、保育園での受入れが難しい医療的ケア児の保育の受け皿を確保します。

事業内容・実績等

(1) 保育対応型児童発達支援の実施

区内の保育需要に対応するため、保育対応型児童発達支援事業所により保育園で受入れが難しい医療的ケアが必要な重症心身障害児の保育を行っています。

●放課後等デイサービス事業所の運営支援

目 的

障害児が安心して放課後等の時間を過ごすことができるよう、放課後等デイサービス事業所に運営補助を行い、障害児の放課後の居場所の拡充に努めるとともに、区内で運営する事業所を支援します。

事業内容・実績等

(1) 放課後等デイサービス事業所への運営補助

利用児の状況に合わせた職員配置により手厚い支援をしている放課後等デイサービス事業所に区独自の運営補助を行い、質の高いサービスを安定して提供できるよう運営を支援しています。

[放課後等デイサービス事業所運営補助の補助件数]

年度	6	7
補助件数（件）	11	12

※令和6年度から実施

● 重症心身障害児放課後等デイサービス事業所の運営支援

目 的

医療的ケアが必要な重症心身障害児等が安心して放課後等の時間を過ごすことができるよう、重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所に運営補助を行い、区内で運営する事業所を支援します。

事業内容・実績等

（１）重症心身障害児放課後等デイサービス事業所への運営補助

医療的ケアが必要な重症心身障害児等の放課後等の居場所である重症心身障害児放課後等デイサービス事業所に区独自の運営補助を行い、質の高いサービスを安定して提供できるよう運営を支援しています。

[重症心身障害児放課後等デイサービス事業所運営補助の補助件数]

年度	3	4	5	6	7
補助件数（件）	3	3	3	5	5

児童発達相談係

●障害児の発達相談

目 的

発達の遅れ、または偏りのある子どもの電話や面接による相談を実施し、保護者が子どもの発達特徴を理解し、子どもに適切に関われるように助言を行います。また、特定相談支援事業所並びに障害児相談支援事業所として、子どもの発達状況や取り巻く環境を把握し、必要に応じて関係機関との連携や適切な支援につなぎます。

事業内容・実績等

(1) 発達に心配のある子どもの相談支援の実施

発達の遅れや偏りの心配のある子どもの相談に応じ、一人ひとりのニーズに応じたサービス利用や児童発達支援・放課後等デイサービス等の児童通所給付支給申請に関する相談に応じています。

① 電話相談の実施

電話での相談の他、面接による相談の受付、他機関への紹介を行っています。

年度	3	4	5	6	7
相談件数（件）	997	1,088	1,146	1,238	1,340

② 未就学児の新規相談

発達に心配を抱える未就学児を対象に、発達全般について心理・言語・リハビリ等の専門職が面接を行い、子どもの発達状況を把握し、必要に応じて関係機関との連携や児童発達支援等の専門機関につなげます。発達相談すこやかでは保護者が発達障害児等の子どもの行動を客観的に理解し、関わり方や子どもを肯定的に受け入れられるように、専門医や公認心理師が保護者の心情に寄り添いながら相談や助言を行っています。

年度	3	4	5	6	7
新規相談件数（件）	656(41)	677(41)	639(45)	713(42)	738(47)

※()内の数字は相談件数のうち、専門医師・心理職による発達専門相談「すこやか」の件数

③ 学齢児童の新規相談

療育手帳並びに身体障害者手帳を持たない、小・中・高生の障害児に対し、学齢期発達支援事業、放課後等デイサービス等の利用について、面接相談を行い、本人状況並びに取り巻く環境に応じ適切な支援につなげています。

年度	3	4	5	6	7
新規相談件数（件）	99	119	138	208	229

④ 児童発達支援・放課後等デイサービス等相談業務（利用計画作成件数）

一人ひとりのニーズに応じたサービス利用や児童発達支援・放課後等デイサービス等の児童通所給付支給申請の手続を行っています。さらに特定相談支援事業所並びに障害児相談支援事業所として子どもの発達状況と取り巻く環境等に応じ関係機関と連携を図り、児童支援利用計画の相談並びに作成を行っています。児童支援利用計画をもとに事業所が子どもの特性に応じた支援が行えるよう連携を図っています。

年度	3	4	5	6	7
利用計画作成件数（件）	666(303)	855(373)	885(405)	1,133(543)	1,303(584)

※()内の数字は利用計画作成件数のうち、学齢期児童の相談も含む新規作成件数

（２）学齢期の発達障害児支援事業の充実

平成 29 年 8 月から、支援が必要な小学校 1 年生から小学校 3 年生の発達障害児に対し、学校、特別支援教育課と連携し、特性に合わせたコミュニケーションや社会性の発達等を促すための学齢期発達支援事業を実施しています。支援は、区が委託する事業所が行っています。

年度	3	4	5	6	7
利用決定者数（件）	161	171	185	218	234

こども発達センター

●療育支援の実施

目 的

児童福祉法に基づいた児童発達支援センターとして、中重度の知的障害児及び肢体不自由児を中心に、障害の状況に応じて、早期からの適切な療育支援を実施しています。また、地域の保育園、幼稚園・子供園、民間児童発達支援事業所等への助言・指導や研修の実施、区民向けに障害理解・啓発講座を行い、地域全体の支援力向上に努めています。

事業内容

(1) 個別指導、医療相談・専門相談

① 個別指導

個別の指導が望ましい子どもと保護者に対し、発達の状況に応じて、指導計画に基づき指導を行います。

[延指導件数]

年度	3	4	5	6	7
言語心理 (件)	6,111	5,790	6,350	6,211	5,268
理学療法 (件)	1,786	1,432	1,105	1,211	1,400
作業療法 (件)	1,477	1,293	957	957	1,322
合計 (件)	9,374	8,515	8,412	8,379	7,990

② 医療相談、専門相談

こども発達センター利用者を対象に、専門医や専門職による相談を行っています。また、電話相談にも応じています。

[医療相談]

年度	3	4	5	6	7
児童精神科 (件)	22	22	22	24	30
小児神経科 (件)	96	114	100	100	90
整形外科 (件)	25	33	26	27	32
歯科 (件)	51	50	52	47	45
合計 (件)	194	219	200	198	197

[専門相談・電話相談]

年度	3	4	5	6	7
言語心理（件）	615	537	641	547	633
理学療法（件）	40	82	95	128	123
作業療法（件）	192	214	225	208	175
保健（※）（件）	236	302	499	447	352
電話相談（件）	30	37	15	17	13
合計（件）	1,113	1,172	1,475	1,347	1,296

※保健・栄養・福祉などの相談

③ 摂食指導

摂食機能に課題のある子どもに対し、専門技術者の指導を実施しています。子どもの口腔機能の発達に応じた食形態や姿勢を整え摂食機能を高めます。

年度	3	4	5	6	7
摂食指導（件）	57	52	50	47	46

（２）中重度障害児のグループ指導

① 親子グループ

対象は0～2歳児、定員は午前9人、午後9人

心身の発達に遅れがみられる児童を対象に親子で参加するグループ指導と個別相談を行います。保護者とともに子どもの現状をとらえ、一人ひとりの発達特徴に合わせた育児を支援します。

利用料は、東京都の公費負担により原則として自己負担はありません。

年度	3	4	5	6	7
0歳児親子グループ登録児数(人)	5	3	8	13	14
グループ数	1	1	1	2	2
1～2歳児親子グループ登録児数(人)	94	114	102	61	59
グループ数	10	10	11	7	7

② 幼児グループ（たんぽぽ園）

対象は3～5歳児、定員は1日40名

週1日から週5日の範囲で、家庭状況に応じた通所日数により、発達の状況に合わせたグループ指導を実施しています。発達状況に応じ、遊びや生活活動を通じた支援を行い、集団での関わりの中で、対人関係や、食事・排せつ・着替えなどの基本的な生活習慣の習得を支援します。

通所にあたってはバスによる送迎を行い、給食を提供しています。また、指導終了後、最

大午後5時まで、必要に応じて預かり保育を実施しています。

利用料は、児童福祉法及び関係法令に基づき、国及び東京都の公費負担により原則として自己負担はありません。ただし、給食費については給食材料費相当の実費負担があります。

年度	3	4	5	6	7
幼児グループ登録児数（人）	40	35	58	52	64
グループ数	5	5	7	7	8

③ その他

たんぽぽ園卒園児のフォローとして、就学後1年目の児童を対象に実施しています。

年度	3	4	5	6	7
参加人数	-	-	7	11	5

※令和3年度、4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

（3）地域支援の充実

保護者や関係者、支援者などを対象とした療育講座、地域支援講座を開催するほか、保育園、子供園、幼稚園を訪問し助言等を行う保育所等訪問支援事業を実施しています。平成30年度から保育所等訪問支援に民間事業者が参入しました。

① 地域支援講座の実施

[延べ参加者数]

年度	3	4	5	6	7
関係者や保護者の方を対象とした講座（人）	78	908	959	849	700

年度	3	4	5	6	7
療育機関等支援者を対象とした講座（人）	579	174	208	165	131

※3年度の地域支援講座は新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止、令和3年度から一部オンデマンド配信で実施

② 保育所等訪問支援の実施

こども発達センターが地域におけるインクルージョン推進の中核機関となり、保育所等の育ちの場において公民連携・協力しながら支援を行う体制を構築するため、民間の障害児通所支援事業所とともに訪問支援を実施しています。訪問にあたっては専門職が療育支援を受けている児童の通う保育園や幼稚園、学校等の所属先と支援内容について共有・連携を図りながら、児童がより良い集団生活を送ることができるよう、必要な支援を行います。

[保育所等訪問支援の訪問件数]

年度	3	4	5	6	7
こども発達センター（件）	186	129	192	243	312
民間事業所（件）	142	173	280	344	572

3 障害者施設支援課

管理係

●障害者集会施設の運営・多様な講座の実施

目 的

心身に障害を持つ方の福祉の増進を図るため、障害者福祉会館、障害者交流館及び視覚障害者会館を設置しています。

事業内容・実績等

障害者福祉会館及び障害者交流館では、障害当事者及びその支援者が交流や会合する場として、会議室等の貸出を行っているほか、多様な講座を実施しています。視覚障害者会館は、視覚障害者の施術する場を提供し、自立を支援するほか、視覚障害者や支援者向けの各種講座を行っています。

(1) 障害者福祉会館

障害者の社会参加や教養を高めるために、パソコン講習会など各種講座、手話通訳者や要約筆記者等ボランティアの育成などを目的に講習会等を行っています。

【会議室】 障害者団体やその関係団体の会合、講習会等の場として提供しています。

【活動室】 障害者団体やボランティアなどの多様な活動の場として提供しています。

[施設利用数]

年度		総 数	会議室	活動室	その他
3	利用回数 (回)	3, 265	1, 250	1, 538	477
	利用人員 (人)	35, 695	16, 174	12, 679	6, 842
4	利用回数 (回)	3, 250	1, 246	1, 566	438
	利用人員 (人)	37, 098	18, 221	12, 925	5, 952
5	利用回数 (回)	3, 570	1, 381	1, 719	470
	利用人員 (人)	43, 243	21, 422	14, 012	7, 809
6	利用回数 (回)	3, 625	1, 360	1, 810	455
	利用人員 (人)	46, 322	22, 532	16, 276	7, 514
7	利用回数 (回)	3, 504	1, 330	1, 681	493
	利用人員 (人)	45, 501	21, 926	14, 839	8, 736

※令和3年度から第4会議室は、すまいる高井戸が使用

障害者施設支援課

[講習会等への参加者数]

(単位：人)

年度	手話講習会 (昼間部)	手話講習会 (夜間部)	点字 講習会	要約筆記 講習会	パソコン 講習会	パソコン 相談
3	76	56	—	12	10	108
4	83	61	4	20	9	89
5	96	77	8	20	9	111
6	108	105	8	26	9	81
7	97	100	8	29	7	42

※令和3年度の一部講習会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 障害者交流館

障害者やボランティアの集会・訓練や高齢者の機能訓練など、自主的な活動の場を提供しています。

また、高円寺障害者交流館は集会施設の目的外使用として、一般区民等に対し会議室の場を提供しています。

[和田障害者交流館利用数]

年度		総 数	第1活動室	第2活動室
3	利用回数(回)	392	230	162
	利用人員(人)	4,039	2,970	1,069
4	利用回数(回)	325	205	120
	利用人員(人)	3,971	3,099	872
5	利用回数(回)	320	183	137
	利用人員(人)	4,310	3,148	1,162
6	利用回数(回)	314	203	111
	利用人員(人)	3,816	3,005	811
7	利用回数(回)	291	181	110
	利用人員(人)	3,540	2,817	723

[高円寺障害者交流館利用数]

年度		総 数	集会室 1	集会室 2	会議室
3	利用回数 (回)	1,777	787	653	337
	利用人員 (人)	17,083	9,131	5,236	2,716
4	利用回数 (回)	2,241	913	754	574
	利用人員 (人)	22,559	11,470	6,478	4,611
5	利用回数 (回)	2,629	924	906	799
	利用人員 (人)	29,048	13,913	7,767	7,368
6	利用回数 (回)	2,519	866	869	784
	利用人員 (人)	28,640	13,529	7,564	7,547
7	利用回数 (回)	2,688	927	943	818
	利用人員 (人)	33,232	15,832	8,825	8,575

(3) 視覚障害者会館

はり・きゅう・マッサージの資格をもつ自営困難な視覚障害者に会館施術室等を提供して自立を援助しています。

また、視覚障害者を対象に、教養・レクリエーション事業として点字やＩＣＴ、体操などの講習会を行っています。

[三療施術者数]

(単位：人)

年度	視覚障害者等級別			
	1 級	2 級	3 級以下	計
3	8	2	1	11
4	6	2	1	9
5	7	2	0	9
6	7	2	0	9
7	7	2	0	9

[三療施術利用者数]

(単位：人)

年度	区分		合計
	マッサージ	マッサージ・はり・きゅう	
3	518	569	1,087
4	677	559	1,236
5	592	514	1,106
6	656	535	1,191
7	741	559	1,300

障害者施設支援課

[講習会等への参加者数]

(単位：人)

年度	点字講習会	I C T講習会	生活支援講座	三療施術講習会	文化講座	無料マッサージ
3	102	17	68	0	8	17
4	99	21	90	15	13	17
5	78	22	95	15	21	17
6	96	18	87	32	26	25
7	79	31	83	15	26	25

●障害者通所施設等の運営支援

目 的

杉並区に設置する指定障害福祉サービス事業所を運営する法人に対して、運営費等の費用の一部を補助することによりサービス利用者の福祉の向上を図ります。

事業内容・実績等

指定障害福祉サービス事業所等の運営や送迎、通所や給食等に係る費用に関し、一部助成しています。

(1) 施設運営費・送迎費の補助

障害者通所施設を運営する事業者に対し、施設運営に係る経費の一部を補助しています。

[助成対象事業所数]

(単位：所)

年度	3	4	5	6	7
指定障害福祉サービス事業所数	34	34	37	37	38
() 内多機能型事業者数	(8)	(8)	(6)	(6)	(6)

[事業種別内訳]

(単位：所)

年度	3	4	5	6	7
生活介護	8	8	9	9	10
自立支援	1	1	1	1	1
就労移行支援	3	3	1	1	1
就労継続支援A型	1	1	2	2	2
就労継続支援B型	29	29	30	30	30

（２）地域活動支援センターの運営支援

地域活動支援センターは、障害者の日中活動の場として創作的活動や社会との交流促進の事業を行う施設です。

① 障害者地域活動支援センターの支援

障害者総合支援法第５条第２８号に基づく「地域活動支援センター」を運営する事業者に対し、運営に要する経費を補助しています。

施設名	設置年月日	運営者名
すぎなみ１５１	平成２４年４月１日	一般社団法人クレオソーレ

[すぎなみ１５１実績一覧]

年度	週間開所日数（日）	年間開所日数（日）	年間延べ通所者数（人）
３	５	２４３	６,１３７
４	５	２４２	４,２１０
５	５	２４４	５,０５４
６	５	２４３	４,１４４
７	５	２４４	４,０６８

② 杉並区障害者福祉会館地域活動支援センター

関連事業名	担当課・係	掲載頁
地域活動支援センターの運営	障害者施設支援課 地域生活支援係	p. 78

●ショートステイ事業所及びグループホーム事業所等への支援

目 的

杉並区に設置する居宅介護事業所、ショートステイ事業所及びグループホーム事業所を支援することにより、安定した運営を図るとともにサービスの質の向上を図ります。

事業内容・実績等

ショートステイ事業所及びグループホーム事業所の運営に係る費用を一部補助しているほか、グループホームの相互ネットワークを構築し、人材育成やグループホーム間の連携強化を図るため、事業者委託契約しています。

(1) 重度化・高齢化に対応したグループホーム支援

医療的ケアが必要な障害者や特別な支援が必要な重度の障害者を受け入れるグループホームの運営を支援しています。

【支援事業所数】

年度	3	4	5	6	7
医療連携型グループホーム支援(所)	1	1	1	1	1
重度障害者対応型グループホーム体制強化支援(所)	2	2	2	2	3

(2) グループホーム地域ネットワーク事業

グループホーム相互のネットワークの構築と、グループホーム運営の質の向上を図ることを目的に、世話人対象の連絡会や研修、専門職（保健師・看護師・栄養士等）による相談等を、平成28年1月より事業者へ委託して実施しています。

(単位：回)

年度	情報交換会	研 修	会報誌の発行	専門職相談	その他
3	8	1	4	32	アンケートの実施・防災訓練等
4	4	0	4	37	アンケートの実施・防災講座等
5	5	4	4	25	交流会の実施・防災訓練等
6	4	4	4	13	文化祭でのGHの紹介等
7	5	4	4	12	文化祭でのGHの紹介等

(3) ショートステイ事業等支援

一定の条件を満たしたショートステイ事業を運営する事業所を支援することにより、障害者の家庭生活の安定と障害者福祉の増進を図っています。

【支援事業所数】

年度	3	4	5	6	7
ショートステイ事業所(所)	3	3	3	3	3

施設整備担当 _____

●重度障害者通所施設の整備

目 的

重度障害者が安全で安心して地域で過ごすことができるよう、また、特別支援学校の卒業生等の日中活動の場を確保するため、社会福祉法人と連携して重度障害者通所施設を整備しています。

事業内容・実績等

重度障害者が地域で安心して過し、より豊かな生活を送れるよう、日中活動の場を提供するために生活介護施設の整備に向けた取組を進めています。

（１）重度知的障害者通所施設の整備

施設名	あすなろ作業所 (ぼぷら)	しもたか希望の家 ibuki	リーフぽけっと
サービス内容	生活介護 20	生活介護 20	生活介護 40
定 員 (人)		就労生活支援 B 20	ショートステイ 2
開設年月	平成 26 年 9 月	令和 2 年 4 月	令和 7 年 4 月

（２）重度身体障害者入所・通所施設の整備

施設名	マイルドハート 高円寺	永福南社会福祉 ガーデン	シャローム 上井草さくら
サービス内容	生活介護 24	生活介護 5	生活介護 20
定 員 (人)	自立訓練 6	自立訓練 6	
	施設入所支援 10	施設入所支援 10	
	ショートステイ 2	ショートステイ 1	
開設年月	平成 21 年 7 月	平成 30 年 3 月	令和元年 11 月

●住まいの確保支援

目 的

障害者が、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、障害者グループホーム（共同生活援助）の整備を行います。

事業内容・実績等

障害者グループホームの開設を進めるために、関係団体と協働して、入居を検討している障害者、土地・建物所有者、地域の方々などを対象としたセミナーを実施しています。また、消防設備の設置補助を行うことで、安心して暮らせる障害者グループホームの実現に向けた支援を行っています。

（１）グループホームの整備

知的・精神・身体障害者を対象に地域社会の中で自立した生活をするための場を提供し、日常生活の援助を行っています。

[グループホーム設置数]

年度	3	4	5	6	7
知的障害者グループホーム（所）	56	58	63	67	71
精神障害者グループホーム（所）	10	9	16	20	21
身体障害者グループホーム（所）	3	3	3	3	3

（２）多様な住まいの確保に向けた検討

必要な支援を受けながら、自分らしく自立した生活ができるよう、障害特性に配慮した住まいの確保に向けた仕組みを、関係団体とともに検討しました。

令和７年度は、部会開催のほか一般の方向けセミナーを開催しました。

また、「障害者グループホームマッチングコーディネート事業」を実施し、新規開設につながるよう支援を行いました。

年度	3	4	5	6	7
居住支援協議会 障害者専門部会（回）	3	3	3	3	3
セミナー（回）	2	2	2	2	2

事業者支援係

●障害福祉サービス事業者等の人材確保・育成・定着

目 的

区内の事業者が安定的に質の高いサービスを提供できるよう、人材確保・育成・定着に向けた取組を行います。

事業内容・実績等

(1) 公民事業者職員の合同研修

地域の支援力向上を目的に、区内の多様な障害福祉サービス事業所等の公民事業者職員を対象とした合同研修を実施しています。研修は、区立障害者（児）通所施設の職員等からなる障害福祉人材育成委員会において企画しています。

[公民障害福祉従事者研修]

年度		3	4	5	6	7
初任者講習会	開催回数（回）	2	3	2	2	2
	受講延人数（人）	53	38	35	64	81
職層別研修	開催回数（回）	2	2	3	3	3
	受講延人数（人）	42	61	89	97	87
課題別研修	開催回数（回）	—	—	—	1	3
	受講延人数（人）	—	—	—	56	150
施設間ケーススタディ研修	開催回数（回）	—	—	—	4	2
	受講延人数（人）	—	—	—	171	85
リレー研修	開催回数（回）	1	5	—	6	6
	受講延人数（人）	38	129	—	116	106
施設間体験研修	受講者受入施設数（所）	29	33	36	42	56
	受講延人数（人）	60	110	97	103	111

(2) 区立障害者施設の専門職による民間事業所への巡回支援

区内の障害福祉サービス事業所における支援の質の向上を図るため、区立障害者通所施設等の専門職（理学療法士・作業療法士）がチームで民間事業所を訪問し、利用者支援に関する助言等を行う巡回支援を実施しています。

年度	6	7
巡回施設（所）	2	2

（３）就職相談会の開催

障害者分野の人材確保を図るため、ハローワーク等の協力により、「障害福祉のおしごと相談・就職面接会」を開催しています。参加事業者は職場紹介動画を作成し、仕事内容や職場の雰囲気、障害者支援に携わる仕事の魅力を発信しています。

[求職者参加状況]

年度	3	4	5	6	7
参加人数（人）	—	48	52	54	52

※令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため中止

（４）ガイドヘルパー養成講習会

移動支援事業に従事するガイドヘルパーの確保を図るため、すぎなみ地域大学を活用した「知的障害者ガイドヘルパー講座」を開催しています。修了者には東京都の移動支援従業者養成研修修了証明書を交付し、区内事業所との懇談機会を設けることで、就業や活動につながるよう支援しています。

ガイドヘルパー不足の解消に向け、令和４年度からは年２回開催しています。

年度	3	4	5	6	7
開催回数（回）	1	2	2	2	2
修了者数（人）	16	31	27	24	31

（５）区民等に向けた障害福祉の仕事の理解促進

区民や学生等に障害福祉の仕事への理解を深め、その魅力を伝えるため、「障害福祉の仕事と魅力セミナー」や障害福祉サービス事業所の見学ツアー等を実施しています。

令和７年度は、セミナーを１回、施設見学ツアーを４回（学生対象１回、求職者対象３回）開催しました。

（６）障害福祉サービス事業所職員への介護職員初任者研修等受講料の助成

令和６年６月から、区内障害福祉サービス事業所等における介護職員の確保・定着を支援するため、介護職員初任者研修等の受講料助成を開始しました。令和７年４月からは、介護職員初任者研修・実務者研修の助成割合を引き上げ、原則全額助成とし、無資格者の就労支援と良質な障害福祉サービスの提供につなげています。

[受講料助成者数]

年度	6	7
介護職員初任者研修(人)	4	8
介護職員実務者研修(人)	2	9
社会福祉士実習指導者講習会(人)	1	0

(7) 訪問系障害福祉サービス事業所の人材確保支援

令和7年7月から、人材不足が特に深刻な訪問系障害福祉サービス事業所の人材確保を支援するため、事業所が未経験者等をヘルパー補助者として雇用し、正規採用に至るまでの人件費や資格取得などの人材確保にかかる経費を助成しています。
令和7年度は、3事業所、7人のヘルパー補助者に対して支援しました。

●障害福祉サービス事業者等への支援

目 的

区民等に対し、障害福祉サービス事業所等に関する情報を分かりやすく提供するとともに、事業者間の連携促進や必要な情報提供を通じて、障害福祉サービス事業者等の活動を支援します。

事業内容・実績等

(1) 障害福祉サービス事業所等の検索システムの運営

区民等に対し、障害福祉サービス事業所等の情報を分かりやすく提供するため、杉並区公式ホームページとリンクしている「すぎなみ福祉サーチ」において、サービス内容や空き情報等から事業所を検索できるサイトを運営しています。

(2) 障害福祉サービス事業所等への情報の提供

障害福祉サービス事業所等に必要な情報を届けるため、情報誌「つぐみ」の発行やサイト等での情報発信を行い、障害福祉サービス事業者等の活動を支援しています。

●共生型サービスの推進

目 的

介護保険の対象とならない障害者等が、個々の身体状況の変化などに応じてサービスを選択し安心して利用できるよう、介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを提供する共生型サービス事業所※の開設を促進します。

※「介護保険」か「障害福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくすることを目的とする「共生型サービス」を提供する事業所

事業内容・実績等

(1) 共生型サービス事業所開設促進事業の実施

令和5年度から共生型サービス事業所（生活介護・短期入所）の開設を促進するため、事業所を開設した事業者に対し、開設及び障害者の受け入れに係る経費の一部を助成しています。

[共生型サービス事業所開設状況]

年度	3	4	5	6	7
共生型サービス（生活介護）事業所数（所）	2	2	5	5	6
共生型サービス（短期入所）事業所数（所）	0	0	0	1	2

(2) 共生型サービス事業に関するセミナー等の開催

共生型サービス事業の周知・啓発を図るため、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、障害者及びその家族等を対象としたセミナー等を開催しています。

年度	4	5	6	7
開催回数（回）	3	3	3	1

就労支援係

●障害者の就労支援

目 的

障害者・企業双方への支援を行い、障害者の就労機会の拡大を図ります。また、障害者施設の工賃アップに向けての取組を実施し、障害者施設利用者の経済面の自立を進めます。

事業内容・実績等

障害者一人ひとりのニーズに沿った多様な働き方が可能となるよう、就労相談に加え、職場体験の場の拡充を進めています。また障害者施設からの物品や役務の調達への取組を推進しています。

(1) 障害者の就労促進

① 就労相談・支援の実施

杉並区障害者雇用支援事業団（以下「ワークサポート杉並」という。）に委託し、就労を希望している障害者や現に就職している障害者への相談を行っています。また、就労を支援する障害者就労支援事業所や相談支援事業所と連携して、就労面から生活面までの一体的な支援を行います。

[ワークサポート杉並に新規に登録した人数]

年度	3	4	5	6	7
当該年度の 新規登録者数（人）	72	87	104	91	96

[ワークサポート杉並の支援を受けて就職した数]

年度	3	4	5	6	7
延べ人数（人）	31	41	32	43	46
身体障害者（人）	0	2	1	0	2
知的障害者（人）	7	9	11	8	13
精神障害者（人）	24	30	20	34	31
手帳なし（人）	0	0	0	1	0

※重複障害者は主たる障害で分類

② 雇用機会の拡大

ア. 職業評価の実施

就職を希望する障害者に、就職に必要な職業の準備や能力の評価をワークサポート杉並に委託して実施しています。身近な地域で短期間に実施でき、就労に関する適性の把握に生かしています。

[職業評価実施人数]

年度	3	4	5	6	7
実施人数（人）	14	6	16	12	9

イ. 企業への訪問

ワークサポート杉並に地域開拓促進コーディネーターを配置し、求人票や就職面接会、就労支援機関からの情報を基に企業を訪問して職場の開拓や企業実習の場を確保しています。

年度		3	4	5	6	7
訪問企業数（社）	区内	6	9	14	14	14
	区外	12	11	17	25	35
訪問延べ件数（件）		95	103	117	167	289

ウ. ネットワークの構築

公共職業安定所、区内の就労支援事業所、学校、福祉事務所等と情報の共有・連携を図り、就職、職場定着のための支援を効果的に行うため、各機関の実務担当者による雇用支援ネットワーク会議を開催しています。また、支援力向上に向けて課題共有の事例検討の実施や企業見学会、模擬面接会等を実施しています。

（２）多様な職場体験

① 体験型・短時間型実習

区役所及び区内企業において、一般就労を目指し、実践の職場に近い仕事内容や環境で経験を積み、一般就労へのスキルアップを図っています。

② 実践型実習

区役所及び区内企業において、働くことを経験することで、就労意欲の向上や一般就労へのイメージづくりを行っています。

③ チャレンジ型実習

より長期間実践に近い形を想定するためのイメージづくりを行っています。

障害者施設支援課

[実習者数]

(単位：人)

年度	3	4	5	6	7
延べ人数	28	23	20	24	20
① 体験型・短時間型	17	13	10	17	16
② 実践型	10	9	10	7	4
③ チャレンジ型	1	1	0	0	0

(3) 職場定着支援

① 企業への支援

就職後の定着を図るため、就職した障害者が職場で安定して力を発揮できるように職場を定期的に訪問し、企業に対し、相談及び助言等を行っています。

年度		3	4	5	6	7
訪問企業数（社）	区内	30	39	39	29	35
	区外	229	267	273	217	227
訪問延べ件数（件）		826	915	1, 111	1, 248	1, 371

② 生活支援

就職者が集う「ワクサポ広場」等を開催し、交流を通して就職後の不安や悩みの解消、社会生活に必要なスキルの向上を図っています。

年度	定着支援数(件)	ワクサポ広場	
		回数（回）	延べ人数（人）
3	7,185	20	288
4	5,947	24	387
5	6,759	24	383
6	7,083	11	365
7	7,791	10	359

(定着支援件数は定着訪問、面談、電話相談、企業支援などを含みます。)

(4) 障害者施設の工賃アップ支援

①「すぎなみ仕事ねっと」への支援

障害者の自立のため、区内障害者施設利用者の工賃の安定化と向上を目指し、障害者施設が連携して共同受注、自主生産品の開発、販路の確保及び支援職員の技能向上などに取り組む「すぎなみ仕事ねっと」への支援を行っています。

年度	3	4	5	6	7
就労継続支援施設 B 型 平均工賃（円）	14,971	15,435	21,621	23,492	24,592

※令和 7 年度は推計値です。

※令和 6 年度報酬改定により、令和 5 年度から平均工賃月額の計算方法が変更となりました。

【旧】工賃総額÷各月の工賃支払対象者の総数

【新】工賃総額÷開所日 1 日あたりの平均利用者数(年間延べ利用者数÷年間開所日数)
÷12 月

② 障害者優先調達推進法への対応

障害者就労施設等で就労する障害者の経済面の自立を進めるため、区が物品や役務を調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入する取組を推進しています。

年度	3	4	5	6	7
優先調達額（千円）	108,500	107,795	108,276	114,039	116,121

地域生活支援係

● 中途障害者支援

目 的

高次脳機能障害などの中途障害者が、地域で自立した生活が送れるように、専門相談窓口を設置し、作業療法士などの専門職による相談支援を行っています。

また、高次脳機能障害に関する区民向けのセミナーの開催や、関係機関との連携強化に向けた高次脳機能障害者関係機関連絡会の開催など、地域のネットワーク構築を進めています。

中途障害者の生活の再構築に向け、通所生活リハビリ事業を実施し、個々の障害の特性に応じて専門職が評価を行い、個別に目標を設定して支援を行っています。

事業内容・実績等

中途障害者の地域での自立した生活の実現に向けた取組を進めています。

(1) 高次脳機能障害者の相談等

① 高次脳機能障害専門相談窓口の設置

高次脳機能障害により困っている当事者・家族・関係機関等からの相談を受け、地域生活の安定に向けて支援を行っています。

[相談件数]

年度	3	4	5	6	7
相談者数(人)	105	86	127	197	200
相談件数(件)	370	396	668	1,993	2,895

② 高次脳機能障害者支援セミナーの実施

高次脳機能障害の理解促進を図るため、区民向けに支援セミナーを実施しています。

年度	3	4	5	6	7
開催回数(回)	2	2	2	2	2
参加者数(人)	47	71	91	54	71

③ 関係機関連絡会の開催

令和5年4月1日に杉並区高次脳機能障害者関係機関連絡会実施要綱を策定し、高次脳機能障害者の自立した日常生活、就労等の支援の充実を図ることを目的に、関係機関等との意見交換及び連絡調整を行うため、新たな枠組みで関係機関の連携強化と課題の共有を図っています。令和7年度は、杉並区関係機関連絡会を2回開催しました。

④ 杉並区高次脳機能障害者交流サロン「杉ハイ」の運営

高次脳機能障害当事者同士が毎日の生活の中で生まれる悩みや楽しいこと、うれしいことを話し合い、共有を行う杉並区高次脳機能障害者交流サロン「杉ハイ」を年 12 回行いました。

⑤ 失語症サロン事業の運営及び意思疎通支援者派遣事業の開始

失語症により意思疎通を図ることに支障のある失語症者の社会参加を促進するとともに、意思疎通支援者を介したコミュニケーション支援により、安心して会話を楽しめる場を提供するため、「失語症サロン」を年 12 回開催しました。

また、意思疎通支援者派遣事業として、令和 7 年 9 月より団体派遣、令和 8 年 1 月より個人派遣を開始しました。団体派遣は、失語症者が参加している杉並区に登録のある団体への意思疎通支援者の派遣を行い、個人派遣は通院等外出時の意思疎通に支援が必要な方に対し、失語症サロンで意思疎通支援者とマッチングしたうえ、意思疎通支援者を派遣しています。

⑥ その他の相談

補装具・住宅改修・福祉機器等の相談援助を理学療法士、作業療法士等が、専門的な助言、情報提供を行っています。

（２）通所生活リハビリ事業の実施

区内に在住する 18 歳以上 65 歳未満の心身に障害のある中途障害者に対し、障害の理解・受容への支援、社会参加に向けての支援、心身機能の維持・向上のための支援を作業療法士等が中心となり行っています。

年 代 別							(単位：人)
年度	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	計
3	0	2	2	3	8	1	16
4	0	0	1	1	5	2	9
5	0	0	1	3	8	3	15
6	0	0	1	3	18	3	25
7	0	0	0	4	25	1	30

障害者施設支援課

(単位：人)

年度	身 障 者 手 帳						精 神 手 帳			手帳 なし
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	1 級	2 級	3 級	
3	4	1	1	0	1	0	0	1	3	5
4	0	2	0	1	0	0	0	0	4	2
5	2	4	1	1	0	0	0	1	4	4
6	1	5	2	3	1	0	1	3	5	5
7	1	4	2	4	1	0	0	8	7	8

※手帳の重複取得者あり

●地域活動支援センターの運営

目 的

障害者の日中活動の場として、創作的活動や社会との交流する機会を提供するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で定める「地域生活支援事業」の一つである「地域活動支援センター」を運営しています。

事業内容・実績等

(1) 杉並障害者福祉会館地域活動支援センター（ふれあい広場）

区内在住の 18 歳以上 65 歳未満の心身に障害のある方に日常生活の充実と社会参加を援助するため、相互交流の場として運営しています。

年 代 別 (単位：人)							
年度	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	計
3	0	2	2	8	3	1	16
4	0	2	3	8	2	3	18
5	0	2	0	6	3	3	14
6	0	2	0	6	5	4	17
7	0	2	1	5	9	4	21

区立生活園

●重度障害者通所施設の運営

目 的

重度障害者が安全で安心して地域で過ごすことが出来るように安定した日中活動支援を行い、また区内障害福祉サービス事業所の中で中核的な役割を担います。

事業内容・実績等

障害者が自らの意思で選択や決定をしながら、充実した地域生活の実現に向けた取組を進めています。

(1) 重度知的障害者の通所施設

【生活介護事業 区立すぎのき生活園】

① 設置目的

障害の重い知的障害者の方が、地域でその人らしく、生き生きとした生活が送れるよう、様々な活動を提供し、日常生活に必要な支援を行うことを目的とした（生活介護事業）施設です。

② 施設概要

施 設 名	利用定員	所 在 地	開 設 年 月 日
すぎのき生活園	84 人	井草 3-18-14	昭和 55 年 3 月 1 日 (都から区への移管日)

※令和 8 年 5 月 7 日以降は、仮設園舎に仮移転（井草 5-19-12）

③ 障害程度別在籍者数

(単位：人)

身障者手帳 愛の手帳	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	な し	計
1 度	0	2	0	0	0	0	0	2
2 度	9	8	5	1	2	0	50	75
3 度	0	3	0	0	1	0	3	7
4 度	0	0	0	0	0	0	0	0
計	9	13	5	1	3	0	53	84

※令和 8 年 4 月 1 日現在

④ 支援内容

更衣・排泄・食事・移動などの日常生活動作の介助及び自立能力の向上への支援をしています。

⑤ 日中活動

回収やリサイクル活動、畑、木工、手作業などの作業的な活動を行っています。
体操、ウォーキングなどを通して健康を維持向上するような活動を行っています。
音楽や芸術、ゲーム、感覚に働きかける活動などを行っています。

⑥ 行事、地域交流

社会見学や区役所販売など経験を広げるような行事や、杉実祭など地域との交流を深める行事を行っています。

(2) 重度身体障害者の通所施設

【生活介護事業・自立訓練 区立こすもす生活園、区立なのはな生活園】

① 設置目的

重度の身体障害者又は重度の重複障害者が持っている能力を十分発揮し、地域社会において生き生きとした生活ができるよう、個々の障害特性に応じた自立と社会参加に向けた支援を行う施設です。

② 施設概要

施設名	利用定員（人）		所在地	開設年月日
	生活介護	自立訓練		
こすもす生活園※	24	6	堀ノ内 1-27-9	平成 5 年 4 月 1 日
こすもす生活園分室			堀ノ内 1-16-7	令和 5 年 10 月 31 日
なのはな生活園	28	6	宮前 2-22-4	平成 9 年 8 月 1 日

※杉並区立ゆうゆう大宮堀ノ内館と併設

③ 障害程度別在籍者数

(単位：人)

施設名	愛の手帳 身障者手帳	1 度	2 度	3 度	4 度	な し	計
こすもす生活園	1 級	3	7	2	0	12	24
	2 級	0	1	0	0	0	1
	3 級	0	0	0	0	0	0
	計	3	8	2	0	12	25
なのはな生活園	1 級	3	10	1	1	6	21
	2 級	0	2	2	0	0	4
	3 級	0	0	2	0	0	2
	5 級	0	1	0	0	0	1
	計	3	13	5	1	6	28

※令和 8 年 4 月 1 日現在

④ 支援内容

ア. 生活介護

- ・活動内容…スポーツ、レクリエーション、創作、音楽、機能訓練、農園、外出など
- ・提供サービス…入浴、給食(摂食)、送迎、介護(移乗・移動・排泄など)
- ・健康管理、医療的ケア、摂食や介護方法などの相談
- ・地域交流…施設公開、コンサート、広報、各種学校の実習・研修受け入れなど

イ. 自立訓練

- ・訓練内容…機能訓練、健康相談、社会生活活動への参加訓練、相談支援活動

⑤ 訪問看護師による送迎バスへの添乗

施設利用者が安全かつ安心して区立重度身体障害者通所施設に通所できるようにするため、訪問看護師が送迎バスに添乗し、健康管理や医療的ケアを行います。

[訪問看護師の延べ乗車回数]

(単位：回)

施設名	送迎種別	6 年度	7 年度
こすもす生活園	登園便	339	372
	帰宅便	283	320
なのはな生活園	登園便	—	74
	帰宅便	—	74

※こすもす生活園は令和 6 年 6 月、なのはな生活園は令和 7 年 11 月から実施

4 高齡者施策課

管理係

●高齡者保健福祉の推進（管理係、計画調整担当、高齡者保健担当）

目 的

高齡者の生活に必要な情報を提供するとともに、高齡者施策に関する調整や計画策定を行い、高齡者保健福祉の推進を図ります。

事業内容・実績等

（１）高齡者のしおりの作成・配布

高齡者の日常生活の利便性の向上を図るため、高齡者向け支援・サービス情報を掲載した冊子「高齡者のしおり」を３年ごとに発行（直近は令和６年度 97,000 部）し、高齡者世帯に配布するとともに、区公式ホームページ等で周知しています。

（２）高齡者等実態調査の実施及び同報告書等作成

令和８年度の高齡者施策推進計画改定等に向けた基礎資料とするため、前回（令和４年）調査の対象や内容等を抜本的に見直した高齡者等実態調査を実施し、令和８年３月に同報告書等をまとめ、公表しました。

（３）高齡者施策推進計画の推進と評価・検証

「杉並区高齡者施策推進計画（令和６～８年度）」に基づく各事業・取組の着実な推進に取り組むとともに、令和６年度実績の進捗状況を検証・評価し、令和８年１月にとりまとめ、公表しました。

●介護保険運営協議会

目 的

区の介護保険事業に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区介護保険運営協議会を設置・運営します。

事業内容・実績等

関連事業名	担当課・係	掲載頁
介護保険運営協議会	介護保険	p. 381

●高齢者スマートフォン購入費の助成

目 的

高齢者のデジタルデバйд解消と行政デジタルサービスの利用促進を図るため、令和7・8年度の時限的取組として、東京都及び杉並区の公式アプリに対応したスマートフォンを初めて購入した高齢者に対し、その費用の全部又は一部（上限3万円）を助成します。

事業内容・実績等

〔申請期間〕

令和7年11月10日から令和8年3月10日（令和8年度は4月1日から令和9年3月10日）まで

〔助成実績〕

年度	7
助成件数（件）	497

いきがい活動支援係

●杉の樹大学事業

目 的

多くの元気な高齢者が、豊かな知識・経験を活かしながら、地域で生きがいを持って主体的に活躍することができるよう、地域活動・ボランティア活動、学びと仲間づくり等の社会参加を支援します。

事業内容・実績等

高齢者が健康で生きがいのある生活を営むとともに、地域の活動に主体的に取り組むための自己啓発を目指した生涯学習・社会参加の支援を目的とし、60歳以上の区民を対象に講座を実施します。令和4年度から令和7年度までは、学習テーマを高齢者のデジタルデバインド解消とし、スマートフォン講座、スマートフォン個人相談会を実施しました。令和8年度からは「すぎなみデジタルなんでも相談窓口」が開設（令和7年10月）されたことを踏まえて生涯学習・社会参加を幅広く支援することとし、多様なテーマ・内容の講座を行う委託事業者を公募・選定しました。

年度	3	4	5	6	7
講座開催数（回）	24	50	50	44	44
延べ参加者数（人）	126	588	393	548	399

●杉並区シルバー人材センターの支援

目 的

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、シルバー人材センターに対して、運営に必要な経費等の一部を補助することにより、定年退職後等の高齢者の多様な就業ニーズに応じて地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供するとともに、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ります。

事業内容・実績等

職員の人件費及び管理費等に要する経費の一部を補助しています。また、シルバー人材センターが行う入会説明会や独自事業を広報すぎなみ及び区公式ホームページで周知しています。

●敬老事業

目 的

敬老会の開催及び敬老祝い品の贈呈を通して、敬老の意を表します。

事業内容・実績等

(1) 敬老会の開催

杉並区に在住する 75 歳以上の高齢者の方を杉並公会堂での式典・演芸会に招待しています。

年度	3	4	5	6	7
開催日数・回数	5 日間 9 回	5 日間 9 回	5 日間 9 回	5 日間 9 回	4 日間 7 回
参加者数 (人)	3,690	4,722	5,278	5,412	4,217

※令和 7 年度は台風の影響により 9 月 5 日（第 8・9 回）が中止

(2) 敬老祝い品の贈呈

90 歳を迎えた方及び 100 歳以上の方に祝い品を贈呈しています。

年度	3	4	5	6	7
90 歳贈呈者数 (人)	1,813	1,919	2,072	1,996	2,156
100 歳以上贈呈者数 (人)	495	490	511	585	520

●ふれあい入浴等

目 的

地域の身近な公衆浴場で様々な事業を行うことにより、高齢者の外出の機会を増やすとともに、健康維持や地域でのふれあいを推進します。

事業内容・実績等

(1) ふれあい入浴事業、まちの湯健康事業の実施

① ふれあい入浴事業

広々とした公衆浴場での入浴により、健康増進と世代を超えた交流・ふれあいを図ることを目的に、入浴事業を実施しています。65 歳以上の区民を対象に、週に 1 回 100 円で入浴できるサービスです。

年度	3	4	5	6	7
実施浴場数 (所)	17	16	15	15	15
延べ利用者数 (人)	36,214	55,072	66,951	77,823	84,571

② まちの湯健康事業

区内の各浴場で 1 時間程度の健康体操教室を実施しています。60 歳以上の区民を対象に、太極拳、てぬぐい体操、健康エアロビクス等を実施しており、参加は無料です。

年度	3	4	5	6	7
実施浴場数（所）	13	12	12	11	11
年間実施回数（回）	152	142	140	131	131
延べ参加者数（人）	976	901	871	847	848

（２）「風呂っと杉並」事業への支援

杉並浴場組合が、いきいきクラブや高齢者自主グループ（60 歳以上の区民）などにいきがい・健康づくりなどの活動の場として、浴場を提供する「風呂っと杉並」事業に要する経費の一部を補助しています。

年度	3	4	5	6	7
実施浴場数（所）	4	5	5	5	5
年間実施回数（回）	88	106	103	121	131
延べ参加人員（人）	551	678	752	826	859

●いきいきクラブ(老人クラブ)の支援

目 的

いきいきクラブ及び杉並区いきいきクラブ連合会を支援することにより、高齢者が社会貢献活動やいきがい活動を積極的に行い、いきいきと元気に生活できる環境づくりを進めます。

※ いきいきクラブは、おおむね 60 歳以上の高齢者が、地域で自主的に組織した、会員数 30 人以上の団体です。社会奉仕活動、健康づくりを進める活動、自らの生きがいを高める活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行い、高齢期の生活を健康で豊かなものにすることを目的としています。なお、老人クラブは、1963 年 8 月に施行された「老人福祉法」において、老人福祉を増進するための組織として位置付けられています。

事業内容・実績等

いきいきクラブ及び杉並区いきいきクラブ連合会に対して、助成金の交付や P R 等の支援を行います。

年度	3	4	5	6	7
クラブ数	63	60	58	59	59
会員数（人）	4, 440	4, 135	3, 959	3, 893	3, 884

●ゆうゆう館における関連事業

目 的

ゆうゆう館で行う事業を通して、高齢者の健康保持・向上及び異世代交流の機会提供に取り組めます。

事業内容・実績等

(1) マッサージサービス（三療サービス）の実施

ゆうゆう館でマッサージを介護予防の一環として行い、高齢者の健康保持・向上を図るとともに、施術者である視覚障害者の自立を支援しています。60 歳以上の区民を対象に、費用は 1,000 円で 1 人 1 回 40 分のマッサージを行います。

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	444	428	421	408	402
延べ利用者数（人）	2,684	2,776	3,290	3,321	3,268

(2) ゆうゆう館の地域交流会

身近な地域における、ふれあいの機会の拡大を図るため、ゆうゆう館を利用する高齢者と、地域の保育園や児童館・幼稚園・学校・福祉施設等の子どもたちや地域団体との交流会を実施しています。

年度	3	4	5	6	7
実施館（館）	—	—	2	24	26
参加人数（人）	—	—	49	972	1,031

※令和 3 年度～4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止、令和 5 年度は試行再開として 2 館で実施し、令和 6 年度は 2 館を除く 24 館で、令和 7 年度は全館で実施しました。

長寿応援ポイント担当 _____

●長寿応援ポイント事業の推進

目 的

高齢者が自らの力を発揮し、いきいきとした高齢期を過ごすことができるよう応援するとともに、その活動が自らの健康長寿を図り、お互いの支えあいにつながることを目指します。

事業内容・実績等

区に認定された地域貢献活動やいきがい活動、区が実施する健康増進活動等に参加して付与されたポイント（1 ポイント 50 円に換算。）は、本人希望により区内共通商品券に交換又は各種基金等へ寄付することができます。

※ 令和 7 年 4 月から、見直し後の事業（全ての活動の対象年齢を 60 歳以上に統一、1 年度当たりの付与ポイント（上限）を 200 ポイントとして段階的に引き下げる等）を実施しています。

[長寿応援ポイント事業の実施状況]

年度	3	4	5	6	7
ポイント交換者数（人）	4,191	3,892	4,236	4,384	5,040
交換ポイント総数	693,250	706,700	749,375	783,425	745,250
1 人当たり平均ポイント数	165	182	177	179	148
登録団体数	1,350	1,351	1,350	1,328	1,320
地域貢献活動	452	453	454	444	437
いきがい活動	767	774	775	762	768
健康増進活動等	131	124	121	122	115

施設整備推進係

●介護サービス基盤の整備

目 的

介護を必要とする高齢者が、自らの希望やニーズに応じた多様なサービスを選択して利用することができるよう、介護サービス（在宅・施設）基盤を計画的に整備します。

事業内容・実績等

施設の整備に当たっては、高齢者人口等の推移、施設ごとのニーズ、地域バランスや近隣自治体の状況などを総合的に考慮の上、計画的に整備を進めていきます。

また、施設整備に係る負担軽減のため、国や都、区独自補助金による建設助成や開設準備に係る助成を行っています。

（１）在宅系介護サービスの充実

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備

日中・夜間を通じて訪問介護と看護が連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う事業所の整備及び建設助成を行っています。

[定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備数]

年度	3	4	5	6	7
開設施設数（所）	1	3	0	1	0
累計施設数（所）	8	11	10	10	10

② （看護）小規模多機能型居宅介護事業所の整備

通所・訪問・宿泊機能を備えた（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の整備及び建設助成を行っています。

[（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の整備数]

年度	3	4	5	6	7
開設施設数（所）	1	0	0	0	1
累計施設数（所）	12	12	12	12	13
定員合計数（人）	344	344	344	348	377

(2) 施設系サービスの充実

① 特別養護老人ホームの整備

特別養護老人ホームは、令和 3 年度末までに区内で 23 所、2,147 床の整備が完了しました。このほか、平成 30 年 3 月には静岡県、南伊豆町との自治体間連携により整備した特別養護老人ホーム「エクレシア南伊豆」（定員 90 人）を開設しました。

こうした中で、令和 7 年度に実施した特別養護老人ホームの需給予測の結果、令和 12 年度まで緊急性の高い入所待機者は発生しない見込みであることから、現時点で新たな特別養護老人ホームの整備は計画していませんが、今後も定期的に需給予測を行い、整備の必要性を適時適切に判断していきます。

また、現在は既存施設 8 施設（8 法人）に対して、独立行政法人福祉医療機構借入金償還費補助を行っています。

[特別養護老人ホームの整備数]

年度	3	4	5	6	7
開設施設数（所）	1	0	0	0	0
累計区内施設数（所）	23	23	23	23	23
定員合計数（人）	2,400	2,400	2,406	2,406	2,406

※定員合計数には、区外協力施設等を含む

② ケアハウス（介護型）の整備

ケアハウス（介護型）は、要介護度が低い段階から入所することができ、入浴、食事等の介護サービスを提供する、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設です。ケアハウス今川（運営事業者との契約期間満了により令和 6 年 2 月末で休止）は、老朽化した施設・設備の改修等（令和 8 年 3 月～8 月）を行い、区内特別養護老人ホームの大規模改修に伴う代替施設として暫定的に貸与した後、令和 9 年度に再開予定です。

[ケアハウスの整備数]

年度	3	4	5	6	7
累計施設数（所）	2	2	2	2	2
定員合計数（人）	110	110	60	60	60

③ 認知症高齢者グループホームの整備

認知症の高齢者が家庭的な環境のもと、少人数で共同生活を送る認知症高齢者グループホームの整備及び建設助成を行っています。

なお、令和 7 年度に実施した区内施設の利用状況や近隣自治体の整備状況等の調査結果により、新たな整備の必要性は認められないことから、令和 8 年度に予定していた認知症高齢者グループホーム 1 所の整備は取り止めました。

[認知症高齢者グループホームの整備数]

年度	3	4	5	6	7
開設施設数（所）	0	0	1	1	2
累計施設数（所）	36	36	37	38	40
定員合計数（人）	651	651	678	708	762

④ 都市型軽費老人ホームの整備

身体機能の低下等により自立した日常生活に不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者が、低額な料金で入所し、日常生活上必要な支援を受けることができる都市型軽費老人ホームの整備及び建設助成を行っています。

[都市型軽費老人ホームの整備数]

年度	3	4	5	6	7
累計施設数（所）	3	3	3	3	4
定員合計数（人）	60	60	60	60	79

⑤ 介護老人保健施設の整備

在宅での生活に復帰するための支援施設である介護老人保健施設の整備及び建設助成を行っています。

また、現在は既存の1施設（1法人）に対して独立行政法人福祉医療機構借入金償還費補助を行っています。

[介護老人保健施設の整備数]

年度	3	4	5	6	7
累計施設数（所）	4	4	4	4	4
定員合計数（人）	418	418	418	418	418

⑥ 介護ロボット等の導入支援

関連事業名	担当課・係	掲載頁
介護人材の確保・定着支援	介護保険	p. 390

●介護老人福祉施設及び通所介護施設の維持管理

目 的

区民に良質な介護サービスの提供を図るため、区有施設等を活用した通所介護施設や民営化した特別養護老人ホームに対し、施設の維持・管理に必要な修繕を実施するなどの運営支援を行います。

事業内容・実績等

令和7年度は、大宮ふれあいの家の改修工事を実施・完了したほか、10施設の高齢者在宅サービスセンター(通称「ふれあいの家」)に対して延べ11件の修繕を行いました。

施設種別	サービス内容	定員 (人)
高齢者在宅サービスセンター (通称：ふれあいの家)	通所介護施設	合計 331
特別養護老人ホーム上井草園	介護老人福祉施設	一般 75・短期入所 9

施設担当 _____

●ゆうゆう館

目 的

元気な高齢者の声が響き渡る地域社会が形成できるよう、生涯現役社会の地域拠点として、ゆうゆう館が高齢者のみならず地域住民の「いきがい学び」「ふれあい交流」「健康づくり」「憩い」の場として幅広く活用される運営を図ります。

事業内容・実績等

(1) ゆうゆう館の運営及び維持管理

① ゆうゆう館の運営

ゆうゆう館の受付業務及び施設の清掃等は、ゆうゆう館の協働事業実施団体であるNPO法人等に委託しています。

[年度別利用状況（全館合計）]

各年度4月1日現在

年度	3	4	5	6	7
ゆうゆう館数（館）	29	28	28	27	26
年間利用者数（人）	242,131	263,188	276,156	268,000	260,607

※ 令和4年4月に1館、令和6年1月・10月に各1館をそれぞれ新たに開設したコミュニティふらっとに機能継承して閉館しました

② ゆうゆう館の維持管理

施設・設備の老朽化への対応や利用者がゆうゆう館を安全かつ快適に利用できるよう、施設設備の修繕や点検を計画的に行います。

(2) ゆうゆう館協働事業の推進

ゆうゆう館で魅力ある協働事業を実施するため、選定委員会を開催し、意欲のある新たな協働事業実施団体を選定するほか、協働事業実施団体に対する評価等を行っています。

[年度別事業実施状況（全館合計）]

年度	3	4	5	6	7
事業実施回数（回）	8,035	8,914	9,548	9,220	9,265
事業参加者数（人）	66,824	79,595	87,406	86,184	87,509

●高齢者活動支援センター

目 的

高齢者の生涯現役社会の地域拠点として、社会参加の拡充を図り、高齢者の自主的団体活動を支援し、新たないきがづくりや仲間づくりの場を提供します。

事業内容・実績等

(1) 高齢者活動支援センターの運営及び維持管理

① 高齢者活動支援センター

団体活動のための講座室、多目的室があり、また各種講座や健康づくり事業等を行っています。その他、入浴施設、マッサージ室（はり・マッサージ）があります。

[年度別事業実施状況]

年度	3	4	5	6	7
団体利用回数（回）	2,234	2,530	2,445	2,508	2,543
浴室利用者数（人）	10,797	13,047	12,760	12,164	11,777
マッサージ室利用者数（人）	2,679	2,695	2,772	2,427	2,282
健康相談（件）	131	157	225	54	79

●高齢者ゲートボール場

目 的

高齢者のスポーツ活動を（ゲートボール）を通して、健康増進、社会参加の機会を提供します。

事業内容・実績等

(1) 高齢者ゲートボール場

登録団体が年間を通して活動しています。

[年度別利用状況]

年度	3	4	5	6	7
利用人数（人）	4,329	4,878	4,392	3,716	3,031
登録団体数	7	7	6	7	6

5 高齡者在宅支援課

管理係

●日常生活支援サービス

(高齢者在宅支援課、介護保険課)

目 的

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、区独自のサービスにより高齢者等の日常生活の支援を行い、健康保持など福祉の増進を図ります。

事業内容・実績等

(1) いっときお助けサービス

介護保険の認定を受けていない 65 歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で、退院直後や急病等で一時的に身体機能が低下した方に対し、ホームヘルパーを派遣し、調理や洗濯等の生活援助を行います。所得に応じて、15 分毎に 0～70 円の利用者負担があります。

年度	3	4	5	6	7
実利用人数（人）	45	54	47	46	62
延べ利用時間（時間）	339	464	383	414	474

(2) 寝具洗濯乾燥サービス

要介護・要支援の認定を受けていて、傷病や寝たきり等で寝具を干すことが困難な高齢者等に対し、寝具の洗濯及び乾燥サービスを行います（寝具を干すことが可能な同居者がいる場合は除く）。所得に応じて、寝具乾燥 1 枚につき 0～140 円、寝具洗濯 1 枚につき 0～300 円の利用者負担があります。

年度	3	4	5	6	7
延べ利用者数（人）	2,208	1,988	1,804	1,834	1,692

(3) 訪問理美容サービス

要介護 1 以上の認定を受けていて、外出が困難な高齢者等に対し、自宅で理美容サービスを受ける際の理容師または美容師の出張費に相当する利用券を、年間最大 6 枚交付します（カット代は全額自己負担）。所得に応じて、利用券 1 枚につき 0～640 円の利用者負担があります。

年度	3	4	5	6	7
延べ利用者数（人）	941	989	1,098	1,083	1,085

（４）住宅改修費の助成

身体機能の低下により、日常生活に支障がある高齢者の自立した生活を支援するため、住宅改修費を助成します。

介護保険法による要介護・要支援と認定された高齢者には、住宅設備改修費（浴槽の取替、流し洗面台の取替、便器の洋式化等）の一部を助成します。

また、介護予防の観点から、非該当と認定された高齢者に対し、住宅改修費（手すりの取付、便器の洋式化）の一部を助成します。改修ができない場合は住宅附帯用具（腰掛便座・入浴補助用具等）を給付します（用具により給付限度額有り）。所得に応じて、給付額の 0～1 割の利用者負担があります。

年度	3	4	5	6	7
予防給付（件）	7	12	9	4	13
設備給付（件）	49	38	17	11	15
住宅附帯用具給付（件）	3	2	0	0	0

（５）高齢者補聴器購入費助成

聴力が低下している65歳以上の高齢者で、補聴器相談医から補聴器の必要性を認められた方に補聴器購入費用の一部を助成します（身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象者は除く）。助成額は、世帯の課税状況や補聴器購入費総額により決定します。

年度		5	6	7
助成 件数	課税世帯者（件）	341	371	418
	非課税世帯者（件）	169	208	199
	合計	510	579	617

※令和 5 年 6 月事業開始

●家族介護者支援サービス

目 的

高齢者と介護に携わっている家族が安心して在宅での介護を継続できるよう、介護者の休息の確保や負担軽減などを行います。

事業内容・実績等

（１）介護用品の支給・おむつ代金の助成

要介護 3 以上の認定を受けている、または、要介護 1・2 の認定を受けていて医師の証明により介護用品の支給が必要と認められる高齢者等に、月額 7,000 円の範囲内で利用者が専用カタログから選んだ介護用品を、毎月ご自宅等へ配送します。

高齢者在宅支援課

介護用品の支給決定を受けている方で、おむつの持ち込めない病院に入院した場合は、月額 7,000 円の範囲内で病院に支払ったおむつ代を助成します。所得に応じて、0～1 割の利用者負担があります。

〔介護用品の支給〕

年度	3	4	5	6	7
延べ利用者数（人）	55,827	56,903	57,460	59,642	61,742
月平均（人）	4,652	4,742	4,788	4,970	5,145
月一人当りの平均利用額（円）	5,834	5,829	5,896	5,973	5,956

〔おむつ代金の助成〕

年度	3	4	5	6	7
延べ利用者数（人）	783	804	816	777	757
延べ助成月数（月）	3,414	3,435	3,443	3,299	3,332
月一人当りの平均助成額（円）	6,494	6,483	6,409	6,430	6,470

（２）ほっと一息、介護者ヘルプ

高齢者等（要支援 1・2 の認定を受けていて認知機能の低下により生活援助が必要と認められる方や、要介護 1 以上の認定を受けている方）を同居で介護している家族の休息を確保するため、ホームヘルパーが家事等を代行するための利用券を、一家族につき年間最大 24 枚交付します（1 枚当たり 1 時間）。所得に応じて、利用券 1 枚につき 0～300 円の利用者負担があります。

年度	3	4	5	6	7
延べ利用者数（人）	9,664	9,938	9,970	9,643	9,259
延べ利用時間数（時間）	21,798	22,010	22,093	20,841	20,242

（３）緊急ショートステイ（医療型）

日常的に医療行為が必要な要介護 1 以上の高齢者等を在宅で介護している家族が、入院や葬儀等により急に介護ができなくなった場合に、10 日間を限度として区が委託した病院で家族に代わって介護します（介護保険サービスの療養型ショートステイに空きがある場合や、他に介護者がいる場合を除く）。

利用料金は 1 日当たり 4,000 円で、食事代が別途 1 日当たり 1,000 円かかります（生活保護受給の方や非課税世帯の方は無料）。

年度	3	4	5	6	7
延べ利用者数（人）	0	3	0	0	1
延べ利用日数（日）	0	29	0	0	10

※令和 3 年度は、医療行為が不要の方も含んだ数

(4) 家族介護教室

介護者家族や近隣の援助者等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技術を習得するための講座を、区立施設等で開催しています。講座内容により教材費等の実費負担があります。

年度	3	4	5	6	7
延べ開催回数（回）	84	86	88	39	40
延べ参加者数（人）	1,117	1,124	1,281	393	688

(5) 認知症高齢者家族安らぎ支援

要支援 1 以上の認知症高齢者を抱える介護者を対象に、研修を受けた安らぎ支援員（ボランティア）が家庭を訪問し、介護者や認知症高齢者の話を傾聴し、介護者の負担軽減を図ります。利用者は、所得に応じて 1 時間当たり 0～200 円の利用者負担と、安らぎ支援員の交通費を負担します。

年度	3	4	5	6	7
利用世帯数（世帯）	25	31	36	34	22
延べ利用時間数（時間）	387	501	590	734	826

高齢者見守り連携係

●地域の見守り体制の充実

目 的

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方等が地域で安心して暮らしていけるよう見守りサービス等を行い、地域の見守り体制の充実を図ります。

事業内容・実績等

(1) たすけあいネットワーク（地域の日）

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方を対象に、地域のボランティアである、あんしん協力員による定期的な個別の見守り（訪問又は電話）を行います。また、あんしん協力員及びたすけあいネットワーク事業に賛同した団体であるあんしん協力機関が、日常の活動や業務を通じて、地域に暮らす高齢者へのゆるやかな見守り（声掛け等）を行います。

年度	3	4	5	6	7
あんしん協力員（人）	407	425	407	388	350
あんしん協力機関（団体）	137	145	148	149	154
登 録 者（人）	103	93	90	79	72

(2) 安心おたっしや訪問

75 歳以上で介護保険などの公的サービスを受けていない区民を対象に、民生委員、地域包括支援センター（ケア 24）の職員及び区職員が訪問し、日常的に相談できる関係づくりを行うとともに、必要に応じて医療や福祉サービス等の適切な支援につなぎます。

年度	3	4	5	6	7
対象者数（人）	9,009	8,804	8,245	8,834	8,756
サービス・支援につないだ延べ人数（人）	499	408	437	472	458

※ つないだ主なサービス：介護保険サービス、介護予防事業、緊急通報システム、地域の手 等

(3) 高齢者緊急通報システム

高齢者のみの世帯で、慢性疾患があるなど常時注意を要する方の自宅に、ペンダント型の救急ボタン、安心センサー※1、火災センサー※2、委託事業者の受信センターに通報するための通報機を貸与・設置し、急病時に救急ボタンを押した場合や、センサーの自動通報により、受信センターから救急車（火災の時は消防車）の要請をするとともに、委託事

高齢者在宅支援課

業者の派遣員が駆けつけ、救助を行います。所得に応じて、月額 0～600 円の利用者負担があります。

※1 安心センサー：赤外線センサーで 12 時間程度人の動きを感知しないと自動通報します。

※2 火災センサー：煙を感知すると自動通報します。

年度	3	4	5	6	7
利用世帯数	1,283	1,287	1,336	1,384	1,383

（４）高齢者安心コール

高齢者のみの世帯の方へ週 1 回の電話訪問を行い、安否確認を行うとともに、日常生活における健康不安などの相談に対し曜日・時間帯を問わず応じます。所得に応じて、月額 0～400 円の利用者負担があります。

年度	3	4	5	6	7
利用世帯数	118	130	126	132	132

（５）高齢者火災安全器具給付

認知機能の低下した高齢者のみの世帯の方を対象に、住宅用防災器具（自動消火装置・ガス警報器・電磁調理器のいずれか）を給付します。所得に応じて、機器費用の 0～2 割の利用者負担があります。

年度		3	4	5	6	7
設置世帯数		21	19	25	18	20
内訳	自動消火装置(台)	7	2	9	5	5
	電磁調理器(台)	13	12	12	12	12
	ガス警報器(台)	1	5	4	1	3

（６）家具転倒防止器具の取付け

地震等の災害に備え、高齢者のみの世帯を対象に、家具転倒防止器具の取り付けを無料で実施します。

年度	3	4	5	6	7
設置世帯数	39	75	73	129	65

(7) 認知症高齢者探索システム

認知症高齢者を介護する家族に位置情報の提供を行うことにより、行方不明になった高齢者の早期発見と安全の確保に役立て、精神的・経済的な負担を軽減します。GPS 端末機器を貸与し、登録料とレンタル料の一部を助成しており、所得に応じて、月額 0～800 円の利用者負担があります。

年度	3	4	5	6	7
月平均利用者数（人）	75	75	74	72	72

施設入所係

●老人福祉法の規定による措置

目 的

要援護高齢者に対する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所措置により、日常生活の安定を図るとともに、当該高齢者の権利を保護します。

事業内容・実績等

要援護高齢者の実態を把握し、区入所判定委員会で措置入所の要否を判定し、区内及び区外の養護老人ホーム・特別養護老人ホームへ入所措置しています。

年度	3	4	5	6	7
養護老人ホーム措置入所者数（年度末）	105	101	96	96	108
特別養護老人ホーム措置入所者数（延べ人数）	2	2	0	4	1

●特別養護老人ホームの入所希望者第一次評価の実施

目 的

必要性の高い高齢者から優先的に特別養護老人ホームに入所できるよう、「杉並区指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所指針」に基づき、入所優先度の評価をします。

事業内容・実績等

特別養護老人ホーム入所希望者について、施設からの委託を受けて、「杉並区指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所指針」に基づき、入所優先度第一次評価を実施し、その結果を入所希望者と入所希望先の施設に通知しています（第二次評価は入所希望先施設が実施）。

年度	3	4	5	6	7
特別養護老人ホーム入所希望者数（年度末）	680	703	606	627	654
特別養護老人ホーム入所者数（延べ人数）	658	680	750	648	685

年度	3	4	5	6	7
特別養護老人ホーム入所申込 第一次評価通知件数（延べ件数）	1,364	1,380	1,340	1,279	1,337

●高齢者の緊急一時保護

目 的

ひとり歩きなどにより緊急に保護が必要な高齢者を緊急一時保護することにより、当該高齢者の安全を確保します。

事業内容・実績等

ひとり歩きなどにより緊急に保護が必要な高齢者について、委託する高齢者施設への一時入所により保護しています。

年度	3	4	5	6	7
緊急一時保護実施件数（延べ件数）	5	7	4	2	4

●成年後見制度における区長申立て

目 的

認知症などの理由で物事を判断する能力が不十分な高齢者について、本人や親族に代わって成年後見人の申立てを行い、本人の安全な生活と権利を守ります。

事業内容・実績等

認知症などにより判断能力が不十分である場合、金銭管理や介護施設などの契約を自身で行うことが困難になるため、そのような方を法的に守る制度が「成年後見制度」です。利用の際には本人もしくは親族が家庭裁判所に申立てを行うことが原則ですが、身寄りがないなどの事情で、本人の権利を守るために特に必要があると認める場合、区長が申立てを行っています。

年度	3	4	5	6	7
区長申立て件数（延べ件数）	35	39	35	27	37

※高齢者在宅支援課での申立てのみ

関連事業名	担当課・係	掲載頁
成年後見区長申立てと利用助成の実施	保健福祉部管理課 保健福祉支援担当	p. 14

地域包括ケア推進係

●地域包括ケアシステムの推進

(高齢者在宅支援課、在宅医療・生活支援センター)

目 的

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく最後まで過ごせるように、地域で支え合い、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる、地域包括ケアシステムを推進します。

事業内容・実績等

(1) 地域包括支援センターの運営

地域包括ケアシステムの中核となる「地域包括支援センター（ケア 24）」（以下「ケア 24」という。）を区内 20 か所に設置し、高齢者の総合相談窓口として各種相談を受け付けています。

さらに、ケア 24 間の総合調整や業務システムの管理運営、関係機関との連携を図るとともに、ケア 24 の質の維持・向上に取り組んでいます。

	名称	設置場所		名称	設置場所
1	ケア 24 上井草	杉並区上井草 3-33-10	11	ケア 24 松ノ木	杉並区松ノ木 3-3-4
2	ケア 24 下井草	杉並区下井草 2-44-4	12	ケア 24 高円寺	杉並区高円寺南 4-26-16
3	ケア 24 善福寺	杉並区西荻北 4-31-11	13	ケア 24 梅里	杉並区梅里 1-7-17
4	ケア 24 上荻	杉並区上荻 3-29-5	14	ケア 24 和田	杉並区和田 3-52-4
5	ケア 24 西荻	杉並区西荻南 4-2-7	15	ケア 24 久我山	杉並区久我山 3-47-16
6	ケア 24 清水	杉並区清水 2-15-24	16	ケア 24 高井戸	杉並区高井戸西 1-12-1
7	ケア 24 荻窪	杉並区荻窪 5-20-1	17	ケア 24 浜田山	杉並区浜田山 1-36-3
8	ケア 24 南荻窪	杉並区南荻窪 2-28-13	18	ケア 24 堀ノ内	杉並区堀ノ内 1-6-6
9	ケア 24 阿佐谷	杉並区阿佐谷北 1-3-12	19	ケア 24 永福	杉並区永福 3-35-11
10	ケア 24 成田	杉並区成田西 3-7-4	20	ケア 24 方南	杉並区方南 2-6-28

① 高齢者総合相談・支援

ケア 24 において、高齢者や介護者に関する相談を受け、介護保険の制度説明や申請受付、杉並区の保健福祉サービスやその他サービスの案内等、相談内容に合った総合相談・支援を行っています。

また、一人暮らしの認知症の人へのアウトリーチ支援や世帯全体への支援、障害高齢者や高齢者の虐待・権利擁護に係る相談等、高度複雑化したケース対応について、保健医療・福祉・その他各関係機関と連携しながら支援をしています。

年度		3	4	5	6	7
総合相談件数（件） ※20 所の合計件数		144,097	145,455	149,419	145,528	148,481
主な内訳	在宅で暮らすための諸相談（件）	72,250	63,865	64,693	58,569	56,946
	予防給付 ・介護予防ケアマネジメント（件）	57,207	57,852	61,846	65,636	70,938
	介護保険の申請・相談（件）	43,229	44,252	46,219	41,632	39,597
	財産管理・権利擁護 ・成年後見制度に関する相談（件）	2,602	2,713	2,479	2,276	2,690
	地域のネットワーク（件）	2,998	3,289	3,247	2,907	2,554
	安心おたっしや訪問（件）	3,178	3,479	3,716	3,699	3,956
	複合的な課題を持つ世帯への 相談対応（件）	2,357	2,239	2,206	2,041	1,885

② 高齢者へのアウトリーチ支援

ケア 24 では、認知症によるセルフネグレクトやひきこもり等により、自ら支援を求めることが困難な高齢者に対し、安心おたっしや訪問や関係機関からの情報提供等を活用して、訪問などにより状況把握を行うとともに、保健・医療・福祉サービスの導入や見守りの体制を整えています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
安心おたっしや訪問	高齢者在宅支援課 高齢者見守り連携係	p. 99

③ 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の自己決定に基づいて自立支援・重度化防止をコーディネートする「包括的・継続的なケアマネジメント」を行うため、ケア 24 において、担当地域の介護支援専門員の日常的な助言指導や伴走支援等を行うとともに、連携会議や研修を開催し、ネットワークの構築と実践力の向上を図ることで、切れ目のないサービスの提供や見守り体制などの環境を整備しています。

④ 地域ケア会議

地域生活課題のある高齢者に適切な支援を行うため、ケア 24 において、「地域ケア会議」を開催して多様な関係機関と検討・支援するとともに、住民や関係者とのネットワークづくりを推進しています。また、「地域ケア会議」で明らかになった個々の課題を「地域ケア推進会議」の中で更に検討し、地域の共通課題の解決や施策への反映を図っています。

[地域ケア会議・地域ケア推進会議（共にケア 24 実施分）開催回数]

年度	3	4	5	6	7
地域ケア会議開催回数（回）	163	178	173	166	164
うち、地域ケア推進会議開催回数（回）	49	57	52	47	52

⑤ 地域包括ケア推進員による地域づくりの推進

ケア 24 には、認知症施策の推進、医療と介護の連携、生活支援の体制整備の取組を中心的に進める「地域包括ケア推進員」を配置しています。地域包括ケア推進員は、上記 3 事業の企画・推進の核となり、地域づくりの推進・強化を図っています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
生活支援体制整備	高齢者在宅支援課 フレイル予防推進係	p. 118

⑥ 家族介護教室

各ケア 24 において、介護が必要な高齢者の家族及び近隣の援助者等を対象に、介護方法や介護予防についての講座を開催しています。開催数は、下記の関連事業にて掲載しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
家族介護教室	高齢者在宅支援課 管理係	p. 98

⑦ 地域包括支援センターの職員研修及びケアマネジャー支援研修

ケア 24 や居宅介護支援事業所を対象に、新任研修、介護予防マネジメント研修、認知症基礎研修、地域づくり研修、課題別研修を実施して人材育成を図り、質の高いサービスの提供に努めています。

年度	3	4	5	6	7
研修開催総数（件）	6	7	6	7	6

⑧ 相談窓口や関連事業との連携強化

関連事業名	担当課・係	掲載頁
認知症施策の推進	高齢者在宅支援課 地域包括ケア推進係	p. 107
生活力アップ！支援事業（サービス・活動事業）	高齢者在宅支援課 フレイル予防推進係	p. 111
医療と介護の連携強化	在宅医療・生活支援センター 在宅医療・介護連携推進係	p. 121
包括的な相談支援体制の強化	在宅医療・生活支援センター 包括的支援係	p. 122

● 認知症施策の推進（高齢者在宅支援課、保健サービス課）

目 的

高齢者等が認知症になってからも、尊厳を保持し、希望をもって、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るための支援を進めます。

事業内容・実績等

（１） 認知症バリアフリーの推進

① 認知症サポーターの養成

認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を普及させるため、ケア 24 等において認知症サポーター養成講座を開催しています。また、認知症サポーターがいる店舗や事業所を認知症サポート事業所として指定しています。

年度	3	4	5	6	7
認知症サポーター養成講座回数（回）	55	71	57	73	52
認知症サポーター養成数（人）	1,083	1,718	1,548	1,678	1,277
認知症サポーター養成延人数（人）	32,315	34,033	35,581	37,259	38,536

② チームオレンジの育成

認知症の人・家族と共に活動する「チームオレンジ」を、各ケア 24 に 1 チームずつの設置を計画的に進め、認知症の人とその家族等が地域で安心して生活できる地域づくりの強化を図っています。

年度	3	4	5	6	7
チームオレンジ新規設置数	4	4	4	3	3
チームオレンジ累計数	4	8	12	15	18

(2) 認知症の人への相談体制の整備

① 若年性認知症相談窓口と関係機関との連携強化

高齢者在宅支援課に設置した若年性認知症相談窓口において、若年性認知症支援会議を開催し、若年性認知症の支援に係る障害・高齢サービスの調整や、経済的支援等の複合課題について、関係機関の連携による相談支援体制の強化を図っています。また、若年性認知症本人ミーティングを開催し、若年性認知症の人同士による交流や本人発信の機会を創出しています。

年度	3	4	5	6	7
若年性認知症相談 新規受付数（人）	13	9	10	7	4

② 認知症初期集中支援チームによる相談・支援の充実

認知症専門医と医療・福祉の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」を区内医療機関3か所に各1チーム（計3チーム）設置しています。認知症が疑われる方等の自宅を訪問して、医療・介護保険サービス等を導入するなどの支援を行っています。

年度	3	4	5	6	7
認知症初期集中支援 チーム対応件数（件）	37	51	51	33	28

※前年度から継続して訪問支援している件数も計上

③ 物忘れ相談の実施

「認知症サポート医」が認知症に関する相談に応じる「物忘れ相談」を、20か所のケア24で行い、適切な医療やサービスにつなげています。また、各保健センターでも、精神科医による「ものわすれ相談」を実施しています。

年度	3	4	5	6	7
ケア24物忘れ相談件数（件）	92	71	73	60	67
保健センターものわすれ相談件数（件）	27	17	18	8	10

(3) 認知症の普及啓発と予防・共生の推進

① 認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）の普及

認知症に関して、いつ・どこで・どのような医療や介護サービスを受けられるのか、医療と介護の流れと地域のサービスなどを掲載した冊子（認知症ケアパス）を、認知症の人等の意見を踏まえて作成し、区内関係機関で配布しています。

② 認知症予防・共生講座の開催等

認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を広めるために、認知症予防や共生社会の実現に関する講座を年1回開催しています。また、世界アルツハイマーデーである9月を杉並区の認知症理解の普及啓発月間とし、区役所ロビー展を実施して、認知症の人のメッセージや作品を展示しています。

年度	3	4	5	6	7
認知症予防・共生講座参加者（人）※	—	—	41	56	56
ロビー展「認知症になっても展」来場者（人）	163	337	162	276	332

※令和5年度から実施

③ もの忘れ予防検診の実施

認知症理解の普及啓発や軽度認知障害の人の早期発見と支援を行うことを目的として、令和7年度は50歳から70歳までの区民へ対象拡大し、50歳には検診案内、70歳には検診案内と問診表を送付し、受診を勧奨しています（令和6年度までは70歳になる区民を対象に検診案内と問診表を送付）。

年度	3	4	5	6	7
対象者数（人）	5,070	5,080	4,887	4,882	13,930
もの忘れ予防検診受診者数（人）	52	120	115	116	404
認知機能障害の疑いあり（人）	6	14	12	12	32

※令和7年度は認知症予防検診案内送付数

（4）専門的な対応・支援とネットワークの強化

① 専門研修及び連絡会の開催

認知症対応力の向上を図るため、ケア24や居宅介護支援事業所の職員を対象に、認知症支援について知識・理解を深める研修を開催しています。また、認知症の人とその家族等に関わる関係機関等が、情報共有や相互交流するチームオレンジネットワーク連絡会を年1回開催し、地域で認知症の人を支えるためのネットワークを強化しています。

② 認知症支援コーディネーターによる支援

認知症の疑いはあるが支援につながらないなどの対応が困難なケースに対して、高齢者在宅支援課に配置した認知症コーディネーターが関係機関と連携し、相談・訪問支援を行っています。区と協定を締結している「浴風会病院認知症疾患医療センター」の専門的助言を得ながら、関係機関との連携強化を図っています。

③ 介護者支援

区内で認知症の人とその家族等が相互に支え合う、介護者の会の活動を支援します。
また、受託 NPO 法人主催で連絡会を開催するなど、介護者が相互に支え合う環境づくりを行います。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
認知症高齢者家族安らぎ支援	高齢者在宅支援課 管理係	p. 98
認知症高齢者探索システム	高齢者在宅支援課 高齢者見守り連携係	p. 101

フレイル予防推進係

●人生 100 年いきいきプロジェクト（介護予防・日常生活支援総合事業） （介護保険課、高齢者在宅支援課、保健サービス課）

目 的

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を継続できるように、介護予防の基本的知識や取組方法の周知を図るとともに、高齢者が参加しやすい“通いの場”の拡充に向けた支援のほか、要支援認定者等の介護予防や自立を支援するサービスを提供しています。

事業内容・実績等

（１）生活力アップ！支援事業（サービス・活動事業）

① 介護予防事業・自立支援事業

介護予防事業の訪問型と通所型は、身体機能や認知機能の低下により、専門的な支援が必要な方を対象としたサービスを行っています。

自立支援事業は、国が定める基準を一部緩和して実施する事業で、訪問型は日常の家事をサポートすることで自立を支援するサービスを、通所型は身体機能の維持・向上やレクリエーション活動等のサービスを行っています。

各事業は、区が指定した訪問型サービス事業所又は通所型サービス事業所が実施しており、事業内容は事業所により異なります。

年度		3	4	5	6	7
訪問型 サービス	介護予防訪問事業（件）	15,057	13,555	12,717	13,107	12,726
	自立支援訪問事業（件）	685	608	615	600	675
通所型 サービス	介護予防通所事業（件）	22,084	23,209	24,334	26,043	27,184
	自立支援通所事業（件）	593	565	519	471	606

② 短期集中予防サービス

理学療法士や管理栄養士等の専門職が短期間（概ね 3 か月）集中的にサービスを提供することで、身体機能や生活機能の改善を図り、自立支援・重度化予防を図るため、専門職を自宅に派遣する訪問型短期集中プログラムと、施設に通う通所型短期集中プログラム（生活行為向上プログラム、運動器機能向上プログラム）を実施しています。訪問型・通所型共に、対象者の身体状況や生活課題に応じたサービスを提供することで、自立した生活に向けた支援を行っています。

年度		3		4		5		6		7	
		参加 実人数 (人)	参加 延人数 (人)	参加 実人数 (人)	参加 延人数 (人)	参加 実人数 (人)	参加 延人数 (人)	参加 実人数 (人)	参加 延人数 (人)	参加 実人数 (人)	参加 延人数 (人)
訪問型	訪問型短期集中プログラム	64	430	84	626	101	784	132	1,098	104	857
通所型	生活行為向上プログラム	26	407	29	333	39	567	43	565	29	487
	運動器機能向上プログラム	61	602	82	899	82	831	72	932	74	900

③ 介護予防ケアマネジメント

ア. 介護予防ケアマネジメントプラン作成

生活力アップ！支援事業のみの利用者に、その状態や置かれている環境に応じて、本人が自立した生活を送ることができるよう、ケア 24 及びケア 24 から委託を受けた指定居宅介護支援事業者がケアプランを作成しています。

年度	3	4	5	6	7
ケアプラン作成件数 (件)	20,138	20,177	20,490	20,808	20,728

イ. 介護予防ケアマネジメント支援会議

介護予防サービス支援計画の質の向上を目的に、短期集中予防サービス対象者の介護予防サービス支援計画について検討する、介護予防ケアマネジメント支援会議を開催しています。この会議では、介護予防サービス支援計画を作成するケア 24 担当者、短期集中予防サービス担当者、理学療法士等の専門職が参加し、計画の方針や導入するプログラムについて検討を行います。

年度	3	4	5	6	7
開催数 (回)	36	36	33	34	33
検討ケース数 (件)	165	218	202	154	129

(2) ずっと元気！応援事業（一般介護予防事業）

介護予防・フレイル予防、認知症予防の普及啓発や通いの場を推進するとともに、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を実施しています。

① 介護予防普及啓発事業

高齢者を対象とした講座やイベント等を通じて、介護予防・フレイル予防、認知症予防を推進しています。

なお、令和8年度からは、より効果的で充実した事業とするため、「足腰げんき教室」、「ウォーキング講座」、「口腔ケアと栄養講座」、「らくらく歩行筋トレ教室」及び「栄養満点サロン」を統合した「杉並・げんき応援プログラム」として実施します。

ア 足腰げんき教室

運動機能低下が原因で介護状態に陥ることを予防するために、運動機能維持・改善を目的とした家庭でも行える体操の紹介、ミニ身体能力測定、フレイルチェックを行うとともに介護予防に役立つ情報提供を行いました。

年度	3	4	5	6	7
教室数(教室)	30	30	30	30	30
参加延人数(人)	1,134	1,297	1,381	1,374	1,346

イ ウォーキング講座

ウォーキングの認知症予防効果や、安全で効果的なウォーキングの方法、習慣化のコツに関する情報提供を行いました。

年度	3	4	5	6	7
教室数(教室)	6	6	6	6	4
参加延人数(人)	163	154	178	190	173

ウ 口腔ケアと栄養講座

年齢とともに起きる口腔機能の低下の予防方法と、バランスの良い食事の取り方について情報提供を行いました。

年度	3	4	5	6	7
講座数(回)	15	18	15	15	15
参加延人数(人)	106	100	148	230	236

エ らくらく歩行筋トレ教室

歩く時のウォーミングアップ・クールダウンと、初心者向けの自宅でもできる筋トレメニューを紹介しました。

年度	5	6	7
教室数(教室)	4	9	9
参加実人数	229	165	180

※令和5年度から実施

オ 栄養満点サロン

地域区民センターやゆうゆう館などで栄養バランスの良いメニューの紹介や試食を行うことで、低栄養の改善や閉じこもり予防、仲間づくりにつながるサロンを実施しました。

年度	3	4	5	6	7
開催回数(回)	4	65	65	66	58
参加延人数(人)	28	535	584	611	510

カ 65歳からの身体能力測定会

身体能力測定やフレイルチェックにより、参加者自身が運動機能等の状態を把握し、セルフケアによるフレイル予防の促進を支援します。なお、令和8年度からは、専門職を導入し、測定結果を評価して、今後の適切なサービスを紹介するなど、内容を充実して実施します。

年度	3	4	5	6	7
開催回数(回)	8	8	8	8	8
参加延人数(人)	279	312	389	474	477

キ 介護予防・認知症予防講演会

介護予防・フレイル予防・認知症予防に関する基礎知識の普及や取組についての周知を図るために、介護予防講演会・認知症予防講演会を開催しています。

年 度	種 別	講演会のテーマ	参加者数(人)		
			講演別	種別	総数
3	介 護	何歳からでもはじめられる体力づくり 「自宅で出来る効果的な運動プログラム」	108	207	304
		自宅で絶対続けられる健口体操	99		
	認 知 症	認知症の予防とケアの最前線	97	97	
4	介 護	元気で長生きするために	49	87	174
		体内に時計が?時間栄養学から学ぶ元気に暮らす賢い食べ方	38		
	認 知 症	もの忘れが気になりだしたら ～自分でできること 医療でできること～	47	87	
		認知症予防の ABC ～社会参加型認知症予防のススメ～	40		
5	介 護	1.「聞いてなるほど!健康長寿3つの柱」 2.「楽しくフレイル予防を学びます」	67	125	255
		お口の健康で体のトラブル予防	58		
	認 知 症	認知症予防の ABC ～社会参加型認知症予防のススメ～	63	130	
		認知症を”知る”	67		
6	介 護	今日から始めるフレイル対策	62	100	205
		明日の元気は今日の食べ物から! ～「食べる力」を維持するために～	38		
	認 知 症	認知症予防の ABC～社会参加型認知症予防のススメ～	55	105	
		認知症のリスクを減らそう ～希望をもって自分らしく暮らし続けるために～	50		
7	介 護	知っているようで知らない睡眠のこと	106	153	257
		～目からウロコ!のお得情報～ オーラルフレイル予防で健康長寿	47		
	認 知 症	認知症予防の ABC～社会参加型認知症予防のススメ～	51	104	
		認知症予防のための栄養・食生活	53		

ク 認知症予防教室

認知機能低下を予防するプログラムを提供し、社会参加とセルフケアによるフレイル予防を促進します。

年度	3	4	5	6	7
教室数(教室) (延回数：回)	5 (60)	5 (60)	5 (60)	5 (60)	5 (60)
参加実人数(人) (延人数：人)	62 (542)	57 (612)	53 (492)	62 (623)	60 (610)

② 地域介護予防活動支援事業

高齢者が介護予防の意識を持ち主体的に活動する、通いの場の支援等を実施しています。

ア わがまち一番体操

身近なゆうゆう館等で、継続的に参加できる運動を中心とした介護予防プログラムを実施しています。

年度	3	4	5	6	7
会場数(会場) (延回数：回)	22 (608)	30 (679)	31 (727)	30 (684)	31 (632)
参加延人数(人)	5,476	8,196	10,291	10,851	11,704

イ 公園から歩く会

歩く楽しみを感じる機会を提供し、介護予防・フレイル予防に効果があるといわれるウォーキングの習慣化をめざした事業です。10 か所の公園等で開催し、参加者が3～5 kmのコースを歩きます。

年度	3	4	5	6	7
会場数(会場) (延回数：回)	12 (96)	12 (107)	12 (106)	10 (83)	10 (70)
参加延人数(人)	5,943	6,619	6,508	4,850	3,678

ウ 地域ささえ愛グループの支援

加齢や疾病などにより閉じこもりがちな高齢者の生きがいと社会参加の促進を図るため、介護予防の意識を持って主体的に活動を行っているグループに対し、活動に関する相談や、必要に応じて地域の多職種の協力を得てスタッフ派遣等の支援を行っています。

年度	3	4	5	6	7
グループ数（グループ）	69	67	63	60	55
活動回数（回）	1,509	1,566	1,466	1,469	1,095
参加延人数（人）	12,275	12,614	13,094	13,263	13,460

エ 地域介護予防活動支援者の育成

介護予防について正しい知識を持ち、地域における介護予防の担い手となる地域介護予防リーダー・介護予防サポーターを育成し、区民ボランティアが主体となった介護予防活動を推進しています。また、地域介護予防活動支援者のレベルアップのために、専門職による相談・支援や定期的な研修等を実施しています。

（単位：人）

年度	3	4	5	6	7
年度末登録者	80	78	80	80	74
介護予防事業参加延人数	318	227	468	481	415

③ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域の医療機関や介護保険事業所のリハビリテーション専門職と連携し、介護予防の取組を強化します。

ア 介護予防ケアマネジメント支援会議へのリハビリテーション専門職の参加

介護予防ケアマネジメント支援会議に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかが参加し、専門職の意見等により介護予防サービス支援計画の充実を図ります。

年度	3	4	5	6	7
専門職参加人数（人）	63	35	32	25	35

イ リハビリテーション専門職同行訪問

ケア 24 が作成する介護予防サービス支援計画の立案支援を目的に、ケア 24 担当者と対象者宅を同行訪問し、サービスの選択やサービス利用による改善予測等について助言を行っています。

年度	3	4	5	6	7
同行訪問件数（件）	25	29	32	33	32

●生活支援体制整備

目 的

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、住民主体の支え合いによる活動を推進します。

事業内容・実績等

杉並区全域を第 1 層、ケア 24 の担当区域（日常生活圏域）を第 2 層として、それぞれに地域資源の開発やネットワークづくりを行う生活支援コーディネーター（第 1 層 1 名、第 2 層 20 名）を配置するとともに、地域の様々な団体・住民等が集まり、情報共有・意見交換を行う場である協議体を設置・運営しています。また、第 1 層と第 2 層が連携・協働して、住民主体の生活支援サービスや通いの場等の支え合いによる活動の開発、担い手の養成、活動団体の交流等を進め、生活支援体制整備通信「杉並ぐるる」の発行（年 4 回）や、たすけあいネットワーク全体連絡会と合同でささえあいシンポジウムを開催しています。

年度		3	4	5	6	7
第 1 層協議体開催（回）		3	3	3	3	3
第 2 層協議体	設置数（組織）	52	57	60	56	54
	活動回数（回）	—	544	521	578	533
	参加延人数（人）	—	5,642	6,729	9,172	7,598

※令和 4 年度から、第 2 層協議体の活動回数、参加延人数の集計を開始

●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

目 的

国保データベース（KDB）システム上の健診・医療・介護等の情報から、医療専門職が地域の健康課題を整理・分析し、支援が必要な対象者を抽出して保健事業や介護予防事業へとつなげます。

事業内容・実績等

令和３年度から、糖尿病性腎症や低栄養防止の個別的支援及び通いの場等への積極的な支援について、地域の関係機関や医療関係団体等と連携しながら実施しています。

（１）糖尿病性腎症重症化予防事業

① 個別支援プログラム

かかりつけ医の協力の下、健診結果等から糖尿病性腎症の一定基準に該当する区民を対象に、重症化予防の個別支援プログラムを実施しています。

② 受診勧奨

令和６年度からは、糖尿病が重度化するリスクの高い受診中断者等に対して受診勧奨を実施しています。

年度	3	4	5	6	7
①個別支援プログラム参加人数（人）	6	7	7	8	12
②受診勧奨人数（人）				12	19

（２）低栄養防止保健指導事業

健診結果等から低栄養状態の一定基準に該当する区民に、低栄養防止の個別支援プログラム及びフォローアップ会を実施しています。

年度	3	4	5	6	7
個別支援プログラム参加人数（人）	12	9	17	18	14
フォローアップ会参加人数（人）	3	2	6	12	7

(3) 通いの場を活用したフレイル予防等事業

地域で自主的に活動する通いの場や、一般介護予防事業の講座等に医療専門職を派遣し、健康教育やフレイル予防の普及啓発を実施しています。また、一般区民向けイベントや、健診結果等からフレイル状態の一定基準に該当する区民を対象に、フレイルチェック測定会を開催するなど積極的な支援を実施しています。

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	65	110	128	143	137
参加人数（人）	798	1,152	1,438	1,612	2,127

6 在宅医療・生活支援センター

在宅医療・介護連携推進係

●在宅医療体制の充実

目 的

在宅療養者が住み慣れた地域で安心して医療を受けられるように、在宅療養者への支援を充実させるほか、医療と介護の連携強化や在宅医療の普及啓発等に取り組みます。

事業内容・実績等

(1) 在宅療養者への支援の充実

在宅医療に関する相談を「在宅医療相談調整窓口」において受け付けるほか、在宅医療を実施している医療機関等の情報を「在宅療養ブック」などを通じて周知します。

また、在宅療養者の一時的な受け入れを行っている後方支援病床の協力病院等と連携して、在宅医療の関係者に後方支援病床の周知を図ります。

さらに、疾病や外傷等に伴う外見の変化で悩みを抱えている患者が購入またはレンタルしたウィッグ・胸部補整具の費用を助成し、心理的及び経済的な負担の軽減を図ります。

[在宅医療相談調整窓口の相談件数]

年度	3	4	5	6	7
相談件数（件）	389	344	282	292	279

(2) 医療と介護の連携強化

医療・介護の関係者による在宅医療地域ケア会議や多職種の職員を対象とした研修等を通じて、関係者間の顔の見える関係づくりや人材育成を進めるほか、杉並区医師会が運営する ICT を活用した多職種連携ネットワークシステムへの支援を通じて、関係者が在宅療養者等の情報を効率的に共有できるようにします。

また、すぎなみガイドラインに基づく情報提供書等を用いて、医療・介護の関係者間で入退院時の情報共有を図ります。

(3) 在宅医療の普及啓発

在宅医療に関する講演会を開催するほか、区の出組等を紹介する広報誌「在宅医療地域ケア通信」を定期的に発行し、区民の在宅医療に対する理解を深めるとともに、在宅療養や在宅での看取りなどについて考えるきっかけづくりを進めます。

包括的支援係

●包括的な相談支援体制の強化

目 的

一つの相談機関だけでは対応が難しい複合的な課題を抱える世帯に対して、相談機関が連携して包括的に支援するための体制を整えます。また、高齢者が安心して生活できるように、高齢者虐待への対応のほか、高齢者虐待の防止に取り組みます。

事業内容・実績等

在宅医療・生活支援センターでは、ケア 24 や保健センターなどの相談機関から複合的な課題を抱える世帯及び高齢者虐待に関する相談を受け付けた上で、関係する相談機関のほか精神科医や弁護士等が参加する支援会議を開催し、支援内容等を検討します。

また、困難事例及び高齢者虐待に関する研修を実施し、相談機関の職員の対応力向上を図るとともに、「高齢者虐待防止関係機関連絡会議」を定期的に開催し、情報共有と相互の連携強化を図ります。さらに、高齢者虐待の防止に向けて、区民を対象とした講演会を開催するほか、臨床心理士による「介護者の心の相談窓口」を通じて、介護者の心の負担軽減を図ります。

年度	3	4	5	6	7
各相談機関から在宅医療・生活支援センターへの相談件数（件）	445	408	451	408	396
支援会議の開催回数（回）	140	115	144	124	120

地域ささえあい連携推進担当 _____

●地域支え合いの仕組みづくりの推進

目 的

住民自らが地域の生活課題を把握し、解決を図る試みができるように、地域における住民主体の支え合いの仕組みづくりを推進します。

事業内容・実績等

地域福祉コーディネーターを配置し、地域が抱える生活課題の解決に住民や関係機関と共に取り組んでいます。

[地域福祉コーディネーターへの相談件数]

年度	3	4	5	6	7
相談件数（件）	97 (1 地域)	188 (2 地域)	177 (2 地域)	230 (3 地域)	236 (3 地域)

●重層的支援会議の開催

目 的

複合的な生活課題を抱える区民等の個別支援から見えてきた共通の課題等を調整・整理するため、多分野の関係機関が参加する重層的支援会議を開催し、包括的な支援体制の整備に取り組めます。

事業内容・実績等

相談支援機関の取組や支援会議の個別事例などを通じて見えてきた共通の課題等を調整・整理する重層的支援会議を開催し、関係機関の連携強化を図っています。

[重層的支援会議の開催回数]

年度	6	7
開催回数（回）	6	6

令和6年度から実施

7 福祉事務所

計画調整担当 _____

●被生活保護世帯に対する法外援護

(計画調整担当、保護係)

目 的

居宅の被保護者のうち、自家風呂がない世帯及びこれに準ずる世帯で公衆浴場を利用する者に対し、入浴料の補助をします。

事業内容・実績等

一人当たり 1 年分として入浴券 60 枚を支給しています。

年度	3	4	5	6	7
入浴券支給延人数 (人)	563	521	472	400	355

●生活安定応援事業

(計画調整担当、相談係)

目 的

低所得世帯の子どもの安定した学習環境の確保と、受験に必要な資金の貸付により、低所得世帯の子どもの支援をします。

事業内容・実績等

低所得世帯の子どもの塾代や受験費用の貸付を行う東京都受験生チャレンジ支援貸付事業にかかる受付業務を実施し、さらに塾代については、区が貸付金の増額を行っています。

[東京都受験生チャレンジ支援貸付利用者数]

年度	3	4	5	6	7
利用者数 (人)	174	282	311	306	345

[貸付金の区増額分の利用者数]

年度	3	4	5	6	7
利用者数 (人)	51	70	83	86	87

経理調整担当 _____

●応急小口資金貸付

(経理調整担当、相談係)

目 的

災害や病気等で応急に必要とする費用の調達が困難な低所得世帯に対して、借受資格等を審査した上で、無利子で貸付けを行い、生活の安定及び向上を図ります。

事業内容・実績等

主な貸付けは、災害等により住宅に被害を受けた場合、病気又は障害を受け、治療等に要する費用に困窮する場合、日常の生活必需品（エアコン等）の購入に一時的に困窮する場合等で、生活費や家賃は対象外となっています。

尚、貸付け後は、定期的な催告を行うなど、貸付金についての債権管理・回収事務を行っています。

●女性福祉資金貸付

目 的

女性に対し、女性福祉資金を貸付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、女性の福祉の増進に寄与することを目的としています。

事業内容・実績等

平成 28 年 3 月末をもって新規貸付けは終了したため、主に貸付金の債権管理及び回収事務を行っています。

●母子及び父子福祉資金貸付

(経理調整担当、相談係)

目 的

ひとり親家庭に必要とする資金の貸付けを行い、経済的に自立し、安定した生活を送れるよう支援を行います。

事業内容・実績等

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例に基づき、ひとり親家庭に修学・就職・転宅等、目的により分かれている 12 種類の資金から、必要な額を各資金の限度額内で貸付けを行っています。

尚、貸付け後は、定期的な催告を行うなど、貸付金についての債権管理・回収事務を行っています。

相談係

●行旅病人等援護

(計画調整担当、相談係)

目 的

身元不明及び引取者のない遺体の火葬や、療養を要する救護者のない病人（外国人旅行者等）及び葬祭を必要とするが葬祭費の負担が困難な区民に対し、葬儀費用や医療費を負担します。

事業内容・実績等

身元不明及び引取者のいない遺体の火葬を行い、遺骨を寺に預け、無縁仏として供養しています。また、救護者のない病人（外国人旅行者等）に対しては、医療機関で必要な医療を給付しています。葬儀費用については、23 区共通で依頼している金額で葬儀を行っています。

[葬儀を行う者がいない死亡人及び行旅病人の取扱い費用についての相談件数]

年度	3	4	5	6	7
件数（件）	26	39	45	47	50

●助産施設の入所支援

(管理係、保護係、相談係)

目 的

経済的に困窮し、不安を抱える妊産婦が、指定助産施設へ入所して、安心して出産できるように支援します。

事業内容・実績等

指定助産施設における分娩の介助、分娩前後の処置及び看護に要する費用を支給しています。

●母子・女性・家庭相談

目 的

母子及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定を図り、子どもの育成環境を整備します。また、困難な問題を抱える女性からの相談に対し、相談者の課題や心身の状況に応じて自立した生活ができるよう、最適な支援を行います。

事業内容・実績等

母子・父子家庭並びに寡婦の生活全般、子どもの養育等の相談に応じ、資金貸付や休養ホーム等の施策を案内します。

母子に対しては、母子生活支援施設への入所等の各種自立支援施策を案内します。また、困難な問題を抱える女性の相談を受け、自立に向け関係機関と連携して適切な支援を行います。

家庭内の親子関係等の諸問題に関して、家庭相談担当が専門的な立場で相談に応じます。

●民営母子生活支援施設に対する保護委託

(管理係、相談係)

目 的

母親と児童の安定した生活の場を確保するとともに、退所後も自立した生活ができるよう、継続的な支援を行います。

事業内容・実績等

18 歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため子どもの養育が十分にできない場合に、母と子どもが一緒に入所し、自立し安定した生活を送れるよう、支援を行います。また、退所後も相談や支援を継続し、母子の健全な生活を見守っています。さらに、入所した母子生活支援施設に保護委託費用を支払っています。

●家庭内、配偶者、パートナー間の暴力対策の推進

目 的

配偶者等からDVや暴力を受けた母子や単身女性の相談を受け、必要に応じて緊急一時保護を行い、母子や単身女性の安定した生活の場を確保するとともに、自立した生活ができるよう、継続的な支援を行います。

事業内容・実績等

（１）相談窓口や関係機関との連携強化

家庭内・配偶者間の暴力対策強化のため、区に配偶者暴力相談支援センターの機能を整備しています。福祉事務所、保健センター、子ども家庭支援センター及び児童相談所等、各相談窓口間の連携体制を更に強化し、総合的な支援体制の充実を図ります。

（２）一時保護から自立までの支援の充実

相談者の状況に合ったシェルター確保のために、東京都女性相談支援センターや民間シェルター、関係機関と連携し、一時保護機能の充実を図ります。相談者の意思を尊重しつつ安全に配慮し、保護命令申立制度や生活保護制度、母子生活支援施設入所事業などを活用して、地域で安心して生活が送れるよう支援を行います。

保護係

●中国残留邦人等への支援

(管理係、保護係)

目 的

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第2条に定める中国残留邦人等とその配偶者を対象に、中国残留邦人等が置かれている特別な事情を考慮し、その老後の生活の安定と地域の一人として安心して暮らせる体制を整えます。

事業内容・実績等

永住帰国した中国残留邦人及びその配偶者に対して、収入が一定の基準以下の場合、支援給付金を支給しています。また、医療機関や公的機関への手続き等が必要な場合、通訳等を派遣します。さらに、地域生活支援プログラムの実施により、日本語学習の受講に要する交通費等を支給しています。

年度	3	4	5	6	7
被支援給付受給世帯数 (世帯)	17	16	16	16	14
通訳等派遣回数(回)	147	164	143	115	99

●生活保護受給者への支援

(管理係、計画調整担当、相談係、保護係)

目 的

生活に困窮する世帯に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自らが生活の自立に向け努力し、目標に向かって進んでいけるよう支援を行います。

事業内容・実績等

失業や病気などによって、生活費や医療費に困り、他に取うる方法がないときに、その困窮の程度に応じて生活保護を実施します。厚生労働大臣の定める保護基準に基づく最低生活費と世帯の収入を比較し、最低生活費に満たない分を支給しています。

また、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、世帯の経済的自立、社会参加、健康維持を目指し、個々の状態に合わせて自立を支援します。

(1) 生活保護制度の周知及び適正な保護の実施

① 生活相談

福祉事務所では、失業や病気等で生活費や医療費に困っている方の相談を受け、生活保護制度を丁寧に説明し、保護の適用が必要な方に対して、漏れの無い保護申請を勧めています。

また、生活保護に至る前の生活困窮者に対しては、くらしのサポートステーションで行っている事業の案内等により自立のための支援を行っています。

[福祉事務所における生活相談実績]

(単位：件)

年度	3	4	5	6	7			
					荻窪	高円寺	高井戸	計
件数	6,252	6,732	6,930	7,515	2,887	2,618	1,964	7,469

② 生活保護制度

ア. 保護の要否の決定

生活保護を受けようとする場合は、本人かその扶養義務者または同居の親族が、居住地または現在地を担当する福祉事務所で相談をして保護の申請をします。申請受理後に、地区担当員がその家庭を訪問し、世帯状況、収入、資産・能力・他法他施策の活用などの調査を行い、保護の要否を決定します。

[生活保護受給世帯及び生活保護受給者の推移]

年度		杉 並 区					東京都 保護率 (%)	全 国 保護率 (%)
		世帯数 (世帯)	人口 (人)	生活保護 受給世帯数 (世帯)	生活保護 受給者数 (人)	保護率 (%)		
3		323,130	568,989	6,464	7,218	12.6	20.0	16.3
4		325,845	570,598	6,480	7,219	12.6	19.8	16.3
5		329,441	572,677	6,460	7,155	12.4	19.5	16.3
6		334,448	577,191	6,399	7,043	12.2	19.1	16.2
7	荻窪	128,260	232,382	2,481	2,724	11.7		
	高円寺	124,460	195,528	2,544	2,750	14.0		
	高井戸	86,286	154,503	1,382	1,533	9.9		
	計	339,006	582,413	6,407	7,007	12.0	18.8	16.1

※杉並区の生活保護受給世帯数、生活保護受給者数、保護率は各年度 3 月末現在
世帯数、人口は 4 月 1 日現在

※東京都と全国の保護率は各年度 3 月分

[生活保護の開始・廃止件数]

(単位：件)

年度	申請	取下	却下	開始	廃止
3	710	19	22	679	683
4	782	24	24	736	747
5	737	24	27	702	687
6	806	24	37	735	790
7	796	26	37	746	754

※福祉保健局業務報告の計

イ. 扶養照会

生活保護法第4条第2項に基づき、被保護者から生活歴やご親族等の状況について丁寧な聞き取り調査を行い、扶養照会が必要と判断した場合は、被保護者のご理解を得て扶養照会を実施しています。

また、扶養照会が生活保護申請の要件であるかのような誤解を生じさせないように、ホームページやパンフレットの記載内容の見直しを行うとともに、より実態に見合った扶養照会とするため、経済的なものと精神的なものに分けて扶養照会を行うよう業務の改善を図っています。

ウ. 扶助の種類

生活保護の扶助は下記8種類に分けられ、被保護世帯及び被保護者の必要に応じて一つ又は二つ以上の扶助を併給することができます。

扶助の種類	扶助の内容
生活扶助	衣食、その他日常の需要を満たすための扶助
住宅扶助	家賃等住宅維持費を支払う必要がある時の扶助
教育扶助	児童が義務教育を受ける時の扶助
出産扶助	出産するときの扶助
生業扶助	技能を修得、就労のための費用等を必要とする時の扶助
葬祭扶助	葬祭を行う時の扶助
医療扶助 (現物給付)	医療券を発行することで、被保護者が医療機関を受診できるようにしています。
介護扶助 (現物給付)	介護券を発行することで、被保護者が介護保険サービスを受けることができるようにしています。

この他に、住宅維持費、転宅資金、被服費、入学準備金など一時金が必要なときの一時扶助があります。

エ. 医療扶助の適正化

令和3年1月から実施された健康管理支援事業を活用し、生活保護受給者の健康的な生活を支援しています。

健康管理支援事業は、生活保護受給者の健康課題を把握分析し、課題解決に向けた取り組みと評価を行うことで健康の保持増進を図り、自立を助長することを目指しています。主に生活習慣病の早期発見・重症化予防のために区民健診の受診促進、保健師による保健指導等を行っています。また、健康に関する普及啓発として、被保護者向けに『福祉事務所・健康だより』を発行するほか、事業周知のための事業案内リーフレットの作成をしています。さらに、福祉事務所各所には来所者が自由に使えるよう上腕式自動血圧計を1台ずつ設置し、生活習慣病に関するチラシの配布や展示も実施しています。

その他、後発医薬品の使用促進や、医療扶助のレセプトを活用した嘱託医協議により不適正な受診等の是正を行い、医療扶助の適正化に取り組んでいます。

〔区民健康診査(成人等健康診査)受診の推移〕

〔単位：人〕

受診者数	総数	内訳			
		30-39 歳	40-64 歳	65-74 歳	75 歳以上
3 年度	1,498	19	478	318	683
4 年度	1,506	21	508	316	661
5 年度	1,509	24	517	327	641
6 年度	1,611	49	569	311	682
7 年度	1,539	41	540	277	681
対象者人数※	6,491	384	2,502	1,238	2,367
受診率(%)	23.7	10.6	21.5	22.3	28.7

※令和7年度対象者人数は、令和7年7月末時点の被保護者数

オ. 関係機関との連携

生活保護制度については、くらしのサポートステーションなど生活に関わる相談を行う機関と連携し、制度をわかりやすく解説したパンフレットにより、支援の必要な方へ周知しています。

③ その他の給付・減免制度

ア. 入浴券の支給（法外援護）

関連事業名	担当課・係	掲載頁
被生活保護世帯に対する法外援護	福祉事務所 計画調整担当	p. 124

イ. 各種減免制度

生活保護世帯等に対して、国民年金保険料、水道・下水道料金の基本料金の免除、NHK放送受信料の免除、住民税・固定資産税の減免、粗大ごみ処分料の免除、JR通勤定期券の割引、都営交通の無料パス等の制度があります。

(2) 自立支援プログラムによる支援

高齢者や傷病・障害者等の要援護世帯や精神障害者、アルコール依存症等の自立が難しい世帯には健康面や精神面での日常生活上の基本的な支援を、稼働年齢層や母子世帯には就労支援や子育て支援を講じるなど、世帯の状況に応じた自立支援を実施しています。

① 自立支援プログラム

生活保護受給者の自立を支援していくため、以下のプログラムを専門の支援員、委託事業者とともに実施しています。

プログラム名	支援内容
就労自立支援	就労による経済的自立を図るため、求職活動支援などの就労支援を実施しています。
生活自立支援	日常生活の自立及び社会生活の自立のため、債務整理や転宅支援などを実施しています。
精神保健福祉支援	精神障害者及び精神疾患のある者等に対し、居宅生活の維持及び安定化並びに就労等への準備などの支援を実施しています。
次世代育成支援	小学生・中学生の学力向上及び健全育成を図るための支援並びに義務教育終了後概ね30歳以下の若年者に対して社会的自立を促しています。
金銭管理支援	金銭管理が困難である者に対して安定的な生活維持を図るため、金銭預かり支援や住宅扶助代理納付の支援などを実施しています。
健康管理支援	健康上の課題を抱えると認められる者に対して健康の保持及び増進を図るための情報提供、医療機関受診勧奨等の保健指導を実施しています。参照) 上記②生活保護制度 エ. 医療扶助の適正化

[自立支援プログラムの実績]

(単位：件)

プログラム名	実施主体	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
就労自立支援プログラム	就労支援専門員	222	181	173	158	177
生活自立支援プログラム	委託事業者	271	249	236	251	363
精神保健福祉支援プログラム	メンタルケア支援員	113	132	124	130	135
次世代育成支援プログラム	次世代育成支援員	104	102	96	88	83
金銭管理支援プログラム	委託事業者	273	286	274	275	512

② 自立促進事業

自立促進のため、自立に要する経費の一部を支給しています。なお、学習環境整備支援費の内、中学 3 年生に対する塾代については区費の上乗せ支給を行っています。

[自立促進事業の実績]

(単位：件)

自立促進事業内容		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
就労支援	被服費、就職活動用携帯電話購入費、技能修得費 等	25	30	32	67	36
社会参加活動支援	ボランティア講座受講料 等	86	135	201	231	231
地域生活移行支援	鍵交換費、高齢者等見守り支援費 等	573	643	664	713	675
健康増進支援	介護予防教室等参加費 等	12	11	14	24	13
次世代育成支援	学習環境整備支援費、若年者社会参加支援活動費 等	406	405	488	225	211
合 計		1,102	1,224	1,399	1,260	1,166

(3) 常設就労相談窓口「ステップアップしごとコーナー」の設置

ウェルファーム杉並内に就労相談窓口を設置し、ハローワーク新宿から就労相談専門員の派遣を受け、福祉事務所・くらしのサポートステーション等と連携し、生活保護受給者等の就労支援を実施しています。

生活自立支援担当

●生活困窮者・世帯及びひきこもり等の自立支援の推進

目 的

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ります。

ひきこもり当事者に対しては、当事者の意思を尊重し短期間での社会復帰や就労が最終ゴールといった設定を強いることなく、社会的孤立を防ぎながら社会とのつながりを回復していきます。

事業内容・実績等

(1) 支援プランに基づく計画的支援

生活自立支援窓口「くらしのサポートステーション」では、生活困窮者等の相談支援事業として、相談を受け課題を把握して作成した支援プランをもとに、本人の状況に応じて計画的に支援する伴走型の支援を行っています。支援プランは、本人の希望を尊重しつつ、次の(2)(3)(4)のほか、必要に応じて関係機関等が実施している支援も組み入れ、関係者による支援調整会議で決定します。

[自立相談支援事業]

年度	3	4	5	6	7
相談件数（件）	21,309	19,661	14,443	10,782	12,734

(2) 家計改善支援等による自立支援

相談支援事業と一体的に行う経済的自立のための支援として、資金貸付の活用に加え、生活困窮者自らが家計管理を行うことができるよう、多重債務などの問題解決も含め、専門的な助言と指導を行っています。また、失業等により住居を失う恐れのある方に対し、一定期間の家賃分の給付により、就職活動を支援しています。

[家計改善支援事業]

年度	3	4	5	6	7
実施件数（件）	165	266	307	315	335

[住居確保給付金]

年度	3	4	5	6	7
支給月数（月）	6,040	2,291	501	84	84

（３）稼働年齢層の就労支援の充実

生活に困窮している方や、ひきこもり等により就職できずに将来困窮する恐れがある若者など、稼働年齢層を中心にした就労支援を行っています。

① 就労阻害要因に応じた就労・就労準備支援

相談者の就労阻害要因に合わせ、就労支援センターが行う社会適応力訓練や就労準備訓練、保健分野と障害者福祉分野が連携して行う成人期発達障害者支援事業を活用した就労準備支援を行うほか、ハローワークなど様々な機関との連携を図っています。

② 生活保護廃止後の就労定着支援

生活保護の廃止後、安定した自立生活を継続できるよう、福祉事務所とくらしのサポートステーションが連携して就労定着を支援しています。

（４）高校生世代までの子どもに対する支援の充実

貧困の連鎖を防ぐため、生活困窮世帯の子どものほか、不登校などで学習困難な状況にある子どもを対象に、学習支援や社会性の獲得に向けた支援を行います。

① 関係機関との連携によるニーズの把握

スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センター等と連携し、本人の家庭環境や日常生活の状況を把握して個々の支援目標を設定しています。

② 学習習慣の定着支援

子どもの状況に合わせて、授業の補習や高校の受験指導、中退防止を指導するほか、必要に応じて保護者も対象にした集団・個別指導を行うなど、学習環境の整っていない子どもに対し、自ら学ぶ習慣を身に付けるための支援を行っています。

[学習支援事業]

年度	3	4	5	6	7
利用者数（人）	1,164	1,046	530	551	1,076

③ 社会性の獲得に向けた支援

ひきこもりや不登校などにより、他者との関係性を構築できない子どもに対し、集団での季節的行事等のほか、個別指導を通じ、コミュニケーション能力の育成や成功体験により自己肯定感を高めるなど、社会性向上につながる支援を行っています。

[居場所事業]

年度	3	4	5	6	7
利用者数（人）	620	599	585	630	1,460

(5) ひきこもり支援推進事業

ひきこもり当事者が、社会的に孤立することや経済的に困窮することのないよう、社会とのつながりを回復していく必要があります。このため当事者及びその家族に必要な支援を行い、福祉の増進を図ることを目的に、令和7年8月、事業を開始しました。

① ひきこもりに特化した相談支援

ひきこもりに関する専門の相談窓口「ゆるりと杉並」では、ひきこもりの状態を原因として生じる当事者及びその家族に起きる問題に着目し、相談に応じます。また、一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細やかなサポートに結びつけていきます。

[相談支援事業]

年度	7
相談件数（件）	582

② ひきこもり当事者や家族の居場所づくり

当事者及びその家族に安心できる場を提供し、そこでの活動や懇談を通じて、社会との関係を回復していきます。こうした居場所づくりを基礎に、当事者がある人なりに社会復帰を目指すことを支援します。

[居場所づくり事業]

年度	7
利用者数（人）	97

●路上生活者の自立支援

目 的

都と特別区共同の自立支援事業の実施により、路上生活者の就労自立や居住生活の安定を支援します。

事業内容・実績等

(1) 自立支援センターによる路上生活者支援の実施

都区共同で運営する自立支援センターによる巡回相談、生活相談、緊急一時支援及び就労自立に向けた路上生活者支援を実施しています。

[自立支援センターの利用実績]

(単位：人)

年度	3	4	5	6	7
自立支援センター・板橋寮 (3年3月開設) 利用者数	35	24	18	31	39

(2) 巡回健康相談の実施

長期化、高齢化した路上生活者等の健康問題に対応するため、看護師による健康相談の実施や巡回相談員による無料低額診療事業の案内により早期受診の呼び掛けなどを行っています。

8 健康推進課

管理係

●杉並保健所及び保健医療センターの維持管理

目 的

杉並保健所及び保健医療センターが円滑に運営できるよう、適切な維持管理及び中長期修繕を計画的に実施することにより、区民の健康と命を守る取組に必要な執務環境を確保します。

事業内容・実績等

杉並保健所及び保健医療センターについて、庁舎管理、設備保守管理、備品管理を行うとともに、施設の老朽化や天災等による不具合へ適時適切な対応を行い、施設の適切な維持管理及び計画的な中長期修繕を実施します。

令和８年度は、杉並保健所及び保健医療センターの事業に与える支障を最小限にできるよう所内各課等と連携を図りながら、昇降機設備や受変電設備の更新等に対応していきます。

●人口動態調査及び保健衛生に係る統計調査

(健康推進課・生活衛生課)

目 的

各種保健衛生統計調査及び報告を的確に実施することにより、保健福祉施策等に広く反映させることができるよう、国及び区の衛生統計の正確な基礎資料を作成します。

事業内容・実績等

令和８年度は人口動態調査、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査、医療施設調査、患者調査、受療行動調査、医療関係者調査の７調査について、調査の実施及び報告を着実にを行い、衛生統計の正確な基礎資料を作成します。

また、人口動態調査によって得られた区内の人口動態事象（出生・死亡・婚姻・離婚・死産）の調査小票等から統計資料を作成するなど、各課の保健福祉施策等の活用に供します。

(１) 令和８年度に実施する保健衛生統計調査

調査対象世帯の区民に調査票等を配布、回答の回収や、個人又は医療機関等からの届出・申請を基に調査報告を行っています。

① 区民に対して行う全国調査（無作為抽出）

ア. 国民生活基礎調査

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的としています。毎年実施する厚生労働省の調査です。

イ. 社会保障・人口問題基本調査

5つの全国調査の総称であり、このうち令和8年度に行う全国家庭動向調査は、出産・子育て・老親の扶養・介護をはじめとする家庭の諸機能の実態、変化要因を把握し、少子高齢化、とりわけ少子化への対応の基本的方向性を示し、厚生労働行政施策立案の基礎資料を提供することを目的としています。5年ごとに実施する国立社会保障・人口問題研究所（厚生労働省の附属機関）の調査です。

② その他の調査

ア. 人口動態調査

届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産届を基に人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的としています。明治32年から実施する厚生労働省の調査です。

イ. 医療施設調査

医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的としています。医療施設動態調査を毎月実施するとともに、医療施設の詳細な実態を把握する医療施設静態調査を3年ごとに実施する厚生労働省の調査です。

ウ. 患者調査

病院及び診療所（以下「医療施設」という。）を利用する患者について、その属性、入院・来院時の状況及び傷病名等の実態を明らかにし、併せて地域別患者数を推計することにより、医療行政の基礎資料を得ることを目的としています。3年に1回実施する厚生労働省の調査です。

エ. 受療行動調査

全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的としています。3年に1回実施する厚生労働省の調査です。

オ. 医療関係者調査

医師、歯科医師及び薬剤師の分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的としています。2年に1回実施する厚生労働省の調査です。（併せて保健師・助産師・看護師・歯科衛生士・歯科技工士も実施）

（２）業務報告

関係各課の衛生行政・保健施策等の業務実績等について取りまとめ、厚生労働省（一部、こども家庭庁）に対し業務報告を行っています。

① 衛生行政報告例

衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係等の衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的としています。毎年実施する厚生労働省への業務報告です。（対象は第15表及び第34表）

② 地域保健・健康増進事業報告

保健所や市区町村が行う保健施策について把握し、国や地方公共団体が今後実施する施策を効率的・効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的としています。毎年実施する厚生労働省への業務報告です。

③ こどもの福祉と保健に関する状況報告（母子保健票）

子どもの福祉と保健等に関する施策について、実施主体である都道府県及び市区町村における行政の実態を把握して、国及び地方公共団体の行政運営のための基礎資料を得ることを目的としています。地域保健・健康増進事業報告等の一部が厚生労働省から移管されてできた子ども家庭庁への業務報告です。（令和7年度調査（令和8年度報告分）から新たに実施）

（３）人口動態調査の統計データの利用について

国の統計調査であることから、厚生労働省から利用承諾を得て区が利用しています。厚生労働省が前年（1月～12月）分人口動態調査結果（確定値）を公表（例年9月頃）後、統計データを利用して、区の合計特殊出生率の推移や年齢階級別・主要死因別死亡数等を集計しています。

●医師会等保健医療関係団体との連絡事務

目 的

区が行う保健衛生事業の充実を図るため、杉並区医師会、東京都杉並区歯科医師会及び杉並区薬剤師会と、相互に情報共有を行います。

事業内容・実績等

（１）杉並区歯科衛生連絡会

区における歯科衛生事業を円滑に推進し、地域保健の増進を図ることを目的として、区が行う歯科衛生事業に関すること及び東京都杉並区歯科医師会が行う事業に関すること並びにその他区民に対する歯科衛生事業に関する意見交換及び連絡調整を行う連絡会を、年に１回程度行っています。

（２）杉並区薬事衛生連絡会

区における薬事衛生事業を円滑に推進し、地域保健の増進を図ることを目的として、区が行う薬事衛生事業に関すること及び杉並区薬剤師会が行う事業に関すること並びにその他区民に対する薬事衛生事業に関する意見交換及び連絡調整を行う連絡会を、年に１回程度行っています。

●杉並区歯科保健医療センターの運営

目 的

杉並区歯科保健医療センターにおいて、東京都杉並区歯科医師会の協力を得て、一般の歯科診療所では受診が困難な障害者や有病の高齢者等が、安心して歯科治療や健診等を受けることができる場を提供しています。

また、身近にかかりつけ歯科医を持ち、気軽に相談できる環境をつくります。

事業内容・実績等

杉並保健所内に杉並区歯科保健医療センターを設置し、歯科保健及び歯科診療事業等を東京都杉並区歯科医師会に委託して運営しています。また、杉並区歯科保健医療センターでは、地域の歯科医療機関との連携によりかかりつけ歯科医の普及を図っています。

杉並区歯科保健医療センターの事業を円滑かつ適切に実施するため、委託先である東京都杉並区歯科医師会と事業運営連絡会の開催などを通じて連携を図っています。

[杉並区歯科保健医療センター延べ診療件数（年間）]

年度	3	4	5	6	7
延べ診療件数（件）	5, 865	6, 195	6, 128	6, 256	6, 025

●健康危機管理

(健康推進課、生活衛生課、保健予防課、保健サービス課)

目 的

健康被害の発生予防及び拡大防止等の対策を実施することにより、食中毒、感染症、飲料水、毒物劇物、医薬品等により、区民の生命及び健康の安全が脅かされる健康危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、区民の生命と健康を守ります。

事業内容・実績等

杉並保健所健康危機管理対策会議を開催し、杉並保健所内相互の連携の強化、情報の密接な交換及び共有化を図っています。平常時から、区民に対して健康危機管理の適切な情報提供及び健康危機発生時の適切な対応を周知しています。また、健康危機発生時には随時、国、東京都、警察署、消防署、医療機関、検査機関等の関係機関との情報交換を行い、協力体制を確保します。

●献血及び骨髄バンク事業の推進

目 的

献血の普及啓発等を行うことにより、献血について区民の理解を深めるとともに、日本赤十字社による献血の受入れが円滑に実施され、医療機関への血液安定供給を図ります。また、骨髄バンクドナー登録事業を推進することにより、骨髄バンク事業の普及啓発を図ります。

事業内容・実績等

献血の普及啓発を行うとともに、庁内献血を実施しています。また、骨髄バンクドナー登録会を開催することに加え、骨髄等を提供された区民とその勤務する事業者への助成を行っています。さらに、献血・骨髄移植の普及及び献血・骨髄移植事業を円滑に推進することを目的として、杉並区献血等推進連絡会を開催し、広報活動や事業の推進に関して関係団体と連絡調整を行っています。

(1) 献血の普及啓発

厚生労働省、東京都、日本赤十字社が年2回(7月及び1月から2月)、合同で行う献血推進活動月間に合わせて、献血推進PRポスターを医療機関、区立施設等に掲示するとともに、二十歳のつどいにおいて、献血を推進するリーフレットを配布し、献血の普及啓発を図ります。

（２）庁内献血等の実施

杉並区役所 1 階ロビー等において、年 3 回、庁内献血を実施し、内 1 回は骨髄バンクドナー登録会も同時開催しています。区職員に協力を呼びかけるとともに、広報すぎなみ、区ホームページ等にもお知らせを掲載し、区民へも協力を呼びかけています。

年度	3	4	5	6	7
献血受付者数(人)	206	228	86	170	166
献血者数(人)	176	204	69	146	151
骨髄ドナー登録者数(人)	3	4	6	5	3

（３）骨髄提供者等への助成

平成 28 年度から、骨髄又は末梢血幹細胞を提供した区民及びその勤務する事業者に助成金を交付しています。

年度	3	4	5	6	7
骨髄提供者数(人)	6	5	6	7	4
骨髄提供者の勤務先事業者数(人)	1	2	1	2	0

●杉並区生活習慣行動調査の実施

目 的

杉並区生活習慣行動調査を実施することで、区民の生活習慣・行動の状況を詳細に把握し、「人生 100 年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまちの実現に向けた取組を推進するための基礎資料を得ています。

事業内容・実績等

杉並区生活習慣行動調査を 3 年ごとに実施しています。令和 5 年度に本調査を実施し、調査票を無作為抽出の区民 3,000 人に対して送付し、1,296 人からの回答を報告書にまとめ、区民の生活習慣・行動の状況を把握することができました。

杉並区生活習慣行動調査を実施し得られた調査結果は、区ホームページに掲載しています。

令和 8 年度も本調査を実施し、12 月に報告書を作成する予定です。

健康推進係

●健康づくり推進協議会の運営

目 的

すべての区民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会を目指し、区民、事業者、関係団体及び区が協働し健康づくりを推進するため、杉並区健康づくり推進条例に基づき、区内の健康推進を図ります。

事業内容・実績等

杉並区健康づくり推進条例が制定されたことに伴い、区長の附属機関として杉並区健康づくり推進協議会を設置しています。この協議会は区民、学識経験者、関係団体等の代表者で構成され、健康づくりに基づく身体・心の健康等の目標値に関する達成状況を評価し、必要な事項を調査審議するため必要に応じて開催しています。

[協議会実施回数]

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	2	2	2	2	2

●健幸アプリの活用

目 的

区民等が主体的かつ継続的に健康づくりに楽しく取り組めるよう、総合的な健康アプリ「健幸アプリ すぎなみチャレンジ(なみチャレ)」を提供します。アプリは、ウォーキングなどの健康習慣を自然に身に付け、ウェルビーイングを高めていけることを目的としています。

当アプリを通じて、健康づくりへの関心が必ずしも高くない層も含め、健康づくり活動の開始と定着を促進することで、ヘルスリテラシーの向上及び生活習慣病等の予防を図ります。

事業内容・実績等

令和7年10月より、健康意識の向上や主体的な健康づくりを支援する「健幸アプリ すぎなみチャレンジ(なみチャレ)」の運用を開始しました。歩数や食事記録、健（検）診の受診、健康イベントへの参加等に応じてポイントを付与するなど、インセンティブを活用した取組を実施しています。初年度は目標値を大きく上回る登録者数を達成し、区民等が自然に健康づくりに取り組める環境づくりを推進しました。

[健幸アプリ登録者数]

年度	7
登録者数（人）	8,386

●健康づくり推進事業の実施

（健康推進課・保健サービス課）

目 的

すべての区民が生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現を図ります。

事業内容・実績等

（１）健康スポットの運営

区役所や各保健センターに「健康スポット」を設置し、自分で計測できる健康機器を活用し、健康状況を把握するとともに、区民が身近な地域でメタボリックシンドローム予防への意識付けができるようにしています。

① コーナーの概要

全自動血圧計、パンフレット等の情報スタンド

② 設置箇所（6所）

区役所（1 箇所）・保健センター（5 箇所）

（２）健康づくり組織・団体とのネットワーク育成・支援

保健センターを拠点に定期的に自主活動を行っている健康づくり自主グループへ積極的な支援を行うことで、その育成を図ります。

また、すぎなみ地域大学の「健康づくりリーダー講座」を受講後に区へ登録した後、区と協働して地域の健康づくりを推進している健康づくりリーダーには様々な支援を行っています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
健康づくり組織・団体とのネットワーク 育成・支援	保健サービス課 健康づくり事業担当	p. 261

●健康づくり表彰の実施

目 的

健康づくりへの関心や理解を高めるために、健康づくり活動を先進的、継続的に行っている事業を表彰、紹介し、地域の健康推進を図ります。

事業内容・実績等

地域で健康づくりに関する活動を先進的、継続的に行っている事業者・団体を表彰し、その取組を広く紹介するために、杉並区健康づくり表彰制度を平成 27 年度から実施しています。

[健康づくり表彰の受賞実績]

年度		3	4	5	6	7
最優秀賞（件）		1	1	1	1	1
優秀賞	団体部門（件）	3	9	2	7	5
	事業者部門（件）	0	1	1	1	2

●受動喫煙防止対策

目 的

令和 2 年 4 月の改正健康増進法等の施行を受けて、分煙化を推進し、受動喫煙防止対策の推進を図ります。

事業内容・実績等

主に飲食店等の事業者に対して、受動喫煙による健康影響や具体的な規制内容について施設管理者向けハンドブックの配布や区広報、ホームページを通じて普及啓発を行っています。また、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく飲食店の店頭標識掲示義務の遵守状況を把握するとともに、掲示義務が守られていない飲食店に対し、掲示案内を実施しています。

[飲食店の店頭標識掲示義務調査件数]

年度	3	4	5	6	7
調査件数（件）	－	748	574	822	1,505

※令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

●特定不妊治療費の助成

目 的

不妊に悩む夫婦に対する支援のほか、妊娠・出産後の健康な生活に向けた正しい知識の普及や相談・支援など、安心して妊娠・出産できる環境整備を推進します。

事業内容・実績等

（１）特定不妊治療費の助成

高額な治療費のかかる特定不妊治療について、経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成しています。

[特定不妊治療費助成件数]

年度	3	4	5	6	7
助成件数（件）	1,021	1,208	415	365	506

（２）分娩手当支給事業の実施

地域の産科医の減少に歯止めをかけ、身近で安心して子どもを出産できる環境を整えるため、医療機関が産科医・助産師に支給する分娩手当の一部を助成しています。

[分娩手当支給助成件数]

年度	3	4	5	6	7
対象施設数（件）	3	3	3	3	3
支給件数（件）	598	525	516	465	453

（３）分娩施設整備助成事業の実施

区民が安心して身近な医療機関で出産できる環境を整えるため、医療機関に対して出産用のベッドを増やす際等の施設整備費の一部を補助しています。

医療連携担当

●医療連携

目 的

かかりつけ医等の定着と地域医療連携の推進を図ります。

事業内容・実績等

(1) かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及・定着

かかりつけ医等は、日頃から自身の病気に関するだけでなく、健康に関する質問や家族の病気などの相談にも応じてもらえる存在です。各種イベントや健診等の受診時を通じて「かかりつけ医等を持つこと」の普及・定着を推進しています。

(2) 地域医療連携の推進

日頃の健康管理を行う、地域のかかりつけ医が、患者の病状にあわせて専門医療機関を紹介するなどそれぞれの役割に応じた機能を発揮することで、入院から在宅まで切れ目なく医療を提供することができます。そのため区では、かかりつけ医と専門医療機関等との連携が図れるよう地域医療連携をさらに推進しています。

●AEDの普及及び講習の実施

目 的

緊急時に応急手当ができる区民の養成やAEDの設置により、初期救急対応能力の向上を図ります。

事業内容・実績等

(1) 初期救急対応力の向上

① AED（自動体外式除細動器）の配備

心肺停止状態の傷病者に対して、早期に、AEDを使った心肺蘇生が極めて有効であることから、不特定多数の区民が集まる公共施設を中心にAEDを配置しています。

[AED配置状況]

年度	17～3	4	5	6	7	合計
配置台数（台）	390	19	11	4	4	390(※)

※台数減は管理者変更や施設統廃合での撤去による

② 救急協力員の養成

身近な場所で心肺停止などの緊急時に、傷病者を医師や救急隊員に引き渡すまでの短い時間に適切な対応を行える区民を増やすことにより、地域の初期救急対応力の向上を図るため、救急協力員（愛称「すぎなみ区民レスキュー」）の養成を行っています。また、応急手当の普及・啓発を目的として、AEDの操作方法等を含めた救命講習会を随時開催しています。

〔救命講習会の登録者数及び開催状況〕

年度		16～3	4	5	6	7	合計
登録者数	登録人数（人）	4,553	621	544	587	611	6,916
	内、普及員資格取得者（人）	299	4	4	5	2	314
救急講習開催状況	講習会開催回数（回）	1,962	130	131	113	127	2,463
	受講者数（人）	41,536	2,325	2,295	1,993	2,252	50,401

●救急医療及び災害医療

目 的

区民の急病時の不安解消を目指して、24 時間 365 日病院探しに困らない体制を整えます。

事業内容・実績等

（１）急病医療情報センターの運営

急病など緊急時の区民不安解消のため、専門の看護師・保健師が医療機関案内・医療相談を行う電話サービスとして「杉並区急病医療情報センター」を運営しています。

〔利用状況〕

年度	3	4	5	6	7
利用総件数（件）	5,549	5,839	9,574	8,985	7,175
1日あたりの利用件数（件）	15.2	16.0	26.2	24.6	19.7

（２）急病診療体制の確保

① 小児急病診療体制の確保

子どもを抱える家族の医療面での不安解消を目指し、一般の医療機関の診療時間外においても小児科を受診できる体制を整えるため、平日夜間・休日の時間帯を中心に、東京衛生アドベンチスト病院に小児初期救急診療枠を確保しています。

[受診状況 (※)]

年度	3	4	5	6	7
東京衛生 アドベンチスト病院	362／348 1.0	389／347 1.1	643／348 1.8	617／345 1.8	618／348 1.8

※ 上段：受診者総数（人）／診療日数（日）、下段：1日平均（人）

（３）急病診療の実施

① 休日等夜間急病診療事業

休診する医療機関が多い平日夜間と休日（年末年始含む）に、杉並区医師会の協力を得て、「杉並区休日等夜間急病診療所」（杉並保健所内）及び「輪番医療機関（当番医）」において急病医科診療を行っています。

[受診状況]

年 度	平日夜間・ 保健所 (小)	土曜夜間・ 保健所 (内)(小) (耳)	休日昼間・ 保健所 (内)(小) (外)(耳)	休日昼間・ 輪番４所 (内)(小)	休日夜間・ 保健所 (内)(小) (耳)	合 計
3	111／242 0.5	262／51 5.1	2,554／72 35.5	2,152／72 29.9	414／72 5.8	5,493／365 15.0
4	176／243 0.7	370／50 7.4	3,589／72 49.8	3,060／72 42.5	586／72 8.1	7,781／365 21.3
5	421／243 1.7	880／50 17.6	4,251／73 58.2	7,756／73 106.2	1,648／73 22.6	14,956／366 40.9
6	348／243 1.4	748／50 15.0	3,882／72 53.9	8,375／72 116.3	1,607／72 22.3	14,960／365 41.0
7	303／242 1.3	688／50 13.8	3,346／73 45.8	9,145／73 125.3	1,471／73 20.2	14,953／365 41.0

※1 (内)内科、(小)小児科、(外)外科、(耳)耳鼻咽喉科

※2 上段：受診者総数（人）／開所日数（日）、下段：1日平均（人）

② 歯科休日急病診療事業

休診する歯科医療機関が多い休日（年末年始含む。）に、杉並区歯科医師会の協力を得て、「杉並区歯科保健医療センター（歯科休日急病診療）」（杉並保健所内）において、急病時の歯科診療を実施しています。

〔診療状況〕

年度	3	4	5	6	7
受診者総数(人)	404	342	386	437	516
開所日数(日)	72	72	73	72	73
1日平均(人)	5.6	4.8	5.3	6.1	7.1

③ 調剤事業

杉並区薬剤師会の協力を得て、上記①及び②に係る処方調剤を、「杉並区休日等夜間薬局」（杉並保健所内）で実施しています。また、休日においては「休日当番薬局」も開所しています。

〔利用状況〕

年度		3	4	5	6	7
処方 件 数	保健所内薬局（件）	1,450	1,031	5,969	6,060	5,378
	当番薬局（件）	518 (49)	362 (37)	912 (47)	711 (41)	1,049 (91)
	合計（件）	1,968	1,393	6,881	6,771	6,427
開所日数(日)		365	365	366	365	365
1日平均（件）		5.4	3.8	18.8	18.6	17.6

※（）は当番薬局の開所数

（４）災害時医療体制の充実

① 緊急医療救護所の維持運営

大規模災害発生時に多くの傷病者が集中する災害拠点病院等の診療機能を維持・支援する医療救護体制として、発災直後から超急性期（発災後 72 時間）の間は、災害拠点病院等の敷地内に緊急医療救護所を開設し、医療救護活動を行います。緊急医療救護所が開設できるよう、11 病院に医薬品・医療資器材等の備蓄を行っています。

また、医薬品卸売販売業者 7 社と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を締結し、発災後の医薬品等の円滑な調達を図っています。

② 災害拠点病院等との医療救護訓練の実施

医療関係団体及び災害拠点病院等の協力を得て、実践的な医療救護訓練を実施するとともに、区災害対策本部医療救護部の職員防災訓練を行っています。

[緊急医療救護所訓練]

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	-	3	3	2	3

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

※令和6年度は雨天により1回中止

③ 医療依存度の高い方に対する医療救護体制の確保

災害時要配慮者等（人工呼吸器使用患者、人工透析患者、酸素療法患者、妊産婦等）に対し、必要な支援を行うため、医療機関との連携体制を確保しています。

④ 急性期以降の医療救護体制の確保と保健対策

急性期以降、医療ニーズが高く医療機能が回復していない地域などに、状況に応じ震災救援所に医療救護所を開設する医療体制を確保しています。また、震災救援所等における避難者への保健対策として、区の保健活動班や災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等が巡回し、健康相談や衛生管理、感染症対策を行う体制を確保しています。

●医療安全窓口の運営

目 的

医療に関する相談・苦情対応を行うことで、区民の医療への不安や要望に適切に応え、安心・信頼の医療が提供される環境づくりを図ります。

事業内容・実績等

区民の医療への不安や要望に適切に応え、安心・信頼の医療が提供される環境づくりを進めるため、医療安全支援センターの機能を担う杉並区医療安全相談窓口及び杉並区医療安全推進連絡協議会を設置しています。

[医療安全相談件数]

年度	3	4	5	6	7
相談件数（件）	549	550	597	510	394
苦情件数（件）	157	183	176	182	138

保健指導担当 _____

●健康づくり推進活動、生活習慣病予防対策

(健康推進課・保健サービス課・国保年金課)

目 的

健康講座やさまざまな普及啓発を実施することにより、生活習慣病の罹患割合の減少を図るとともに、健康的な生活習慣に取り組む区民を増やします。

事業内容・実績等

(1) 生活習慣病予防の普及啓発

健康づくり推進条例に基づき区民の健康寿命を延伸できるように、健康講座の開催、健康情報コーナー(健康スポット)の活用、それに加えて啓発用品やリーフレットの配布などを実施しています。

① 健康講座の開催(健康推進課・保健サービス課事業)

生活習慣病予防のために健康課題に即した講座や、生活習慣の改善に関する健康講座を実施しています。健康推進課で実施するほか、保健サービス課でも健康講座を実施しています。

[健康講座]

年度	3	4	5	6	7
実施回数(回)	-	8	6	7	9
参加者数(人)	-	131	84	76	98

※令和2年度・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

[女性の健康講座・イベント]

年度	3	4	5	6	7
実施回数(回)	-	5	4	4	5
参加者数(人)	-	236	191	198	224

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

関連事業名	担当課・係	掲載頁
生活習慣病予防対策	保健サービス課 健康づくり事業担当	p. 258

② 運動環境の整備

生活習慣改善に取り組む区民が、民間の運動施設等を手軽に利用できるよう民間運動施設と協働し、運動環境の整備を図っています。

[民間運動施設等との協働事業]

年度	3	4	5	6	7
実施施設数（施設）	2	2	2	2	2
参加者数（人）	395	401	390	326	420

（２）健診・医療情報等データの活用による糖尿病予防対策の推進

区民の健康に影響が強く、有病率や関連医療費が増加傾向にある糖尿病について、重症化予防対策の取組を進めています。

① 健診・医療情報等データの活用による普及啓発

国保特定健康診査データを分析活用し、新たな健康づくりや生活習慣病予防の取り組みを進めています。国保特定健康診査データから糖尿病予備群（放置すると糖尿病を発症するリスクが高いもの）該当者を抽出し、生活習慣改善に関する教室の案内や糖尿病予防リーフレットなどを郵送しています。

[ハイリスク者への啓発通知]

年度	3	4	5	6	7
通知者数（人）	1,779	1,778	1,960	1,797	1974

※令和3年度から実施

② 糖尿病予防教室の実施

糖尿病の発症予防や合併症による重症化予防の正しい知識の獲得と生活改善に結びつくように専門医の講義、食事と運動のプログラムを実施しています。また、糖尿病についての話や糖尿病予防のための運動の動画を作成し、区公式Y o u T u b e「すぎなみ健康チャンネル」で配信しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
生活習慣病予防対策	保健サービス課 健康づくり事業担当	p. 258

③ 医療機関受診勧奨

国保特定健康診査の結果から、医療機関受診勧奨判定値を超える方に医療機関への受診勧奨を実施しています。なお、受診勧奨判定値は必要に応じて見直しています。

[医療機関受診勧奨（国保年金課で実施）]

年度		3	4	5	6	7
通知者数（人）		1,241	819	1,114	754	2,068
内 訳	糖尿病	355	209	109	64	239
	高血圧症	886	610	342	85	516
	脂質異常症	－	－	347	45	654
	慢性腎臓病	－	－	316	560	659

※脂質異常症と慢性腎臓病については、令和5年度から通知対象

※通知者数は延べ人数

④ 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施

国保データベースシステムを活用して、糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い医療機関未受診者・治療中断者を抽出し、受診勧奨を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する方のうち、重症化リスクの高い方に対して、医療機関と連携して保健指導を実施します。

[糖尿病性腎症重症化予防事業（国保年金課で実施）]

年度	3	4	5	6	7
受診勧奨者数（人）	－	－	100	200	200
保健指導実施者数（人）	12	30	2	3	4

※令和5年度以降は保健指導に加え、受診勧奨も実施

（３）がん対策の推進

現在区でも、死亡者の４人に１人が、がんが原因で亡くなっていますが、早期発見と医療の進歩により、がんは治療できる疾病になっています。がんの正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上、がん患者や家族への支援に取り組むことでがん対策を総合的に推進しています。

① がん一次予防の推進

がん予防のための正しい知識の普及啓発と、区民が健康的な生活を実践するための具体的な取組を、関係機関と連携して推進しています。

ア. がんの正しい知識の普及啓発の実施

最新の情報提供や、食生活改善によるがん予防に加え、働きながらかん治療を続けるための両立支援をテーマとして講座を実施しています。その他、口腔がんのリーフレットを作成し歯科医療機関等で配布しています。

[がん予防等の講座]

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	—	3	2	2	2
参加人数（人）	—	104	139	73	128

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、講座は実施せず、乳がんの動画を作成・配信

イ. 受動喫煙防止対策等の推進

関連事業名	担当課・係	掲載頁
受動喫煙防止対策	健康推進課 健康推進係	p. 148

●女性の健康づくりの推進

目 的

女性の思春期から老年期にわたるライフステージ毎の健康課題について、時間や場所を問わず専門職（看護師等）に気軽に相談できる体制を整備し、女性の健康づくりを推進します。

事業内容・実績等

女性のライフステージ毎の健康づくりや女性特有の疾患、緊急避妊等の悩みに関してLINEアプリを活用した相談を実施しています。

年度	7
利用延べ相談件数（件）	392

※令和7年度から実施

●不妊相談

目 的

不妊に悩む区民が、安心して相談できるよう環境づくりを行います。

事業内容・実績等

妊娠を望む夫婦や不妊に悩む夫婦が気軽に相談できる体制を整備するとともに、講座・専門相談を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図っています。いつでも匿名で相談できるよう、LINEアプリを活用した相談を実施しています。

年度	3	4	5	6	7
利用延べ相談件数（件）	49	93	62	66	299

※令和7年度より無料相談回数を3回から無制限に変更

●喫煙・飲酒対策

目 的

喫煙や過度の飲酒による健康影響を低減させるため、20歳未満の区民に対し喫煙・飲酒防止対策を推進するとともに、禁煙を希望する方へ禁煙の支援を実施します。

事業内容・実績等

（１）喫煙・飲酒対策

① 20歳未満の喫煙・飲酒防止対策の推進

禁煙週間等に喫煙・飲酒防止のリーフレットで、20歳未満の飲酒・喫煙防止対策を図っています。

② たばこの健康への影響についての普及啓発

喫煙による健康影響について、パネル展示やリーフレット配布による普及啓発を行っています。

③ 禁煙したい方への支援

禁煙外来マップを作成し、三師会、保健センター、区民センター等へ配布しています。また、区民健診受診者のうち問診票で「現在たばこを吸っている」「禁煙したい」と答えた方へ禁煙外来マップ等を送付しています。

年度	5	6	7
送付件数（件）	1,778	1,671	1,616

※令和5年度から実施

④ 子どもを持つ親に対する喫煙対策

妊娠・出産を機会に喫煙習慣の見直しができるよう、母子保健バッグに同封している子育て便利帳にて普及啓発を行っています。また、母親学級で、喫煙の健康影響に関する情報提供を行うとともに、リーフレットを配布しています。

栄養指導担当

●特定給食施設指導の充実

目 的

給食施設の栄養管理の向上及び、給食を通じた喫食者の健康増進を図ります。

事業内容・実績等

(1) 特定給食施設の各種届け出

特定給食を開始した時、またはその届出の内容に変更が生じた時、施設の管理者は1月以内に保健所に届け出ることが義務づけられています。保健所で収受された後に、栄養指導員が巡回する等により、届出内容を確認のうえ受理しています。

(2) 特定給食施設指導

1回100食以上または1日に250食以上の給食を継続的に行う給食施設は、「特定給食施設」として健康増進法に基づき喫食者の健康維持増進に向けて、適切な栄養管理の実施について保健所の管理栄養士が栄養指導員として相談及び指導を行っています。

また、その他の給食施設についても特定給食施設に準じた支援を行っています。

[給食施設の分類と施設数（令和7年度末現在）]

分 類	該 当 施 設	特定給食 施設 (施設)	その他の 給食施設 (施設)
学校	小・中・高校、各種学校、幼稚園等、大学等の食堂	70	0
病院	病院給食や病院の食堂	13	5
介護老人保健 施設	介護老人保健施設	4	0
老人福祉施設	特別養護老人ホーム、通所介護施設、その他高齢者施設	17	26
児童福祉施設	保育園、乳児院、養護施設等	61	100
社会福祉施設	障害者支援施設、救護施設、婦人保護施設等	1	10
事業所	会社や工場、銀行等の食堂	6	7
寄宿舍	大学、会社の寮等	0	3
一般給食セン ター	指定した施設に対して継続的に食事を供給している施設	1	0
合 計		173	151

① 個別指導

ア. 巡回指導

栄養指導員が直接、施設に出向き、指導票に基づき指導を行っています。

イ. 来所や電話等による指導

必要に応じて保健所に施設側担当者の来所を求めて詳細な指導の実施や施設への電話による指導など状況に応じて対応しています。

ウ. 栄養管理報告

給食施設に、栄養管理報告書（給食施設）及び栄養管理報告書（病院・介護施設等）の提出を年2回（5月分、11月分）求め、各々の施設の栄養管理状況について分析し、これを施設指導業務の基礎資料としています。

[個別指導件数]

年度	3	4	5	6	7
巡回指導（回）	0	1	0	1	6
来所や電話等による指導（件）	69	52	187	156	198

② 集団指導

特定給食施設等の給食担当者の栄養管理や調理技術等の能力向上を図ることにより、特定給食の実施はもとより、広く喫食者や地域住民の健康増進に寄与することを目的として栄養管理者講習会、栄養技術講習会を行っています。

[栄養管理者講習会]

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	1	1	2	2	2
参加者数（人）	43	43	97	74	84
参加施設数（施設）	31	43	97	74	81

[栄養技術講習会]

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	2	0	1	2	2
参加者数（人）	70	－	19	43	46
参加施設数（施設）	45	－	19	43	46

●食育の推進

(健康推進課・保健サービス課)

目 的

生活習慣の改善を支援する食環境の整備を行います。また、食育推進ボランティアや区内の食関連事業者及び区民で組織されたすぎなみ食育推進実行委員会の活動支援を行い、協働で食育イベント等を開催し、食育の普及啓発を行います。

事業内容・実績等

(1) 杉並区食育推進ボランティアの活動

地域の食育を推進するため、すぎなみ地域大学を卒業した食育推進ボランティアが、区内飲食店、食品販売店、杉並農家など、食に係る団体等との連携と協働により健康的な食生活の実践にむけた食育を普及しています。

[食育推進ボランティア]

年度		3	4	5	6	7
登録人数(人)		166	163	165	170	166
すぎなみ地域大学	教室実施回数(回)	6	6	6	6	6
	参加延べ人数(人)	56	55	59	65	66
食育推進ボランティア定例会議	実施回数(回)	7	8	8	8	8
	参加延べ人数(人)	130	117	165	154	280
内部研修会	実施回数(回)	3	3	3	3	3
	参加延べ人数(人)	59	77	76	71	87

(2) 食育活動の推進

① 食育の普及啓発

区民の誰もが、生涯にわたって心身共に健康で、豊かな人間性を育むために、個人、団体、企業など多様な主体の参加と連携、協力により、様々な機会と場を通じた食育の普及を行っています。

② 食育月間での普及啓発

区広報やホームページ、動画配信による健康的な食生活や野菜料理の作り方などの情報発信、各保健センターで食育パネル展示、野菜のレシピ集配布による普及啓発を行っています。

③ 民間事業者との協働

9月から11月の杉並区健康づくり推進期間に、食育推進ボランティアや区内の民間事業者等との協働により若年層の家族も日常の健康な食事の実践に役立つようなイベントを実施しています。

[食育の普及啓発イベント]

年度	3	4	5	6	7
こまつなベランダ菜園（人）	48	53	43	53	55
「食」を学ぼうスタンプラリー（人）	－	－	180	476	179
杉並区農業祭（人）	－	784	1,033	902	583

④ 地産地消の推進及び野菜摂取の拡大に向けた普及

J A東京中央、杉並区食育推進ボランティアとの協働により、テーマを設けた野菜のレシピ集の作成・配布を通して地産地消の食育を推進しています。また、料理動画を作成し、すぎなみ健康チャンネルYouTubeで配信し、野菜摂取の普及啓発を実施しています。

[青果店・直販所を通じた普及（野菜の献立集）]

年度	3	4	5	6	7
野菜のレシピの作成部数（部）	9,000	9,000	12,000	13,000	12,000

⑤ 地域食育推進教室

保健センターでは、子どものときから健康的な食生活に向けて子育て家族の食育教室や生活習慣病予防の実践的な食育教室をしています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
生活習慣病予防対策	保健サービス課 健康づくり事業担当	p. 258

（３）食育推進ネットワークの強化

① すぎなみ食育推進実行委員会活動

食育の重要性を広く区民に普及し、地域から健康的な食事の実践を普及するために実行委員会主催の活動を行っています。活動のひとつに、中学２年生を対象に「すぎなみ朝ベジごはんメニューコンテスト」と称して生徒が自分でつくる栄養バランスのとれた朝食メニューのコンテストを実施しています。

〔朝ベジごはんメニューコンテストの実施〕

年度		3	4	5	6	7
応募数（人）		658	670	746	571	583
表彰	金賞（件）	1	1	1	1	1
	銀賞（件）	2	2	2	2	1
	銅賞（件）	3	2	3	2	1
	特別賞（件）	4	3	4	5	5
	入賞（件）	－	2	－	－	－
優秀作品集の作成部数（部）		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

② 食育推進連絡会

区の食育を総合的かつ計画的に推進するための行政の食育担当の管理栄養士等による連絡会を実施しています。

③ 集団給食研究会

集団給食研究会は、区内の給食施設が会員として給食の運営・技術の向上のために勉強会、施設見学・試食会等を独自事業として行っています。また、栄養学や給食管理等の新知見についての学習による研鑽のほか、区民全体への健康づくり普及啓発イベントを実施しています。区内給食施設の約7割が研究会に入会し活動しています。

（４）健康的な食生活への環境整備

① 健康づくり応援店の拡充

健康情報ポスターの掲示を行う「健康情報店」とヘルシーメニューを提供する「ヘルシーメニュー店」を「健康づくり応援店」として区に登録し、区民に利用していただくように支援をしています。健康に配慮した飲食店を増やすことで、区民の健康的な食生活を支援する環境を整備しています。

ア. 健康情報店

健康情報のポスターを掲示し、健康情報を提供しているお店です。

イ. ヘルシーメニュー店

主食・副菜・主菜のバランスが良く、生活習慣病予防やフレイル予防など健康づくりを目的としたヘルシーメニューを提供しています。ヘルシーメニューはお店の人気メニューの特徴を活かし、【栄養バランス】【減塩】【元気御膳】【野菜たっぷり】の４種類に分けられています。健康情報のポスターも掲示しています。

[健康づくり応援店 登録勸奨件数]

年度	4	5	6	7
勸奨件数（件）	122	25	54	40

※令和4年度から集計実施

[健康づくり応援店登録件数]

年度		3	4	5	6	7
健康情報店（件）		294	283	274	270	250
ヘルシー メニュー 店	栄養バランス（件）	10	11	13	12	12
	減塩（件）	2	2	1	1	2
	元気御膳（件）	8	7	6	5	5
	野菜たっぷり（件）	89	91	91	91	88
合計（件）		403	394	385	379	357

② 健康づくり応援店の普及啓発

区公式サイト及びチラシにより健康づくり応援店の普及をしています。また、区民向けに、ヘルシーメニュー店のガイドブックを作成し普及を行っています。

[杉並区ヘルシーメニュー店 ガイドブック作成部数]

年度	3	4	5	6	7
作成部数（部）	4,000	4,000	4,000	1,000	4,000

※令和6年度は、追加情報を掲載したリーフレットのみ作成

③ 健康的な食生活への普及を主体的に行う食品販売店の拡充

食育推進ボランティア等との協働で青果店や直販所へ野菜のレシピ集の配布を行うことで、消費者への野菜摂取拡大に向けた普及啓発を行う食品販売店を増やしています。

[野菜のレシピ集配布延べ店数]

年度	3	4	5	6	7
青果店（店）	130	119	114	110	97
直売所（店）	80	70	62	62	62

●栄養成分表示

目 的

食品企業等から栄養成分表示について相談を受けたり、区民に向けて栄養成分表示の見方について普及啓発を行い、食品を購入する区民が健康への期待に誤認を招かれないよう指導を行います。

事業内容・実績等

（１）食品の栄養成分表示等の相談・指導

食品の栄養成分表示や健康に関する表記について、消費者である区民が正しく理解できるよう、区内業者に対して、食品表示法及び健康増進法に基づいて相談及び助言を行っています。また、これを使用する区民には、表示の見方と活用の方法について普及を行っています。

[食品表示法第４条に基づく加工食品の栄養成分表示の相談・助言]

年度	3	4	5	6	7
相談件数（件）	27	22	12	13	7

歯科衛生担当

● 歯科保健及び歯科衛生

目 的

区民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進し、地域における歯科口腔保健の向上を図ります。

事業内容・実績等

（１）歯と口腔の健康づくりの推進

① ライフステージに応じた歯科保健の推進

生涯を通じて歯と口腔の健康の保持・増進ができるように、ライフステージの特徴に応じた取組の方向性を示した普及啓発を行っています。また、区民が主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組めるように、歯みがきの方法などの動画を作成し、区公式YouTube「すぎなみ健康チャンネル」で配信しています。

[歯と口の健康週間普及啓発講演会]

年度	4	5	6	7
参加者数（人）	53	62	52	46

※令和４年度から実施

[二十歳のつどいにおける啓発リーフレットの配布]

年度	4	5	6	7
配布部数（部）	2,089	2,253	2,293	2,298

※令和４年度から実施

② 適切な歯と口腔の健康づくりの支援（重症化予防）

歯科疾患の重症化予防のために、成人歯科健康診査等の健診結果から歯周病のリスクの高い対象者に歯周病予防と口腔機能の維持・向上（オーラルフレイル予防）に関するリーフレットを送付しています。

[重症化予防のリーフレットの送付]

年度	4	5	6	7
送付部数（部）	3,535	3,327	3,477	3,531

※令和４年度から実施

(2) 関係団体及び民間事業者等との連携による取組

① よい歯健口フェスティバル

健康づくりの基礎となる「歯・口腔の健康」を家族で考えるきっかけづくりを目的に、毎年「いい歯の日（11月8日）」に近い日曜日に、関係団体、区民等の協力で普及啓発イベントを実施しています。

[よい歯健口フェスティバルの参加数]

年度	3	4	5	6	7
参加延べ人数（人）	122	478	474	922	539

健康危機管理保健調整担当

●健康危機に備えた人材の確保及び育成

(健康推進課、保健予防課)

目 的

新興・再興感染症や災害等を含めた健康危機管理全般について対応できる体制の構築に取り組み、保健所機能の強化を図ります。

事業内容・実績等

(1) 健康危機に即応できる人材体制の強化

感染症のまん延等の健康危機発生時に備え、地域における保健師等の専門職が保健所業務を支援する仕組み(IHEAT)を運用し、IHEAT 要員の適切な管理及び人材育成を推進します。

[IHEAT 要員登録状況]

年度	6	7
IHEAT 要員数(人)	9	33

(2) 健康危機に対応できる人材の育成

災害や感染症等発生時に、迅速かつ的確な対応ができるよう、保健所職員等を対象とした研修や訓練を実施します。

① 杉並区 IHEAT 要員等研修

年度	6	7
実施回数(回)	2	2
参加延べ人数(人)	78	70

② 災害時の保健活動を想定した研修

年度	7
実施回数(回)	1
参加人数(人)	31

(3) 健康危機発生時における保健師活動の調整

災害や感染症等発生時に、保健師に関する東京都・他自治体間との派遣または受援に関する連絡調整の際の窓口となり、関係者への情報提供を行います。

健診係

●健康診査の推進

(健康推進課、国保年金課)

目 的

生活習慣病等を早期発見し、予防、改善することにより、健康増進を図ります。

事業内容・実績等

(1) 区民健康診査の実施

生活習慣病予防対策の一環として、糖尿病等の疾患の早期発見を図るため、「30～39歳で職場等の健診の受診機会のない人」及び「40歳以上で医療保険に加入していない人」を対象に成人等健康診査を実施します。

また、40～74歳の国民健康保険加入者を対象とする国保特定健康診査や、後期高齢者医療制度加入者を対象とする後期高齢者健康診査を実施しています。さらに、国保特定健康診査の結果、生活習慣病発症リスクが高いと判定された方に生活習慣改善を目的として特定保健指導を実施します。

① 区民健康診査検査項目

基本検査項目	問診、身体計測(身長・体重・胸囲・BMI)、理化学的検査(視診・聴診等)、 血圧測定、尿検査(糖・たん白・潜血※)、肝機能(AST、ALT、 γ -GT)、 血中脂質(HDL コレステロール、LDL コレステロール、中性脂肪)、糖尿病 (ヘモグロビン A1c、血糖値)、尿酸※ ※は、区独自検査
詳細な健診	貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット)
	心電図検査
	眼底検査
	血清クレアチニン検査(eGFR)
追加健診項目	肝炎ウイルス検査(過去に当該検査を受けたことがない方が対象)

② 健診実施医療機関状況

区境住民の便宜を図るために、中野区・練馬区・世田谷区と相互に区境受診を行っています。

実施医療機関		件数（件）
杉並区	医師会加入医療機関	231
	医師会非加入医療機関	16
世田谷区医師会加入医療機関		198
中野区医師会加入医療機関		114
練馬区医師会加入医療機関		129

③ 成人等健康診査の充実

老人保健法に基づき、昭和 58 年度から区民を対象に「成人健康診査」（40 歳～59 歳）と「老人健康診査」（60 歳以上）を開始しました。昭和 62 年度には対象年齢を 40 歳以上から 35 歳以上に、平成 2 年度にはさらに 30 歳以上に引き下げました。平成 11 年度からは「成人健康診査」を 30 歳～64 歳、「高年者健康診査」（老人健康診査から改称）を 65 歳以上に年齢区分を変更しました。

平成 15 年度からは成人健康診査と高年者健康診査を統一して区民健康診査として実施しました。

平成 20 年度からは 40 歳以上の健康診査を医療保険者が実施することとなったため、「30～39 歳の職場等の健診の受診機会のない方」及び「40 歳以上で医療保険に加入していない方」を対象に、成人等健康診査として実施しています。

〔受診状況 区民健康診査（成人等健康診査）〕

（単位：人）

年度	受診者総数	年齢別内訳			
		30～39 歳	40～59 歳	60～64 歳	65 歳以上
3	3,233	1,755	372	129	977
4	3,217	1,732	392	116	977
5	5,081	3,596	384	133	968
6	5,080	3,519	426	143	992
7	4,765	3,267	385	155	958
対象者数	—	86,063	—	—	—
受診率	—	3.8%	—	—	—

※令和 7 年度の受診者には、訪問診査（117 人）分を含む

※令和 7 年度の 30～39 歳の対象者数は、令和 8 年 1 月 1 日時点の当該年齢区分の人口

〔令和 7 年度 区民健康診査（成人等健康診査）の結果〕

男性 年代別健診結果

(単位 人数:人、割合:%)

年代		受診者数	健診結果内訳				
			異常 認めず	要観察	要指導	治療中	要医療
30 歳代	人数	1,244	324	405	304	66	224
	割合	—	26.0	32.6	24.4	5.3	18.0
40 歳代	人数	59	7	14	15	19	11
	割合	—	11.9	23.7	25.4	32.2	18.6
50 歳代	人数	122	10	29	21	69	19
	割合	—	8.2	23.8	17.2	56.6	15.6
60～ 64 歳	人数	90	2	17	16	56	14
	割合	—	2.2	18.9	17.8	62.2	15.6
65～ 69 歳	人数	81	1	17	14	44	24
	割合	—	1.2	21.0	17.3	54.3	29.6
70～ 74 歳	人数	87	3	21	12	59	9
	割合	—	3.4	24.1	13.8	67.8	10.3
75 歳 以上	人数	292	3	66	35	201	47
	割合	—	1.0	22.6	12.0	68.8	16.1
受診者 総数	人数	1,975	350	569	417	514	348
	割合	—	17.7	28.8	21.1	26.0	17.6

※各年代の健診結果内訳は複数の区分に該当するため、内訳の合計と受診者数は一致しない

女性 年代別健診結果

(単位 人数:人、割合:%)

年代		受診者数	健診結果内訳				
			異常 認めず	要観察	要指導	治療中	要医療
30 歳代	人数	2,023	877	640	254	62	242
	割合	—	43.4	31.6	12.6	3.1	12.0
40 歳代	人数	59	6	17	13	16	13
	割合	—	10.2	28.8	22.0	27.1	22.0
50 歳代	人数	145	7	37	28	65	31
	割合	—	4.8	25.5	19.3	44.8	21.4
60～ 64 歳	人数	65	3	15	9	35	14
	割合	—	4.6	23.1	13.8	53.8	21.5
65～ 69 歳	人数	45	1	10	8	31	4
	割合	—	2.2	22.2	17.8	68.9	8.9
70～ 74 歳	人数	64	4	13	11	36	16
	割合	—	6.3	20.3	17.2	56.3	25.0
75 歳 以上	人数	389	9	84	67	277	45
	割合	—	2.3	21.6	17.2	71.2	11.6
受診者 総数	人数	2,790	907	816	390	522	365
	割合	—	32.5	29.2	14.0	18.7	13.1

※各年代の健診結果内訳は複数の区分に該当するため、内訳の合計と受診者数は一致しない

④ 国保特定健康診査・特定保健指導の充実

40～74 歳の国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を実施しています。検査結果により生活習慣病発症のリスクが高いと判定された方には、生活習慣改善を目的とした特定保健指導を実施しています。

国民健康保険加入者の生活習慣病の発症や重症化を予防し、中長期的に医療費の増加を抑えることを目的としています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
国保特定健康診査・特定保健指導	国保年金課 医療費適正化担当	p. 371

〔受診状況 区民健康診査（国保特定健康診査）〕

（単位：人）

年度	受診者総数	年齢別内訳			
		40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～74 歳
3	32,923	4,445	5,762	10,428	12,288
4	32,154	4,285	5,866	10,199	11,804
5	30,520	4,068	5,651	10,174	10,627
6	30,370	4,100	5,687	10,444	10,139
7	29,070	3,837	5,519	10,210	9,504
対象者数	75,541	15,823	17,862	23,114	18,742
受診率	38.5%	24.2%	30.9%	44.2%	50.7%

⑤ 後期高齢者健康診査の充実

75 歳以上の方及び 65～74 歳で一定の障害がある方で、後期高齢者医療制度被保険者を対象に、生活習慣病の早期発見・健康の保持増進を目的として健康診査を実施しています。

健康診査業務は東京都後期高齢者医療広域連合からの受託により、区が区民健康診査のひとつとして実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
健康診査事業	国保年金課 高齢者医療係	p. 375

〔受診状況 区民健康診査（後期高齢者健康診査）〕

年度	年度末 被保険者数（人）	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
3	62,456	60,354	29,276	48.5
4	65,633	61,279	29,911	48.8
5	67,219	63,355	30,722	48.5
6	68,481	64,569	31,672	49.1
7	69,275	65,865	31,609	48.0

(2) 成人歯科健康診査等の実施

歯科疾患の発症・重症化の予防、かかりつけ歯科医の定着を促進するため、20・25・30・35・40・45・50・60・70 歳の区民を対象に歯科健康診査と保健指導を実施しています。

また、口腔機能の維持・向上を図るために、76 歳の区民を対象に後期高齢者歯科健康診査を実施しています。

[成人歯科健康診査受診状況]

(単位 対象者・受診者：人、受診率：%)

年度		合計	年齢別内訳								
			20 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	60 歳	70 歳
3	対象者	68,394	—	9,837	10,020	9,248	9,127	9,237	9,314	6,494	5,117
	受診者	7,276	—	853	994	879	1,002	923	1,013	910	702
	受診率	10.6	—	8.7	9.9	9.5	11.0	10.0	10.9	14.0	13.7
4	対象者	68,871	—	10,027	9,903	9,034	9,156	9,154	9,591	6,900	5,106
	受診者	6,360	—	711	763	754	840	812	916	896	668
	受診率	9.2	—	7.1	7.7	8.3	9.2	8.9	9.6	13.0	13.1
5	対象者	69,385	—	10,122	10,006	9,008	9,203	9,219	9,642	7,260	4,925
	受診者	6,764	—	784	883	819	928	818	998	918	616
	受診率	9.7	—	7.7	8.8	9.1	10.1	8.9	10.4	12.6	12.5
6	対象者	75,087	5,215	10,321	10,563	8,429	9,074	9,046	9,567	7,973	4,899
	受診者	7,056	446	775	884	725	876	818	899	958	675
	受診率	9.4	8.6	7.5	8.4	8.6	9.7	9.0	9.4	12.0	13.8
7	対象者	74,154	5,191	10,338	10,569	8,686	8,800	8,662	9,087	7,874	4,947
	受診者	6,503	429	629	903	724	815	748	783	877	595
	受診率	8.8	8.3	6.1	8.5	8.3	9.3	8.6	8.6	11.1	12.0

※令和 6 年度から 20 歳を実施

[後期高齢者歯科健康診査受診状況(対象者:76 歳)]

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
3	3,691	424	11.5
4	5,123	525	10.2
5	6,700	773	11.5
6	5,981	616	10.3
7	5,736	667	11.6

●各種検診等の実施

目 的

疾患を早期に発見し、治療につなげることで重症化を予防します。

事業内容・実績等

(1) B型・C型肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルス検査は、区民健康診査受診者のうち、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがなく、希望する方に対して実施しています。

[B型肝炎ウイルス検査]

(単位：人)

年度	3	4	5	6	7
受診者数	9,073	6,940	6,904	6,613	5,924
陰性	9,023	6,904	6,874	6,580	5,885
陽性	50	36	30	33	39

[C型肝炎ウイルス検査]

(単位：人)

年度	3	4	5	6	7
受診者数	9,073	6,940	6,904	6,613	5,924
感染している 可能性が低い	9,053	6,926	6,890	6,604	5,919
感染している 可能性が高い	20	14	14	9	5

(2) 眼科検診

40・45・50・55・60歳の区民を対象として、緑内障や加齢黄斑変性の早期発見、早期治療を目的とした眼科検診を実施しています。

[受診者数の年齢別内訳]

(単位 対象者数・受診者数:人、受診率:%)

年度		合 計	年齢別内訳				
			40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
3	対象者数	41,204	8,923	9,146	9,234	7,440	6,461
	受診者数	7,493	1,194	1,351	1,647	1,695	1,606
	受診率	18.2	13.4	14.8	17.8	22.8	24.9
4	対象者数	42,817	8,960	9,045	9,502	8,469	6,841
	受診者数	7,778	1,130	1,315	1,679	1,954	1,700
	受診率	18.2	12.6	14.5	17.7	23.1	24.9
5	対象者数	43,787	9,037	9,118	9,558	8,874	7,200
	受診者数	8,409	1,419	1,460	1,711	2,041	1,778
	受診率	19.2	15.7	16.0	17.9	23.0	24.7
6	対象者数	44,135	8,906	8,946	9,483	8,913	7,887
	受診者数	8,191	1,273	1,395	1,643	2,057	1,823
	受診率	18.6	14.3	15.6	17.3	23.1	23.1
7	対象者数	43,194	8,625	8,591	9,025	9,150	7,803
	受診者数	7,939	1,190	1,332	1,463	2,143	1,811
	受診率	18.4	13.8	15.5	16.2	23.4	23.2

[受診結果]

(単位:人)

年度	受診者数	緑内障の疑いのある人	加齢黄斑変性の疑いのある人
3	7,493	2,061	151
4	7,778	2,301	189
5	8,409	2,182	175
6	8,191	2,083	195
7	7,939	1,996	180

●がん検診の推進**目 的**

国の指針を踏まえた質の高いがん検診の実施により、がんを早期発見・早期治療することで、がん死亡率の減少を目指します。

事業内容・実績等**（１）科学的根拠に基づくがん検診の推進**

がんによる死亡を減少させるためには、予防効果のあるがん検診を実施する必要があります。国は、死亡率減少効果に関する科学的根拠や、国内外のガイドラインによる推奨度を踏まえた検診方法を、区市町村が実施すべきがん検診（対策型がん検診）として指針に示しています。区民のがんによる死亡率の着実な減少を目指し、国の指針を踏まえた対策型がん検診の実施に引き続き取り組みます。

（２）がん検診受診率の向上

がん検診電算システムを活用した、効果的な個別受診勧奨等に引き続き取り組み、がん検診受診率の向上を図ります。特に 40 歳（子宮頸がん検診は 20 歳）から 69 歳の働き盛りの区民の受診率を高める取組を強化します。

（３）個別受診勧奨等による精密検査受診率の向上

がん検診を受診し、要精密検査と判定されたにもかかわらず、精密検査を受診しないことは、がんの発見の遅れにもつながります。そのため、医療機関からの働きかけに加え、がん検診電算システムを活用して、個別受診勧奨や医療機関への追跡調査も行い、精密検査受診率の向上を目指します。

[各種がん検診の受診者と要精密検査者]

がん検診種類		胃がん検診 エックス線	胃がん検診 内視鏡	肺がん 検診	子宮頸 がん検診	乳がん 検診	大腸がん 検診
3 年度	対象者数	119,743		177,356	147,025	102,084	178,000
	受診者数	2,667	2,865	51,741	12,826	12,302	43,051
	受診率(%)	7.1		29.2	16.8	22.6	24.2
	要精密検査者数	102	211	1,231	302	980	2,423
	要精密検査率(%)	3.8	7.4	2.4	2.4	8.0	5.6
4 年度	対象者数	121,180		178,147	146,373	102,457	178,794
	受診者数	2,379	3,905	52,130	13,151	11,915	42,586
	受診率(%)	8.2		29.3	17.7	23.6	23.8
	要精密検査者数	56	198	1,182	307	1,067	2,323
	要精密検査率(%)	2.4	5.1	2.3	2.3	9.0	5.5
5 年度	対象者数	122,668		178,952	146,509	102,768	179,601
	受診者数	2,145	3,768	51,247	14,316	12,472	41,667
	受診率(%)	8.6		28.6	18.7	23.7	23.2
	要精密検査者数	61	259	1,204	316	1,014	2,166
	要精密検査率(%)	2.8	6.9	2.3	2.2	8.1	5.2
6 年度	対象者数	124,375		180,015	147,074	103,363	180,668
	受診者数	1,875	4,654	51,706	16,520	12,397	42,131
	受診率(%)	8.8		28.7	21.0	24.1	23.3
	要精密検査者数	55	272	1,221	349	921	2,356
	要精密検査率(%)	2.9	5.8	2.4	2.1	7.4	5.6
7 年度	対象者数	107,710		172,122	117,361	79,370	159,287
	受診者数	1,680	4,611	50,874	15,331	12,317	40,831
	受診率(%)	10.7		29.6	27.1	31.1	25.6
	要精密検査者数	52	227	1,217	349	788	2,292
	要精密検査率(%)	3.1	4.9	2.4	2.3	6.4	5.6

※各がん検診の対象者数は、当該年度の人口に対象人口率（東京都調査）を乗じて算出

（４）各種がん検診の実施

① 胃がん検診

国の指針に基づき 50 歳以上の区民を対象に、受診間隔を胃内視鏡検査は隔年（2 年に 1 回）、胃部エックス線検査は 1 年に 1 回とし、杉並区内の医療機関に委託して実施しています。

[エックス線検査 受診者数の年齢別内訳]

(単位：人)

年度	総数	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80 歳 以上
3	2,667	423	408	397	558	584	211	86
4	2,379	352	349	395	467	499	244	73
5	2,145	273	303	380	438	433	252	66
6	1,875	232	273	301	414	348	252	55
7	1,680	186	246	287	363	332	232	34

[内視鏡検査 受診者数の年齢別内訳]

(単位：人)

年度	総数	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80 歳 以上
3	2,865	452	344	370	519	609	361	210
4	3,905	496	496	508	710	818	551	326
5	3,768	448	566	543	650	700	554	307
6	4,654	576	628	688	788	848	737	389
7	4,611	575	627	662	769	822	772	384

[受診者数・精密検査の結果（6 年度実績）※]

(単位：人)

検査種別	受診者数	要精密 検査者数	精密検査 受診者数	精密検査結果内訳			
				異常なし	胃がん	胃がんの 疑い又は 未確定	胃がん 以外の 胃部の 疾患
エックス線	1,875	55	54	32	0	0	22
内視鏡	4,654	272	268	131	16	8	113
合計	6,529	327	322	163	16	8	135

※精密検査結果は、要精密検査となった方が精密検査を受診後に医療機関より報告されるため、結果把握に時間を要し、本事業概要作成時までに全てを把握することは困難である。より正確な精密検査結果を報告すべく、前々年度の精密検査結果としている。

② 肺がん検診

国の指針に基づき 40 歳以上の区民を対象に、受診間隔を 1 年に 1 回とし、杉並区内の医療機関に委託して実施しています。

[受診者数の年齢別内訳]

(単位：人)

年度	総数	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80 歳 以上
3	51,741	1,990	2,252	2,652	2,726	3,369	5,674	9,400	8,716	14,962
4	52,130	1,856	2,250	2,766	2,826	3,468	5,593	8,767	9,490	15,114
5	51,247	1,797	2,039	2,566	2,797	3,525	5,496	7,972	9,714	15,341
6	51,706	1,864	2,049	2,564	2,840	3,627	5,593	7,544	10,290	15,335
7	50,874	1,668	2,027	2,479	2,810	3,690	5,468	7,285	10,701	14,746

[受診者数・精密検査の結果（6 年度実績）※]

(単位：人)

受診者数	要精密 検査者数	精密検査 受診者数	精密検査結果内訳			
			異常なし	肺がん	肺がんの疑い 又は未確定	肺がん以外の 呼吸器疾患
51,706	1,221	1,091	529	27	127	408

※P.180 胃がん検診の受診者数・精密検査の結果（6 年度実績）の「※」と同様

③ 子宮頸がん検診

国の指針に基づき 20 歳以上の区民を対象に、受診間隔を隔年（2 年に 1 回）とし、杉並区内及び区外の医療機関に委託して実施しています。

[受診者数の年齢別内訳]

(単位：人)

年度	総数	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80 歳 以上
3	12,826	445	515	697	734	1,352	1,588	1,582	1,283	1,228	1,227	1,304	567	304
4	13,151	442	637	758	831	1,351	1,568	1,498	1,325	1,164	1,259	1,328	666	324
5	14,316	507	739	1,153	1,159	1,266	1,496	1,552	1,454	1,336	1,284	1,281	732	357
6	16,520	1,144	2,847	1,078	1,005	1,202	1,464	1,550	1,330	1,326	1,239	1,146	811	378
7	15,331	892	1,808	959	939	1,140	1,368	1,488	1,522	1,336	1,392	1,227	883	377

[受診者数・精密検査の結果（6年度実績）※]

（単位：人）

受診者数	要精密検査者数	精密検査受診者数	精密検査結果内訳									
			異常なし	子宮頸がん	AIS	CIN3	CIN2	ない者	CIN2のみで区別できずは	CIN1	疑い又は未確定	子宮頸がんの疾患
16,520	349	314	45	2	2	14	54	0	124	74	3	

※発見患者は複数の区分に該当するため内訳の合計と精密検査受診者数は一致しない

※P.180 胃がん検診の受診者数・精密検査の結果（6年度実績）の「※」と同様

④ 乳がん検診

国の指針に基づき40歳以上の区民を対象に、受診間隔を隔年（2年に1回）とし、杉並区内及び区外の医療機関に委託して実施しています。

[受診者数の年齢別内訳]

（単位：人）

年度	総数	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
3	12,302	1,874	1,677	1,647	1,402	1,426	1,503	1,578	751	444
4	11,915	1,772	1,635	1,595	1,420	1,321	1,389	1,461	851	471
5	12,472	1,736	1,585	1,483	1,550	1,496	1,573	1,545	992	512
6	12,397	1,814	1,596	1,594	1,463	1,453	1,458	1,390	1,099	530
7	12,317	1,675	1,483	1,428	1,561	1,448	1,565	1,484	1,119	554

[受診者数・精密検査の結果（6年度実績）※]

（単位：人）

受診者数	要精密検査者数	精密検査受診者数	精密検査結果内訳			
			異常なし	乳がん	乳がんの疑い又は未確定	乳がん以外の乳房の疾患
12,397	921	874	310	46	29	489

※P.180 胃がん検診の受診者数・精密検査の結果（6年度実績）の「※」と同様

⑤ 大腸がん検診

国の指針に基づき 40 歳以上の区民を対象に、受診間隔を 1 年に 1 回とし、杉並区内及び区外の医療機関に委託して実施しています。

区民健康診査対象者は同時に実施していますが、社会保険等加入者で受診機会のない方には、単独での検診も実施しています。

[受診者数の年齢別内訳]

(単位：人)

年度	総数	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80 歳 以上
3	43,051	1,694	2,012	2,422	2,543	3,162	4,966	8,208	7,472	10,572
4	42,586	1,508	1,961	2,428	2,570	3,171	4,874	7,505	8,024	10,545
5	41,667	1,462	1,791	2,286	2,523	3,278	4,702	6,837	8,188	10,600
6	42,131	1,529	1,775	2,320	2,557	3,343	4,869	6,427	8,678	10,633
7	40,831	1,399	1,685	2,193	2,491	3,315	4,730	6,068	8,819	10,131

[受診者数・精密検査の結果（6 年度実績）※]

(単位：人)

受診者数	要精密 検査者数	精密検査 受診者数	精密検査結果内訳				
			異常なし	大腸がん	大腸がんの疑い 又は未確定	腺腫・ ポリープ	大腸がん及び腺腫・ ポリープ以外の大腸 の疾患
42,131	2,356	1,793	400	96	21	1,145	131

※P. 180 胃がん検診の受診者数・精密検査の結果（6 年度実績）の「※」と同様

（５）「杉並区がん検診精度管理審議会」及び「杉並区胃内視鏡検査による胃がん検診精度管理審議会」を活用したがん検診の質の向上

令和元年度に、外部の専門家による二つの審議会を設置しました。審議会では、がん検診の実施体制や精度管理に関する審議を行い、安全で質の高いがん検診を行える体制を維持強化します。

9 生活衛生課

管理係

●医療従事者の免許

目 的

医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師等の医療従事者の免許申請の受理経路に関する事務を行っています。

事業内容・実績等

[医療関係従事者免許申請取扱件数] (単位：件)

年度	3	4	5	6	7
件数	749	787	655	665	667

[令和7年度 取扱件数] (単位：件)

免許の種類	件数	免許の種類	件数	免許の種類	件数
医師	110	准看護師	15	死体解剖資格	2
歯科医師	24	衛生検査技師	0	視能訓練士	5
薬剤師	95	臨床検査技師	20	理学療法士	49
保健師	47	診療放射線技師	12	作業療法士	23
助産師	10	診療エックス線技師	0	受胎調節実施指導員	0
看護師	255	歯科技工士	0	受胎調節（標識交付）	0
合 計					667

●動物と共生できる地域社会づくりの推進

目 的

動物に対して様々な価値観を持つ区民同士が理解し合うとともに、動物が命あるものとして尊重され、人のよきパートナーとして幸福で健康な生涯を送ることができるよう、東京都獣医師会杉並支部及び杉並区動物適正飼養普及員（杉並どうぶつ相談員）等と協力し、動物愛護と都市における動物の適正飼養ルールの普及啓発や災害時のペット救護対策等の充実を図ります。

事業内容・実績等

（１）動物の適正飼養ルールの普及啓発

① 杉並区動物適正飼養普及員（杉並どうぶつ相談員）の委嘱と動物愛護週間の催しの開催

区は、協働して動物の適正飼養を推進するボランティアを、杉並区動物適正飼養普及員（杉並どうぶつ相談員）として委嘱しています（令和７年度末時点で 104 名委嘱）。

動物愛護週間では、展示会・講演会等の催しを通して動物愛護の啓発に努めています。

② 普及啓発冊子と適正飼養プレート等の配布

冊子「動物シリーズ」や適正飼養プレート等を作成し、ペットの正しい飼い方や動物愛護精神について普及啓発を行っています。

また、「飼い主のいない猫の世話・杉並ルール」を作成し、飼い主のいない猫の適正管理について普及啓発を行っています。

③ 動物に関する相談

犬については、迷い犬の相談や、ふんの放置・鳴き声などの苦情が多く寄せられています。

猫については、飼い主の不適正な飼い方に関する苦情等が寄せられており、区では正しい飼い方の注意指導を行っています。このほか、飼い主のいない猫の不妊去勢手術や保護・譲渡等に関する相談が多く寄せられています。

[相談件数（令和７年度）]

（単位：件）

	放し飼い等	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	失踪・迷込み	その他	計
犬	8	73	2	45	7	40	175
猫	1	19	5	2	62	93	182

④ 犬のしつけ方教室

令和４年度から、区民と区民の飼い犬を対象とし、適正飼養に必要なしつけの方法や動作等を教えることを目的とした「杉並区犬のしつけ方教室」を行っています。

区内の区立公園または都立公園を会場として、１回 10 頭以内で実施しています。

なお、屋外事業であるため、荒天により中止となる場合があります。

年度	4	5	6	7
回数（回）	6	8	8	8
参加頭数（頭）	52	62	74	76

（２）飼い主のいない猫を増やさない活動支援

平成 15 年 5 月に設置された杉並区動物対策連絡会の提言に基づき、飼い主のいない猫を増やさない活動をしているグループの登録を開始し、一定の要件を満たしたものに対して、不妊去勢手術費を助成する事業を平成 16 年 8 月より実施しています。

また、事業開始から 10 年以上が経過する間に飼い主のいない猫を取り巻く環境や区民ニーズの変化を受け、より効果的に制度を実施できるよう、平成 27 年度に「杉並区飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業懇談会」を設置し、事業の見直しについて検討を行いました。この検討結果を踏まえ、平成 29 年度から事業の一部を変更し、内容の充実を図っています。

さらに、令和 7 年度からは、飼い主のいない猫に関する保護・譲渡活動への支援も実施しています。

実施にあたっては、東京都獣医師会杉並支部及び杉並どうぶつ相談員の協力の下、支援を行っています。

[不妊去勢手術等の実施状況]

(単位：頭)

年度	3	4	5	6	7
オス	113	103	56	53	26
メス	95	92	43	30	22
手術済み	4	7	1	3	0
合計	212	202	100	86	48

※捕獲した猫に対しては、不妊去勢手術と併せて、手術済みを示す耳カットやマイクロチップ挿入と、猫の健康や周辺環境保全のためワクチン接種及びノミ・ダニ等の寄生虫駆除を実施しています。平成 29 年度からは、手術済みの猫を誤って捕獲した場合にも、これらの処置を行っています。

[保護譲渡処置等の実施状況] (単位：件)

年度	7
基本健診・検査	56
入院（一時預かり）	45
処置（治療、薬の処方等）	46
手術（不妊去勢を除く）	3
検査（基本検査を除く）	19
診断書の発行	0

※保護・譲渡に係る処置として、健康診断や感染症の検査、駆虫等を実施するとともに、必要に応じて入院（一時預かり）や治療等の支援を行っています。

(3) 狂犬病予防の推進

犬を飼うに当たっては、狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録が必要です。令和4年6月1日からは、動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、マイクロチップによる犬の登録が開始されました。これにより、令和4年度以降の新規登録については、区窓口での犬鑑札による登録、または環境省ホームページでのマイクロチップによる登録が行われています。

また、狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を未然に防止するため、年1回(4～6月)狂犬病予防定期集合注射を実施しています。

[飼い犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況]

(単位：頭)

年 度	登 録（鑑札交付）						登録 総数	狂犬病予防注射		
	新規登録		再交付 （※）	他自治体転入		合 計		注射済票 交付	再交付	合 計
	犬鑑札	マイクロ チップ [°]		犬鑑札	マイクロ チップ [°]					
6	78	1,345	123	174	774	2,494	19,475	14,165	55	14,220
7	58	1,227	93	161	974	2,513	20,088	14,219	30	14,249

※登録の再交付数は、転入の再交付を含む。

犬によるこう傷事故が発生した場合には、飼い主の責任で獣医師に事故犬の検診を受けさせ、届出書及び狂犬病鑑定書の提出を指導しています。

[こう傷事故発生件数 (令和7年度)]

(単位：件)

こう傷犬 頭 数	登 録 犬		未登録犬		不明犬	こ う 傷 被害者数
	注射済犬	未注射犬	注射済犬	未注射犬		
13	13	0	0	0	0	13

[事故時の状況]

犬舎等の中で飼養・けい留中	1
綱等で保持して運動中	8
放し飼い・野犬	0
その他	4
合 計	13

[被害者の事故時の状況]

犬に触れようとした	4
犬を拘束しようとした	1
配達・訪問の際	1
通行中	4
遊戯中	1
その他	2
合 計	13

畜舎等の設置について、化製場等に関する法律等に基づき、許可事務などを行っています。

[畜舎の施設数（令和7年度）]

（単位：件）

	畜 舎					
	総 数	牛舎	豚舎	犬舎	家きん舎	その他
施設数	5	—	—	4	—	1

（４）災害時におけるペットの救護対策

災害発生時に飼い主による同行避難が行われた際、適正な飼養管理がなされるよう、総合震災訓練や震災救援所運営連絡会等の機会を通じて、チラシ・パンフレット・展示などによる普及啓発を行っています。

また、平成14年12月9日付けで東京都獣医師会杉並支部と締結した「災害時の動物に関わる救護活動に関する協定」に基づき、獣医師や杉並どうぶつ相談員と協力して、動物医療救護用品の整備やペット同行避難訓練等を実施するなど、災害発生時の体制強化を図っています。

なお、令和4年度からペット同行避難のために必要となる避難場所設営資材として、各震災救援所への「ペット用初動ボックス」等の設置を進めています。

（５）ドッグランの運営

犬を自由に運動させる場を提供するとともに犬の適正飼養に関する普及啓発を行い、人と動物の共生する地域社会の実現に資することを目的に、令和6年3月、都立和田堀公園内に杉並区立ドッグラン広場を開設しました。

施設の整備をみどり公園課が、運営を生活衛生課が所管しています。

運営に際しては、説明会のほか東京都獣医師会杉並支部の獣医師や動物ボランティア等からの意見も踏まえ、利用方法や利用ルール等を定めています。運営業務は事業者に委託しており、ドッグランを活用した普及啓発事業なども行っています。

[施設概要]

所在地：杉並区松ノ木一丁目1番4号 都立和田堀公園内

エリア種別	対象
小型犬エリア（500㎡）	体重10kg未満の犬
中・大型犬エリア（1,000㎡）	体重10kg以上の犬

使用料：無料

利用対象：利用登録（年度更新）をした犬と犬の飼い主（杉並区外在住者も利用可）

年度	5	6	7
延べ登録件数（件）	679	3,845	2,281

●薬物乱用防止対策の推進

目 的

麻薬、覚醒剤、大麻、シンナー、危険ドラッグ等の薬物乱用による危害を周知し、区民一人ひとりの認識を高めることにより、薬物乱用の根絶を図ります。

事業内容・実績等

東京都知事より委嘱された「東京都薬物乱用防止指導員」16名（麻薬中毒者相談員、薬剤師会、防犯委員、保護司、民生委員児童委員、青少年育成委員等）及び区から委嘱された指導員2名により構成される「東京都薬物乱用防止推進杉並地区協議会」が、薬物乱用を根絶するため、各種の啓発活動や小中高の学校を中心に薬物乱用防止教室を行っています。

生活衛生課は、協議会の事務局として、区内中学校を対象とした薬物乱用防止ポスター・標語の募集や薬物乱用防止街頭キャンペーンを実施しています。

[薬物乱用防止ポスター・標語募集（区内中学校）]

年度		3	4	5	6	7
中学校	標語	7校 909件	10校 1,288件	8校 953件	4校 649件	8校 902件
	ポスター	5校 112件	6校 135件	5校 178件	4校 156件	7校 152件

保健衛生担当 _____

●医療の安全確保

目 的

区民が安心して医療を受けられるよう、医療関係施設に関する事務及び監視指導を行い、医療安全の体制整備を図ります。

事業内容・実績等

（１）医療関係施設の許可申請・届出受理

医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法に基づき、診療所、助産所、施術所、歯科技工所等の開設・変更の許可や届出事務を行っています。病院については、東京都への経由事務を行っています。

また、臨床検査技師等に関する法律に基づき、衛生検査所の登録・変更登録の申請や変更届等の事務を行っています。

[医療関係施設許可申請・届出受理件数]

年度	3	4	5	6	7
件数（件）	4,105	2,936	2,750	2,566	2,456

[医療関係施設許可申請・届出受理件数内訳（令和 7 年度）]

（単位：件）

病院	許可・変更許可申請	16	助産所	許可・変更等許可申請	0	
	使用許可申請	9		使用（変更を含む）許可申請	0	
	開設届	2		開設届（再開届を含む）	4	
	休・廃止届	3		休・廃止届	2	
	変更届	6		変更届	1	
	院	診療用エックス線届出等	71	施術所	開設届（再開届を含む）	23
		救急医療機関申出書等	7		休・廃止届	62
診療所	許可・変更等許可申請	17	施設出張	変更届	244	
	使用（変更を含む）許可申請	0		開始届	27	
	その他許可申請（二箇所等）	3	技術工所科	廃止届	12	
	開設届（再開届を含む）	40		変更届	0	
	休・廃止届	26		開設届（再開届を含む）	1	
	変更届	212		休・廃止届	4	
	病床設置許可申請等	0		変更届	4	
病院・診療所	巡回診療・健診等実施計画書	1,375	検査所生	登録・登録変更等申請	1	
歯科診療所	許可・変更等許可申請	6		査	書換え・再交付	0
	その他許可申請（二箇所等）	0			休・廃止届	0
	開設届（再開届を含む）	18			変更届	2
	療所	休・廃止届		22	（病院除く） エックス線装置	再開届
変更届		54		備付届		79
				廃止届		69
				変更届	34	
合計					2,456	

（２）杉並区内の医療関係施設及び診療科目

医療関係施設について、管理者の監督義務の徹底、施設の構造や衛生、広告等について監視指導を実施しています。有床診療所へは、定例立入検査を実施しています。衛生検査所についても立入検査を実施し、精度管理等の監視指導を行っています。

[医療関係施設数及び監視指導数（令和7年度）]

（単位：件）

施 設		病 院	診 療 所		歯 科	助 産 所		施 術 所	出張 施術	歯科 技工所	衛生 検査所	そ の 他
			有 床	無床	診 療 所	有床	無床					
件	施設数	19	9	556	411	3	36	668	483	56	3	0
	(病床数)	(2,612)	(76)			(9)						
数	監視・指導	2	3	73	73	0	0	64	0	3	2	0

[診療科目別一覧（令和7年度）]

（単位：件）

科	内	外	精	ギ	ア	小	皮	ひ	産	眼	こ	耳	整
目	科	科	神	ー	レ	児	膚	尿	婦	科	う	鼻	形
件数	344	56	71	58	129	97	26	15	52	41	67		

●医薬品等の安全確保

目 的

医薬品、医療機器、毒物劇物等による区民の健康被害等の防止を図ります。

事業内容・実績等

（１）医薬品、医療機器等の安全確保

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の適正な流通・販売を確保するため、薬局や医薬品・医療機器の販売業者等に対し監視指導を行っています。

① 許可申請・届出・相談

薬局を開設若しくは医薬品等を販売しようとする場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」といいます。）に基づき許可を受ける必要があります。また、薬局において麻薬処方箋に基づき調剤した麻薬を譲り渡そうとする場合は、麻薬及び向精神薬取締法に基づき免許を取得する必要があります。薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、麻薬小売業者の新規・更新の許可、免許申請のほか、各種変更届等の相談受付を行い、許可申請時には併せて構造設備基準等の現地実査を実施しています。その他、管理医療機器の販売業・貸与業の届出を受け付けています。

② 監視指導

薬局や医薬品等の販売業者に対し立入検査を実施し、構造設備、品質管理状況等について監視指導を行っています。また、医薬品販売時の薬剤師等による医薬品に関する情報提供及び副作用情報の収集に努めるよう指導しています。

国の通知に基づき時期を定めて全国一斉に行う一斉監視指導、東京都及び特別区が連携して重点監視項目を定めて行う一斉監視指導のほか、夜間等に調査・監視する特別一斉監視指導を実施しています。

[医薬品医療機器等法関係許可等施設数及び立入検査実施状況 (令和7年度)]

(単位：件)

業 種			令和 6 年度 末	新規 数	廃 止 数	令和 7 年度 末	立入 検査 数	違反 施設 数	更新 許可 数	変更 届等 の数
医 薬 品	薬局		261	22	12	271	157	40	32	1,144
	薬局製剤製造販売業		14	0	0	14	1	0	2	2
	薬局製剤製造業		14	0	0	14	1	0	2	2
	店舗販売業		94	3	3	94	39	8	6	443
医 療 機 器	販売業	高度管理	249	17	11	255	109	13	26	181
		管理	1,040	—	—	1,053	93	1	—	—
	貸与業	高度管理	185	10	11	185	73	8	16	118
		管理	378	—	—	385	129	1	—	—
麻薬小売業者			219	21	10	230	154	3	86	559
向精神薬小売業者			261	22	12	271	157	0	—	2
向精神薬卸売業者			261	22	12	271	157	0	—	2
覚醒剤原料取扱い薬局			261	22	12	271	157	5	—	26

※管理医療機器販売業・貸与業には、医薬品医療機器等法施行令第49条のみなし施設である薬局、店舗販売業、卸売販売業等の施設数を含む

※違反内容：管理者の不備、届出の不備、販売体制の不備、麻薬帳簿の記載不備等

③ 収去検査

医薬品等の品質及び安全性を確保するため、販売業者より商品を収去し、検査を実施しています。

[医薬品等収去検査実施状況 (令和7年度)] (単位：件)

収去品目	検体数	適合	不適合
医薬品	2	2	0
医薬部外品	2	2	0
化粧品	1	1	0
医療機器	1	1	0
計	6	6	0

※検査機関：東京都健康安全研究センター

④ 情報提供

医薬品や医薬品医療機器等法に関する最新の情報等を薬局及び医薬品販売業者に周知するため、講習会の開催や自己研修用資料の配布を行っています。

(2) 毒物劇物の危害防止

毒物劇物は、工業製品の原料、農薬、洗浄などに使用されますが、取扱いを誤ると危険な物質であり、事件・事故も全国で発生しています。毒物劇物による保健衛生上の危害や盗難等を防ぐため、監視指導を行っています。

① 登録申請・届出・相談

毒物劇物を販売しようとする場合は、毒物及び劇物取締法に基づき登録を受ける必要があります。毒物劇物販売業の新規・更新の登録申請のほか各種変更届等の相談受付を行い、登録申請時には併せて構造設備基準の現地実査を実施しています。また、毒物及び劇物取締法により定められている毒物劇物業務上取扱者に関する届出を受け付けています。

② 監視指導

毒物劇物の販売業者に対し、立入検査を実施し、安全な保管管理の徹底や販売時の適正な譲渡手続について指導を行っています。

また、毒物劇物の取扱いや漏出時の対応等について記載されている SDS（安全データシート）の取扱者への提供についても、販売業者へ指導を行っています。

その他、国の通知に基づき、東京都及び特別区が連携して行う毒物劇物農業用品目販売業者等一斉監視指導及びシアン・トルエン等一斉監視指導を行っています。

[毒物及び劇物取締法関係登録等施設数及び立入検査実施状況（令和7年度）]

(単位：件)

業 種	令和6年度末	新規数	廃止数	令和7年度末	立入検査数	違反施設数	更新登録数	変更届等の数
毒物劇物一般販売業	95	2	7	90	28	1	14	14
毒物劇物農業用品目販売業	0	0	0	0	0	0	—	—
毒物劇物特定品目販売業	2	0	0	2	0	0	0	0
要届出業務上取扱者	0	0	0	0	0	0	—	—
非届出業務上取扱者	105	0	1	104	2	0	—	—

※ 違反内容：届出の不備

③ 情報提供

毒物劇物による人為的事件・事故を防止するため、「毒劇物盗難等防止マニュアル」を作成し、毒物劇物販売業者に配布しています。また、「毒物劇物による事故の未然防止の手引」を作成し、毒物劇物業務上取扱者に配布しています。

（３）有害物質を含有する家庭用品の安全確保

① 家庭用品の試買検査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品による健康被害の発生、拡大防止を図るため、対象となる家庭用品を販売している店舗に立ち入り、試買検査を行い、品質の確認を行っています。

検査結果が不適となった場合は、製造者、輸入者等を担当する関係自治体と協力して、製品の自主回収などを指導します。

[家庭用品の試買検査実施状況（令和７年度）]

（単位：件）

試買品目		検体数	適合	不適合
一般家庭用品	家庭用塗料	1	1	0
	家庭用エアゾル製品	2	2	0
	住宅用洗剤	1	1	0
	家庭用洗剤	2	2	0
繊維製品	よだれ掛け	1	1	0
	下着	2	2	0
	中衣	1	1	0
	外衣	2	2	0
	くつした	2	2	0
	寝衣	1	1	0
	寝具	2	2	0
	帽子	1	1	0
計		18	18	0

※ 検査機関：東京都健康安全研究センター

② 情報提供

対象となる家庭用品を販売している店舗に対し、パンフレット等を配布して安全な家庭用品の提供が図られるよう普及啓発を行っています。

●環境衛生営業施設等における衛生確保

目 的

区民の健康被害を防止するため、環境衛生営業施設について監視指導を行い、環境衛生の維持向上を図ります。

事業内容・実績等

理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール、温泉利用施設、墓地・納骨堂・火葬場、コインオペレーションクリーニング、コインシャワー、住宅宿泊事業施設等に関して、許可業務等のほか、監視指導を実施しています。

申請に伴う相談業務のほか、営業施設に対する苦情相談等があった場合には物件の現地調査を行い、必要に応じて指導を行っています。

また、営業施設及び区民向けに環境衛生講習会を実施しています。

[環境衛生営業施設等の施設数及び監視指導件数（令和7年度）] (単位：件)

		施設数	監視指導 件数	許可・確認等 件数	廃止数
理容所		268	10	5	8
美容所		913	52	42	22
クリーニング所		284	9	4	4
興行場	常設	16	16	0	0
	仮設	0	0	0	0
旅館業	旅館・ホテル	150	118	51	1
	簡易宿所	9	10	2	1
	下宿	0	0	0	0
公衆浴場	普通公衆浴場	17	24	0	0
	その他の公衆浴場	22	22	0	0
プール	許可	12	12	0	0
	届出	76	10	0	0
温泉利用施設		25	22	1	0
墓地	墓地	95	2	0	0
	納骨堂	11	0	0	0
	火葬場	1	1	0	0
コインオペレーション クリーニング営業		146	18	2	1
コインシャワー営業		2	1	0	1

[環境衛生関連施設に関する相談件数（令和 7 年度）]

（単位：件）

総数	事前相談	苦情相談	衛生相談	その他
2,823	2,048	192	39	544

[環境衛生講習会の実施状況（令和 7 年度）]

回 数（回）			人 数（人）		
総数	営業施設	住居衛生	総数	営業施設	住居衛生
4	3	1	473	186	287

（１）環境衛生営業施設の許可業務等

環境衛生営業施設について、関係法規に定められている構造設備基準等に基づき、許可事務や開設・変更等の届出事務、実地検査を行っています。

（２）公衆浴場・旅館業・興行場の監視指導

① 公衆浴場

公衆浴場には「普通公衆浴場」（いわゆる銭湯）と「その他の公衆浴場」（スポーツクラブの風呂等）があり、条例により衛生措置の基準が定められています。基準が遵守されているか確認するため、浴槽水の水質検査や施設の衛生状況の確認を行っています。

なお、公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正により、令和 7 年 4 月 1 日から水質基準項目が大腸菌群から大腸菌に変更となりました。

[公衆浴場浴槽水水質検査結果（令和 7 年度）]

（単位：件）

種類	検査 施設数	検査 件数	検査成績		不適内訳				
			適	不適	濁度	過マンガン酸 カリウム 消費量	大腸菌 数	レジオネラ 属菌	遊離 残留塩素 濃度
普通公衆浴場	20	21	19	2	0	1	0	0	1
その他の公衆浴場	16	16	13	3	0	1	0	0	2
総数	36	37	32	5	0	2	0	0	3

公衆浴場水質基準：濁度 5 度以下、過マンガン酸カリウム消費量 25 mg/L 以下、大腸菌数 1mL 中 1 個以下、レジオネラ属菌 100mL 中検出限界（10CFU）未満、措置基準：遊離残留塩素濃度 0.4mg/L 以上

感染症の被害発生防止のため、社会福祉施設など特に注意が必要な施設について、浴槽水の衛生指導や住環境に関する指導を行っています。

[社会福祉施設の浴槽水レジオネラ属菌検査結果（令和7年度）] （単位：件）

検査施設数	検査件数	検査成績	
		良好	不良
6	6	6	0

② 旅館業

区内では、中央線や丸ノ内線沿線といった都心に直結した交通至便な地域に、客室数が100室を超えるビジネスホテルが作られてきましたが、旅館業の規制緩和により、駅前以外にも小規模な旅館・ホテルが作られるようになってきています。

いずれも不特定多数の人が利用するため、施設の衛生確保が重要であり、立入監視を行い、施設の維持管理の衛生指導を実施しています。

また、旅館業の許可を受けずに営業を行っている疑いがある施設に対しては、実態調査の上、必要な指導を行っています。

③ 興行場

区内には、興行場としてミニシアターや小規模な演劇場、区立会館等があります。興行場については多人数の利用が想定されることから、空気環境の衛生基準が定められています。定期的に施設へ立ち入り、空気環境の測定や施設の維持管理の確認を行い、衛生指導を実施しています。

[興行場空気検査結果（令和7年度）] （単位：件）

検査施設数	検査件数	検査成績		検査項目（不適件数）		
		適	不適	炭酸ガス	浮遊粉じん	落下細菌
16	16	16	0	0	0	0

興行場空気環境基準：炭酸ガス濃度 0.15%以下、浮遊粉じん 0.2 mg/m³以下、落下細菌 30 個以下

（3）住宅宿泊事業（民泊）の相談・届出

平成30年6月15日からの住宅宿泊事業法施行に当たり、区は条例を制定し、住宅宿泊事業を実施する区域及び期間を定めるとともに、事業者向けガイドラインを策定し、適正な事業の運営を確保するよう指導しています。

また、区ホームページで、住宅宿泊事業の届出があった住宅の所在地、届出番号、届出年月日について公表しています。

なお、民泊に対する苦情相談等があった場合には、物件の現地調査を行い、必要に応じて指導を行っています。

[住宅宿泊事業の相談・届出件数（令和 7 年度）]

（単位：件）

施設数	届出数 （事業開始時 からの累計）	廃止数 （事業開始時 からの累計）	事前相談 延べ件数	苦情相談 延べ件数
436	595	159	720	46

（４）理容所・美容所・クリーニング所等の監視指導

理容所・美容所について、器具類の消毒の実施状況を重点に監視指導を行っています。美容所では大型店やファッション性に富んだ店など多様化している反面、見た目の良さに重点を置く傾向があり、器具の消毒が不十分な施設も見受けられます。

クリーニング所の監視では施設の衛生確保や、従事者の健康維持、感染症の発生につながるおそれのある洗濯物の取扱いなどについて指導しています。

（５）プールの監視指導

プールは、許可を必要とする営業施設と、届出を必要とする学校施設に分類されます。プール水の水質検査について、営業施設は年 1 回以上実施し、学校施設は自主検査結果の状況に応じて行っています。

全ての施設にプール水に使用する自動塩素滅菌装置が設置されていますが、学校施設では夏期の暑い時期にプールを使用するため、残留塩素濃度が減少しやすい傾向があります。このため、プール衛生管理講習会等で塩素消毒の維持管理の徹底を図るよう指導しています。

[プール水水質検査結果（令和 7 年度）]

（単位：件）

	検査 施設数	検査 件数	検査成績		不適内訳							
			適	不適	水素イオン 濃度（pH）	濁度	過マンガン 酸カリウム 消費量	遊離 残留塩 素濃度	大腸 菌	一般 細菌	レジオ ネラ 属菌	炭酸 ガス
営業	12	12	9	3	0	0	2	1	0	0	0	0
学校	9	9	6	3	0	0	0	3	0	0	0	0
総数	21	21	15	6	0	0	2	4	0	0	0	0

プール水水質基準：水素イオン濃度（pH）5.8～8.6、濁度 2 度以下、過マンガン酸カリウム消費量 12mg/L 以下、遊離残留塩素濃度は消毒に塩素剤及び塩素使用の場合は 0.4mg/L 以上、二酸化塩素使用の場合は二酸化塩素濃度 0.1mg/L 以上、0.4mg/L 以下でかつ亜塩素酸濃度が 1.2mg/L 以下、大腸菌 100mL 中不検出、一般細菌 1mL 中 200CFU 以下、レジオネラ属菌（屋内プールのみ）100mL 中検出限界（10CFU）未満、炭酸ガス（屋内プールのみ）0.15%以下

(6) コインオペレーションクリーニング営業、コインシャワー営業の監視指導

コインオペレーションクリーニング営業（いわゆるコインランドリー）、コインシャワー営業については、指導要綱を定め、管理者に適正な施設管理を指導しています。

●住居等における衛生確保

目 的

ビル等の建築物や飲料水の衛生管理について指導・助言を行うとともに、区民の快適な住まいづくりの支援を行い、住居等における衛生を確保します。

事業内容・実績等

水道法に規定される専用水道や簡易専用水道等の受水槽の確認等業務及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という）に基づき、特定建築物の建築確認申請時の図面審査や立入検査を行っています。

また、一般住宅について、住まい方に関する相談に応じ、必要な助言を行っています。

[給水施設・特定建築物の施設数及び監視指導件数（令和7年度）] (単位：件)

		施設数	監視指導 件数	許可・確認 等件数	廃止数
専用水道		6	7	0	1
簡易専用水道		397	11	2	6
小規模給水施設		5,450	0	0	60
特定建築物	10,000 m ² 超	31	0	0	0
	10,000 m ² 以下	87	23	2	0

[住居衛生及び特定建築物に関する相談件数（令和7年度）] (単位：件)

総数	住居衛生			特定建築物	その他
	水	衛生害虫	室内環境		
419	95	96	9	125	94

（１）安全で良質な飲料水の確保

① 受水槽を持つ給水施設の衛生指導

水道法の規定により、都水道局の水道水や井戸水を受水槽に貯めてビルやマンション等に給水する場合には、給水人口や給水量、受水槽容量等によって、専用水道や簡易専用水道に分けられており、管理基準が定められています。また、受水槽容量が小さいものは水道法の対象外ですが、小規模給水施設として取り扱い、適切な管理をするように定めています。

受水槽を持つ給水施設は、日常の管理を怠ると安全な飲料水の確保が難しくなるおそれがあるため、管理者に対して衛生管理の指導を行っています。また、専用水道の設置には保健所の確認が必要であり、設置後の管理状況の調査のため、定期的に立入監視を行っています。

② 井戸水の相談業務

井戸水は、水源や水路の状況が不明であり、水道法に基づいた浄水処理及び消毒、水質検査等が行われていないため、細菌や有害物質が含まれている可能性があります。このため、井戸水の利用について相談があった場合には、飲用には水道水を使用し、井戸水については、散水など飲用以外の用途で使用するよう助言しています。併せてホームページ等を通じて普及啓発を行っています。

（２）快適な住まいづくりの支援

① 特定建築物の立入検査及び図面審査

特定用途に供される部分の延べ面積が 3,000 m²以上の建築物は、建築物衛生法により、原則として特定建築物と定められ、管理者には適正な管理が義務付けられています。保健所では、衛生的な管理が行われるよう、定期的に施設に立ち入り、室内空気環境の検査、帳簿類や空調機などの設備の管理状況の検査を行っています。

また、中野区・杉並区・豊島区・板橋区・練馬区合同で、特定建築物の管理者を対象にビル衛生管理講習会を実施し、適切な管理と最新の技術や事故例等の情報提供を行っています。

なお、特定用途の延べ面積が 10,000 m²を超える特定建築物の立入検査は、都区間の協定により東京都が担当しています。ただし、図面審査に関しては東京都と合同で行っています。

[用途別検査施設数(令和7年度)]

(単位:件)

	総数	事務所	店舗	学校	図書館	集会場	その他
検査施設数/施設総数	23 /87	8 /30	7 /21	4 /19	2 /3	2 /8	0 /6

② 建築物環境衛生指導指針による図面指導

延べ面積 1,500 m²以上の建築物については、杉並区建築物環境衛生指導指針に基づき、給水設備、空気調和設備、排水設備、廃棄物処理設備等について図面指導を行っています。

[図面指導件数の内訳（令和 7 年度）]

（単位：件）

共同住宅	事務所・店舗	学校	病院	その他	合計
3	0	0	0	0	3

③ 住居衛生の相談助言

住居内のアレルギー性疾患の原因として、ダニの虫体や死骸、ふんなどのダニアレルゲンがあります。ダニアレルゲンを除去するためには、適切な清掃の実施が重要です。住宅のダニアレルゲン量の測定を行い、清掃方法について助言しています。

また、室内で発生する化学物質を低減するためには換気が効果的です。目安として炭酸ガス、一酸化炭素、ホルムアルデヒド等の濃度測定を実施し、より効率的な換気の方法について助言を行っています。

併せて講習会の実施や、パンフレットの作成・配布等を行い、より快適な住まい方の知識の普及を図っています。

[室内環境の検査件数（令和 7 年度）]

（単位：件）

ダニアレルゲン量	炭酸ガス	一酸化炭素	ホルムアルデヒド
26	1	1	1

食品衛生担当

●食の安全対策の推進

目 的

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食の安全を確保します。

事業内容・実績等

食中毒等の健康危機発生を未然に防ぐため、食品衛生法に基づき、区民の意見を反映した「杉並区食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、食品衛生営業施設の許可・届出事務や監視指導を実施するとともに、食中毒等の未然防止のため、食品等の収去検査を実施しています。また、食中毒等の発生時には迅速に対応し、健康被害の拡大、再発防止に努めています。

(1) 食品関係営業施設の許可・届出

飲食店や給食施設において食事を提供する、あるいは食肉や魚介類などの食品を販売する場合には、食品衛生法等に基づき許可を受ける必要があります。許可申請時には、施設が基準に適合しているか等の実地検査と許可事務を行っています。

また、営業許可業種以外の営業（弁当販売業、野菜果物販売業など）の営業届を受け付けています。

年度	3	4	5	6	7
新規営業許可（件）	1,255	1,245	1,144	1,069	1,132
更新営業許可（件）	121	0	0	0	0
営業届出（件）	2,798	326	259	300	211

※食品衛生法改正により、令和3年6月1日以前に営業許可を取得していた営業者は、許可の満了日までに新法での新規営業許可が必要となりました。また、令和3年6月から営業届出制度が設けられました。

(2) 食品関係営業施設に対する監視指導

食品を調理・製造・販売する食品関係営業施設に立ち入り、施設や設備、食品の衛生的な取扱い、添加物の適正使用及び適正表示の徹底を図るため、監視指導を実施しています。特に、小児・高齢者等抵抗力の弱い年齢層が利用する学校・保育園・高齢者施設等の給食施設や、肉の生食など食中毒のリスクが高い食品を提供する可能性のある飲食店等について、重点的に監視指導を行っています。また、食中毒等の事故の危険性が高い食品を扱う業種※に対し一斉監視を実施し、施設の実態に合わせて、食品等の収去検査や現場簡易検査を実施しています。

※業種：飲食店（仕出し・弁当屋、すし屋等）、販売業（食肉、魚介類）、製造業（和生

菓子、洋生菓子等）等

〔監視件数〕

年度	3	4	5	6	7
監視件数（件）	7,825	11,045	11,086	10,617	10,849

〔食品等の収去実施状況〕

年度	3	4	5	6	7
検体数（件）	357	357	358	350	334
不適率（要注意を含む）（%）	2.2	5.3	3.9	4.3	3.0

ア．小児・高齢者等の食生活安全確保

小児・高齢者等が利用する給食施設への立入検査を実施し、衛生管理点検票による確認、現場簡易検査（スタンプスプレッド法）及び調理器具の洗浄度合（細菌繁殖の温床となりうる食品残渣の有無等）がその場でわかる ATP 洗浄度検査を行い、衛生管理方法の指導を行っています。また、調理済みの食品等について収去検査を行い、食品の安全を確認しています。さらに、検査結果に基づき衛生講習会を実施するなど、指導の充実を図っています。

〔小児・高齢者等の関連施設検査件数（令和 7 年度）〕

	衛生管理 点検票 調査施設数	現場簡易検査（スタンプ スプレッド法）		ATP 洗浄度検査		調理済み食品の 収去検査	
		施設数	検査件数	施設数	検体数	施設数	検体数
学校	63	62	3,339	30	207	11	15
保育園	43	44	1,639	45	293	25	29
高齢者・福祉 関係施設等	29	40	1,146	27	161	24	24
合計	135	146	6,124	102	661	60	68

イ．食肉の生食対策

焼肉店での腸管出血性大腸菌食中毒による死亡事件を契機に、食品衛生法の規格基準が改正され、生食用食肉（牛肉）の基準の制定や、牛レバーの生食での提供が禁止されました。また、平成 27 年 6 月には豚肉（内臓を含む。）の生食も禁止されました。しかし、基準が適用されない鶏肉の生食による食中毒は依然として多く、ジビエ（野生鳥獣肉）等の生食といったリスクも増えています。

肉の生食や加熱不足による食中毒を防ぐため、焼肉店や居酒屋等をはじめ、食肉を取扱う施設に立ち入り、取扱状況の確認、加熱調理方法等について監視指導を実施しています。店舗の営業時間に合わせ、夜間にも立入検査を実施しています。

年度	3	4	5	6	7
監視件数（件）	631	1,191	1,154	1,027	1,253

ウ. 夏期及び歳末一斉監視

気温の上昇に伴い食中毒の発生が懸念される夏期や、食品が大量に流通する歳末においては、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえ、東京都と連携し監視指導を実施しています。

エ. 食品添加物、食品表示に対する監視指導

違反食品の発生防止のため、区内食品製造業者に対し、食品の製造基準・保存基準の遵守、食品添加物の適正使用、適正表示の徹底等の監視指導を実施しています。また、食品表示法の規定に基づき、添加物、期限表示、アレルギー表示など食品の安全性に関わる項目（衛生事項）について、表示検査を行っています。

〔食品の表示検査（令和7年度）〕 (単位：件)

実施件数		11,704
表示違反件数		24
違反の内容	無表示	5
	期限表示に関するもの	2
	食品添加物に関するもの	9
	その他（製造者氏名の一部不備等）	11

※複数項目重複計上

オ. ふぐ取扱い施設の監視

ふぐ取扱責任者がふぐを取り扱う施設として認証された「ふぐ取扱所」に立ち入り、適切に取り扱われるよう監視指導を実施しています。また、ふぐを取り扱うために必要なふぐ認証書の交付等の事務を行っています。

カ. 緊急監視

重大な健康被害を及ぼす有害食品等の事案が発生した場合には、迅速に危害要因の排除と拡大防止を図るため、東京都と連携し、緊急監視を実施します。

キ. 縁日・祭礼及び学園祭等における衛生確保

町会等のお祭りや学園祭等の行事で食品を提供する場合の保健所への届出を受け付けており、食品を衛生的に取り扱うよう衛生指導を行っています。

特に、大規模な縁日・祭礼、すぎなみフェスタ、阿佐谷七夕まつり等をはじめとする

行事を対象に、監視指導を実施しています。

年度	3	4	5	6	7
届出件数（件）	29	96	240	294	311

ク. 保菌者検索事業

食品取扱従事者等の検便により、腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌等の無症状病原体保有者（健康保菌者）を調査し食中毒の発生を未然に防止するとともに、散発患者の発生動向を調査することにより、散発型集団発生食中毒の早期発見及び原因究明のため、保菌者の検索事業を実施しています。

生活衛生課衛生検査係で5項目（腸管出血性大腸菌（O26、O103、O111、O121、O145、O157）、サルモネラ属菌、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌）の細菌検査を行っています。

陽性者については、食事や行動内容等の調査を実施するとともに、検出した菌の性状検査を東京都へ依頼し、都内の健康保菌者や散発患者との関連性を調査することにより、全都的な食中毒発生動向データの把握に役立てています。

（3）食中毒・苦情等の対応と措置

① 食中毒等事故発生時の対応と措置

食中毒が発生した場合には、原因食品や原因物質を明らかにするため、患者や関係者の協力を得てふん便や吐物の菌検索を実施するとともに、原因食品の調理、製造及び販売施設の調査・検査を実施しています。

原因施設に対しては、営業停止や販売禁止などの措置を取り、事故の拡大と再発を防ぐとともに、改善指導を行っています。

また、当区以外の施設が原因で発生した食中毒についても他自治体と連携し、患者等関係者への調査を行っています。

〔食中毒発生件数〕

年度	3	4	5	6	7
食中毒件数（件）	5	3	8	3	8
患者数（人）	9	3	38	26	35

〔食中毒の原因物質（令和7年度）〕

原因物質	件数（件）
アニサキス（寄生虫）	5
カンピロバクター（細菌）	2
ノロウイルス（ウイルス）	1

[食中毒関連調査件数（当区外の食中毒事件で、当区で患者等を調査したもの）]

年度	3	4	5	6	7
関連調査件数（件）	19	30	52	70	57
被調査者数（人）	27	29	82	188	97

② 不利益処分

食品取扱施設において食中毒が発生した場合や、食品等の検査により食品衛生法に基づく規格基準に違反した食品を発見した場合など、緊急に安全確保が必要とされる場合は、食品衛生法に基づき、「危害の除去命令（第 59 条）」または「営業などの禁停止命令（第 61 条）」、「施設改善命令又は許可の取消（第 60 条、第 61 条）」の不利益処分を行います。

[不利益処分件数]

年度	3	4	5	6	7
件数（件）	3	1	6	3	7

③ 食品等の苦情・相談

営業許可や食品表示などの食の安全に関する相談を受け付けており、食中毒などの相談については「食の安全 110 番」として受け付けています。

「食べられますか」、「使えますか」といった相談については、区民の食生活の不安を解消するため、蓄積している情報や関係自治体への照会などをもとに、回答しています。

「食品に虫が入っていた」、「具合が悪くなった」など、食品等に関する苦情・相談に対しては、原因を迅速に解明するため、施設の立入調査や食品の検査を行い、区民の申出に対応しています。

なお、持ち込まれた検体については、生活衛生課衛生検査係で検査を行うなど科学的根拠に基づいて区民の不安解消に努めています。

[食の安全に関する相談件数（令和 7 年度）]

（単位：件）

営業許可	14,716	添加物	0
表示	42	新規開発食品	0
規格・基準	3	食用可・不可に関する疑問	7
食中毒	63	マスコミに関する事項	0
残留農薬	0	苦情相談	50
輸入食品	0	その他（模擬店等）	2,557
合 計			17,438

[苦情相談等の処理件数（令和7年度）]

（単位：件）

異物混入	12	食品等の取扱	6
腐敗・変敗	1	食品の表示	0
カビの発生	0	有症苦情	25
異味・異臭	3	施設設備不良	2
変色・変質	0	その他	3
合 計			52

※届出件数 50 件、複数項目重複計上

④ 食品等の自主回収届出制度

食品衛生法及び食品表示法に違反するまたはそのおそれのある食品を食品等事業者が自主回収する場合には、自主回収情報を行政へ届け出ることが義務付けられており、区内食品等事業者からの届出を受け付けています。

届出のあった自主回収情報は、国の食品衛生申請等システムを通じて消費者、営業者に情報提供されています。

（４）食品等事業者の自主的衛生管理の推進

食中毒の発生を防ぐため、食品等事業者を対象とした各種講習会等を通じ、最新の食品衛生情報を発信しています。また、食品衛生法改正により食品等事業者に義務付けとなった HACCP（ハサップ：危害分析・重要管理点方式）に沿った衛生管理の普及・定着を図っています。

① 調理工程別検査による給食施設の自主的衛生管理の支援

保育園や学校の給食施設を対象に、HACCP による調理工程別検査を実施しています。現場簡易検査（スタンプスプレッド法）や ATP 清浄度検査により調理工程の汚染状況を可視化するとともに、最終製品等の収去検査を実施しています。結果に基づき、調理工程での汚染源や取扱不良点を指導するなど、自主的衛生管理を支援しています。

[工程別検査実施件数（令和7年度）]

（単位：件）

	現場簡易検査 （スタンプスプレッド法）		収去検査 （製品等）		ATP 清浄度検査
	検体数	検査数	検体数	検査数	検査数
保育園	97	388	5	51	29
学校	129	516	5	53	35

② HACCP に沿った衛生管理の導入と定着への取組支援

食品等事業者に対し、講習会等を通じて、食品等事業者団体が作成した手引書や東京

都が作成した「食品衛生管理ファイル」等を活用し、HACCP の導入・定着を支援しています。また、立入検査時には食品等事業者が作成した衛生管理計画の内容や実施状況等を確認し、必要な助言及び指導を行っています。

③ 食品関係営業者等の衛生教育

食品関係営業者や食品取扱施設ごとに設置される食品衛生責任者に対し、食中毒の予防策や、食品表示、HACCP 等に関する最新の食品衛生情報について、衛生講習会を実施しています。

年度	3	4	5	6	7
講習会回数（回）	12	42	60	55	58
参加人数（人）	632	1, 779	2, 826	2, 529	2, 512

④ 食品衛生推進員制度

食品衛生推進員は、食品衛生法第 67 条の規定に基づき、食品等事業者の自主管理の推進や地域の食品衛生向上のため、食品関係営業者等に対し食品衛生上の助言等を行います。区は、食品衛生推進員として、区内事業者や消費者ら計 14 名に委嘱しており、食品衛生推進員に対し、自主的衛生管理に関する情報を提供するなどの支援を行っています。

⑤ 食品衛生自治指導員の支援

杉並区食品衛生協会の食品衛生自治指導員を対象とした講習会に講師を派遣するなど、食品等事業者団体の自主的衛生管理の推進を支援しています。

（５）リスクコミュニケーションの推進

区ホームページ、パンフレット等による迅速な情報提供に努めるとともに、定期的な意見交換会、食の安全を考えるシンポジウム等を開催し、消費者、事業者、行政の三者による食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進しています。

① 食品衛生知識の普及啓発

区民の食品衛生に関する普及啓発を図るため、リーフレットの配布や講習会等を実施しています。

特に、保健センターで行われる母親学級教室や乳幼児健診等の際に食中毒予防のリーフレットを配布し、食品衛生知識の普及啓発に努めています。

また、区ホームページや広報すぎなみを活用し、食中毒に関する注意喚起や監視指導計画実施報告等について、区民への情報発信を行っています。

② 消費者・事業者・行政による意見交換

消費者・事業者・行政の三者がそれぞれの立場で食の安全を考え、意見交換を行うため、「食の安全を考えるシンポジウム」や三者での「定例意見交換会」を開催しています。また、消費者センターと連携し、毎月の消費者グループ連絡会において食品衛生情報についての意見交換を行っています。

このほか、生活衛生課環境衛生担当、健康推進課栄養指導担当などとともに、街頭相談事業「食と住まいのふれあい広場」を年1回開催しています。

●調理師・製菓衛生師免許

目 的

区民の調理師、製菓衛生師免許の申請を受け付けています。

事業内容・実績等

調理師及び製菓衛生師の免許申請の受理、経由及び交付に関する事務を行っています。

年度	3	4	5	6	7
調理師（件）	163	120	99	132	147
製菓衛生師（件）	8	7	4	9	14

[改正前食品衛生法第 52 条に規定する営業と監視指導件数（令和 7 年度）]

業 種	3 年度末 施設数	4 年度末 施設数	5 年度末 施設数	6 年度末 施設数	7 年度末 施設数	許可件数		廃業	監視 指導 件数
						新規	更新		
総 数	6,155	4,855	3,792	2,780	1,728	-	-	1,052	3,265
飲 食 店 営 業	4,874	3,835	2,977	2,221	1,397	-	-	824	2,339
旅 館 ・ ホ テ ル	8	6	2	1	0	-	-	1	1
バ ー ・ キ ャ バ レ ー	54	41	33	26	14	-	-	12	13
一 般 飲 食 店	3,742	2,931	2,254	1,694	1,069	-	-	625	1,378
民 生 食 堂	0	0	0	0	0	-	-	0	0
す し 屋	96	77	60	49	32	-	-	17	93
そ ば 屋	105	79	64	45	31	-	-	14	11
仕 出 し 屋	48	42	32	24	15	-	-	9	21
弁 当 屋	204	153	122	87	45	-	-	42	237
そ う 菜 店	211	174	141	95	56	-	-	39	283
コンビニエンスストア等	2	2	1	0	0	-	-	0	0
移 動	1	1	1	1	0	-	-	1	0
臨 時	39	29	17	4	0	-	-	4	0
許 可 ある 集 団 給 食	280	234	203	164	129	-	-	35	277
自 動 車	66	55	44	31	6	-	-	25	25
自 動 販 売 機	18	11	3	0	0	-	-	0	0
天 ぷ ら 船 ・ 屋 形 船	0	0	0	0	0	-	-	0	0
喫 茶 店 営 業	194	134	88	44	13	-	-	31	27
店 舗	66	49	36	21	9	-	-	12	16
自 動 販 売 機	128	85	52	23	4	-	-	19	11
自 動 車	0	0	0	0	0	-	-	0	0
菓 子 製 造 業	685	552	441	296	186	-	-	110	350
パ ン 製 造 業	144	119	94	71	39	-	-	32	128
生 菓 子 製 造 業	125	98	81	54	35	-	-	19	98
そ の 他 の 菓 子 製 造 業	407	328	262	169	112	-	-	57	119
移 動	0	0	0	0	0	-	-	0	0
臨 時	1	1	1	1	0	-	-	1	2
自 動 車	8	6	3	1	0	-	-	1	3
あ ん 類 製 造 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
アイスクリーム類製造業	49	39	33	25	19	-	-	6	18
乳 処 理 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
乳 製 品 製 造 業	1	0	0	0	0	-	-	0	0
集 乳 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0

生活衛生課

業 種	3 年度末 施設数	4 年度末 施設数	5 年度末 施設数	6 年度末 施設数	7 年度末 施設数	許可件数		廃業	監視 指導 件数
						新規	更新		
乳 類 販 売 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
専 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
シ ョ ー ケ ー ス 売 り	0	0	0	0	0	-	-	0	0
自 動 販 売 機	0	0	0	0	0	-	-	0	0
自 動 車	0	0	0	0	0	-	-	0	0
食 肉 処 理 業	12	11	10	8	5	-	-	3	19
食 肉 販 売 業	126	109	101	77	46	-	-	31	227
一 般	126	109	101	77	46	-	-	31	227
包 装	0	0	0	0	0	-	-	0	0
自 動 販 売 機 ・ 自 動 車	0	0	0	0	0	-	-	0	0
食 肉 製 品 製 造 業	4	3	2	1	0	-	-	1	3
魚 介 類 販 売 業	108	87	70	54	25	-	-	29	211
一 般	106	85	69	53	24	-	-	29	211
包 装	0	0	0	0	0	-	-	0	0
自 動 車	2	2	1	1	1	-	-	0	0
魚 介 類 せ り 売 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	1	1	1	1	0	-	-	1	1
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
冷 凍 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
冷 蔵 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
食 品 の 放 射 線 照 射 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	1	1	0	0	-	-	0	0
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
氷 雪 製 造 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
氷 雪 販 売 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
食 用 油 脂 製 造 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
マーガリン又はショートニング製 製 造 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
み そ 製 造 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
し ょ う 油 製 造 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
ソ ー ス 類 製 造 業	2	1	0	0	0	-	-	0	0
酒 類 製 造 業	6	5	4	3	0	-	-	3	1
豆 腐 製 造 業	12	6	4	2	1	-	-	1	14
納 豆 製 造 業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
め ん 類 製 造 業	11	9	7	5	3	-	-	2	6
そ う ざ い 製 造 業	68	61	53	43	33	-	-	10	49
かん詰又はびん詰食品製造業	0	0	0	0	0	-	-	0	0
添 加 物 製 造 業	1	1	0	0	0	-	-	0	0

〔改正後食品衛生法第 55 条に規定する営業等と監視指導件数（令和 7 年度）〕

業 種	3 年度末 施設数	4 年度末 施設数	5 年度末 施設数	6 年度末 施設数	7 年度末 施設数	許可件数		廃業	監視 指導 件数
	新規		更新						
総 数	1,045	2,224	3,245	4,184	5,149	1,132	0	167	5,974
飲 食 店 営 業	897	1,924	2,818	3,631	4,423	941	0	149	4,552
一 般 飲 食 店	817	1,750	2,539	3,258	3,980	849	0	127	3,996
集 団 給 食	55	90	133	169	202	48	0	15	351
自 動 車	16	39	56	75	98	26	0	3	58
簡 易	6	40	67	88	89	5	0	4	40
移 動	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨 時	3	5	23	41	54	13	0	0	107
天 ぷ ら 船	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屋 形 船	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調理機能を有する自動販売機	1	9	12	12	13	3	0	2	7
食 肉 販 売 業	17	31	35	55	79	25	0	1	193
魚 介 類 販 売 業	15	29	36	52	79	27	0	0	367
魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集 乳 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳 処 理 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食 肉 処 理 業	2	2	1	3	6	3	0	0	16
一 般	2	2	1	3	6	3	0	0	16
自 動 車	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菓 子 製 造 業	72	157	243	301	395	106	0	12	517
アイスクリーム類製造業	0	0	3	4	7	3	0	0	16
乳 製 品 製 造 業	1	1	1	2	2	0	0	0	3
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1	1	1	2	2	0	0	0	2
食 肉 製 品 製 造 業	3	3	3	5	5	1	0	1	20
水 産 製 品 製 造 業	6	8	9	10	11	1	0	0	30
氷 雪 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
液 卵 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食 用 油 脂 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	1	1	1	1	1	0	0	0	0
酒 類 製 造 業	1	2	4	5	5	0	0	0	4
豆 腐 製 造 業	3	8	11	10	11	1	0	0	44
納 豆 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麵 類 製 造 業	4	6	8	10	10	0	0	0	13
そ う ざ い 製 造 業	16	35	48	68	84	18	0	2	173
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷 凍 食 品 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0

業 種	3 年度末 施設数	4 年度末 施設数	5 年度末 施設数	6 年度末 施設数	7 年度末 施設数	許可件数		廃業	監視 指導 件数
						新規	更新		
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漬 物 製 造 業	0	1	1	2	2	0	0	0	3
密 封 包 装 食 品 製 造 業	3	3	3	5	7	2	0	0	2
食 品 の 小 分 け 業	2	3	6	5	6	1	0	0	12
添 加 物 製 造 業	0	0	1	1	1	0	0	0	0

[改正後食品衛生法第 57 条に規定する営業等と監視指導件数（令和 7 年度）]

業 種		3 年度末 施設数	4 年度末 施設数	5 年度末 施設数	6 年度末 施設数	7 年度末 施設数	届出 件数	廃業	監視 指導 件数
総 数		2,082	2,139	2,274	2,402	2,535	225	92	1,610
営 業 届 出 業 種		1,969	2,026	2,159	2,285	2,408	211	88	1,610
た 旧 営 許可 業 業種 種 であ あ っ 業	魚 介 類 販 売 業（ 包 装 ）	136	83	66	54	48	2	8	19
	食 肉 販 売 業（ 包 装 ）	160	104	89	75	67	3	11	41
	乳 類 販 売 業	365	296	278	237	231	6	12	128
	氷 雪 販 売 業	1	1	1	1	1	0	0	0
	コ ッ プ 式 自 動 販 売 機 （ 自 動 洗 浄 ・ 屋 内 設 置 ）	41	74	121	139	154	20	5	17
販 売 業	弁 当 販 売 業	35	44	52	52	55	7	4	9
	野 菜 果 物 販 売 業	85	101	109	117	127	10	0	108
	米 穀 類 販 売 業	18	21	23	24	24	0	0	10
	通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売	4	5	6	7	8	1	0	2
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	191	210	220	226	231	14	9	77
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー	70	79	84	85	94	12	3	391
	自 動 販 売 機 に よ る 販 売 業	72	94	105	132	149	20	3	10
	そ の 他 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	467	549	606	710	753	66	23	399
製 造 ・ 加 工 業	添 加 物 製 造 ・ 加 工 業	1	1	1	1	1	0	0	0
	い わ ゆ る 健 康 食 品 の 製 造 ・ 加 工 業	1	2	2	1	1	0	0	0
	コ ー ヒ ー 製 造 ・ 加 工 業	36	54	69	94	118	28	4	21
	農 産 保 存 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	3	3	5	6	6	0	0	0
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業	10	13	14	18	22	4	0	10
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	0	0	0	0	0	0	0	0
	精 穀 ・ 製 粉 業	6	6	8	8	9	1	0	1
	製 茶 業	1	1	1	1	2	1	0	0
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	0	0	1	1	1	0	0	0
	卵 選 別 包 装 業	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	12	17	22	24	28	4	0	3

生活衛生課

業 種		3 年度末 施設数	4 年度末 施設数	5 年度末 施設数	6 年度末 施設数	7 年度末 施設数	届出 件数	廃業	監視 指導 件数
上 記 以 外 の も の	行 商	13	16	17	19	21	2	0	2
	集 団 給 食 施 設	235	246	251	245	249	10	6	362
	器 具 容 器 包 装 の 製 造 ・ 加 工 業 (合 成 樹 脂 製 に 限 る)	2	2	2	2	2	0	0	0
	露店、仮設店舗等における飲食の 提供うち、営業とみなされないもの	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	4	4	6	6	6	0	0	0
公衆衛生に与える影響が少ない営業		113	113	115	117	127	14	4	0

[生食用食肉取扱施設（令和7年度）]

業 種	3 年度末 施設数	4 年度末 施設数	5 年度末 施設数	6 年度末 施設数	7 年度末 施設数	届出 件数	廃業	監視 指導 件数
飲 食 店 営 業	0	0	2	2	2	0	0	3
食 肉 処 理 業	0	0	0	0	0	0	0	0
食 肉 販 売 業	0	0	0	0	0	0	0	0
給 食 施 設	0	0	0	0	0	0	0	0

[東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業]

年 度	ふぐ取扱所	認定小規模 食鳥処理場	届出食肉販売業
3	55(133)	15(16)	0(0)
4	52(159)	11(10)	1(0)
5	50(125)	11(8)	1(0)
6	48(110)	11(13)	1(0)
7	48(103)	10(18)	1(0)

※（ ）内の数は監視指導件数

衛生検査係

●試験検査による安全確保

目 的

区における試験検査等の技術的・専門的な実施機関として、科学的根拠に基づく指導・助言等を行うための試験検査を実施しています。

事業内容・実績等

食品及び臨床検体等の衛生検査並びに放射性物質の測定に関して、庁内各課からの依頼を受け、試験検査を実施しています。また、新興・再興感染症等の発生に備え、検査体制の確保・充実に取り組んでいます。

(1) 試験検査の実施

① 衛生微生物検査の実施

ア. 食品微生物検査等

食中毒を未然に防ぎ、区民の健康を守るため、食品衛生担当から依頼のあった収去検体及び防災課から依頼のあった備蓄食糧について、黄色ブドウ球菌・カンピロバクター等の食中毒菌や大腸菌・大腸菌群等の衛生指標菌の微生物検査を行っています。このほか、食品の異物等の検査に対しても対応しています。

イ. レジオネラ属菌検査

公衆浴場（銭湯等）の浴槽水やプール水等について、レジオネラ属菌の検査を行っています。

ウ. 落下菌検査

クールヒートトレンチを設置している区立施設4施設の落下菌について、一般細菌及び真菌の検査を行っています。

② 感染症関連検査の実施

ア. 感染症法に係る発生時対応としての患者関係者及び陽性者検便

腸管出血性大腸菌O157等について、患者関係者及び陽性者等の検査を行っています。

イ. 保菌者検索事業による検便

無症状の飲食店従事者等（勸奨検便）、健康相談（健康検便）について、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌O157等の検査を行っています。

ウ. ノロウイルス検査

冬期を中心として、保育園等の児童福祉施設などで発生するノロウイルスによる感染

症等の検査を行っています。

エ. 結核菌検査

結核接触者健診として、結核菌感染診断用インターフェロン- γ 測定検査を行っています。

また、定期的な検査のほか、職場や学校等での感染拡大を防ぐための検査についても随時対応しています。併せて、結核患者等の陰性確認として、核酸増幅法による検査を行っています。

オ. 性感染症検査

H I V及び性感染症等の検査・相談事業の一環として、H I V、梅毒及びB型肝炎の検査を行っています。

カ. 新興・再興感染症等に対する検査体制の確保・充実

新興・再興感染症等の発生に備え、病原体等検査に要する試薬・消耗品等の備蓄及び計画的な検査機器の整備を進めるとともに、集団感染症発生時への対応（1日最大90件の検査依頼）を想定した実践型訓練を実施しています。

③ 放射能測定の実施

ア. 給食食材等の検査

保育園・学校の給食1食分及び牛乳、米、粉ミルク等を対象としてゲルマニウム半導体検出器を用いて、セシウム-134及びセシウム-137の測定を行っています。

イ. 空間放射線量率の測定

高井戸保健センター敷地内でヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器を用いて、定期的に空間放射線量率の測定を行っています。なお、区内では高井戸保健センター敷地内のほか、区役所及び保健所においても空間放射線量率の測定を行っており、区役所については環境課が、保健所については保健予防課が測定しています。

（２）検査情報収集・精度管理の充実

地方衛生研究所全国協議会及び市立衛生研究所・衛生試験所連絡協議会に加入し、会議や学会等へ積極的に参加するなど、情報収集を図り、検査技術の維持・向上に努めています。

検査の信頼性を確保するため、区職員が検査精度の確認及び評価を計画的に行うとともに、食品微生物・腸管微生物検査、結核菌感染診断用インターフェロン- γ 測定検査及び放射能測定等について、厚生労働省又は厚生労働省が認めた第三者機関等による精度管理調査に参加しています。

〔試験検査実績概要〕

検査項目	年度	総数	臨床・微生物										食品				水質・環境				放射能				
			細菌	(再掲) 細菌(〇157等)	食中毒等(細菌)	食中毒等(ウイルス)	結核菌	(再掲) 結核菌感染マーカー	性感染症	新型コロナウイルス等	(再掲) (新型コロナウイルス変異株モニタリング検査)	その他	小計	微生物	その他の	飲料水	プール水	その水の質	レジオネラ	その他	小計	放射能(空間線量)	放射能(食品)	小計	
3	実施検体数	15,646	7,930	(7,916)	2	9	61	(61)	—	6,673	(1,472)	—	14,675	34	32	37	—	12	120	32	306	12	294	306	
	保健所	15,157	7,925	(7,911)	2	9	58	(58)	—	6,667	(1,472)	—	14,661	245	34	32	—	—	119	—	251	—	—	—	
	その他	347	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22	—	—	—	—	—	—	32	32	—	293	293	
	計	15,504	7,925	(7,911)	2	9	58	(58)	—	6,667	(1,472)	—	14,661	267	34	32	—	—	119	32	283	—	293	293	
	衛生検査所	142	5	(5)	—	—	3	(3)	—	6	—	—	14	80	12	92	—	5	—	12	1	—	23	12	1
4	実施検体数	10,303	7,981	(7,966)	3	2	160	(160)	—	1,389	(1,420)	—	9,535	432	—	—	—	—	146	32	178	12	118	130	
	保健所	9,980	7,976	(7,961)	3	2	157	(157)	—	1,383	(1,420)	—	9,521	314	—	—	—	—	145	—	145	—	—	—	
	その他	175	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26	—	—	—	—	—	—	32	32	—	117	117	
	計	10,155	7,976	(7,961)	3	2	157	(157)	—	1,383	(1,420)	—	9,521	340	—	—	—	—	145	32	177	—	117	117	
	衛生検査所	148	5	(5)	—	—	3	(3)	—	6	—	—	14	92	28	120	—	—	—	1	—	12	1	13	13
5	実施検体数	9,616	7,909	(7,888)	—	1	141	(141)	—	800	(1,710)	5	8,856	405	4	409	—	—	—	196	32	228	12	111	123
	保健所	9,322	7,901	(7,883)	—	1	138	(138)	—	794	(1,710)	—	8,834	300	—	300	—	—	—	188	—	188	—	—	—
	その他	163	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	—	—	13	—	—	8	32	40	—	110	110	
	計	9,485	7,901	(7,883)	—	1	138	(138)	—	794	(1,710)	—	8,834	313	—	313	—	—	196	32	228	—	110	110	
	衛生検査所	131	8	(5)	—	—	3	(3)	—	6	—	5	22	97	4	96	—	—	—	—	—	12	1	13	13
6	実施検体数	10,542	8,814	(8,798)	5	6	328	(323)	521	91	—	—	9,765	456	4	459	—	—	—	160	32	192	12	114	126
	保健所	10,175	8,806	(8,793)	5	6	325	(320)	521	—	—	—	9,663	354	—	354	—	—	—	158	—	158	—	—	—
	その他	166	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21	—	—	21	—	—	—	32	32	—	113	113	
	計	10,341	8,806	(8,793)	5	6	325	(320)	521	—	—	—	9,663	375	—	375	—	—	158	32	190	—	113	113	
	衛生検査所	201	8	(5)	—	—	3	(3)	—	91	—	—	102	80	4	84	—	—	2	—	2	12	1	13	13
7	実施検体数	10,419	8,797	(8,784)	2	17	233	(223)	479	91	—	—	9,619	457	—	457	—	—	—	157	64	221	12	110	122
	保健所	10,038	8,792	(8,779)	2	17	230	(220)	479	—	—	—	9,520	363	—	363	—	—	—	155	—	155	—	—	—
	その他	188	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	—	—	15	—	—	—	64	64	—	109	109	
	計	10,226	8,792	(8,779)	2	17	230	(220)	479	—	—	—	9,520	378	—	378	—	—	155	64	219	—	109	109	
	衛生検査所	193	5	(5)	—	—	3	(3)	—	91	—	—	99	79	—	79	—	—	2	—	2	12	1	13	13

10 保健予防課

保健予防係（保健指導担当含む）

● 予防接種事業の推進

目 的

予防接種を受けることで、感染症のまん延や感染時の重症化を防止します。

事業内容・実績等

予防接種法に基づく子供や高齢者等を対象とした定期接種等について、予防接種に関する正確な情報提供や接種勧奨を行い、接種率の向上を図ります。また、おたふくかぜや小児インフルエンザなどの任意接種の接種費用助成を行い、区民の感染症予防に向けた更なる取組を推進します。予防接種による健康被害者を救済するため、国の認定を受けた方に対して、医療費・医療手当等を支給しています。

（１）定期予防接種の実施

予防接種法による定期の予防接種は次のとおりです。（令和８年４月１日現在）

○ A類疾病（被接種者の努力義務あり）

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG（結核）、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B 型肝炎、ロタウイルス、RS ウイルス感染症

○ B類疾病（被接種者の努力義務なし）

インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症、帯状疱疹

① ヒトパピローマウイルス感染症予防接種

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種は平成 25 年 6 月 14 日から積極的接種勧奨を控えておりましたが、令和 3 年 11 月 26 日の厚生労働省通知により、積極的勧奨が再開されました。積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方を対象に、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、公費で HPV ワクチンを接種できました。なお、平成 9 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日生まれ的女子で、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に HPV ワクチンを 1 回以上接種した方は令和 8 年 3 月 31 日まで残りの回数を公費での接種を行っています。

② 風しんの追加的対策

風しんの公的接種を受ける機会がなかった昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性のうち、風しん抗体検査の結果、十分な抗体がないと判明した方は、平成 31 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで風しん第 5 期定期接種の対象とな

り、公費で接種できました。なお、令和 6 年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方で、MR ワクチンの供給不足により令和 6 年度中に接種できなかった場合は、令和 9 年 3 月 31 日まで公費で接種できます。

③ 新型コロナウイルスワクチン接種

令和 5 年度までは予防接種法に定める臨時の予防接種として、生後 6 か月以上の希望する区民が新型コロナウイルスワクチン接種ができましたが、令和 6 年度から 65 歳以上の高齢者及び 60～64 歳の一部の方を対象に予防接種法に定める定期接種として、ワクチン接種を実施しています。

○ 定期予防接種実施者数

(対象者数：標準接種年齢の 10 月 1 日現在の住民登録者数、

実施者数：区内での接種数 + 区民が他区で接種した数 - 他区民が区で接種した数)

種類				3 年度			4 年度		
				対象者 (人)	実施者 (人)	実施率 (%)	対象者 (人)	実施者 (人)	実施率 (%)
A 類 疾 病	DPT (ジフテリア・ 百日せき・破傷 風)	第 1 期 初回	第 1 回	4,017	0	0.0	3,827	0	0.0
			第 2 回	4,017	0	0.0	3,827	0	0.0
			第 3 回	4,017	0	0.0	3,827	0	0.0
		第 1 期 追加		4,173	0	0.0	4,027	0	0.0
	DPT-IPV 4 種混合 (ジフテリア・百 日せき・破傷風・ 不活化ポリオ)	第 1 期 初回	第 1 回	4,017	4,059	101.0	3,827	3,881	101.4
			第 2 回	4,017	4,032	100.3	3,827	3,890	101.6
			第 3 回	4,017	4,118	102.5	3,827	3,851	100.6
		第 1 期 追加		4,173	4,025	96.4	4,027	3,810	94.6
	DT (ジフテリア・ 破傷風)	第 2 期		3,961	2,647	66.8	3,962	2,551	64.3
	不活化ポリオ	第 1 期 初回	第 1 回	4,017	0	0.0	3,827	0	0.0
			第 2 回	4,017	0	0.0	3,827	0	0.0
			第 3 回	4,017	0	0.0	3,827	0	0.0
		第 1 期 追加		4,173	5	0.1	4,027	3	0.0
	麻しん (※1)	第 1 期		4,173	3,963	94.9	4,027	3,884	96.4
		第 2 期		4,301	4,101	95.3	4,166	3,878	93.0
	風しん (※1)	第 1 期		4,173	3,963	94.9	4,027	3,884	96.4
		第 2 期		4,301	4,101	95.3	4,166	3,878	93.0

	日本脳炎	第 1 期 初回	第 1 回	4, 263	3, 206	75. 2	4, 094	4, 624	112. 9	
			第 2 回	4, 263	3, 307	77. 5	4, 094	4, 467	109. 1	
		第 1 期 追加			4, 213	2, 278	54. 0	4, 190	5, 099	121. 6
		第 2 期			3, 933	1, 428	36. 3	3, 979	4, 496	112. 9
	BCG（結核）			4, 017	4, 055	100. 9	3, 827	3, 862	100. 9	
	Hib 感染症	第 1 回		4, 017	4, 097	101. 9	3, 827	3, 888	101. 5	
		第 2 回		4, 017	4, 037	100. 4	3, 827	3, 901	101. 9	
		第 3 回		4, 017	4, 018	100. 0	3, 827	3, 871	101. 1	
		追加		4, 173	3, 944	94. 5	4, 027	3, 829	95. 0	
	小児の肺炎球菌 感染症	第 1 回		4, 017	4, 100	102. 0	3, 827	3, 886	101. 5	
		第 2 回		4, 017	4, 041	100. 5	3, 827	3, 893	101. 7	
		第 3 回		4, 017	4, 020	100. 0	3, 827	3, 875	101. 2	
		追加		4, 173	3, 928	94. 1	4, 027	3, 837	95. 2	
	ヒトパピローマ ウイルス感染症	第 1 回		1, 839	897	48. 7	1, 936	2, 060	106. 4	
		第 2 回		1, 839	944	51. 3	1, 936	1, 742	89. 9	
		第 3 回		1, 839	734	39. 9	1, 936	1, 125	58. 1	
	水痘	第 1 回		4, 173	3, 957	94. 8	4, 027	3, 885	96. 4	
		第 2 回		4, 173	3, 845	92. 1	4, 027	3, 586	89. 0	
	B型肝炎	第 1 回		4, 017	4, 077	101. 4	3, 827	3, 874	101. 2	
		第 2 回		4, 017	4, 037	100. 4	3, 827	3, 885	101. 5	
		第 3 回		4, 017	3, 981	99. 1	3, 827	3, 791	99. 0	
	ロタウイルス	第 1 回		4, 017	4, 059	101. 0	3, 827	3, 847	100. 5	
		第 2 回		4, 017	4, 000	99. 5	3, 827	3, 857	100. 7	
		第 3 回		4, 017	1, 794	44. 6	3, 827	1, 533	40. 0	
B 類 疾病	インフルエンザ	65 歳以上		120, 207	68, 441	56. 9	120, 217	78, 396	65. 2	
		60～64 歳		170	42	24. 7	172	53	30. 8	
	高齢者肺炎球菌	65 歳以上		24, 908	4, 935	19. 8	27, 051	4, 402	16. 2	
		60～64 歳		170	2	1. 1	172	5	2. 9	

種類				5 年度			6 年度			7 年度			
				対象者 (人)	実施者 (人)	実施率 (%)	対象者 (人)	実施者 (人)	実施率 (%)	対象者 (人)	実施者 (人)	実施率 (%)	
A 類 疾 病	DPT (ジフテリア・ 百日せき・破傷 風)	第 1 期 初 回	第 1 回	3,653	1	0.0	3,454	0	0.0	3,452	1	0.0	
			第 2 回	3,653	0	0.0	3,454	0	0.0	3,452	2	0.0	
			第 3 回	3,653	0	0.0	3,454	0	0.0	3,452	1	0.0	
		第 1 期 追 加		3,786	0	0.0	3,655	1	0.0	3,494	67	1.9	
	DPT-IPV 4 種混合 (ジフテリア・ 百日せき・破傷 風・不活化ポリ オ)	第 1 期 初 回	第 1 回	3,653	3,958	108.3	3,454	72	2.0	3,452	0	0.0	
			第 2 回	3,653	4,021	110.0	3,454	354	10.2	3,452	1	0.0	
			第 3 回	3,653	4,040	110.5	3,454	678	19.6	3,452	5	0.1	
		第 1 期 追 加		3,786	3,724	98.3	3,655	3,574	97.7	3,494	752	21.5	
	DPT-IPV-Hib 5 種混合 (ジフテリア・ 百日せき・破傷 風・不活化ポリ オ・ヒブ)	第 1 期 初 回	第 1 回				3,454	3,436	99.4	3,452	3,617	104.7	
			第 2 回				3,454	3,108	89.9	3,452	3,580	103.7	
			第 3 回				3,454	2,807	81.2	3,452	3,512	101.7	
		第 1 期 追 加					3,655	268	7.3	3,494	3,291	94.1	
	DT (ジフテリア・ 破傷風)	第 2 期		3,968	2,765	69.6	3,995	2,936	73.4	4,125	2,765	67.0	
	不 活 化 ポ リ オ	第 1 期 初 回	第 1 回	3,653	0	0.0	3,454	0	0.0	3,452	2	0.0	
			第 2 回	3,653	0	0.0	3,454	0	0.0	3,452	1	0.0	
			第 3 回	3,653	1	0.0	3,454	0	0.0	3,452	1	0.0	
		第 1 期 追 加		3,786	5	0.1	3,655	5	0.1	3,494	70	2.0	
	麻しん (※1)	第 1 期		3,786	3,720	98.2	3,655	3,437	94.0	3,494	3,443	98.5	
		第 2 期		4,163	3,808	91.4	3,995	3,714	92.9	3,916	3,639	92.9	
	風しん (※1)	第 1 期		3,786	3,720	98.2	3,655	3,437	94.0	3,494	3,443	98.5	
		第 2 期		4,163	3,808	91.4	3,995	3,714	92.9	3,916	3,639	92.9	
	日 本 脳 炎	第 1 期 初 回	第 1 回	3,965	3,835	96.7	3,817	4,086	107.0	3,659	4,073	111.3	
			第 2 回	3,965	3,816	96.2	3,817	3,998	104.7	3,659	4,011	109.6	
		第 1 期 追 加		4,005	3,971	99.1	3,928	3,685	93.8	3,820	3,587	93.9	
		第 2 期		4,099	4,233	103.2	4,236	4,071	96.1	4,181	3,512	83.9	
	BCG (結核)				3,653	3,610	98.8	3,454	3,448	99.8	3,452	3,508	101.6
	Hib 感染症	第 1 回		3,653	3,638	99.5	3,454	63	1.8	3,452	1	0.0	
		第 2 回		3,653	3,680	100.7	3,454	321	9.2	3,452	1	0.0	
		第 3 回		3,653	3,705	101.4	3,454	647	18.7	3,452	0	0.0	

B 類 疾 病	小児の肺炎球菌 感染症	追加	3,786	3,666	96.8	3,655	3,151	86.2	3,494	208	5.9
		第1回	3,653	3,653	100.0	3,454	3,492	101.1	3,452	3,612	104.6
		第2回	3,653	3,678	100.6	3,454	3,438	99.5	3,452	3,572	103.4
		第3回	3,653	3,682	100.7	3,454	3,462	100.2	3,452	3,517	101.8
		追加	3,786	3,652	96.4	3,655	3,453	94.4	3,494	3,386	96.9
	ヒトパピローマ ウイルス感染症	第1回	1,962	3,457	176.1	1,988	7,121	358.1	1,953	1,405	71.9
		第2回	1,962	2,738	139.5	1,988	6,003	301.9	1,953	2,449	125.3
		第3回	1,962	2,294	116.9	1,988	4,543	228.5	1,953	2,353	120.4
	水痘	第1回	3,786	3,741	98.8	3,655	3,452	94.4	3,494	3,425	98.0
		第2回	3,786	3,544	93.6	3,655	3,295	90.1	3,494	3,073	87.9
	B型肝炎	第1回	3,653	3,648	99.8	3,454	3,479	100.7	3,452	3,590	103.9
		第2回	3,653	3,670	100.4	3,454	3,416	98.8	3,452	3,553	102.9
		第3回	3,653	3,650	99.9	3,454	3,389	98.1	3,452	3,323	96.2
	ロタウイルス	第1回	3,653	3,609	98.7	3,454	3,454	100.0	3,452	3,577	103.6
		第2回	3,653	3,623	99.1	3,454	3,383	97.9	3,452	3,522	102.0
		第3回	3,653	1,511	41.3	3,454	1,418	41.0	3,452	1,462	42.3
	インフルエンザ	65歳以上	120,337	70,592	58.6	120,740	64,181	53.1	121,525	66,078	54.3
		60～64歳	156	42	26.9	180	50	27.7	202	45	22.2
	高齢者肺炎球菌	65歳(※2)	27,209	4,705	17.2	5,710	1,199	20.9	5,881	935	15.8
		60～64歳	156	2	1.2	180	2	1.1	202	0	0.0
	新型コロナウイルス 感染症	65歳以上				120,740	36,008	29.8	121,525	30,838	25.3
		60～64歳				180	35	19.4	202	32	15.8
	带状疱疹(※3)	65歳以上 第1回							26,428	6,484	24.5
		65歳以上 第2回							26,428	5,195	19.6
		60～64歳							10	0	0.0

※1：混合 ＋ 単抗原ワクチン接種者の数

※2：令和5年度末で経過措置が終了し、令和6年度から対象者が65歳に変更

※3：令和7年度から実施

(2) 任意予防接種の費用助成

① おたふくかぜの予防接種費用の助成

区内に住所を有する、満 1 歳から就学前の乳幼児の保護者に対して、1 回 4,000 円の費用助成を行っています。

年度	3	4	5	6	7
おたふくかぜ予防接種助成件数（件）	4,119	4,503	4,269	3,929	3,840

② 帯状疱疹の予防接種費用の助成

区内に住所を有する、満 50 歳以上の方に対して、乾燥弱毒性生水痘ワクチンにあつては 4,000 円、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンにあつては 1 回当たり 11,000 円の費用助成を行いましたが、定期接種化に伴い 1 年間の移行期間を経て終了としています。

年度	5	6	7
帯状疱疹予防接種助成件数（件）	17,789	9,345	14,669

※令和 5 年度から令和 7 年度末まで実施

③ 小児インフルエンザの予防接種費用の助成

区内に住所を有する、生後 6 か月（経鼻生ワクチンは 2 歳）以上 13 歳未満の者の保護者に対して、注射用 HA ワクチンは 1 回当たり 2,000 円の費用助成、経鼻生ワクチンは 4,000 円の費用助成を行っています。

年度	6	7
小児インフルエンザ予防接種助成件数（件）	42,215	42,474

※令和 6 年度から実施

④ 男性 HPV 感染症の予防接種費用の助成

区内に住所を有する、小学 6 年生～高校 1 年生に相当する年齢の男性の保護者に対して、全額費用助成を行っています。

年度	7
男性 HPV 感染症予防接種助成件数（件）	1,237

※令和 7 年度から実施

⑤ 風しん抗体検査及び風しん又は麻しん・風しん混合ワクチンの予防接種費用の助成

区内に住所を有する、風しんにかかったことがなく、抗体検査・予防接種を受けたことがない、次のいずれかに該当する方に対して、費用助成を行っています。

ア. 19 歳以上 50 歳未満の妊娠を希望している女性

イ. 19 歳以上でアの同居者

ウ. 19 歳以上で、抗体価の低い妊婦の同居者

(単位：件)

年度	3	4	5	6	7
風しん抗体検査助成件数	887	813	1,029	883	961
風しん・MR 予防接種助成件数 (妊娠希望者)	736	717	811	753	849
風しん・MR 予防接種助成件数 (同居者)	111	146	160	135	170

●精神保健に関する普及啓発

目 的

近年、うつ病などストレスが影響する心の病が増えている中、区民がいきいきと安心して暮らせるよう、講演会や広報・ホームページを活用した普及啓発により、区民の心の健康の増進を図るとともに、精神疾患への正しい理解を図り、精神疾患がある方への支援者を増やします。

事業内容・実績等

(1) 精神保健学級

精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を図ることを目的に、区民及び関係機関従事者を対象に保健センターで講演会を行っています。

年度	開催※	開催数 (回)	参加者 (人)	テーマ
3	荻 窪	1	31	家族が統合失調症と言われたら～病気の理解と地域での暮らし～
	高井戸	2	22	青年期の発達障害～社会で自分らしく生きるために
			9	パートナーと良い関係を築いていくために～発達障害の視点で考える～
	高円寺	1	8	今こそ知りたいネット・ゲーム依存～その重症化予防と回復のために～
3 年度計		4	70	

4	荻窪	2	15	第1回 本気になればやめられる？～依存症ってなんだろう～
			19	第2回 本気になればやめられる？～依存症ってなんだろう～
	高井戸	2	19	統合失調症と LEAP～本人と一緒に治療を目指すための新しいコミュニケーション技法～ 統合失調症の病態と治療、LEAP の必要性について
			19	LEAP のコミュニケーション技法について
	高円寺	2	14	大人の発達障害～自分らしく生活するために～
			18	HSP と発達障害～自分らしく生きるヒント～
4 年度計		6	104	
5	荻窪	2	19	「発達障害の理解 コミュニケーションと医療」第1回 円滑なコミュニケーションのために
			22	「発達障害の理解 コミュニケーションと医療」第2回 発達障害の基本の理解と医療の役割について
	高井戸	2	17	やめたいけどやめられない！依存症の理解と対応～依存症の理解～
			15	やめたいけどやめられない！依存症の理解と対応～依存症への実際の支援～
	高円寺	2	19	統合失調症ってどんな病気？
			33	統合失調症とのつきあい方
5 年度計		6	125	
6	荻窪	2	21	妊娠から子育て期のこころの変化とケア 妊娠期からのこころの変化と不調サイン
			12	妊娠から子育て期のこころの変化とケア セルフケアと気持ちの伝え方、家族に知っておいてほしいこと
	高井戸	2	25	発達障害の理解 医療と社会へのステップ～ひきこもりからの脱却、自分らしく社会で生きる～「発達障害の理解と医療」
			28	発達障害の理解 医療と社会へのステップ～ひきこもりからの脱却、自分らしく社会で生きる～「発達特性を踏まえた社会復帰に向けて」
	高円寺	2	19	アルコール依存症とその回復「アルコール依存症について」

			15	アルコール依存症とその回復「アルコール依存症からの回復～デイケアプログラムについて～」
6 年度計		6	120	
7	荻窪	2	17	やめたくても、やめられない～正しく知ろう！依存症という病気～
			12	家族や身近な人の依存症への対応方法～依存症家族のためのプログラム「CRAFT」を用いたコミュニケーション～
	高井戸	2	34	統合失調症の理解 医療と社会への第一歩「統合失調症の理解と回復支援」
			26	統合失調症「その人らしい生き方を支える」
	高円寺	2	20	発達障害「もっと生きやすく 大人の発達障害の理解と支援」
			17	思春期のメンタルヘルス
7 年度計		6	126	

※1 開催：荻窪＝荻窪保健センター、高井戸＝高井戸保健センター、高円寺＝高円寺保健センター、上井草＝上井草保健センター、和泉＝和泉保健センター

●精神保健相談、精神障害者社会復帰訓練等の連絡調整

目 的

アディクション、ひきこもり、思春期問題、PTSD（心的外傷後ストレス症）、発達障害など、多様化する問題に対して、区民が気軽に相談できるよう、保健センターや関係機関等の相談窓口の周知に努めます。また、より専門的な相談や訪問相談にも対応できるよう、関係機関との連携を強化します。

事業内容・実績等

(1) 心の健康相談（保健センターにおいて実施）

[精神科専門医による相談] <相談内容別延相談件数>

(単位:件)

年度	計	うつ 一般精神	外 うつ以 一般精神	社会 復帰	もの わすれ	アル コール	薬物 依存	児童 思春期	心の健康 づくり
3	390	55	151	9	27	26	5	19	98
4	391	38	201	2	17	23	1	12	97
5	347	40	179	1	28	23	0	7	69
6	319	37	146	3	8	33	2	7	83
7	300	35	146	2	10	16	4	9	78

※一般精神とは、統合失調症、うつ病等気分障害、神経性疾患、ストレス関連障害などを指します。

[保健師による相談(訪問、面接、電話、文書)] <相談内容別延相談件数> (単位:件)

年度	計	一般精神	社会 復帰	老人性 認知症	アル コール	薬物 依存	児童 思春期	心の健康 づくり
3	14,214	8,273	551	56	238	46	100	4,950
4	14,498	8,603	485	83	314	14	78	4,921
5	14,231	8,297	261	66	411	18	88	5,090
6	13,179	8,034	427	39	400	98	149	4,032
7	18,070	10,985	657	64	503	80	169	5,612

[初回相談件数] <実相談件数>

(単位:件)

年度	計	相談者別内訳					
		本人	家族	家主などの 近所の人	関係 機関	医療 機関	その他
3	959	306	212	10	337	74	20
4	1,027	338	208	8	371	66	36
5	846	288	182	9	279	65	23
6	733	297	160	3	196	65	12
7	831	319	201	1	232	69	9

[精神保健福祉士による相談] <相談経路別延相談件数>

(単位：件)

年度	計	訪問	面接	電話	関係機関連携	会議参加
3	584	46	188	188	247	8
4	889	143	89	318	326	13
5	864	154	121	292	281	16
6	1,164	363	124	405	239	33
7	742	144	83	250	220	45

(2) 社会復帰訓練事業（デイケア）

回復途上にある精神障害者の社会復帰と社会参加の促進を図るため、保健センターで、週1回グループワークによる生活訓練プログラムを行っています。また、発達障害者が利用するサービスが少ないという課題に対応するため、デイケアのプログラムの見直しを行い、平成26年度からデイケアを発達障害者支援事業の連携事業として位置付けました。

プログラムの内容は学習プログラム（生活リズム、社会資源の活用等）と活動プログラム（アート、料理、外出等）で構成され、より効果的なプログラムになるよう取り組んでいます。入所退所については、精神科医師による面接を行い担当者会議で決めています。従事職員としては保健師、グループワーカー、医師、講師、ボランティアが入っています。

[デイケア実施状況]

(単位：回、人)

年度		計	荻 窪	高井戸	高円寺	上井草	和 泉
3	実施回数	231	47	47	46	46	45
	参加者延数	1,364	507	276	168	251	162
4	実施回数	228	44	48	47	44	45
	参加者延数	1,342	520	272	200	102	248
5	実施回数	228	48	48	43	44	45
	参加者延数	1,154	374	268	145	201	166
6	実施回数	224	47	47	48	41	41
	参加者延数	1,076	362	201	218	140	155
7	実施回数	226	48	47	47	42	42
	参加者延数	913	268	190	153	180	122

〔訓練結果状況〕＜実人数＞

(単位：人)

年度	社会復帰				その他			
	就労	通所訓練 事業所	家庭内 適応	地域の 居場所	中断	入院	死亡	その他
3	2	4	1	3	1	0	0	1
4	0	8	5	0	1	0	0	3
5	5	9	0	0	5	1	0	1
6	1	5	0	3	3	0	0	0
7	1	15	2	0	1	0	1	0

デイケア参加者の家族に対して、デイケアを円滑かつ効果的に行うために、各保健センターで年1回家族会を開催しています。その他、精神障害者の家族会を開催している保健センターもあります。

〔家族会開催状況〕＜参加者実数＞

(単位：人)

年度	計	荻 窪	高井戸	高円寺	上井草	和 泉
3	34	4	0	26	4	0
4	30	4	3	17	4	2
5	12	2	0	4	4	2
6	30	0	2	23	2	3
7	31	3	2	23	1	2

(3) 精神障害者への療養支援

① 保健型アウトリーチ事業

保健センターにおいて、治療が必要にもかかわらず自ら医療にかかれない方や複合的な問題を抱えた方に対する支援（保健型アウトリーチ事業）を行うとともに、退院後の継続的な支援等を充実させるための取組を行っています。

〔事業実績〕

(単位：人)

年度	3	4	5	6	7
支援対象者数	19	32	28	28	19
精神科医による支援（延）	67	55	72	50	33
精神保健福祉士による支援（延）	603	905	899	1,312	903

② 退院後支援に関する計画の作成

保健センターにおいて、退院後支援を行う必要があると認められる措置入院中の精神障害者について、退院後に社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な医療等の支援を適切かつ円滑に受けることができるよう、本人の同意を得た

上で、必要な医療等の支援内容等を記載した退院後支援に関する計画を作成しています。

[事業実績]

(単位：件)

年度	3	4	5	6	7
計画作成数	4	9	9	3	5

(4) うつ病対策の推進

① 普及啓発の強化

うつ病の早期発見のポイントやうつ病予防に関する情報について、広報すぎなみ・区ホームページ・パンフレット等を通じて周知を図っています。

② 出産前後のうつの早期発見・早期対応の推進

妊娠中から保健センターが相談対応をしています。出産後のうつについては、すこやか赤ちゃん訪問時に実施しているスクリーニングなどによって、早期対応を行っています。必要に応じて保護者の心の相談の利用や医療機関受診を支援しています。

③ 家族への支援の充実

保健センターが実施する精神保健学級や心の健康相談にて、うつ病の方を支える家族への普及啓発や個別相談に対応しています。また、地域にある家族の会等の情報提供を行います。

●精神保健福祉法等に関する事務

目 的

保健所では、精神保健福祉法に基づく措置入院のための診察及び保護の申請、警察官通報について、東京都への経由事務を行っています。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、東京都では、精神障害により継続的に通院治療が必要な方に対して通院医療費を助成しています。加えて、東京都では、精神障害のため入院治療を必要とする18歳未満の方（継続治療は20歳まで可）に対して入院医療費を助成しています。

保健センターは、これらの医療費助成制度及び精神障害者保健福祉手帳の申請窓口となっており、手続き等に関する相談対応や東京都への経由事務を行っています。

事業内容・実績等

(1) 精神保健福祉法に関する事務

① 措置入院のための通報

[措置入院のための通報] <延件数>

(単位：件)

年度	3	4	5	6	7
警察官通報	143	169	127	113	122

② 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が、一定の障害にあることを証明するもので、この手帳を持っていることにより、様々な支援が受けられるとともに、自立及び社会参加の促進を図ることを目的とした東京都の制度です。保健センターが申請窓口として、手続き等に関する相談対応や東京都への経由事務を行っています。

[精神障害者保健福祉手帳所持者数] <実数>

(単位：人)

年度	合計	手帳区分			(再掲) 65歳以上
		1 級	2 級	3 級	
3	4,984	259	2,367	2,358	562
4	5,318	251	2,480	2,587	598
5	5,493	252	2,498	2,743	610
6	6,055	255	2,703	3,097	662
7	6,442	247	2,861	3,334	705

(2) 医療費助成等

[自立支援医療（精神通院）受給者数] <実件数>

(単位：件)

年度	計	荻 窪	高井戸	高円寺	上井草	和 泉
3	8,125	2,266	2,088	2,074	921	776
4	8,608	2,432	2,189	2,201	959	827
5	8,831	2,413	2,167	2,464	963	824
6	9,298	2,658	2,267	2,430	1,034	909
7	9,402	2,644	2,275	2,465	1,092	926

[小児精神障害者入院医療費助成件数] <実件数>

(単位：件)

年度	計	申請形態別内訳		
		新規	再申請	継続
3	11	8	0	3
4	12	10	2	0
5	2	1	0	1
6	1	1	0	0
7	2	2	0	0

●自殺予防対策の普及啓発等

目 的

杉並区では令和元年５月に策定された杉並区自殺対策計画に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、全庁的に取組を推進してきました。

令和５年４月に、杉並区健康医療計画に包含して杉並区自殺対策計画（第２次）へ改定しました。下記の基本施策を中心に、引き続き取組を推進します。

【自殺対策の基本施策】

- （１）自殺対策に関する普及啓発の推進
- （２）相談・支援体制の強化
- （３）「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組の推進

事業内容・実績等

（１）自殺対策に関する普及啓発の推進

自殺対策の重要性について、区民の理解と関心を深めるため、区広報等を活用して自殺予防等に関する普及啓発を行います。また、３月、９月を自殺予防月間と定め、自殺予防に関する普及啓発の取組を集中的に実施します。

〔自殺予防月間の主な取組（令和７年度）〕

	展示内容	期間	場所
９月	月間の案内、自殺の基本知識、 区の現状、自殺対策への取組、 ゲートキーパー、相談先案内 等	9/8(月)～9/11(木) 9/1(月)～9/30(火)	本庁１階ロビー、 南北バスすぎ丸
３月		3/2(月)～3/31(火)	保健所１階ロビー

（２）相談・支援体制の強化

① ゲートキーパー養成の推進

身近な人が悩みや不安を抱えているときに、その変化に気付き声を掛けることや、身近な人から自殺について相談されたときに、その思いを受け止め、適切な対応が取れるようになることが大切です。生活や健康の不安等の悩みを持った区民が相談する窓口などにおいて、自殺に追い込まれようとしている区民のサインに気付いて、的確な対処ができるよう、ゲートキーパーを養成します。

保健予防課

[ゲートキーパー養成研修（令和7年度）] <参加者実数>

（単位：人）

日付	テーマ	対象	講師	参加者数
5/14(水)	杉並区と区内高等教育機関との連携協働推進協議会	大学職員	保健予防課	13
6/17(火)	ゲートキーパー養成講座（すぎなみ地域大学）	杉並区在住・在勤・在学	自殺予防団体「風のとびら」	30
7/1(火)	杉並区青少年育成委員会会長会議	青少年育成委員会会長	保健予防課	30
7/15(火)	介護保険サービス事業者の会	介護保険サービス事業者	保健予防課	25
10/31(金)	ゲートキーパー養成講座～身近な人の悩みに寄り添うために知っておきたいこと～	杉並区在住・在勤・在学	いのちの電話	42
1/20(火)	ゲートキーパー養成研修～自殺のサインに気づき、対応するために知っておきたいこと～	杉並区職員	自殺予防団体「風のとびら」	52
2/17(火)	ゲートキーパー養成講座（すぎなみ地域大学）	杉並区在住・在勤・在学	自殺予防団体「風のとびら」	30
3/19(木)	ゲートキーパー養成講座応用編～こころの病気の理解と対応方法～	杉並区在住・在勤・在学	精神科医師	50

② 相談・支援要員の育成

多様化する区民の悩みに対し、寄り添うことができる人を増やすとともに、職員の対応力を向上する取組を行います。

[自殺未遂者支援事例検討会（令和7年度）]

日付	講師
5/28(水)	雷門メンタルクリニック 公認心理師・精神保健福祉士 今井 裕子
7/9(水)	沼津中央病院 精神科医師 日野 耕介
9/24(水)	高月病院 精神科医師 坂東 誉子
11/19(水)	東京都立中部総合精神保健福祉センター 精神科医師 檀上 園子
1/28(水)	高月病院 精神科医師 坂東 誉子

2/24(火)	野崎クリニック 精神科医師 野崎 和博
---------	---------------------

③ 相談支援体制の強化に向けた関係機関との連携

自殺を区全体の課題として捉え、自殺予防に向け、分野を超えた包括的な取組が実施できるよう、区と関係機関の連携強化を図ります。また、様々な悩みを抱える区民が、適切な相談機関で問題や悩みの解決が図られるよう、地域における関係機関のネットワーク体制の構築及び充実を図ります。

[杉並区自殺対策関係機関連絡会の開催実績（令和7年度）]

日付	内容	参加者数 (人)
12/4(木)	【報告事項】 全国・杉並区における自殺の状況について 杉並区の自殺対策について 相談支援カードの配布について 東京都こころといのちのサポートネットについて 【講義】 杉並区の「こどもの命」を守る 地域連携を具現化する対策パッケージとは～自殺対策基本法の改正を踏まえて～ 【意見交換】 自殺対策に関する各機関の取り組みや課題について	30

（３）「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組の推進

① 孤立の予防に向けた取組の推進

悩みを抱え、人や社会とのつながりが減少すると、自殺以外の選択肢が考えられない危機的な状態にまで追い込まれ、自殺に至ることがあります。区は、様々な取組を通じて、区民の孤立を予防します。

② 悩みに関する相談・支援の充実

悩みが深刻化すると、うつ状態に至ることがあります。区民の様々な相談に対応し、悩みの解決に向けて支援します。

③ 心の健康づくりに関する取組の推進

うつ病等の精神疾患は、自殺につながる可能性があります。心の健康づくりに関する区民の関心を高めるとともに、うつ病予防に関する取組を推進し、自殺リスクの減少に努めます。こころの体温計とはスマートフォンやパソコンを使って、簡単に自分や家族のストレスチェックができるシステムです。

[こころの体温計実績]

(単位：件)

年度	3	4	5	6	7
アクセス数	43,275	44,816	42,573	36,207	33,807

●難病対策の推進

(保健予防課・保健サービス課)

目 的

在宅難病患者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、療養相談を実施するほか、各種支援制度等を適切に案内していきます。また、医療、保健及び福祉等の関係機関と連携して、在宅難病患者の療養環境を整備します。さらに、支援者のスキル向上を図るため、多職種研修を実施します。

事業内容・実績等

(1) 難病医療費等助成

保健センターでは、医療費助成の申請の受理、東京都への経由事務を行っています。

[難病医療費助成等認定件数]

(単位：人)

年度	3	4	5	6	7
難病医療費助成等認定者数	4,837	4,757	5,261	5,508	5,839
B型・C型ウイルス肝炎治療 医療費助成認定者数 ※	222	218	208	209	220

※B型・C型肝炎のインターフェロン治療及びB型肝炎の核酸アナログ製剤治療、C型肝炎のインターフェロンフリー治療にかかる医療費助成制度の認定者数

[難病医療費助成認定件数内訳]

※疾病名及び認定者数は令和8年3月31日現在

	告示 番号	疾病名	認定者数		告示 番号	疾病名	認定者数		告示 番号	疾病名	認定者数
国の医療費公費負担事業の対象となる疾病（348疾病）	1	球脊髄性筋萎縮症	2	国の医療費公費負担事業の対象となる疾病（348疾病）	63	免疫性血小板減少症	60	国の医療費公費負担事業の対象となる疾病（348疾病）	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0
	2	筋萎縮性側索硬化症	37		64	血栓性血小板減少性紫斑病	2		126	ペリー病	0
	3	脊髄性筋萎縮症	3		65	原発性免疫不全症候群	12		127	前頭側頭葉変性症	8
	4	原発性側索硬化症	0		66	IgA 腎症	64		128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	1
	5	進行性核上性麻痺	34		67	多発性嚢胞腎	75		129	産暈重模型（二相性）急性脳症	0
	6	パーキンソン病	578		68	黄色靱帯骨化症	20		130	先天性無痛無汗症	0
	7	大脳皮質基底核変性症	13		69	後縦靱帯骨化症	77		131	アレキサンダー病	0
	8	ハンチントン病	2		70	広範脊性管狭窄症	11		132	先天性核上性球麻痺	0
	9	神経有棘赤血球症	0		71	特発性大腿骨頭壊死症	72		133	メビウス症候群	0
	10	シャルコー・マリー・トゥース病	0		72	下垂体性ADH分泌異常症	25		134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	0
	11	重症筋無力症	102		73	下垂体性TSH分泌亢進症	1		135	アイカルディ症候群	0
	12	先天性筋無力症候群	0		74	下垂体性PRL分泌亢進症	10		136	片側巨脳症	0
	13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	117		75	クッシング病	5		137	限局性皮質異形成	0
	14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパシー	17		76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0		138	神経細胞移動異常症	0
	15	封入体筋炎	0		77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	19		139	先天性大脳白質形成不全症	0
	16	クロウ・深瀬症候群	0		78	下垂体前葉機能低下症	93		140	ドラバ症候群	0
	17	多系統萎縮症	29		79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	1		141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0
	18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	83		80	甲状腺ホルモン不応症	0		142	ミオクロニー欠伸てんかん	0
	19	ライソゾーム病	3		81	先天性副腎皮質酵素欠損症	4		143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0
	20	副腎白質ジストロフィー	1		82	先天性副腎低形成症	0		144	レノックス・ガストー症候群	0
	21	ミトコンドリア病	9		83	アジソン病	4		145	ウエスト症候群	1
	22	もやもや病	70		84	サルコイドーシス	59		146	大田原症候群	0
	23	プリオン病	3		85	特発性間質性肺炎	59		147	早期ミオクロニー脳症	0
	24	亜急性硬化性全脳炎	0		86	肺動脈性肺高血圧症	15		148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0
	25	進行性多巣性白質脳症	2		87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	0		149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0
	26	HTLV-1関連脊髄症	4		88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	33		150	環状20番染色体症候群	0
	27	特発性基底核石灰化症	0		89	リンパ脈管筋腫症	5		151	ラスムッセン脳炎	2
	28	全身性アミロイドーシス	32		90	網膜色素変性症	89		152	P C D H 19 関連症候群	0
	29	ウルリッヒ病	0		91	バッド・キアリ症候群	0		153	難治癇回部分発作重積型急性脳炎	0
	30	遠位型ミオパシー	2		92	特発性門脈圧亢進症	2		154	睡眠時無呼吸低活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	2
	31	ベスレムミオパシー	2		93	原発性胆汁性胆管炎	46		155	ランドウ・クレファナー症候群	0
	32	自己食空腔性ミオパシー	0		94	原発性硬化性胆管炎	4		156	レット症候群	2
	33	シュワルツ・ヤンベル症候群	0		95	自己免疫性肝炎	29		157	スタージ・ウェーバー症候群	1
	34	神経線維腫症	30		96	クローン病	230		158	結節性硬化症	10
	35	天疱瘡	7		97	潰瘍性大腸炎	845		159	色素性乾皮症	0
	36	表皮水疱症	2		98	好酸球性消化管疾患	6		160	先天性魚鱗癬	0
	37	膿疱性乾癬（汎発型）	9		99	慢性特発性偽性肺閉塞症	1		161	家族性良性慢性天疱瘡	1
	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	0		100	巨大膀胱短小結腸腸管運動不全症	0		162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	20
	39	中毒性表皮壊死症	0		101	腸管神経節細胞減少症	0		163	特発性後天性全身性無汗症	5
	40	高安静脈炎	26		102	ルビッシュタイン・ティビ症候群	0		164	眼皮膚白皮症	0
	41	巨細胞性動脈炎	27		103	CFC症候群	0		165	肥厚性皮膚骨膜症	0
	42	結節性多発動脈炎	7		104	コストロ症候群	0		166	弾性線維性仮性黄色腫	1
	43	顕微鏡的多発血管炎	64		105	チャージ症候群	0		167	マルファン症候群／ロイス・ディーズ症候群	10
	44	多発血管炎性肉芽腫症	15		106	クリオピリン関連周期熱症候群	0		168	エーラス・ダノロス症候群	3
	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	47		107	若年性特発性関節炎	9		169	メンケス病	0
	46	悪性関節リウマチ	16		108	TNF受容体関連周期性症候群	0		170	オクシピタル・ホーン症候群	0
	47	パージャー病	2		109	非典型溶血性尿毒症症候群	0		171	ウィルソン病	7
	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	6		110	ブラウ症候群	0		172	低ホスファターゼ症	0
	49	全身性エリテマトーデス	286		111	先天性ミオパシー	2		173	VATER症候群	0
	50	皮膚筋炎／多発性筋炎	124		112	マリネスコ・シェーグレン症候群	0		174	那須・ハコラ病	0
	51	全身性強皮症	109		113	筋ジストロフィー	22		175	ウィーバー症候群	0
	52	混合性結合組織病	61		114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	0		176	コフィン・ローリー症候群	0
	53	シェーグレン症候群	119		115	遺伝性周期性四肢麻痺	0		177	有馬症候群	0
	54	成人発症ステル病	28		116	アトピー性脊髄炎	0		178	モワット・ウィルソン症候群	0
	55	再発性多発軟骨炎	4		117	脊髄空洞症	3		179	ウィリアムズ症候群	0
	56	パーチェット病	89		118	脊髄髄膜瘤	1		180	A T R - X 症候群	0
	57	特発性拡張型心筋症	42		119	アイザックス症候群	0		181	クルーゾン症候群	0
	58	肥大型心筋症	19		120	遺伝性ジストニア	0		182	アペール症候群	1
	59	拘束型心筋症	0		121	脳内鉄沈着神経変性症	0		183	ファイファーズ症候群	0
	60	再生不良性貧血	34		122	脳表へモジデリン沈着症	1		184	アントレー・ピクスラー症候群	0
	61	自己免疫性溶血性貧血	8		123	H T R A 1 関連脳小血管病	0		185	コフィン・シリス症候群	1
	62	発作性夜間へモグロビン尿症	5		124	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈瘤	0		186	ロスムンド・トムソン症候群	0

	告示 番号	疾病名	認定者数		告示 番号	疾病名	認定者数		告示 番号	疾病名	認定者数		
国の医療費公費負担事業の対象となる疾病（348疾病）	187	歌舞伎症候群	0	国の医療費公費負担事業の対象となる疾病（348疾病）	248	グルコーストランスポーター1欠損症	0	国の医療費公費負担事業の対象となる疾病（348疾病）	309	進行性ミオクロームスでんかん	0		
	188	多脾症候群	0		249	グルタル酸血症1型	0		310	先天異常症候群	0		
	189	無脾症候群	1		250	グルタル酸血症2型	0		311	先天性三尖弁狭窄症	0		
	190	聴耳腎症候群	0		251	尿素サイクル異常症	0		312	先天性僧帽弁狭窄症	0		
	191	ウェルナー症候群	0		252	リジン尿性蛋白不耐症	0		313	先天性肺静脈狭窄症	0		
	192	コケイン症候群	0		253	先天性葉酸吸収不全	0		314	左肺動脈右肺動脈起始症	0		
	193	ブラダー・ウィリ症候群	4		254	ホルフィリン症	0		315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症	0		
	194	ソトス症候群	0		255	複合カルボキシラーゼ欠損症	0		316	カルニチン回路異常症	0		
	195	ヌーナン症候群	1		256	筋型糖原病	0		317	三頭筋素欠損症	0		
	196	ヤング・シンブソン症候群	0		257	肝型糖原病	1		318	シトリン欠損症	0		
	197	1p36欠失症候群	0		258	ガラクトースー1ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0		319	セビアアプテリン還元酵素（SR）欠損症	0		
	198	4p欠失症候群	0		259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0		320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	0		
	199	5p欠失症候群	0		260	シトステロール血症	0		321	非ケトーシス型高グリシン血症	0		
	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	0		261	タンジール病	0		322	β-ケトチオラーゼ欠損症	0		
	201	アンジェルマン症候群	0		262	原発性高カイロミクロン血症	1		323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0		
	202	スミス・マギニス症候群	0		263	脳髄黄色腫症	0		324	メチルグルタコン酸尿症	0		
	203	22q11.2欠失症候群	0		264	無βリボタンパク血症	0		325	遺伝性自己炎症疾患	0		
	204	エマヌエル症候群	0		265	脂肪萎縮症	0		326	大理石骨病	0		
	205	脆弱X症候群関連疾患	0		266	家族性地中海熱	5		327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	0		
	206	脆弱X症候群	0		267	高IgD症候群	0		328	前眼部形成異常	0		
	207	総動脈幹遺残症	0		268	中條・西村症候群	0		329	無虹彩症	1		
	208	修正大血管転位症	0		269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0		330	先天性気管狭窄症	0		
	209	完全大血管転位症	2		270	慢性再発性多発性骨髄炎	0		331	特発性多中心性キャッスルマン病	6		
	210	単心室症	1		271	強直性脊椎炎	47		332	膠様滴状角膜ジストロフィー	0		
	211	左心低形成症候群	0		272	進行性骨化性線維異形成症	0		333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0		
	212	三尖弁閉鎖症	0		273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0		334	脳クレアチン欠乏症候群	0		
	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	2		274	骨形成不全症	5		335	ネフロン病	0		
	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0		275	タナトフォリック骨異形成症	0		336	家族性低βリボタンパク血症1（ホモ接合体）	0		
	215	ファロー四徴症	4		276	軟骨無形成症	2		337	ホムスチン尿症	0		
	216	両大血管右室起始症	2		277	リンパ管腫症/ゴーム病	3		338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	0		
	217	エプスタイン病	2		278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	1		339	M E C P 2 重複症候群	0		
	218	アルポート症候群	4		279	巨大動脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	0		340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）	3		
	219	ギャロウェイ・モフト症候群	0		280	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	1		341	T R P V 4 異常症	0		
	220	急速進行性糸球体腎炎	2		281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	2		342	LMNB1 関連大脳白質脳症	0		
	221	抗糸球体基底膜腎炎	2		282	先天性赤血球形成異常性貧血	0		343	PURA関連神経発達異常症	0		
	222	一次性ネフローゼ症候群	71		283	後天性赤芽球病	6		344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	0		
	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	7		284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0		345	乳児発症 STING 関連血管炎	0		
	224	紫斑病性腎炎	4		285	ファンconi 貧血	0		346	原発性肝外門脈閉塞症	0		
	225	先天性腎性尿崩症	1		286	遺伝性鉄芽球性貧血	0		347	出血性線溶異常症	0		
	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	6		287	エプスタイン症候群	0		348	ロウ症候群	0		
	227	オスラー病	7		288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	4	（研究疾患治療）	5	スモン	1		
	228	閉塞性細気管支炎	0		289	クロンカイト・カナダ症候群	1		38	プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）	0		
	229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	0		290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0		18	劇症肝炎（※）	1		
	230	肺胞低換気症候群	1		291	ヒルシュスプリング病（全結腸型又は小腸型）	0		32	重症急性肝炎（※）	0		
	231	α1-アンチトリプシン欠乏症	0		292	総排泄腔外反症	0	（国医療特殊）	99	先天性血液凝固因子欠乏症等	53		
	232	カーニー複合	0		293	総排泄腔遺残	0		国小計		4,929		
	233	ウォルフラム症候群	0		294	先天性横隔膜ヘルニア	0		都単独／難病医療費助成疾病（8疾病）	1	77	悪性高血圧	0
	234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	0		295	乳幼児肝巨大血管腫	0			2	80	原発性骨髄線維症	5
	235	副甲状腺機能低下症	2		296	胆道閉鎖症	1			3	83	母斑症（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く）	4
	236	偽性副甲状腺機能低下症	0		297	アラジール症候群	1			4	866	肝内結石症	1
	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0		298	遺伝性肺炎	0			5	88	古典的特発性好酸球増多症候群	4
	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	3		299	囊胞性線維症	0			6	91	びまん性汎細気管支炎	4
	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	0		300	I g G 4 関連疾患	19			7	95	遺伝性QT延長症候群	2
	240	フェニルケトン尿症	4		301	黄斑ジストロフィー	2			8	97	網膜脈絡膜萎縮症	0
	241	高チロシン血症1型	0		302	レーベル遺伝性視神経症	1	（都特殊医療）		9	78	人工透析を必要とする腎不全	890
	242	高チロシン血症2型	0		303	アッシャー症候群	0		都小計		910		
	243	高チロシン血症3型	0		304	若年発症型両側性感音難聴	0		合 計		5,839		
	244	メープルシロップ尿症	0		305	遅発性内リンパ水腫	0						
	245	プロピオン酸血症	0		306	好酸球性副鼻腔炎	205						
	246	メチルマロン酸血症	0		307	カナバシ病	0						
	247	イソ吉草酸血症	0		308	進行性白質脳症	0						

（※）平成26年12月31日から引き続き医療費助成の認定を受けている者に係る経過措置

（２）医療機器貸与・一時入院

東京都では、難病患者を対象に、医療機器（吸引器・吸入器等）貸与事業（平成 5 年度開始）、在宅難病患者一時入院事業（昭和 57 年度開始）を行っています。保健センターでは、これらの申請の経由事務を行うとともに、保健師による訪問や相談を行っています。令和 7 年度は 5 人の医療機器貸与を行っています。

（３）難病対策地域連絡協議会

杉並区では、平成 30 年度から在宅医療推進連絡協議会の普及啓発・研修部会を難病対策地域連絡協議会を兼ねる会議体とし、年に 1～2 回開催しています。また、関係機関や支援者向けに難病をテーマにした研修を実施し、相談支援の質の向上等を図っています。令和 7 年度は、研修会を 2 回開催しています。

（４）難病等訪問相談員育成事業

杉並区では、難病や在宅人工呼吸器を使用しているご家庭を対象に、保健センターの地区担当保健師と専門相談員（看護師、理学療法士等）が訪問し、療養上の不安解消を図るとともに、療養生活を支援するために保健師の育成を行っています。令和 7 年度は、4 回の派遣を行っています。

（５）原子爆弾被爆者助成

原子爆弾被爆者には、原子爆弾の障害作用の影響を今なお受けている特別な状況を鑑み、国が被爆者に対し健康の保持向上と生活の安定・福祉の向上を図ることを目的として、原子爆弾被爆者援護法に基づき、健康管理と医療給付及び手当の支給を行っています。

また、東京都ではこれを補完するものとして、被爆者に対する介護手当及び健康診断受診奨励金の支給、被爆者の子に対する健康診断や医療費の助成を実施しています。

保健センターでは、これらの申請や届出を受理し、都に送付する経由事務を行っています。

[原子爆弾被爆者助成取扱件数]

年度	3	4	5	6	7
総数（件）	79	79	82	70	83

（６）自家発電装置等購入費用の助成

在宅で人工呼吸器を使用している方で、東京都その他国の制度等による自家発電装置等の給付又は助成を受けることができない方に対して、災害発生等による停電時における人工呼吸器の継続的な使用に必要な自家発電装置等の機器類の購入に要した費用の助成を令和 4 年から行っています。令和 7 年度は、5 名が利用しています。

●公害保健福祉の実施

(保健予防課、保健サービス課)

目 的

公害健康被害の予防や公害健康障害の救済を図ることで、区民の快適な暮らしを支えます。

事業内容・実績等

(1) 大気汚染障害者認定

東京都の「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」に基づき、東京都内に1年以上居住し、慢性気管支炎・気管支ぜん息・ぜん息性気管支炎・肺気腫及びこれらの続発症と診断され、大気汚染に係る健康障害者と認定された方(ただし、18歳以上の方は、気管支ぜん息及びその続発症のみ)に対し、保険診療の自己負担分(ただし、生年月日が平成9年4月1日以前の方は月額6,000円を超える分)を東京都が助成します。認定のための申請書(新規・更新)等を各保健センターで受理し、杉並保健所で月1回認定審査会を開催し、審査しています。

東京都大気汚染医療費助成制度の改正に伴い、平成27年3月末にて18歳以上の新規認定が終了しています。

[東京都の「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」による認定者数](各年度3月31日現在) (単位:人)

年度	0～17歳	18～19歳	20～39歳	40～59歳	60～74歳	75歳以上	計
3	15	2	164	756	495	394	1,826
4	13	1	134	685	472	397	1,702
5	8	0	125	623	453	356	1,565
6	1	0	98	562	443	340	1,444
7	1	0	92	492	432	344	1,361

令和7年度疾病別内訳: 慢性気管支炎 0人 ぜん息性気管支炎 0人
 気管支ぜん息 1,361人 肺気腫 0人

[大気汚染障害者認定審査会審査数]

(単位：人)

年度	新規	更新	変更届	再交付	受理報告
3	10	930	248	11	3
4	3	790	217	12	5
5	0	767	197	15	3
6	0	704	164	15	1
7	1	684	186	11	7

※1 年齢は申請時点でカウント

※2 更新申請は2年毎

(2) アレルギー相談の実施

昭和63年10月から乳幼児の気管支ぜん息に係る健康診査(1歳6か月児を対象)を実施しています。また、平成7年度から4か月児も対象に健康診査を実施しています。

[アレルギー健診スクリーニング結果]

(単位 人)

保健センター	4か月児健診		1歳6か月児健診	
	皮膚症状あり	呼吸器症状あり	皮膚症状あり	呼吸器症状あり
荻 窪	448	140	425	105
高井戸	353	118	490	87
高円寺	308	106	304	52
上井草	166	51	204	45
和 泉	176	68	218	32
7年度計	1,451	483	1,641	321
3年度	1,704	517	2,098	232
4年度	1,677	557	1,946	262
5年度	1,508	609	1,655	488
6年度	1,402	585	1,687	316

[アレルギー相談件数]

(単位：人)

年度	相談者数	食生活相談(※)	生活相談(※)
3	111	22	1
4	120	24	4
5	104	25	4
6	106	22	2
7	87	8	2

※相談者のうち、食生活相談や生活相談を受けた数

（３）光化学スモッグ被害対策

区内の公・私立学校等における光化学スモッグの健康被害に対処するため、「杉並区光化学スモッグ被害発生時対応要領」を定めています。令和 7 年度の杉並区を含む 23 区西部地域の光化学スモッグ注意報の発令回数は 3 回でしたが、被害の発生はありませんでした。

また、東京都に住所を有する者が、東京都の区域内で光化学スモッグによると思われる健康障害を受け、入院治療をした場合、その入院治療に要した費用のうち、健康保険による自己負担分を東京都が負担するという制度があります。この医療費助成を受けるには、被害者本人が住所地の保健所に申請することになっていますが、令和 7 年度はこの制度による杉並保健所への申請はありませんでした。

（４）石綿健康被害救済制度

当該制度は、石綿（アスベスト）による健康被害を受けた方及びその遺族で、労働災害補償の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度です。独立行政法人環境再生保全機構法に基づき、同機構から委託を受けて、相談及び認定申請・療養手当の請求受付業務を行っています。令和 7 年度の杉並保健所への申請はありませんでした。

●自立支援医療(育成医療)等医療費の給付

目 的

自立支援医療（育成医療）、小児慢性特定疾病の対象者に対して、適切な医療が確実に受けられるように、医療費の助成を行っています。

事業内容・実績等

（１）自立支援医療（育成医療）

以下の対象者が、指定自立支援医療機関において、機能障害を残さない、または生活能力を維持するために必要な治療をした場合の保険診療にかかる医療費の自己負担額を助成しています（ただし、入院時食事療養標準負担額を除きます）。

対象者：保護者が区内に住所を有する 18 歳未満の児童のうち、身体に障害を有する方、または現存する疾患にかかる医療を行わないと将来障害を残すと認められる方で、手術等によって確実な治療効果が期待される方

公費負担額：保険治療の自己負担分（世帯の所得税額等に応じて一部負担あり）

[育成医療受給者証発行件数]

(単位：件)

年度		3	4	5	6	7
障 害 区 分	肢体不自由	1	0	0	0	2
	視覚障害	0	0	1	0	1
	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	0
	音声・言語・そしゃく機能障害	2	3	0	3	0
	心臓機能障害	2	2	0	2	0
	腎臓機能障害	0	0	0	0	0
	小腸機能障害	0	0	0	0	0
	肝臓機能障害	0	1	0	1	2
	その他の内臓障害	1	0	0	0	0

（２）小児慢性特定疾病児童

18 歳未満で、小児慢性特定疾病の治療を必要とする児童に対し、都から医療券を発行して、医療費を助成しています。

公費負担額：保険治療の自己負担額（生計中心者の課税状況に応じて一部負担あり）

[小児慢性特定疾病医療費支給認定申請の取扱件数]

(単位：件)

年度	3	4	5	6	7
取扱件数	295	300	310	363	348

保健指導担当 _____

●課内の保健師業務に関する事業

関連事業名	担当課・係	掲載頁
精神保健に関する普及啓発	保健予防課 保健予防係	p. 227
精神保健相談、精神障害者社会復帰訓練等の連絡調整	保健予防課 保健予防係	p. 229
精神保健福祉法等に関する事務	保健予防課 保健予防係	p. 233
自殺予防対策の普及啓発等	保健予防課 保健予防係	p. 235
難病対策の推進	保健予防課 保健予防係	p. 238
感染症対策の推進	保健予防課 感染症係	p. 247

感染症係（感染症担当、保健指導担当含む）

●感染症対策の推進

目 的

感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的とし、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、既知の感染症や新感染症含むその他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、総合的かつ計画的に推進しています。

事業内容・実績等

感染症をめぐる状況の変化や患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するとともに、感染症に関する予防知識の普及啓発活動を行うなど、総合的な感染症対策を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を教訓に、今後も起こり得る新興・再興感染症に適切に対処するため、「杉並区感染症予防計画」に基づき、防疫体制の強化を図ります。

（１）感染症に係る医療費の公費負担

患者の適正な医療の確保と医療費の負担軽減のために、法令等で規定された医療費の一部公費負担を行っています。感染性が高い場合の入院医療費助成と、一般の通院医療費助成があります。患者本人の申請に基づき、医療の内容を感染症の診査に関する協議会で診査して決定しています。

[医療費公費負担人数]

(単位：人)

年度	3	4	5	6	7
入院患者の医療療養費	26	16	15	19	14
結核患者の医療療養費	100	106	83	91	81

※新型コロナウイルス感染症は除く

（２）結核の定期健康診断に関する事務

患者の早期発見のためには、定期健康診断時の胸部エックス線検査が有効です。特に発病のリスクの高い 65 歳以上の方や、発病した時に集団感染を起こしやすい学校等は健康診断を受けるよう、通知等を送付しています。

(単位：人)

年度	3	4	5	6	7
胸部エックス線 検査者数	65, 185	73, 317	70, 248	65, 645	72, 516

（３）結核指定医療機関の指定等に関する事務

医療機関（病院・診療所・薬局）は、公費で費用を負担する結核患者の医療を担当する際、結核指定医療機関として新たに指定を受ける必要があり、指定申請等を受理・交付をしています。

[結核指定医療機関指定状況]

(単位：所)

年度	3	4	5	6	7
病 院	19	19	19	18	18
診療所	214	216	217	218	215
薬 局	254	263	274	278	291

（４）感染症発生動向調査

感染症の発生の状況及び動向の把握のため、感染症法に基づき感染症発生動向調査を実施しています。

① 定点医療機関による調査

区内医療機関のうち、東京都から指定を受けた医療機関（小児科定点 11 か所、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症定点 6 か所、基幹定点 2 か所、眼科定点 1 か所、性感染症定点 2 か所、疑似症定点 1 か所）から報告を受け、毎週（性感染症定点と一部疾病は毎月）患者の発生数について都を通じて、国に報告しています。

② 集団発生報告

学校や社会福祉施設等からインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎などの感染症の集団発生報告があった場合は、施設別発生状況を都に報告しています。また、必要に応じて、施設管理者等に対し適切な助言等を行うことにより、施設内での集団感染の拡大防止に努めています。

(5) 感染症発生時における感染拡大防止のための防疫業務等の実施

一類から四類、五類（全数把握疾患）、指定感染症、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症を診断した際に医師は届出が義務付けられています。届出のあった感染症については、感染経路や患者の症状に応じて、療養支援等の相談や指導を行っています。

① 感染症の発生に伴う対応

三類感染症等発生時は、感染の拡大防止を図るため患者や関係者の調査及び必要に応じて検査を実施しています。

[医療機関からの感染症発生届出件数]

(単位：件)

年度	疾 病 名	3	4	5	6	7
一 類	エボラ出血熱、ペストなど	0	0	0	0	0
二 類	重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群など（結核別掲）	0	0	0	0	0
三 類	細菌性赤痢、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症など	12	12	16	14	22
四 類	A型肝炎、デング熱、レジオネラ症など	5	2	4	7	8
五 類 (全数把握)	後天性免疫不全症候群、梅毒、麻しん、風しんなど	26	51	51	94	250

② 結核対策の推進

患者への適正な医療の確保と医療費の負担軽減や確実な治療に向けた患者支援、接触者健診の適切な実施など総合的かつ計画的な対策を行っています。

ア. 患者の発生動向

結核の新規患者数は近年減少傾向にありますが、わが国の主要な感染症の一つであるため、常に発生動向を注視しています。

[結核新登録患者数]

(単位：人)

年	3	4	5	6	7
活動性結核	50	38	32	40	48
潜在性結核感染症	22	19	15	15	16

※用語の解説

活動性結核・・・臨床所見、エックス線所見や細菌学的所見などから総合的に検討して医療が必要と認められるもの

潜在性結核感染症・・・活動性結核患者との接触で感染を受けたと思われる者で、結核の無症状病原体保有者のうち、医療が必要と認められるもの

[罹患率・有病率]

(単位：人、罹患率・有病率：人口 10 万対)

年	3	4	5	6	7
杉並区人口 (10 月 1 日推計)	587,555	588,102	589,380	593,866	599,195
新登録患者数	50	38	32	40	48
罹患率 (区)	8.5	6.5	5.4	6.7	8.0
罹患率 (都)	10.2	8.5	8.4	8.4	—
罹患率 (国)	9.2	8.2	8.1	8.1	—
年末時登録 患者数	127	105	88	83	98
年末時活動性 全結核患者数	31	27	21	27	32
有病率 (区)	5.3	4.6	3.6	4.5	5.3
有病率 (都)	6.9	5.6	5.6	5.8	—
有病率 (国)	6.2	5.4	5.5	5.4	—

※用語の解説

罹患率・・・・・・新登録患者数 ÷ 人口 × 10 万

有病率・・・・・・年末時活動性全結核患者数 ÷ 人口 × 10 万

令和 7 年の国・都の罹患率及び有病率は未確定のため、未記載

杉並区人口は東京都の人口（推計）より

イ. 確実な治療に向けた患者支援

結核患者数減少のためには、確実に治療し周囲への感染を拡げないことが重要です。患者及び家族など周囲の人が、病気や治療について十分理解し安心して治療を継続するために、保健師が訪問などの支援を行っています。

[杉並区での直接服薬支援（DOTS）の実施状況]

(単位：人)

年		3	4	5	6	7
A タイプ		1	0	0	2	2
B タイプ		2	6	5	3	11
C タイプ		63	63	32	43	52
計		66	69	37	48	65
DOTS 委託 (上記再掲)	薬局 DOTS	6	2	2	0	1
	訪問看護 ステーション DOTS	0	0	1	0	0

※用語の解説

A タイプ：原則として毎日の服薬支援が必要な患者

B タイプ：定期的な服薬支援が必要な患者（週 1～2 回程度）

C タイプ：A・B タイプ以外の患者

ウ. 接触者健診の実施

新たな感染性のある患者の発生を予防するためには、患者の周囲の人たちの健康診断が有効であり、大変重要です。近年、結核菌に感染しているか否かを判定する IGRA 検査が普及し、従来以上に早期かつ確実に接触者から感染者を発見できるようになりました。この IGRA 検査を積極的に取り入れて、患者の早期発見、早期治療に重点を置いています。

[接触者健康診断実施状況]

(単位：人)

年度		3	4	5	6	7
ツベルクリン反応検査者数		3	4	1	1	0
IGRA 検査者数		236	202	154	393	298
被発見者数	結核患者	0	1	0	0	1
	潜在性結核感染症患者等	9	7	1	4	7

(6) HIV 及び性感染症等の検査・相談事業の実施

例年、毎月第1・第3水曜日に、杉並保健所で HIV・性感染症（梅毒、クラミジア、淋菌、B 型肝炎）の匿名検査を無料で実施しています。

[HIV・性感染症検査実施状況]

(単位 検査件数：件、陽性者数：人)

検査内容		3		4		5		6		7	
		検査 件数	陽性 者数	検査 件数	陽性 者数	検査 件数	陽性 者数	検査 件数	陽性 者数	検査 件数	陽性 者数
HIV	計	93	0	232	1	528	0	549	0	503	3
	男	67	0	172	1	374	0	368	0	364	3
	女	26	0	60	0	154	0	181	0	139	0
梅毒	計	93	4	229	1	521	5	542	6	497	3
	男	67	4	169	1	369	4	364	6	361	3
	女	26	0	60	0	152	1	178	0	136	0
クラミジア	計	87	11	223	8	501	25	501	15	454	19
	男	63	6	165	4	354	11	338	8	327	14
	女	24	5	58	4	147	14	163	7	127	5
淋菌	計	—	—	—	—	—	—	501	0	454	1
	男	—	—	—	—	—	—	338	0	327	1
	女	—	—	—	—	—	—	163	0	127	0
B 型肝炎	計	—	—	—	—	—	—	—	—	473	4
	男	—	—	—	—	—	—	—	—	343	3
	女	—	—	—	—	—	—	—	—	130	1

※淋菌の検査は令和 6 年度から実施のため 5 年度以前は実績なし

性感染症に関する特定感染症予防指針に基づく B 型肝炎の検査は、令和 7 年度から実施のため 6 年度以前は実績なし

(7) B 型・C 型肝炎ウイルス検査

平成 19 年度から毎月第 1・第 3 水曜日に、杉並保健所で肝炎検査未受診の 15 歳以上の区民を対象に、B 型・C 型肝炎ウイルスの検査を無料で実施しています。また、陽性者等に対し適切な保健指導および医療機関への受診勧奨等のフォローアップも行っています。

[B 型・C 型肝炎ウイルス検査実績]

(単位：人)

年度 検査内容	3		4		5		6		7	
	検査 人数	陽性 者数	検査 人数	陽性 者数	検査 人数	陽性 者数	検査 人数	陽性 者数	検査 人数	陽性 者数
B・C 型検査	11	B 型	23	B 型	32	B 型	38	B 型	46	B 型
B 型のみ	0	1 C 型	1	1 C 型	0	1 C 型	0	2 C 型	0	1 C 型
C 型のみ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

※特定感染症検査等事業に基づく B 型・C 型肝炎ウイルス検査は、令和 7 年度より医療機関に委託して実施

(8) 感染症の診査に関する協議会

感染症法に基づき、就業制限、入院勧告及び入院期間の延長並びに費用の負担に関する必要な診査を行う区長の附属機関で、原則毎月 2 回開催しています。また、感染症の拡大防止の観点から、感染症に関する専門的な判断が必要であるとともに、人権尊重の観点からの判断も必要なことから、委員構成に十分配慮しています。

[協議会諮問状況]

諮問内容	3	4	5	6	7
就業制限（人）	25	25	29	38	42
入院患者の諮問件数（件）	51	41	42	41	39
通院患者の諮問件数（件）	97	97	62	99	102

（９）感染症に関する知識や予防方法等の普及啓発

感染症の発生や拡大に事前に備えるため、区民一人ひとりの知識や意識を高めるため、広報すぎなみや区公式ホームページ等を活用し、普及啓発活動に取り組んでいます。

（１０）新興・再興感染症対策の推進

「杉並区感染症予防計画」及び「杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき新興・再興感染症の発生に備えるため、防護服着脱訓練や区内医療機関等と連携した発生時対応訓練を実施しているほか、防護服などの防疫用備蓄品を計画的に購入するなど防疫体制の強化を図っています。

感染症担当

●放射線業務に関する事業

目 的

区民等に対し、公衆衛生上必要なエックス線検査の実施することで、結核の再発及び早期発見に取り組みます。

事業内容・実績等

結核回復者は、結核の再発予防の観点から、医療上必要な精密検査の実施、また患者家族や会社同僚などの周囲の人たちに対し、IGRA 検査とあわせて適切な時期にエックス線検査を実施する必要があります。そのため、関連法令や条例等で定められた健診の実施により、新たな結核患者を早期発見するために直接的な結核対策を推進しています。

また、結核の蔓延国からの入国者が多く在籍する日本語学校や一般医療機関で健康診査を受けることが困難な障害者に対し、胸部エックス線検査を行い、結核の早期発見に努めています。

(1) 管理検診・接触者健診におけるエックス線検査

結核回復者に対する結核の予防又は医療上必要な検査（管理検診）の実施や患者家族などの周囲の人たちへの健診（接触者健診）を実施しています。

年度	3	4	5	6	7
管理検診（件）	36	40	36	26	33
接触者健診（件）	27	32	19	14	32

(2) 定期・定期外健診におけるエックス線検査

結核対策を行う上で必要な区民等に検査を実施しています。

年度		3	4	5	6	7
定期	障害者施設健診（件）	12	12	15	14	13
	結核健診（件）	37	14	24	15	21
定期外	日本語学校検診（件）	—	469	641	698	487
	障害者施設入所健診（件）	5	1	2	3	2
	母子寮入所健診（件）	7	6	6	7	6

※令和3年度日本語学校検診は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

11 保健サービス課

管理係・高井戸業務係・高円寺業務係

●障害者施設入所者等に対する健診

目 的

民間の健診機関では対応困難な障害者に対して健診実施の機会を提供することで、障害者の健康管理に役立つ指導を実施します。

事業内容・実績等

区内の障害者施設等の利用者のうち一般医療機関で健康診査を受けることが困難な方に対し区民健診に相当する健康診査を実施しています。

その健診結果などをもとに、障害者施設では個別に健康指導を行います。

荻窪保健センター・高井戸保健センター・高円寺保健センターで実施しています。

[障害者施設等健診実施状況]

保健センター		3	4	5	6	7
荻 窪	施設数 (所)	7	7	7	6	6
	受診者 (人)	91	67	67	64	61
高井戸	施設数 (所)	8	8	9	9	9
	受診者 (人)	137	133	141	149	137
高円寺	施設数 (所)	5	5	6	7	7
	受診者 (人)	61	70	86	95	93

小児慢性特定疾病医療等支援担当_____

●小児慢性特定疾病医療費等助成

目 的

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費等の負担軽減を図るため、その自己負担分の一部を助成します。

事業内容・実績等

(1) 小児慢性特定疾病医療給付準備

区に児童相談所が開設されることに伴い、都から小児慢性特定疾病医療費の給付に関する事務が移管されます。当該事務を実施するために必要な、小児慢性特定疾病医療費助成システムの構築を行っています。

(2) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病の対象者に対し、日常生活に必要な生活用具（電気式たん吸引器等）の購入費用を助成しています。

年度	3	4	5	6	7
給付件数（件）	1	2	1	2	0

荻窪健康づくり事業担当・高井戸健康づくり事業担当・高円寺健康づくり事業担当

●生活習慣病予防対策

目 的

生活習慣病の罹患割合の減少を図るとともに、健康的な生活習慣に取り組む区民を増やします。

事業内容・実績等

(1) 生活習慣病予防の普及啓発

生活習慣病予防のために健康課題に即した講座や、生活習慣の改善に関する健康講座の実施や栄養相談、リーフレットや普及啓発用品の配布などを行っています。

① 健康講座の開催

生活習慣病予防のために健康課題に即した講座や、生活習慣の改善に関する健康講座を実施しています。

[女性の骨の健康教室（各保健センターの母親学級で実施）]

年度		3	4	5	6	7
荻窪保健センター	実施回数（回）	11	10	11	11	11
	参加者数（人）	222	247	264	244	263
高井戸保健センター	実施回数（回）	7	8	9	9	9
	参加者数（人）	108	115	143	122	117
高円寺保健センター	実施回数（回）	6	7	7	7	7
	参加者数（人）	77	109	113	116	121
上井草保健センター	実施回数（回）	3	4	4	4	4
	参加者数（人）	42	50	40	39	38
和泉保健センター	実施回数（回）	4	5	4	4	4
	参加者数（人）	60	73	55	55	64
合 計	実施回数（回）	31	34	35	35	35
	参加者数（人）	509	594	615	576	603

保健サービス課

[歯周疾患予防教室（荻窪・高井戸・高円寺保健センターで実施）]

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	3	3	3	3	3
参加者数（人）	32	32	34	34	27

[健康講座（荻窪・高井戸・高円寺保健センターで実施）]

年度	4	5	6	7
実施回数（回）	2	3	5	5
参加者数（人）	114	34	99	123

※令和4年度から実施しています。

[COPD 教室（肺年齢測定）]

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	－	－	1	1	1
参加者数（人）	－	－	24	21	23

※令和3年度・4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教室（肺年齢測定）は実施しませんでした。

[地域食育推進教室（荻窪・高井戸・高円寺保健センターで実施）]

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	3	3	3	6	6
参加者数（人）	22	31	55	131	122

※令和4年度に3回の動画配信型教室、5年度に6本の食育動画の公開を行いました。

[糖尿病予防教室（荻窪・高井戸・高円寺保健センターで実施）]

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	2	3	3	3	3
参加者数（人）	30	70	108	96	133

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により回数を減らして実施しました。

② 栄養相談の実施

各保健センターでは、健康的な食事や生活習慣病等予防に関する栄養相談に栄養士が対応しています。また、高血圧、糖尿病、脂質異常症の予防をテーマとした栄養・健康ミニ講座を実施しています。

[栄養相談件数]

年度	3	4	5	6	7
相談件数（人）	142	132	178	149	130

[栄養・健康ミニ講座の参加人数（荻窪・高井戸・高円寺保健センターで実施）]

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	17	15	18	18	18
参加人数（人）	144	109	103	67	80

③ 歯周疾患予防普及啓発

歯周疾患予防対策として、3歳児歯科健康診査受診者の保護者を対象とした普及啓発を行っています。

[リーフレット・普及啓発用品配布数(各保健センターで実施)]

年度	5	6	7
配布数（セット）	3,527	3,762	3,642

※1 令和5年度5月から実施

※2 リーフレットと普及啓発用品を合わせて配布

④ 健康づくり応援店の登録支援

健康づくり応援店を拡充するための登録事務を支援しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
食育の推進	健康推進課	p. 163

●健康づくり組織・団体とネットワークの育成・支援

(健康推進課・保健サービス課)

目 的

保健センターを拠点に定期的に自主活動を行っている健康づくり自主グループへ積極的な支援を行うことで、その育成を図ります。

また、すぎなみ地域大学の「健康づくりリーダー講座」を受講後に区へ登録し、区と協働して地域の健康づくりを推進している健康づくりリーダーに支援を行っています。

事業内容・実績等

(1) 健康づくり自主グループの活動

保健センターを拠点に、健康づくり自主グループは定例的な自主活動を行っています。また、区と協働し、健康づくり普及啓発のため区民向けのイベントや講演会も行っています。それ以外にも地域の健康づくり推進のため交流会を自主的に企画・運営しています。

[保健センター健康づくり自主グループ登録数]

年度	3	4	5	6	7
合計(グループ)	31	23	18	16	14

[保健センター健康づくり自主グループ活動実績]

年度	3	4	5	6	7
定例活動(人)	3,293	3,709	3,391	3,453	3,091
イベント・講演会(人)	147	237	382	519	395
勉強会・交流会(人)	439	719	813	748	81

(2) 健康づくり自主グループ代表者会の活動

各保健センターで活動している健康づくり自主グループの代表が集まり「杉並健康づくり自主グループ代表者会」として、自主グループに共通する健康づくりの課題等の解決に向けた話し合いを行っています。

また、健康に関する情報交換等の交流会や講座・講演会等の独自イベントの企画運営を活発に行っています。

(3) 健康づくりリーダーの活動

健康づくりリーダーの活動は、健康づくりを推進する区民を増やし、地域に健康づくりを広め、地域の健康度を上げることを目的としています。すぎなみ地域大学の「健康づくりリーダー講座」を受講後に区へ登録した健康づくりリーダーは、区と協働して

地域の健康づくりを積極的に推進する活動を行っています。

[健康づくりリーダー登録人数実績]

年度	3	4	5	6	7
人数(人)	40	48	50	50	53

[健康づくりリーダー講演会実績]

年度	講演会	参加者(人)	
		講演別	年度合計
3	《知ってるつもりシリーズ第五弾》 認知症コミュニケーションステップアップ講座	26	72
	《知ってるつもりシリーズ第六弾》 脳科学から見た認知症予防	46	
4	《知ってるつもりシリーズ第七弾》 歌って長生き健康法	40	40
5	《知ってるつもりシリーズ第八弾》 日常に取り入れられる運動の話～正しいウォーキングと簡単筋トレ～	28	60
	《知ってるつもりシリーズ第九弾》 健康で豊かな人生を歩み続けるために～「予防」の力を生かそう～	32	
6	《知ってるつもりシリーズ第十弾》 健康長寿のための食事と運動のはなし	25	61
	《知ってるつもりシリーズ第十一弾》 健康長寿に役立つ快眠術～よりいきいきと生きるために～	36	
7	《知ってるつもりシリーズ》 脳科学から見た人間とは	37	69
	《知ってるつもりシリーズ》 健康と年金	32	

保健センターの役割

●多岐にわたる分野の相談や事業の保健活動の拠点

保健サービス課には管理係、高井戸業務係、高円寺業務係、上井草業務係、和泉業務係があり、それぞれが保健センターとして年齢や障害の有無に関わらず健康に関する相談や各種健康診査等を行い、医師・保健師・栄養士・歯科衛生士・精神保健福祉士等が対応しています。

保健センターは、東京都や杉並区が行っている医療費助成について、申請窓口として手続きに関する相談や経由事務を行うほか、区民に身近な保健サービスを提供するために複数課から執行委任・令達を受け、多岐にわたる分野の相談や事業を実施する保健活動の拠点となっています。

事業内容・実績等

（１）精神保健及び精神障害者の福祉に関すること

① 精神障害者保健福祉手帳の申請窓口として、手続き等に関する相談対応や東京都への経由事務を行っています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
精神障害者保健福祉手帳	保健予防課 保健予防係	p. 234

② 週１回、社会復帰訓練事業を実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
社会復帰訓練事業（デイケア）	保健予防課 保健予防係	p. 231

③ 精神保健学級を実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
精神保健学級	保健予防課 保健予防係	p. 227

④ 心の健康相談を実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
心の健康相談	保健予防課 保健予防係	p. 230

⑤ 保健型アウトリーチ事業を実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
保健型アウトリーチ事業	保健予防課 保健予防係	p. 232

⑥ 精神障害のための入院医療費助成申請窓口として、手続き等に関する相談対応や東京都への経由事務を行っています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
医療費助成等	保健予防課 保健予防係	p. 234

（２）公害健康被害予防事に関すること

① 大気汚染障害者認定について、申請書の受理を行っています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
大気汚染障害者認定	保健予防課 保健予防係	p. 242

② 気管支ぜん息に係る健康診査及びアレルギー相談を実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
アレルギー相談の実施	保健予防課 保健予防係	p. 243

（３）母子保健に関すること

① 平日母親学級・平日パパママ学級を実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
出産育児準備教室の実施	地域子育て支援課 母子保健係	p. 308

② ゆりかご面接後も相談に応じています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
妊娠期の相談・支援	地域子育て支援課 母子保健係	p. 310

③ すこやか赤ちゃん訪問について、対象乳児の把握と家庭を訪問して保健指導を行っています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
すこやか赤ちゃん訪問の実施	地域子育て支援課 母子保健係	p. 311

④ あそびのグループ事業を実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
あそびのグループ事業の実施	地域子育て支援課 母子保健係	p. 311

⑤ さくらんぼ面接や多胎ピアサポート事業を実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
多胎児家庭支援事業の実施	地域子育て支援課 子育て支援係	p. 288

⑥ 4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・乳幼児経過観察健康診査・心理相談（経過観察）を保健センターで行っています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
乳幼児健康診査等の実施	地域子育て支援課 母子保健係	p. 294

⑦ 乳幼児保健指導・育児相談を実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
育児相談の実施	地域子育て支援課 母子保健係	p. 302

⑧ バースデーサポート事業を実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
バースデーサポート事業の実施	地域子育て支援課 子育て支援係	p. 290

⑨ 児童虐待予防に関する相談・支援を行っています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
特定妊婦への支援	子ども家庭支援課 子ども家庭支援係	p. 320
要保護児童、要支援児童への支援	子ども家庭支援課 子ども家庭支援係	p. 320
グループカウンセリング、保護者のこころの相談の実施	子ども家庭支援課 子ども家庭支援係	p. 321

(4) 歯科疾患の予防に関すること

乳幼児の歯科健康診査・乳幼児歯科相談を実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
歯科健康診査・乳幼児歯科相談	地域子育て支援課 母子保健係	p. 301

(5) 栄養相談及び栄養指導に関すること

親子の食育推進に関する講習会や個別相談を実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
母親学級における講習・離乳食講習会	地域子育て支援課 母子保健係	p. 305

(6) 難病等医療費の助成に関すること

① 東京都の医療費助成申請窓口として、手続き等に関する相談対応や東京都への經由事務を行っています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
難病医療費等助成	保健予防課 保健予防係	p. 238
小児慢性特定疾病児童	保健予防課 保健予防係	p. 245
小児精神障害者入院医療費助成	保健予防課 保健予防係	p. 234

② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費申請窓口として、手続き等に関する相談対応や東京都への経由事務を行っています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
自立支援医療（精神通院）	保健予防課 保健予防係	p. 234
自立支援医療（育成医療）	保健予防課 保健予防係	p. 245

③ 杉並区の医療費助成申請窓口として、手続き等に関する相談対応や書類の受付を行っています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
特定不妊治療費の助成	健康推進課 健康推進係	p. 149
妊婦健康診査の実施	地域子育て支援課 母子保健係	p. 293
妊娠高血圧症候群	地域子育て支援課 母子保健係	p. 307
妊婦・乳幼児精密健康診査	地域子育て支援課 母子保健係	p. 307
保健指導票	地域子育て支援課 母子保健係	p. 308
養育医療	地域子育て支援課 母子保健係	p. 306
結核・精神医療費の給付	国保年金課 国保給付係	p. 370

④ 被爆者援護法に基づく健康管理や医療給付、手当の申請窓口として、手続き等に関する相談対応や東京都への経由事務を行っています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
原子爆弾被爆者助成	保健予防課 保健予防係	p. 241

12 子ども家庭部管理課

庶務係

●子育てを応援する企業・事業者への支援

目 的

区内の企業及び事業者の子育て支援への取組を促進し、より多くの企業・事業者に子育て支援の取組が拡がり充実するよう、支援します。

事業内容・実績等

子育て支援に積極的に取り組み、成果を挙げている事業者を表彰するとともに、法定基準を上回る制度や先進的な取組事例を冊子、杉並区公式ホームページ及び広報で紹介しています。

[最優良賞]

仕事と育児が両立できる制度を定めるなど、多様で柔軟な働き方を社員等が選択できるような取組を積極的に行っており、かつ、地域貢献その他子育て支援に関し有益な取組を行っているなど、他の模範となると認められる事業者を表彰します。

[優良賞]

仕事と育児が両立できる制度を定めるなど、多様で柔軟な働き方を社員等が選択できるような取組を積極的に行っている事業者を表彰します。

[特別奨励賞]

地域貢献その他子育て支援に関し、有益な取組を行っている事業者を表彰します。

[受賞企業・事業者数]（令和元年度から隔年実施）

年度	3（第15回）	5（第16回）	7（第17回）
最優良賞	1	1	1
優良賞	3	1	1
特別奨励賞	0	2	1

●子育てサイトの充実・すぎラボの運営

目 的

杉並区公式ホームページ内で子育てに役立つ情報を発信することで、安心して子育てができる環境を整えます。

事業内容・実績等

杉並区公式ホームページ内で「すぎなみ子育てサイト」を管理し、ライフシーンや目

的に応じた子育てに役立つ情報を発信するほか、子育てに関する相談も受け付けています。

また、同サイト内の区民参加型コンテンツ「すぎラボ」では、区内の子育て中のメンバーによる子育て支援に関するイベントの体験談や保育園・幼稚園取材レポートなどを掲載し、子育てに身近な視点からの情報発信を行っています。

●子ども食堂への支援

目 的

民間団体等が行う、地域の子どもたち及び保護者等への食事や交流の場（以下「子ども食堂」という。）を提供する取組に加え、配食、宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる地域に根差した取組に対して、区がそれらに係る費用の一部を補助し、子ども食堂の取組を支援していきます。

事業内容・実績等

区内で1月当たり1回以上、子ども食堂を会食形式で開催している民間団体等に対して補助を行います。配食及び宅食を実施する場合は、加算対象として補助を行います。また、新たな子ども食堂の立ち上げや支援の拡充に必要な設備整備費の補助を行います。

[補助金額]

年度	区分	上限額
7	子ども食堂の開催（会食形式）	月 40,000 円×月数（年 480,000 円）
	配食・宅配（加算）	年 720,000 円
	新たな子ども食堂の立ち上げや支援の拡充 （設備整備費）	年 500,000 円

[補助金交付団体数]

年度	7
子ども食堂の開催（会食形式）交付団体数	23
配食・宅配（加算）交付団体数	11
新たな子ども食堂の立ち上げや支援の拡充（設備整備費）交付団体数	5

●福祉職員の人材育成の推進

目 的

福祉行政を担う福祉職員（福祉、児童指導、保育士）がキャリアアップしていくための多様な道筋を示す人材育成に係る仕組の構築に関し、調査及び検討を行います。

事業内容・実績

令和7年9月に杉並区福祉職人材育成方針を策定しました。本方針の具体化に向け、組織横断的な研修体制の構築等人材育成と、福祉職の魅力を伝える情報の発信等人材確保の取組を推進します。

給食費相当給付金事業担当

●給食費相当給付金

目 的

子育てを社会全体で支える視点から保護者の経済的負担を軽減するため、国立、私立学校等に通う義務教育対象の児童生徒の保護者に対し、杉並区給食費相当給付金を支給します。

事業内容・実績等

[対象者]

杉並区に住所があり（基準日：各月 10 日）、小学校または中学校の学齢にある児童生徒のうち、次のいずれかに該当する者を養育する保護者

- ① 私立学校等又は区立学校以外の公立学校に就学している児童生徒
- ② 区立学校に在籍し、月に一度も学校給食の提供を受けていない児童生徒

[給付金額]

児童生徒 1 人につき、月額 6,000 円

支給対象月は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 8 月を除く 11 か月とします。

[支給状況]

年度	6	7
児童生徒数（人）	6,750	7,008

子ども医療・手当係

●児童手当

目 的

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、国が行っている制度です。

事業内容・実績等

[対象者]

① 杉並区に住所があり、高校生年代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給します。

[手当額] 児童1人につき、次のとおりです。

区分	月額
3歳未満の児童 第1子・第2子	15,000 円
3歳以上高校生年代の児童 第1子・第2子	10,000 円
第3子以降	30,000 円

[支払の時期・方法]

手当の支払は、毎年4月・6月・8月・10月・12月・2月の6回で、支払期月の前月までの2か月分を、受給者の指定した口座へ振り込みます。

[支給状況]

年度	3	4	5	6	7
世帯数（世帯）	39,219	30,320	27,182	42,933	42,140
児童数（人）	59,477	45,552	43,120	66,895	66,614

●子どもの医療費助成

目 的

高校卒業まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもを養育する保護者に保険診療にかかる医療費の自己負担額を助成することにより、子どもの健全な育成と保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的として、区が行っている制度です。

事業内容・実績等

[対象者]

保護者及び子どもが杉並区に住所があり、次の要件を満たす方に助成します。

- ・ 子どもが、国民健康保険又は社会保険等に参加していること。
- ・ 生活保護を受けていないこと。
- ・ 子どもが児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所等を除く。）に入所していないこと。

[助成の範囲]

保険診療にかかる自己負担分。ただし、入院時食事療養標準負担額及び他の公費負担医療制度により助成された分を除きます。

[対象者数]

年度	3	4	5	6	7
子どもの数（人）	63,431	63,276	73,507	73,828	73,855

（注）令和4年度まで中学校修了前まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

●児童扶養手当

目 的

父又は母と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図ることを目的として、国が行っている制度です。

事業内容・実績等

[対象者]

杉並区に住所があり、次の要件を満たす方に支給します。

（1）18歳に達する日以後の最初の3月31日（中度以上の障害がある場合は20歳未満）までの次のいずれかの状態にある児童を養育している父若しくは母又は養育者

- ① 父母が離婚した後、父又は母と生計を異にする児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障害を有する児童
- ④ 父又は母が生死不明である児童
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が配偶者からの暴力（DV）で裁判所から保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれ、父又は母と生計を異にする児童

（2）児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所等を除く。）に入所していない

いこと。

(3) 申請者及び扶養義務者等の所得が一定額未満であること。

[手当額]

児童が1人の場合

全部支給 月額 46,690 円

一部支給 所得に応じて月額 11,010 円から 46,680 円までの 10 円きざみの額

※対象児童が2人以上いる場合は加算 2 人目以降 全部支給 月額 11,030 円

一部支給 月額 5,520 円から 11,020 円までの 10 円きざみの額

※申請者又は児童が、手当より低額の公的年金等を受給する場合には、その差額分を支給します。

※申請者が障害基礎年金等を受給していて、手当額が障害年金の子の加算部分を上回る場合はその差額を調整の上、支給します。

※受給資格者に対する手当は、支給開始から 5 年を経過したとき等の場合、手当の一部が減額されることがあります。

[支払の時期・方法]

手当の支払は、毎年 5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月の 6 回で、支払期月の前月までの 2 か月分を受給者の指定した口座へ振り込みます。

[支給状況]

年度	3	4	5	6	7
世帯数（世帯）	1,513	1,431	1,376	1,394	1,300
児童数（人）	2,059	1,956	1,886	1,875	1,755

●児童育成手当

目 的

児童が健やかに成長するための児童福祉施策の一環として、杉並区が行っている制度です。

事業内容・実績等

[対象者]

杉並区に住所があり、次の要件を満たす方に支給します。

(1) 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの次のいずれかの状態にある児童を養育している父若しくは母又は養育者

- ① 父母が離婚した後、父又は母と生計を異にする児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障害を有する児童

- ④ 父又は母が生死不明である児童
 - ⑤ 父又は母に 1 年以上遺棄されている児童
 - ⑥ 父又は母が配偶者からの暴力（DV）で裁判所から保護命令を受けた児童
 - ⑦ 父又は母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
 - ⑧ 婚姻によらないで生まれ、父又は母と生計を異にする児童
- （2）児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所等を除く。）に入所していないこと。
- （3）申請者の所得が一定額未満であること。

[手当額]

児童 1 人につき、月額 13,500 円

[支払の時期・方法]

手当の支払は、毎年 6 月・10 月・2 月の 3 回で、支払期月の前月までの 4 か月分を受給者の指定した口座へ振り込みます。

[支給状況]

年度	3	4	5	6	7
世帯数（世帯）	2,589	2,286	2,198	2,237	2,158
児童数（人）	3,491	3,060	2,932	2,895	2,766

●ひとり親家庭等医療費助成

目 的

ひとり親家庭等に保険診療にかかる医療費の自己負担額の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、杉並区が行っている制度です。

事業内容・実績等

[対象者]

杉並区に住所があり、次の要件を満たす方に助成します。

- （1）18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日（中度以上の障害がある場合は 20 歳未満）までの次のいずれかの状態にある児童とその児童を養育している父若しくは母又は養育者
- ① 父母が離婚した後、父又は母と生計を異にする児童
 - ② 父又は母が死亡した児童
 - ③ 父又は母が重度の障害を有する児童
 - ④ 父又は母が生死不明である児童
 - ⑤ 父又は母に 1 年以上遺棄されている児童

- ⑥ 父又は母が配偶者からの暴力（ＤＶ）で裁判所から保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により１年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれ、父又は母と生計を異にする児童
 - （２）国民健康保険又は社会保険等に参加していること。
 - （３）申請者及び扶養義務者等の所得が、一定額未満であること。
 - （４）生活保護を受けていないこと。
 - （５）児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所等を除く。）に入所していないこと。

[助成の範囲]

保険診療にかかる自己負担分。ただし、入院時食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額及び他の公費負担医療制度により助成された分を除きます。なお、対象者又は扶養義務者等のいずれかに住民税課税者がいる場合は一部負担金があります。

[対象者等の状況]

年度	3	4	5	6	7
世帯数（世帯）	1,565	1,511	1,471	1,451	1,382
対象者数（人）	2,152	2,096	1,473	1,446	1,381

ひとり親家庭支援担当 _____

●ひとり親家庭の相談体制の整備 (子ども家庭部管理課、福祉事務所)

目 的

ひとり親家庭に関する様々な相談に応じ、その自立と生活の安定を図ります。

事業内容・実績等

(1) 相談支援の実施

母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け、関係機関と連携し適切な支援を行います。

[母子・父子自立支援等の相談件数]

年度	3	4	5	6	7
相談件数 (件)	3,849	4,068	5,479	4,017	3,747

(2) 情報提供の充実

ひとり親家庭支援制度をまとめたしおりを作成し、区施設等で配布するほか、区ホームページやオンラインサービスによる「ひとり親家庭手続きガイド」を通した情報提供を行い、支援を必要としているひとり親家庭への制度の周知を図っています。

●ひとり親家庭の就業支援

目 的

ひとり親家庭に対し就業に関する支援を行い、安定した就業と自立を図ります。

事業内容・実績等

(1) 自立支援プログラムの策定

ひとり親家庭等で、自立・就業に意欲のある方に対して、自立支援プログラム策定員が、個々の家庭状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、ハローワークなどの関係機関と連携しながら就労支援を行います。

年度	3	4	5	6	7
プログラム新規策定数 (件)	12	15	25	19	12
相談件数 (延) (件)	121	133	189	156	147
就業者数 (人)	4	6	6	7	3

(2) 高等職業訓練促進給付金等の支給

ひとり親家庭の親が看護師、保育士等の就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で修業する場合、生活費の負担軽減のための給付金を支給します。また、養成機関を修了した際には、入学時の負担軽減のための給付金を支給します。

年度	3	4	5	6	7
高等職業訓練促進給付金（件）	6	7	5	4	6
高等職業訓練修了支援給付金（件）	0	3	2	2	1

(3) 自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親が、就業に役立てるため、区が指定した教育訓練講座を受講した場合、講座修了後に受講費用の一部を支給します。

年度	3	4	5	6	7
給付件数（件）	4	1	0	3	5

(4) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施

ひとり親家庭の親または20歳未満の子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給します。

※受講開始時給付金は令和4年度から開始

年度	3	4	5	6	7
受講開始時給付金（件）		2	0	0	1
受講修了時給付金（件）	0	1	1	0	1
合格時給付金（件）	0	1	1	0	1

(5) 就業支援専門員による相談

就業支援専門員が、ひとり親家庭の個々の状況に応じて、職業能力の向上や求職活動等就業に関する相談を行い、母子・父子自立支援員と連携して、生活の充実と向上を図ります。

年度	3	4	5	6	7
相談件数（延）（件）	200	272	289	224	350
就業者数（延）（人）	153	223	234	161	250

●ひとり親家庭の子育て支援

目 的

ひとり親家庭へ子育て支援を行い、生活の安定や充実を目指します。

事業内容・実績等

(1) ホームヘルプサービス事業の実施

中学生以下の児童がいるひとり親家庭で、親が就労などの事情で、家事または育児など日常生活に支障をきたしている場合に、ホームヘルプサービスを利用できます。

年度	3	4	5	6	7
利用世帯数（世帯）	26	18	23	27	32
延回数（回）	1,834	1,097	1,085	1,577	1,693

(2) 休養ホーム事業の実施

ひとり親家庭が休養やレクリエーションのために区と契約している宿泊施設及び日帰り施設を利用する場合に、利用料の一部を助成します。

① 宿泊施設

- ・国民宿舎等、42 施設
- ・1 人につき年度内 2 泊、1 泊につき 6,500 円まで助成

年度	3	4	5	6	7
利用者数（人）	367	400	357	350	370

② 日帰り施設

- ・東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、東京ドームシティアトラクションズ、サンリオピューロランド、キッザニア東京、東京サマーランド
- ・1 人につき年度内 1 回、2,000 円まで助成

年度	3	4	5	6	7
利用者数（人）	287	420	495	520	558

(3) 母子生活支援施設への入所等支援

DV被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、母子生活支援施設への入所を支援し、福祉事務所の母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して生活や就業の援助を行っています。

ひとり親家庭支援担当では、国及び都が負担する母子生活支援施設の運営費である措置費の補助金申請に関する事務を行っています。

（４）実態調査の実施

ひとり親家庭の意識や生活実態を５年に１回、定期的に調査把握し、支援策の充実等を検討しており、前回は令和７年度に実施しました。

（５）養育費確保支援事業の実施

養育費の継続した履行確保を図るため、民間保証会社と養育費保証契約を締結したひとり親に、保証契約締結費用及び公正証書作成等費用を助成します。

年度	3	4	5	6	7
保証契約締結費用（件）	1	1	3	4	7
公正証書作成等費用（件）	1	1	2	3	6

子ども政策係

●子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく区長の附属機関として、子ども・子育て支援事業計画の策定及び子ども・子育て支援施策全般の推進に関する調査審議を行います。

(1) 所掌事項

- ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること
- ・ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること
- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画に関すること
- ・ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること

(2) 委員の構成

委員 20人				
子どもの保護者	子育て支援事業者	学識経験者	医療関係者	子育て支援団体
5	5	2	2	6

(3) 委員の任期

2年

●子どもの意見表明及び意見反映

(令和7年度までは子どもの権利擁護の推進)

目 的

「杉並区子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもが必要な情報を得て意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重します。また、その意見がどのように考慮されたかについて子どもが理解できるよう必要な措置を行っていきます。

事業内容・実績等

(1) 子どもからの意見聴取

子どもワークショップ等の取組を実施しています。

開催状況

令和7年度子どもワークショップ

シーズン4 計5回開催 参加者29名（小学4年生～高校生世代）

シーズン5 計5回開催 参加者21名（小学4年生～高校生世代）

同窓会 計2回開催 参加者21名（小学4年生～大学生世代）

（2）「子どもの意見を聴いて反映するための手引」作成と研修実施

職員が、子どもの意見を聴き、区の施策へ反映する取組を進める際の実務的な指針となる手引きを有識者の助言を得て作成し、職員向けに公開しています。また、職員に子どもの権利と子どもの参画の意義について理解促進を図るため、子どもの意見聴取に関する研修を実施しました。

●子どもの貧困の解消に向けた対策の連携、推進等に係る調整

（令和6年度までは「子どもの貧困対策の連携、推進等に係る調整」）

目 的

子どもの貧困は、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、地域や社会全体の問題と捉えて解消に向けた対策を講じる必要があります。子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう、教育・生活・保護者の就労及び経済的な支援等の、各分野における子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進していきます。

事業内容・実績等

（1）子どもの貧困の解消に向けた対策推進会議（令和6年度までは「子どもの貧困対策推進会議」）

庁内の横断的な検討組織として「子どもの貧困の解消に向けた対策推進会議」を設置し、運営しています。

① 所掌事項

- ・子どもの貧困対策の連携及び推進に関すること
- ・子どもの貧困対策に係る施策・事業の調整に関すること
- ・子どもの貧困の状況に関する情報共有に関すること

（2）子どもの貧困に関する職員研修

職員が子どもの貧困に関する理解を深め、行政の支援について考える契機となるよう、

子どもの貧困に関する職員研修を実施しました。

① 内容

- ・ 子どもの権利に関する基本的理解
- ・ 子どもの貧困が子どもの権利に及ぼす影響
- ・ 現場で気づきたい困難のサイン

② 対象者

福祉事務所、保健所、子ども家庭部、教育委員会等の常勤職員・再任用職員・会計年度任用職員

(3) 子どもと子育て家庭の実態調査

教育、生活、保護者の就労支援及び経済的な支援等の子どもの貧困対策に資する取組について、その取組の成果や子どもの実態を把握するため、子どもと子育て家庭の意識や生活実態を3年に1回、定期的に調査把握しています。前回調査（令和5年度）の結果はホームページで公開しています。

子どもの権利推進担当

●子どもの権利救済委員

目 的

救済委員は、条例に基づき、子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るために設置された区長の附属機関です。子どもの権利に関する相談や救済の申立て等に対し、公正かつ中立な立場で職務を行います。

その活動に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが安心して自分の思いや考えを表明できるよう支えることを基本とします。

事業内容・実績等

救済委員は、子どもの権利に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行います。

また、子どもの権利の侵害が疑われる場合には、必要に応じて調査、調整及び要請を行い、子どもの権利の侵害からの救済を図ります。さらに、子どもの権利の侵害を防ぐため、区長に意見を述べることができます。

●子どもの権利の保障

目 的

「杉並区子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもが置かれている状況に応じ必要な支援及び救済を受けることができるよう措置を行っていきます。また、子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、子どもの権利に関する理解を広め、子どもの権利の保障に取り組んでいきます。

事業内容・実績等

(1) 子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員による相談の実施

子どもが抱える悩みなどの相談を受け、子どもにとって最もよい解決方法を一緒に考え、解決に向けた支援等を行う「子どもの権利・救済窓口」を設けています。窓口のほか、電話、メール、LINE、WEB及び手紙による相談を受け付けています。

年度	7
子どもからの相談（件）	121
大人からの相談（件）	34
合計	155

※子どもの権利・救済窓口は、令和7年9月に開設しました。

（２）子どもの権利に関する啓発活動

子どもの権利や条例の内容について、子どもも大人も理解を深められるように、対象年齢別のリーフレット等を作成・配付しました。また、子どもの権利救済委員による講座・研修の実施や子どもの権利に関するパネル展、すぎなみフェスタへのブース出展、及び母子手帳への条例の掲載等を行いました。

年度	7
講座・研修開催（回）	17
参加者（人）	627

13 地域子育て支援課

子育て支援係

●子育て支援サービス

(地域子育て支援課、保健サービス課)

目 的

地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える仕組みにより、妊産婦や子育て家庭の不安感・負担感の軽減を図ります。

事業内容・実績等

(1) ひととき保育の運営、子ども・子育てプラザにおける一時預かり事業

① ひととき保育の運営支援

子育て中の保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れの解消などのため、一時的に保育を必要とする乳幼児を対象に、区の施設や民間施設等の身近な施設を活用して、一時預かりを実施しています。運営は、地域のNPO法人や民間事業者などが担っています。

[施設一覧]

名称	住所	開設時期	定員 (人)	運営 形態	その他
ひととき保育 上荻	上荻3-26-14	平成19年3月	6	運営 助成	つどいの広場 併設
ひととき保育 高井戸	高井戸東3-7-5 高井戸地域 区民センター内	平成19年4月	12	事業 委託	緊急一時預かりあり
ひととき保育 宮前	宮前5-24-18	平成20年3月	9	運営 助成	つどいの広場 併設
ひととき保育 方南	方南1-33-19	平成20年3月	6	運営 助成	
ひととき保育 八成	井草2-27-13	平成21年3月	8	運営 助成	つどいの広場 併設

[利用状況]

年度		3	4	5	6	7
ひと とき 保育	実施施設(所)	7	5	5	5	5
	延べ利用者数(人)	13,303	9,327	9,770	8,613	8,271

② 子ども・子育てプラザにおける一時預かり事業の実施

子育て中の保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れの解消などのため、一時的に保育を必要とする乳幼児を対象に、区内 5 か所の「子ども・子育てプラザ」（和泉、天沼、成田西、高円寺、善福寺）において、一時預かり事業を実施しています。

[利用状況]

年度		3	4	5	6	7
子ども・子育てプラザ	実施施設（所）	4	5	5	5	5
	延べ利用者数（人）	7,601	8,110	9,322	9,169	9,463

（２） つどいの広場の運営支援

身近な地域の中で、安心して子育てができるよう、乳幼児親子が気軽に集い、子ども同士・親同士の交流や育児などの相談ができる場（つどいの広場）を運営する子育て支援事業者の取組みを支援しています。

[施設一覧]

- ・つどいの広場宮前（平成 20 年 3 月開設）
- ・つどいの広場上荻（平成 19 年 3 月開設）
- ・つどいの広場八成（平成 21 年 3 月開設）

※いずれもひととき保育に併設

[利用状況]

年度		3	4	5	6	7
つどいの広場	実施施設（所）	2	3	3	3	3
	延べ利用件数（組）	895	1,852	2,625	3,243	3,343

（３） ファミリー・サポート・センター事業の実施

短時間の子どもの預かりや送迎等の援助を必要とする人（利用会員）と、援助ができる人（協力会員）との相互援助の仕組みであるファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

[事業実績]

年度	3	4	5	6	7
利用会員数（人）	1,050	933	869	817	801
協力会員数（人）	244	229	237	232	230
利用・協力会員数（人）	2	2	2	1	4
合計人数	1,296	1,164	1,108	1,050	1,035
活動回数	3,113	3,229	4,354	3,457	4,093
総活動時間	3,306	3,277	4,316	3,993	4,173

（４）訪問育児サポーター事業の実施

0 歳児の子どもの子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり、区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行っています。

[事業実績]

年度	3	4	5	6	7
利用世帯数（世帯）	82	81	92	63	57
延べ利用者数（人）	93	85	138	78	74

（５）産前・産後支援ヘルパー事業の実施

産前・産後の家事や育児の支援が必要な家庭をヘルパーが訪問し、家事援助や育児の負担軽減を図り、安心して子育てができるよう支援しています。

[産前支援ヘルパー事業実績]

年度	3	4	5	6	7
利用世帯数（世帯）	55	83	88	110	31
利用時間数（時間）	385	656	709	889	264

[産後支援ヘルパー事業実績]

年度	3	4	5	6	7
利用世帯数（世帯）	277	326	451	424	180
利用時間数（時間）	6,033	7,104	11,077	10,815	4,348

[産前・産後支援ヘルパー事業実績]

年度	7
利用世帯数（世帯）	298
利用時間数（時間）	6,912

※制度改正に伴い、令和7年度から実績の表記を変更しています。

（６）多胎児家庭支援事業の実施

① さくらんぼ面接・タクシー利用券の交付

多胎児を養育する家庭が安心して子育てができるように、各保健センターの保健師による「さくらんぼ面接」を実施しています。さくらんぼ面接終了後に、区が実施する母子保健事業等、予防接種及び「多胎児のつどい」を利用する際に使用できるタクシー利用券を交付しています。

[対象者] 杉並区在住で3歳未満の多胎児を同一世帯で養育する世帯

[交付額] 1世帯につき、0歳時、1歳時、2歳時に各1回、2万4千円/年

年度	3	4	5	6	7
タクシー利用券交付件数（件）	145	125	110	104	137

② 多胎ピアサポート事業の実施

多胎育児についての不安を軽減し、産前産後の孤立防止を図るとともに必要な支援につなげるため、交流会や情報提供の場を設けています。

ア. 多胎児のつどい

多胎育児経験者との交流・情報交換と、保健師・助産師等の専門職による相談を妊娠期から受けることができる「多胎児のつどい」を各保健センターで行っています。

年度	3	4	5	6	7
開催回数（回）	45	44	47	44	44
延べ参加人数（人）	208	162	137	174	239

イ. ピアサポーター養成講座

多胎育児経験のある地域の保護者で、自身の経験に基づく多胎育児に関する保護者の悩み・相談の傾聴や受け止め、交流を通じた仲間づくりの支援、地域の子育て支援サービスに関する情報提供ができる人材を育成するため、養成講座を実施しています。

年度	3	4	5	6	7
開催回数（回）	1	1	1	1	1
参加人数（人）	6	5	9	5	6

ウ. 講演会

多胎育児の大変さや、支援の必要性等、地域における多胎育児への理解を深めるため、講演会を実施しています。令和6年度からは支援機関連絡会として開催しています。

年度	3	4	5	6	7
開催回数（回）	1	1	1	1	1
参加人数（人）	26	19	16	6	7

③ 多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業の実施

3歳未満の多胎児を養育する家庭を区が委託した事業者のヘルパーが訪問し、家事・育児を支援します。「産前・産後支援ヘルパー事業」より多胎児家庭向けに対象年齢や利用時間を拡充して実施しています。

年度	3	4	5	6	7
利用世帯数（世帯）	43	57	73	58	87
利用時間数（時間）	1,877	3,128	3,631	2,312	4,697

(7) 出産・子育て応援事業の実施

令和7年度から、妊婦給付認定を受けた方に「妊婦支援給付金」を妊娠時（妊婦に対して5万円）と出産時（妊娠した子どもの数×5万円）の2回に分けて支給しています。支給にあたっては、母子保健及び子育て支援に関する情報提供や面接・相談等を組み合わせて実施し、妊娠期から切れ目のない支援を行っています。

[対象者] 区内に住所を有する妊婦（流産・死産の場合も対象）

[妊婦支援給付金支給件数] (単位：件)

年度	7
妊婦支援給付金（妊娠時）	3,914
妊婦支援給付金（出産）	3,060
妊婦支援給付金（流産・死産）	331

(8) バースデーサポート事業の実施

令和5年度から、2歳を迎えるお子さんがいるご家庭に、子育て支援サービスの情報提供や、区が作成した2歳児の育児に関するリーフレット等のご案内をお送りしています。また、子育てに関するアンケートに回答した方へ家事・育児パッケージを支給しています。

年度	5	6	7
家事・育児パッケージ支給件数	3,078	2,692	3,282

(9) 子育て応援券事業の実施

妊婦や就学前の子どもがいる家庭に、子育て支援サービスに利用できる「子育て応援券」を交付し、産後ケアサービス、一時保育、親子で楽しむ交流事業などを活用する中で、子育て家庭が地域の様々な人と関わり、支えあい、安心して出産、子育てができるよう支援しています。また、令和6年度からスマートフォンで利用できるアプリ版応援券の運用を開始し、ポイント（1ポイントは1円相当）により応援券を交付しています。

[子育て応援券の種類と対象者(7年度)]

- ・ ゆりかご券(10,000ポイント)…ゆりかご面接を受けた妊婦
- ・ 出生時無償応援券(30,000ポイント)…出生児の保護者
- ・ 無償応援券(15,000ポイント)…1歳児又は2歳児の保護者

※出生時無償応援券及び無償応援券は、小学生以下の兄、姉が2人以上いる出生児・1歳児又は2歳児の保護者（多子世帯の保護者）には5,000ポイント増額して交付（多子券）

- ・ 有償応援券(10,000ポイントを4千円で購入、年間30,000ポイント購入可能)…0～5歳児の保護者

[応援券交付者数]

(単位：人)

年度	3	4	5	6	7
ゆりかご券	4,793	4,468	4,288	4,318	4,458
出生時無償応援券	3,895	3,732	3,687	3,241	3,234
無償応援券	8,394	8,048	8,245	7,560	7,020
多子券	910	870	874	842	832
有償応援券	7,055	6,586	6,272	4,843	4,890

[サービス提供事業者数]

年度	3	4	5	6	7
事業者数	503	489	486	474	452

(10) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の実施

令和6年度から、未就学児を育てている保護者が、東京都の認定事業者のベビーシッターを利用する場合の利用料について、その費用の一部を補助しています。

年度	6	7
延べ補助金交付件数（件）	2,004	3,431

子どもセンター

●子育て支援サービスの利用相談及び情報提供等

目 的

妊婦・乳幼児親子が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用し、地域で安心して子育てできるよう、区民に身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行います。

事業内容・実績等

平成 27 年度に開設した子どもセンター（5 か所）では、母子保健事業と連携を図りながら、保育の利用手続を含む子育て支援サービスの利用相談・情報提供等の利用者支援事業を行っています。あわせて、妊婦や乳幼児親子が集う場所に出向き、出張相談支援も行っています。

保育施設の利用相談や利用申込みのほか、産前・産後支援ヘルパー、多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー、産後ケア事業の利用申込み等を受け付けています。

相談や利用申込みの受付は、利用日の 1 か月前から窓口予約システムで予約することができます。

[利用者支援事業実施状況]

(単位：件)

年度	3	4	5	6	7
荻窪	5,020	4,775	4,892	4,613	3,786
高井戸	3,870	3,584	3,691	3,936	3,773
高円寺	3,306	2,806	2,217	2,365	1,943
上井草	3,008	2,891	2,492	2,924	2,366
和泉	3,058	3,264	3,359	3,491	3,074
計	18,262	17,320	16,651	17,329	14,942

※来所者数、電話対応数及び出張型利用者支援事業参加者数

母子保健係

●母子保健

(地域子育て支援課、保健サービス課)

目 的

妊娠、出産又は育児に関し、必要な指導及び助言を行い、母子の健康の保持及び増進を図ります。

事業内容・実績等

不安や悩みを抱えることなく地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠期からの悩みや不安感、産後うつ等への対応など妊娠期からの切れ目のない支援を実施しています。

母子保健に関する予算管理や計画調整を行う母子保健係と、直接的に妊婦や乳幼児に保健指導や支援を行う保健センターとで連携しながら事業を行っています。

(1) 乳幼児、妊産婦の健康診査に関する事務

① 妊婦健康診査等の充実

妊婦健康診査のほか、妊婦歯科健康診査・産婦健康診査を実施し、安全・安心に妊娠から出産後まで過ごせるよう支援の充実を図ります。

ア. 妊婦健康診査の実施

母体の健康を保持し、安全な出産を迎えるために、平成 20 年度から妊婦健康診査受診票を 14 枚交付し、定期健診の促進を図っています。平成 23 年度から超音波検査受診票の交付対象の年齢制限が撤廃され、全員に交付しています。平成 28 年度から東京都の検査項目に H I V 抗体検査及び子宮頸がん検診が追加され、都内全域で受けられるようになりました。また、助産院や、里帰りなどで他府県の医療機関で受診した分については、償還払いで健診費用の一部助成を行っています。令和 5 年 6 月から、超音波検査の助成回数を 1 回から 4 回に増やしています。また、令和 5 年度からは多胎児を妊娠した妊婦に対して追加で助成し、経済的な負担軽減を図っています。

〔妊婦健康診査受診状況〕

年度	受診票 交付人数 (人)	受診件数 (件)				費用助成件数 (件) (償還払人数)	
		1 回目	2～14 回目	超音波 検査	子宮頸がん 検診		
3	4,483	4,279	41,654	3,885	4,091	4,675	(836 人)
4	4,151	3,990	40,051	3,803	3,869	4,206	(768 人)
5	3,960	3,782	37,513	10,132	3,673	3,574	(658 人)
6	4,009	3,789	37,640	13,592	3,605	3,820	(651 人)
7	4,121	3,987	39,447	14,277	3,889	3,387	(552 人)

イ. 産婦健康診査の実施

産婦健康診査は、母体の健康保持のため、産後 8 週以内に、区内指定医療機関（1 助産院を含む。）に委託して実施しています。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2～4 年度は、受診期間を産後 12 週以内に延長しました。

年度	産婦健康診査（人）
3	1,774
4	1,701
5	1,489
6	1,472
7	1,503

② 乳幼児健康診査等の実施

乳幼児の病気や身体発育・精神発達の問題等を早期に発見し、健康保持及び増進を図るため、保健センター及び指定医療機関で乳幼児健康診査（4 か月児・6 か月児・9 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児）を実施するとともに、保護者の育児不安を軽減できるよう適切な保健指導や必要な育児支援を行います。

また、歯と口腔の健康づくりを進めるため、乳幼児歯科相談及び 1 歳 6 か月児、3 歳児における歯科健康診査を実施します。

ア. 新生児聴覚検査

平成 31 年 4 月から、新生児聴覚検査の費用の一部助成を実施しています。聴覚の異常を早期発見し適切な治療や支援につなげることで、言葉の発達などへの影響を最小限に抑えられます。

[新生児聴覚検査受診状況（件）]

年度	受診件数	費用助成件数 （償還払）
3	3,139	611
4	2,991	590
5	2,784	459
6	2,762	449
7	2,858	385

[新生児聴覚検査実施状況及び結果（初回検査）]

年度	検査実施状況								
	結果把握人数 (人)	検査方法内訳			未受診 人数 (人)	不明		実施率 (%)	実施率（除 く不明） (%)
		自動 ABR	OAE	検査方 法不明		養育 医療	その他		
3	3,593	2,936	354	295	8	0	0	99.8	99.8
4	4,068	3,419	363	271	9	0	6	99.6	99.8
5	3,710	2,993	346	350	16	3	2	99.4	99.6
6	3,667	3,269	65	316	11	5	1	99.5	99.7
7	3,256	2,887	48	309	9	2	1	99.6	99.7

[新生児聴覚検査実施状況及び結果（確認検査）]

年度	検査実施状況				
	対象者数 (人)	検査方法内訳			実施率 (%)
		自動 ABR	OAE	検査方法 不明	
3	27	19	2	5	96.3
4	33	20	1	9	90.9
5	28	15	0	13	100
6	29	16	0	12	96.6
7	33	20	0	10	90.9

イ. 4 か月児健康診査

健康診査と集団指導（子育ての情報提供）を保健センターで行っています。集団指導では、保健師・栄養士・歯科衛生士による子育て情報提供のほか、図書館の職員が情報提供を行っています。

[4 か月児健康診査受診状況（人）]

年度	対象者数	受診者数	受診率（%）	有所見者 実数	有所見率 （%）	有所見者 精密検査	要精密率 （%）
3	4,093	4,000	97.7	1,415	35.4	428	10.7
4	3,962	3,909	98.7	1,303	33.3	384	9.8
5	3,772	3,723	98.7	1,335	35.9	405	10.9
6	3,539	3,442	97.3	1,353	39.3	395	11.5
7	3,599	3,516	97.7	1,388	39.5	394	11.2
荻 窪	1,108	1,081	97.6	401	37.1	114	10.5
高井戸	885	865	97.7	364	42.1	98	11.3
高円寺	782	766	98.0	331	43.2	78	10.2
上井草	402	392	97.5	109	27.8	44	11.2
和 泉	422	412	97.6	183	44.4	60	14.6

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2～4 年度は、集団指導（子育ての情報提供）は休止しました。

[4 か月児健康診査有所見数（延数）]

年度	有所見延数	有所見内訳（延数）						
		発育	皮膚	胸部腹部	背部	四 肢	発達 神経	その他
3	2,266	355	959	132	20	408	152	240
4	2,211	307	894	150	22	358	181	299
5	2,332	319	950	133	28	358	236	308
6	2,244	303	870	158	20	372	264	257
7	2,356	295	941	159	27	383	236	315

ウ. 6 か月児・9 か月児健康診査

東京都内の医療機関に委託して実施しています。保健センターでは、その結果により必要な保健指導を行っています。

[6 か月児健康診査受診状況（医療機関委託）]

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結 果 通 知 票 受 理 状 況								
				総合判定結果内訳 (実数)				今後の指導と保健所への 連絡事項				所見率 (%)
				問題 なし	問題 あり	疑 い	不 明	当院で 治療指導	保健所の 保健指導	他機関 管理中	そ の 他	
3	4,093	3,902	95.3	3,719	56	94	33	2,496	6	47	1	3.8
4	3,962	3,777	95.3	3,618	63	76	20	2,277	18	52	1	3.7
5	3,772	3,553	94.2	3,421	47	76	9	3,497	7	47	2	3.5
6	3,539	3,409	96.3	3,242	71	90	6	2,015	13	42	5	4.7
7	3,599	3,282	91.2	3,148	38	79	17	1,855	57	46	2	3.6

[9 か月児健康診査受診状況（医療機関委託）]

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結 果 通 知 票 受 理 状 況								
				総合判定結果内訳 (実数)				今後の指導と保健所への連絡事 項				所見率 (%)
				問 題 な し	問 題 あ り	疑 い	不 明	当院で 治療指導	保健所の 保健指導	他機関 管理中	そ の 他	
3	4,093	3,752	91.7	3,616	61	75	0	2,334	9	49	2	3.6
4	3,962	3,735	94.3	3,595	52	74	14	2,207	27	37	4	3.4
5	3,772	3,565	94.5	3,438	53	65	9	3,511	4	50	0	3.3
6	3,539	3,272	92.5	3,132	47	82	11	1,996	12	48	1	3.9
7	3,599	3,264	90.7	3,152	30	74	8	1,867	21	35	1	3.2

エ. 1 歳 6 か月児健康診査

身体測定、診察等は区内の医療機関に委託し、歯科健康診査、心理相談及び保健指導は保健センターで行っています。

疾病等の疑いのある場合は、専門機関に委託して精密健康診査を実施しています。

[1 歳 6 か月児健康診査受診状況]

年度	対象者数	保健センター分		心理相談	実施率(%)	医療機関分		指導区分(延)							
		受診者数	受診率(%)			受診者数	受診率(%)	特になし	健診時指導	要経過観察	要精密	要治療	保健指導	保健所で	その他
3	4,195	4,081	97.3	629	15.4	3,743	89.2	3,494	68	147	26	15	20	3	
4	3,999	3,962	99.1	533	13.5	3,604	90.1	3,369	55	153	28	6	22	0	
5	3,834	3,763	98.1	578	15.4	3,466	90.4	3,234	67	144	24	13	26	0	
6	3,682	3,594	97.6	505	14.1	3,271	88.8	2,984	84	158	22	9	25	0	
7	3,593	3,449	96.0	481	13.9	3,161	88.0	2,891	84	140	25	7	21	10	
荻 窪	1,080	1,048	97.0	137	13.1	983	91.0	898	27	44	11	0	5	3	
高井戸	963	924	96.0	123	13.3	836	86.8	769	27	32	5	1	3	2	
高円寺	701	667	95.1	110	16.5	616	87.9	564	13	31	3	2	4	1	
上井草	407	375	92.1	45	12.0	362	88.9	327	7	18	2	3	4	3	
和 泉	442	435	98.4	66	15.2	364	82.4	333	10	15	4	1	5	1	

オ. 3 歳児健康診査

保健センターで、健康診査・歯科健康診査・視力聴覚検査・心理相談及び保健指導等を行っています。平成 30 年度からは視能訓練士による視力検査を導入し、疾病等の疑いがある場合は、専門機関に委託して精密健康診査を実施しています。また、令和 5 年度からは視覚検査に屈折検査機器を導入し、弱視の主な原因となる屈折異常や斜視を早期に発見できる体制を整えています。

[3 歳児健康診査受診状況]

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	有所見者 実数 (人)	有所見率 (%)	有所見者 精密検査 (人)	要精密率 (%)	心理相談 (人)	実施率 (%)
3	4,236	4,144	97.8	1,273	30.7	544	13.1	529	12.8
4	4,079	4,075	99.9	1,180	29.0	578	14.2	570	14.0
5	3,910	3,851	98.5	1,252	32.5	650	16.9	555	14.4
6	3,845	3,773	98.1	1,296	34.3	723	19.2	554	14.7
7	3,781	3,652	96.6	1,388	38.0	727	19.9	530	14.5
荻 窪	1,181	1,170	99.1	408	34.9	237	20.3	165	14.1
高井戸	1,016	969	95.4	381	39.3	187	19.3	137	14.1
高円寺	699	670	95.9	285	42.5	124	18.5	107	16.0
上井草	474	451	95.1	147	32.6	86	19.1	54	12.0
和 泉	411	392	95.4	167	42.6	93	23.7	67	17.1

[3 歳児視力検診精密健康診査受診状況]

年度	結果把握数(人)	異常なし(人)	実数(人) 有所見者	弱視あり(人)				弱視なし又は弱視の有無不明(人)			受診中断等(人) 結果不明・	弱視発見率(%)
				弱視	不同視	弱視斜視	弱視屈折	その他・種類不明の弱視	斜視(偽内斜視を除く)	異常屈折		
3	254	36	200	23	3	42	8	33	60	31	18	1.8
4	266	49	195	17	2	41	4	28	74	29	22	1.6
5	341	26	286	15	3	68	9	34	119	38	29	2.5
6	404	43	311	21	3	68	13	36	124	46	50	2.8
7	392	35	321	18	5	77	10	47	128	36	36	3.0

[3歳児聴覚検診精密健康診査受診状況]

年度	結果把握数(人)	異常なし(人)	有所見者実数(人)	感音難聴(人)	滲出性中耳炎(人)		言語発達遅滞(人)		その他の疾患(人)			受診中断等(人) 結果不明・	感音難聴発見率(%)	難聴発見率(%)
					難聴あり	聴の有無不明 難聴なし又は難	不明	難聴の有無 難聴なし又は	難聴あり	不明	難聴の有無 難聴なし又は			
3	68	42	16	3	3	0	4		0	6		10	0.1	0.1
4	105	60	32	1	7	5	11		1	7		13	0.0	0.2
5	106	58	24	2	5	4	1		1	11		24	0.1	0.2
6	149	73	37	4	6	11	1		3	12		39	0.1	0.3
7	114	72	19	0	4	6	4		3	2		23	0.0	0.2

カ. 乳幼児経過観察健康診査・心理相談（経過観察）の実施

保健センターで行う4か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査において、身体面及び心理発達面で経過観察を必要とする乳幼児に対し、専門医の診察や専門相談員による心理相談を実施しています。

[経過観察健康診査（専門医）実施状況]

年度	開催回数(回)	(人)		初診者の 有所見数 (実)	初診者の 有所見率 (%)
		受診者数	初診者数		
3	60	385	306	73	23.9
4	60	394	323	75	23.2
5	60	443	350	73	20.9
6	60	481	359	87	24.2
7	60	408	335	75	22.4

[心理相談（経過観察）]

年度	相談数（件）	
	1歳6か月児	3歳児
3	435	148
4	443	186
5	578	221
6	437	188
7	360	160

(2) 妊婦・乳幼児の歯科保健に関すること

① 妊婦歯科健康診査の実施

妊婦の歯と口腔の健康の保持増進のため、区内指定歯科医療機関で妊婦歯科健康診査（歯科健診、健診結果に基づく保健指導）を実施しています。

[受診状況（受診者数）]

年度	妊婦歯科健康診査（人）
3	1,746
4	1,735
5	1,683
6	1,672
7	1,750

② 歯科健康診査・乳幼児歯科相談

乳幼児期から、生涯にわたる歯と口腔の健康習慣の定着を目指します。歯科疾患や口腔内の異常の診査のみならず、育児支援の視点で歯科健康診査・乳幼児歯科相談を実施しています。

[1歳6か月児歯科健康診査実施状況]

年度		対象者数(人)	受診者数(人)	むし歯のない者(人)	むし歯のある者(人)	一人平均う歯数(本)	不正咬合のある者(人)	軟組織の異常のある者(人)	その他の異常のある者(人)	問診結果	
										甘味食品をほぼ毎日食べる習慣のある者(人)	甘味飲料をほぼ毎日飲む習慣のある者(人)
3	実数	4,195	4,069	4,053	16	0.01	435	252	485	85	371
	率(%)	—	97.0	—	0.4		10.7	6.2	11.9	2.1	9.1
4	実数	3,999	3,960	3,945	15	0.01	445	216	486	105	348
	率(%)	—	99.0	—	0.4		11.2	5.5	12.3	2.7	8.8
5	実数	3,834	3,756	3,744	12	0.01	471	278	514	77	289
	率(%)	—	98.0	—	0.3		12.5	7.4	13.7	2.1	7.7
6	実数	3,682	3,600	3,586	14	0.01	464	282	491	60	201
	率(%)	—	97.8	—	0.4		12.9	7.8	13.6	1.7	5.6
7	実数	3,593	3,448	3,437	11	0.01	513	261	502	49	159
	率(%)	—	96.0	—	0.3		14.9	7.6	14.6	1.4	4.6

[3歳児歯科健康診査実施状況]

年度		対象者数(人)	受診者数(人)	むし歯のない者(人)	むし歯のある者(人)	一人平均う歯数(本)	不正咬合のある者(人)	軟組織の異常のある者(人)	その他の異常のある者(人)	問診結果	
										甘味食品をほぼ毎日食べる習慣のある者(人)	甘味飲料をほぼ毎日飲む習慣のある者(人)
3	実数	4,236	4,123	3,926	197	0.12	720	110	688	557	909
	率(%)	—	97.3	—	4.8		17.5	2.7	16.7	13.5	22.0
4	実数	4,079	4,055	3,924	131	0.09	783	120	732	560	892
	率(%)	—	99.4	—	3.2		19.3	3.0	18.1	13.8	22.0
5	実数	3,910	3,854	3,728	126	0.08	719	101	679	525	763
	率(%)	—	98.6	—	3.3		18.7	2.6	17.6	13.6	19.8
6	実数	3,845	3,762	3,633	129	0.09	669	102	585	451	662
	率(%)	—	97.8	—	3.4		17.8	2.7	15.6	12.0	17.6
7	実数	3,781	3,642	3,519	123	0.08	726	133	633	445	554
	率(%)	—	96.3	—	3.4		19.9	3.7	17.4	12.2	15.2

[乳幼児歯科相談実施状況]

年度	乳幼児歯科相談		歯みがきデビュー教室	
	開催回数(回)	受診人数(人)	開催回数(回)	来所者数(人)
3	150	1,224	—	—
4	150	1,030	37	235
5	150	1,052	42	274
6	150	1,004	42	327
7	150	972	42	312

※令和3年度の歯みがきデビュー教室は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止しました。

③ 育児相談の実施

乳幼児を持つ保護者に対し育児相談を実施しています。また、日常的にも電話・面談等による相談を行っています。

ア. 乳幼児保健指導等

保健センターは地域の身近な相談機関として、乳幼児の病気や発育・発達・子育て等について個別相談を実施しています。相談の内容や状況に応じて、電話相談・面接相談・

地域子育て支援課

家庭訪問などを行い、保護者や家庭、地域の子育ての問題を改善できるように働きかけ
ています。必要に応じて関係機関との連絡調整を行い、問題解決にむけて連携し対応し
ています。

[乳幼児保健指導（乳児）（件）]

年度	家庭訪問	電話相談	面接相談	健診 事後 指導	その他	関係機関へ 連絡
3	実 1,221	2,205	362	2,368	77	1,667
	延べ 1,649					
4	実 1,138	2,308	413	2,628	36	1,902
	延べ 1,548					
5	実 1,260	1,912	456	2,803	48	2,005
	延べ 1,821					
6	実 1,270	1,559	404	3,367	57	2,483
	延べ 2,073					
7	実 1,057	2,275	544	2,547	79	2,500
	延べ 1,865					

[乳幼児保健指導（幼児）（件）]

年度	家庭訪問	電話相談	面接相談	健診 事後 指導	その他	関係機関へ 連絡
3	実 310	2,652	462	2,736	65	3,036
	延べ 555					
4	実 325	2,571	464	2,664	85	4,076
	延べ 577					
5	実 285	2,555	501	2,922	78	3,505
	延べ 551					
6	実 294	2,908	494	2,905	80	3,812
	延べ 707					
7	実 246	3,235	870	2,767	141	4,428
	延べ 827					

イ. 育児相談

身体計測や低月齢児のつどいの場として、毎月 1 回保健センターで実施しています。
保健師・栄養士・歯科衛生士が個別相談にも応じています。

[育児相談実施状況]

年度	開催回数 (回)	参加人数 (人)
3	60	1,891
4	59	1,970
5	60	2,202
6	60	2,714
7	60	2,784
荻 窪	12	583
高井戸	12	724
高円寺	12	500
上井草	12	386
和 泉	12	591

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度の育児相談は定員を減らして実施しました。

ウ. 地域からの依頼による健康教室

児童館や幼稚園などの地域の関係機関や母子グループなどからの依頼により、子どもたちの健やかな発達と保護者の健康増進が図れるように保健センターで健康教室を開催しています。主な内容は、子育てについて、子どもの病気と健康管理、歯の健康、離乳食と幼児食、事故防止・応急処置等です。

[開催回数]

年度	3	4	5	6	7
開催回数(回)	0	11	21	34	10
参加延人数(人)	0	168	100	440	210

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度は休止しました。

(3) 親子の食育推進

生涯を通じた健康的な食習慣の形成のための取組は、とりわけ妊娠中や乳幼児期が重要です。成長段階の早期から基礎的な食習慣など食に関する土台となる力をしっかり身に付け、生涯を通じてその力を発揮していくことができるよう、講習会や個別相談、情報の発信を行っています。

① 個別相談・指導

保健センターの経過観察、1歳6か月児健診、3歳児健診時に、保護者の訴えや医師

からの指示に応じて栄養士が個別相談・指導を行っています。

[個別栄養指導実施状況(件)]

年度	育児相談等 (電話相談を含む。)	乳児の経過観察、 アレルギー健診時 乳児個別指導	1歳6か月児健 診時 個別指導	3歳児健診時 個別指導
3	1,077	171	591	326
4	1,012	155	596	288
5	1,083	155	600	334
6	1,180	132	561	326
7	1,167	112	505	343
荻 窪	304	42	164	106
高井戸	332	18	114	101
高円寺	220	15	113	51
上井草	165	16	50	44
和 泉	146	21	64	41

② 集団指導

ア. 母親学級における講習「健康家族の食生活」

妊娠中の胎児の健全な発育と、母体だけでなく家族の健康づくりに向けた食生活のあり方について保健センター栄養士が食生活の講習をしています。

[健康家族の食生活実施状況]

年度	開催回数 (回)	参加人数 (人)
3	34	571
4	34	592
5	35	618
6	35	570
7	35	603
荻 窪	11	262
高井戸	9	117
高円寺	7	123
上井草	4	38
和 泉	4	63

イ. 離乳食講習会

生涯にわたる健康な体づくりの基礎となる離乳食について、特に重要な開始期（5～6 か月児）と 9 か月児以降に対象をわけて講習会を開催しています。食材の選択や調理方法など、児の発達に応じた進め方について保健センター栄養士が調理実演等を通じて指導しています。終了後は、参加者同士の情報交換や交流の場としても活用されています。

〔離乳食講習会実施状況〕

年度	開催回数 (回)	参加人数 (人)
3	94	1,043
4	88	940
5	72	1,168
6	69	1,116
7	69	1,120
荻 窪	15	316
高井戸	15	234
高円寺	15	260
上井草	12	148
和 泉	12	162

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度～令和5年5月まで、定員を減らし、回数を増やして実施しました。

ウ. その他

保健センターで行う 4 か月児健診時に、離乳食を始めるタイミングや調理のポイント、各種栄養教材へのアクセス方法などを動画で情報提供しています。また、保健センター栄養士が、地域の児童館等からの依頼により食生活に関する講習を実施しています。

（４）母子保健医療費助成等による支援

妊娠高血圧症候群等・養育医療・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付の対象者に対して、医療費等の助成を行い、適切な医療が確実に受けられるようにするとともに、必要に応じて相談や保健指導を行っています。

また、生活保護受給世帯又は住民税非課税世帯の妊産婦に対して保健指導票を交付し、妊産婦健康診査（子の 1 か月健康診査を含む。）費用を負担しています。

① 養育医療

2,000g 以下の未熟児及び身体機能が未熟な新生児で指定医療機関で入院養育が必

要な児に対し、医療費を助成しています。

年度	3	4	5	6	7
助成人数(人)	100	105	100	99	116

② 妊娠高血圧症候群等

妊娠高血圧症候群等で入院医療を必要とする人及びその続発症を有する人に対し、以下のア又はイに該当する場合に、公的医療保険を適用した自己負担額（食事療養費を除く。）を助成しています。

ア. 前年分の総所得税額が 3 万円以下の世帯

イ. 入院見込期間 26 日以上 の妊産婦で、疾病の要件に該当する場合

年度	3	4	5	6	7
助成人数(人)	5	2	4	6	6

③ 妊婦・乳幼児精密健康診査

妊婦及び乳幼児健康診査の結果、診断確定のために、精密健康診査を必要とする場合、専門的な診断のできる医療機関を受診できる受診票を交付しています。

[受診者数(人)]

年度	3	4	5	6	7
妊婦	0	0	0	0	0
乳児	41	21	51	35	41
1 歳 6 か月児	0	0	0	0	0
3 歳児	70	54	51	58	45

④ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病の対象者に対し、日常生活に必要な生活用具（電気式たん吸引器等）の購入費用を助成しています。

年度	3	4	5	6	7
給付件数（件）	1	2	1	2	0

⑤ 保健指導票

経済的理由により、保健指導を受けることが困難な妊産婦と乳児に対し、指定医療機関において必要な保健指導が受けられる保健指導票を交付しています。

年度	交付件数		
	(件)	妊産婦	乳児
3	7	3	4
4	9	5	4
5	10	6	4
6	5	3	2
7	14	8	6

(5) パパママ学級・母親学級に関する事務

① 出産育児準備教室の実施

妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間づくり、子育てに関する情報提供を行う母親学級に加え、父親の育児参加を促進し、両親で協力して育児をする動機づけを図るパパママ学級を開催し、地域で安心して出産・育児ができるよう取り組んでいます。

平日の参加が困難な方のために、休日の母親学級・パパママ学級を実施するとともに、令和4年7月より当日欠席者や来所が困難な希望者が参加できる休日のオンラインパパママ学級・母親学級を開催しています。また、母親学級等に参加できなかった妊婦やその家族に対して、安心して育児ができるよう「沐浴、おむつの替え方、赤ちゃんの抱き方」の実習動画をYouTube 杉並区公式チャンネルで配信しています。

[母親学級・パパママ学級]

事業名	内容
母親学級	① 助産師からお産の話・妊娠中の過ごし方 ② 歯と口の健康の話・健康家族の食生活・骨密度測定（平日のみ）・妊婦体操（休日のみ） ③ 赤ちゃんの特徴と育児について・先輩ママからのメッセージ・子育て支援サービスと地域の子育て情報
パパママ学級	お産の進み方（講義）・赤ちゃんの抱き方・おむつの替え方・沐浴の仕方・パパの妊婦体験・赤ちゃんへのメッセージ 等

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2～4年度は、内容を一部変更して実施しました。

[平日母親学級・パパママ学級実施状況]

年度	母親学級（2回制※）		パパママ学級（1回制）	
	学級数	受講者数（延）（人）	学級数	受講者数（人）
3	34	653（1,035）	20	383
4	34	697（1,236）	21	496
5	35	746（1,321）	21	516
6	35	704（1,224）	21	524
7	35	729（1,289）	21	531
荻 窪	11	324（565）	4	112
高井戸	9	146（255）	5	145
高円寺	7	138（253）	6	148
上井草	4	47（84）	3	65
和 泉	4	74（132）	3	61

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度の母親学級は1学級中止しました。

[休日母親学級]

年度	3	4	5	6	7
開催回数（回）	16	16	8	8	8
受講者数（人）	225	242	179	177	194

[休日パパママ学級]

年度	3	4	5	6	7
開催回数（回）	111	63	54	54	55
受講者数（人）	1,949	1,991	1,926	1,864	2,140

[休日オンライン母親学級]

年度	4	5	6	7
開催回数（回）	4	5	5	5
受講者数（人）	61	62	66	73

[休日オンラインパパママ学級]

年度	4	5	6	7
開催回数（回）	9	5	5	5
受講者数（人）	155	70	94	102

(6) 妊娠届・母子健康手帳の交付、ゆりかご面接に関する事務

① 妊娠期の相談・支援

妊娠初期は、心身のバランスを崩しやすく不安が多い時期でもあります。平成 27 年 12 月から、保健師や助産師等の専門職が、妊娠届出のあった全妊婦と面接を行い、相談やサービスの案内、支援プランを作成する「ゆりかご面接」を実施しています。さらに、面接後も管轄の保健センターの保健師が妊婦一人ひとりの実情を把握し相談等に応じるなど、安心して出産・子育てができるよう妊娠初期から切れ目のない支援を行っています。

[ゆりかご面接実施状況]

年度	面接数 (回)	面接率 (%)
3	4,432	98.9
4	4,128	99.4
5	3,958	99.9
6	4,013	100.1
7	4,109	99.7

※令和 6 年度の面接率は、妊娠届出を提出後、年度を超えて実施した面接を含むため、100%を超えています。

[妊娠届出状況]

年度	妊娠届 出者数 (人)	妊娠週数内訳					満 11 週以内 の届出の割合 (%)
		満 11 週 以内	満 12 週 ～19 週	満 20 週 ～27 週	満 28 週 ～分娩まで	不 詳	
3	4,483	4,299	158	11	15	0	95.9
4	4,151	4,006	126	11	8	0	96.5
5	3,960	3,802	134	15	9	0	96.0
6	4,009	3,849	142	10	8	0	96.0
7	4,121	3,998	89	20	14	0	97.0

(7) 産後ケア事業に関する事務

① 産後ケア事業の実施

令和 3 年度より、生後 6 か月未満の子と母を対象に、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るため、医療機関等への委託により、宿泊や日帰り（個別・少人数）で行う産後ケアを実施しています。令和 7 年度からは、対象を生後 7 か月未満の子と母に拡大しています。

[利用実績（延数）]

年度	宿泊		日帰り（個別）		日帰り（少人数）	
	人数 （人）	利用日数 （日）	人数 （人）	利用日数 （日）	人数 （人）	利用日数 （日）
3	124	443	96	96	297	297
4	256	824	449	449	905	905
5	411	1,304	758	758	698	698
6	583	1,821	1,601	1,601	456	456
7	896	2,435	2,865	2,865	568	568

② すこやか赤ちゃん訪問の実施

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師等の専門職が訪問し、育児に関する様々な不安や悩みの相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行い、産後うつの早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図ります。また、各保健センターの保健師が家庭の状況に応じて、訪問後の継続した支援を関係機関と連携し行っています。

[訪問件数（件）]

年度	訪問 指導員	訪問員	保健師	合計	訪問率 （%）
3	3,043	171	787	4,001	97.9
4	2,897	164	711	3,772	95.3
5	2,832	89	845	3,766	102.2
6	2,607	69	845	3,521	98.7
7	2,679	69	947	3,695	99.9

連絡票（出生通知書）

すこやか赤ちゃん 連絡票受理件数
3,623
3,514
3,635
3,572
3,814

※訪問数には転入者や杉並区に里帰り中の方を含むため、出生数を超える場合があります。

[継続支援状況（件）]

年度	3	4	5	6	7
支援件数	1,117	1,268	1,364	1,520	1,544

③ あそびのグループ事業の実施

1歳6か月児健康診査後に、発達の偏り等の心配がある幼児とその保護者に対し、親子参加型のグループ活動（あそびのグループ）を実施しています。その後も必要な場合には、あそびのグループプラスとしてグループ活動を継続し、これらの活動を通して、

保護者の子どもへの関わり等について助言を行うとともに、幼稚園や療育機関等への円滑な通所に向けた支援を図っています。

[あそびのグループ事業実施状況]

年度	あそびのグループ		あそびのグループプラス	
	実施回数（回）	参加延数（組）	実施回数（回）	参加延数（組）
3	58	291	57	161
4	52	253	52	169
5	60	271	60	185
6	60	256	60	181
7	60	213	59	188
荻 窪	12	46	12	43
高井戸	12	59	12	40
高円寺	12	39	11	21
上井草	12	36	12	49
和 泉	12	33	12	35

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度はあそびのグループ・あそびのグループプラスとも8回中止しました。

14 子ども家庭支援課

管理係

●子ども家庭支援事業等の実施

(管理係、子ども家庭保健担当、子ども家庭相談担当、子ども家庭心理担当)

目 的

児童福祉法第 21 条の 18 に規定する家庭支援事業や、母子保健法に規定する産後ケア事業等を実施することで、要支援・要保護児童及び特定妊婦等が安心して地域で生活できる環境をつくれます。

事業内容・実績等

(1) 子育て短期支援事業の実施(子どもショートステイ)

保護者が病気、出産などで一時的に子ども(0歳～12歳)を養育できない時に、区内の児童養護施設・乳児院において宿泊で預かります。

[利用状況] (単位 延べ人数:人、延べ日数:日)

年度	3		4		5		6		7	
	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数
保護者の疾病	29	109	27	117	30	115	22	86	32	77
家族の看護	5	28	3	5	3	12	6	17	0	0
出産	5	22	1	2	5	33	12	63	4	26
冠婚葬祭	16	40	4	9	3	6	8	19	7	15
不安困難 育児疲れ	156	400	246	664	257	691	278	722	280	675
その他	0	0	6	14	25	53	52	124	35	109
合計	211	599	287	811	323	910	378	1,031	358	902

(2) 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業の実施

保護者の育児困難や虐待リスクが高い等の場合に、区内の児童養護施設・乳児院において児童(0～18歳未満)を預かり、当該児童への生活指導や発達・行動の観察とともに、保護者に対する養育支援を行い、虐待の未然防止と親子の生活の安定を図ります。

[利用状況] (単位 延べ人数:人、延べ日数:日)

年度	3		4		5		6		7	
	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数
2歳未満	7	33	4	43	18	151	19	119	22	296
2歳以上	16	93	13	86	34	234	22	236	36	813
合計	23	126	17	129	52	385	41	355	58	1,109

（３）養育支援訪問事業の実施

子ども家庭支援センターや保健センターの職員等が、育児不安や養育困難を抱える家庭を訪問し、親子の健康支援や育児指導・相談等を行います。また、養育支援が特に必要な家庭に、専門相談支援員が訪問し、養育に関する相談・指導・助言を行います。

[専門相談支援員による訪問]

年度	3	4	5	6	7
訪問世帯数	85	109	105	96	80

（４）子育て世帯訪問支援事業の実施

要保護児童・要支援児童のいる家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・子育て等に関する助言等を行います。

[利用状況]

年度	3	4	5	6	7
訪問世帯数	17	22	27	40	52

（５）要支援家庭産後ケア事業の実施

心身の不調や育児不安などから継続的な支援が必要な産後の母子等に対し、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得を図るため、医療機関等におけるショートステイ・デイケア及び訪問による産後ケア事業を実施しています。

[利用状況]

年度	ショートステイ		デイケア		訪問	
	人数	延利用日数	人数	延利用日数	人数	延利用日数
3	4	17	46	218	85	683
4	7	40	47	232	89	766
5	7	26	43	252	75	443
6	9	41	25	112	65	572
7	7	37	23	163	48	452

（６）見守り強化事業の実施

要保護児童、要支援児童のいる家庭に訪問し、食材の提供を通じて子どもの状況を把握することで、支援が必要な子どもの見守りを強化します。

[実施状況]

年度	3	4	5	6	7
延人数	28	54	101	89	104
訪問回数	50	77	163	164	216

（７） 親子関係形成支援事業

要保護・要支援児童のいる家庭を対象に、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、親子の関係や子どもとの関わり方等を学ぶため、「ペアレント・プログラム」を実施するほか、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換を行うワークショップを実施するなど、健全な親子関係の形成を図るための支援を行います。

[講座及びワークショップ]

年度	5	6	7
参加延人数	64	57	48
開催回数	6	6	6

（８） 子どもイブニングステイ（児童育成支援拠点事業）

家庭における養育環境の課題等により、家庭や学校で安心して過ごせない中高生世代の要保護・要支援の子どもたちが、放課後に安心して自分の時間を過ごせるよう、令和7年1月から「子どもイブニングステイ」事業を開始しました。

[事業所概要]

○開 所 日：水曜日～日曜日（祝日・休日も含む。12月29日～翌年1月3日は除く）

○開所時間：平日 14時～21時、土日 10時～18時

[利用状況]

年度	6 (1～3月)	7
実利用人数	6	15

●ヤングケアラーの支援

(子ども家庭支援課、障害者施策課、高齢者在宅支援課、介護保険課、生活自立支援担当、保健サービス課、教育相談担当)

目 的

子ども、教育、高齢、障害、生活困窮、精神保健の分野と連携してヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることで、ヤングケアラーの負担軽減を図ります。

事業内容・実績等

ヤングケアラーへの支援を強化するため、子ども、教育、高齢、障害、生活困窮、精神保健の分野によるプロジェクトチームを設置し検討を進めています。ヤングケアラーを発見する感度を高めるための関係機関研修を実施しています。

また、令和7年度からLINE相談を開始しました。

子ども家庭相談担当

●子どもと家庭に関する総合相談

(子ども家庭相談担当、荻窪地域子ども家庭支援担当、高井戸地域子ども家庭支援担当、高円寺地域子ども家庭支援担当)

目 的

18歳未満の子どもと家庭の総合相談窓口として、電話または来所による相談を実施し、育児の不安・悩み等の解消・軽減を図ります。

事業内容・実績等

(1) ゆうライン相談の実施

大人だけではなく子ども自身からも相談を受ける身近な相談窓口として、電話や面接等により、子育て相談・児童虐待等の相談にきめ細かく対応するとともに、状況に応じて関係機関との連携による効果的な支援を行っています。

[相談対象]

18歳までの子ども、子育て中の保護者、関係者

[相談方法]

電話相談 月～土曜日 午前9時～午後8時 ゆうライン専用電話：5356-2601

来所相談 月～金曜日 午前9時～午後5時

[相談件数]

年度	内容別分類										計
	保健相談	ぐ犯行為	触法行為	性格行動	不登校	育児しつけ	その他の相談				
							サービス・区の機関 に関すること	夫婦関係	保護者自身について	その他の相談	
3	10	1	0	643	17	322	132	81	229	3	1,438
4	7	6	0	581	41	313	131	83	180	1	1,343
5	3	6	0	481	44	196	127	105	170	1	1,133
6	6	5	0	624	48	200	108	119	232	3	1,345
7	10	11	0	635	14	212	158	123	172	36	1,371

（２）専門相談の実施

精神科医、臨床心理士等による専門相談を実施し、相談者のニーズに応え、適切な支援につなげます。

[子どものこころの相談件数（児童精神相談）]

年度	3	4	5	6	7
実施日数	23	24	30	30	36
相談者組数	43	47	50	56	67

[家族相談件数（家族心理相談）]

年度	3	4	5	6	7
実施日数	23	24	24	24	23
相談者組数	34	36	25	42	38

子ども家庭支援係

●児童虐待対策

(子ども家庭保健担当、子ども家庭心理担当、荻窪地域子ども家庭支援担当、高井戸地域子ども家庭支援担当、高円寺地域子ども家庭支援担当、保健サービス課)

目 的

子ども家庭支援センターと保健センターが医療機関等と連携しながら、特定妊婦及び要支援児童等の早期発見・早期支援を図ります。また、児童や保護者、関係機関等からの養育に関する相談・通告等の受け、要保護児童対策地域協議会を通じて、要保護児童等への適切な支援を行い、妊娠・出産期からの児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、重症化予防、高リスク事案への対応等を一体的に進めます。

なお、子ども家庭支援センターと保健センターの母子保健機能をあわせて、児童福祉法に規定する「こども家庭センター」として位置付けています。

事業内容・実績等

(1) 児童虐待対策等に関する普及啓発

児童虐待防止講演会の開催や広報すぎなみ・区ホームページ等を通して、児童虐待の防止に社会全体で取り組むための普及啓発を行います。

[区民向け虐待防止講演会]

年度	3	4	5	6	7
参加者数	49	47	55	77	22

(2) 要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童対策地域協議会の各種会議や研修等を実施するとともに、児童虐待に関する通告・相談から連携した支援及び未然防止の取組を示した児童虐待対応マニュアルを区内の関係機関に広く配布・共有化することで、構成員の対応力の向上や関係機関相互の連携を深め、子どもを虐待から守る地域ネットワーク機能を強化しています。

[杉並区要保護児童対策地域協議会の運営] (単位 実施回数：回)

項目	3	4	5	6	7
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	4	7	9	9	9
援助方針会議	30	30	30	30	30
個別事例支援会議	122	125	143	176	158

[職員等のスキルの向上]

項目		3	4	5	6	7
関係機関向け 虐待対応研修	実施回数	10	12	11	11	13
	参加人数	248	253	289	293	256
関係機関向け 巡回研修	実施回数	—	—	11	13	14
	参加人数	—	—	174	180	187
ケースカンファレンス（回）		24	25	29	25	22

（３）特定妊婦への支援

妊娠届出時の面接や、すこやか赤ちゃん訪問事業、産後ケア事業、医療機関との連携等を通して、特定妊婦等への妊娠・出産期からの継続的な支援を行います。

[特定妊婦の新規受理・対応件数]

年度	3	4	5	6	7
件数	129	143	137	99	118

（４）要保護児童、要支援児童への支援

児童や保護者、区民、関係機関からの養育に関する相談・通告を受け、要保護児童対策地域協議会における児童相談所、民生委員・児童委員、警察署等関係機関との役割分担の下、保護者や児童の相談対応、支援サービスの提供、個別事例支援会議の実施等による各機関の対応の調整などを行い、当該家庭への適切な支援を実施します。

[要保護児童・要支援児童の新規受理・対応件数]

年度	3	4	5	6	7
要保護児童件数	1,009	1,037	1,053	1,189	1,086
要支援児童件数	633	674	619	460	471

[すこやか赤ちゃん訪問事業及び乳幼児健康診査に伴う地域訪問]

※主任児童委員が保健センターからの依頼で、すこやか赤ちゃん訪問未面会家庭や乳幼児健康診査未受診家庭の訪問を行います。

年度		3	4	5	6	7
保健センターから依頼した件数		3	2	4	5	3
内訳	すこやか赤ちゃん未面会家庭	0	0	3	0	0
	健康診査未受診家庭	3	2	1	5	3
主任児童委員が家族から状況確認できた件数		1	1	1	4	1

(5) 子育て寄り添い訪問事業（ハロー！なみすけ訪問）の実施

保健・福祉サービス等を受けていない未就園児等のいる家庭を子ども家庭支援センター等の職員が訪問し、個々の状況に対応した子育てサービスの情報提供と相談・支援を行います。

[個別訪問・出入国状況の確認等により実態を把握した児童数]

年度	乳幼児健診未受診者			未就園児			就学先不明	その他	計
	4か月健診	1.6か月健診	3歳児健診	4歳	5歳	6歳			
3	0	1	1	55	54	17	109	0	237
4	0	2	1	42	38	9	65	0	157
5	0	3	1	35	38	5	32	0	114
6	1	1	2	41	48	7	39	0	139
7	2	3	3	26	38	3	72	0	147

(6) グループカウンセリング、保護者のこころの相談の実施

育児への不安や子どもへのイライラなど、子育ての悩みを抱える母親を対象に、グループの中で自分の気持ちを語る「グループカウンセリング」を実施します。

また、精神科医師・心理相談員による「保護者のこころの相談」を行い、親子関係の改善や虐待予防を図ります。

[グループカウンセリング]

年度		実施回数 (回)	参加人数	
			実人数	延人数
3		119	123	304
4		106	120	267
5		117	119	287
6		115	128	384
7		120	142	388
7年度センター別	荻窪保健センター	24	36	52
	高井戸保健センター	24	33	103
	高円寺保健センター	24	30	127
	上井草保健センター	24	15	35
	和泉保健センター	24	28	71

[保護者のこころの相談]

年度		実施回数（回）		相談件数	
				実人数	延人数
3	66	医師	24	48	50
		心理	42	75	82
4	65	医師	24	42	44
		心理	41	82	85
5	64	医師	23	39	50
		心理	41	87	91
6	63	医師	23	56	56
		心理	40	88	90
7	65	医師	24	55	55
		心理	41	93	93
7年度センター別	荻窪保健センター	医師	5	12	12
		心理	9	24	24
	高井戸保健センター	医師	5	15	15
		心理	9	25	25
	高円寺保健センター	医師	5	11	11
		心理	8	14	14
	上井草保健センター	医師	5	8	8
		心理	7	13	13
	和泉保健センター	医師	4	9	9
		心理	8	17	17

（７）児童の家庭復帰への支援

一時保護や施設等から児童が復帰した家庭を、保育所や学校、児童相談所等の関係機関と連携を図りながら、訪問や各種支援事業の活用により必要な支援を行います。

15 児童相談所設置準備課

管理係、設置・運営準備担当、一時保護施設準備担当_____

●区立児童相談所の設置

目 的

平成 28 年 6 月の児童福祉法の改正により、特別区においても児童相談所が設置できるようになりました。区は、区民に身近な基礎的自治体として、子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先される、「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現を目指し、区立児童相談所を設置します。

事業内容・実績等

区立児童相談所の設置に向けて、施設整備のほか、専門性の高い人材の育成・確保や社会的養育を推進する環境の整備、児童相談所が実施する事業の実施準備等に取り組んでいます。

（１）施設整備

令和 6 年 11 月から、区立児童相談所の建設工事（延床面積 2994.94 m²、地上 6 階、地下 1 階の施設）を進めています。（令和 8 年 8 月末竣工予定）

（２）人材育成・確保

① 他自治体の児童相談所・一時保護施設への研修派遣

専門性の高い人材の育成・確保に向けて、他自治体の児童相談所及び一時保護所への福祉職、心理職等の職員派遣研修を計画的に実施しています。

年度	3	4	5	6	7
児相派遣人数（人）	4	7	18	25	35
一時保護施設派遣人数（人）	－	2	2	7	6
合計（人）	4	9	20	32	41

② 研修の充実

令和 5 年度から令和 7 年度を人材育成強化期間と位置付け、研修受講、研修派遣を集中的に進めることとし、福祉職、心理職等に対して、外部講師による専門研修を実施しています。

年度	5	6	7
専門研修実施回数（回）	22	45	31

(3) 運営準備

① 杉並区児童相談所設置運営計画の更新

区立児童相談所を設置するに当たり、基本的な考え方や準備状況等をまとめたものであるとともに、開設後の区立児童相談所の運営及び児童相談体制の基本的指針となる「杉並区児童相談所設置運営計画（以下「設置運営計画」という。）」について、国・都との事前協議及び確認作業での意見等を踏まえ、「杉並区児童相談所設置運営計画（第4版）」として、令和7年9月に取りまとめました。

② 子どもアドボカシー（※）に関する研修

子どもの意見表明権等に関する理解を深めるため、子どもアドボカシーに関する研修を、区職員及び区内児童養護施設等職員を対象に実施するとともに、区民向けの講座を実施しました。加えて、子どもの意見表明等支援員を養成するための講座を開催し、19名に修了証を交付しました。

※子どもアドボカシー：子どもの意見を聴きながら、子どもが自ら考えを整理することへの支援や意見を表明することへの支援を行うこと。

[区職員及び区内児童養護施設等職員向け講座参加人数]

年度	5	6	7
講座参加人数（延べ：人） （開催回数）	151 （全5回）	86 （全5回）	115 （全5回）

[区民向け講座参加人数]

年度	5	6	7
講座参加人数（人） （開催時期）	13 （11月）	29 （6月）	13 （6月）

③ 社会的養育の推進

都立杉並児童相談所との共催により、養育家庭（里親）体験発表会を引き続き開催したほか、里親制度の普及啓発に向けて、12月8日～10日に、区役所1階ロビーでパネル展を実施しました。また、引き続き、区内里親家庭による子どもショートステイ事業を実施するほか、区内里親家庭との意見交換や、区内児童養護施設・乳児院等との連絡会を開催するなど、区立児童相談所開設前からの連携強化を進めています。

④ 児童養護施設退所者等支援事業

児童養護施設退所者等に対して、施設退所後の自立に必要な住居の確保のための費用や、生活必需品等に係る費用の助成を開始するとともに、自立を応援するための寄附の受け皿として、ふるさと納税に寄附メニューを追加しました。

[助成対象人数及び支給金額]

年度	6	7
対象人数（人）	6	9
支給金額（円）	1, 140, 989	1, 691, 909

[寄附者数及び寄附金額]

年度	6	7
寄附者数（延べ人数）	104	168
寄附金額（円）	3, 028, 836	6, 111, 848

⑤ 社会的養護自立支援拠点事業

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで社会的養護につながらなかった要支援・要保護児童など、支援が必要な若者を対象に、必要な情報提供や相談・助言等を実施する拠点について、区立児童相談所開設に合わせて実施することに向け、受託事業者と事業内容の協議を行うなど、準備を進めました。

⑥ 包括的な里親養育支援（フォスタリング業務）の実施

里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援の実施に向けて、受託事業者をプロポーザル方式で公募するなど、準備を進めました。

16 保育課

管理係

●区立保育所の運営

目 的

保育所とは、保護者の就労又は疾病等の理由により、家庭で必要な保育を受けることが困難な0歳から5歳の子どもを保育する児童福祉施設です。保護者が働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実を図ります。

事業内容・実績等

(1) 施設数等

(各年4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
施設数(所)	37	33	32	29	28
定員(人)	3,467	3,078	2,985	2,712	2,617
在籍児童数(人)	3,372	2,932	2,769	2,439	2,367

(2) 維持管理

保育環境の維持・向上を図るため、区立保育所の施設・設備等の修理や各種点検、清掃・警備業務を実施するとともに、必要な物品を購入しています。

●地域型保育事業所(直営)の運営

目 的

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、かつ質が確保された保育を提供し、乳幼児の成長を支援するために、区が定める設置運営基準を満たした0～2歳までの子どもを預かる定員規模6～19人の施設です。保護者が働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実を図ります。

事業内容・実績等

(1) 施設数等

(各年4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
施設数(所)	1	1	1	1	1
定員(人)	18	18	18	18	18
在籍児童数(人)	14	17	11	13	8

（２）維持管理

保育環境の維持・向上を図るため、施設・設備等の修理や各種点検、清掃・警備業務を実施するとともに、必要な物品を購入しています。

●区立保育所(指定管理保育所を除く)の職員に関すること

目 的

区立保育所が円滑に運営できるように職員の配置を行っています。

事業内容・実績等

[区立保育所常勤職員、再任用短時間勤務職員数] (各年４月１日現在)

年度	3	4	5	6	7
常勤職員（人）	686	670	637	605	620
再任用短時間勤務職員（人）	53	55	44	42	31

※保育室、小規模保育事業所を含む。

※区立保育所の常勤職員数に暫定再任用フルタイム勤務職員等含む。

●多様な保育サービスの推進

(管理係、事業計画調整係、子供園・幼稚園係、保育施設給付係、保育支援係)

目 的

保護者の就労の機会を確保するとともに、乳幼児が心身共に健全に発達できるよう、障害児保育、医療的ケア児の受け入れ、延長保育、病児保育、一時保育、緊急一時保育、乳児等通園支援事業など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。

事業内容・実績等

（１）障害児保育の充実

増加している障害児保育の需要に応えるため、私立保育所を含めた障害児の受け入れを進めるとともに、区立保育所 15 所を障害児指定園とし、障害児受入れ枠の設定や保育環境の充実等を行っています。

[障害児指定園]

年度	3	4	5	6	7
設置数（所）	15	15	15	15	15
定員（人）	65	65	65	65	65

[障害児保育実施状況]

(各年 4 月 1 日現在)

年度		3	4	5	6	7
区立	障害児数 (人)	88 (62)	76 (56)	70 (54)	75 (57)	87 (68)
	対在園児童総数比 (%)	2.6	2.6	2.5	3.0	3.6
私立	障害児数 (人)	51	61	75	79	96
	対在園児童総数比 (%)	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8

※ () 内数字は指定園在園児数の再掲

※区立は指定管理保育所及び委託園を含む

(2) 医療的ケア児の保育

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(医療行為)を受けることが必要な子どもを保育施設で受け入れています。原則、導尿・血糖測定とそれに付随するインスリン注射・ストーマ管理・酸素管理・経管栄養・喀痰吸引などの医療的ケアに対応します。

[区内保育施設における医療的ケア児の受け入れ状況]

年度	3	4	5	6	7
児童数 (人)	2	4 (1)	6 (3)	9 (4)	12 (4)

※ () 内数字は私立保育所・地域型保育事業実施施設で受け入れている児童数

(3) 延長保育の実施

保護者の働き方の多様化や長時間化などに伴う保育需要に応えるため、延長保育を行っています。

令和 7 年 4 月 1 日現在、区立保育所 28 所(指定管理保育所 1 所を含む)、私立保育所 154 所で実施しています。

[延長保育実施状況]

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

	区立	私立
延長保育児童数 (人)	33	263
対在園児童総数比 (%)	1.43	2.36
実施園数 (所)	28	154

（４）病児保育の実施

保護者の就労等で保育施設に通っている子どもが、病気などで登園できない場合に、病児保育室で一時的にお預かりすることで、保護者の子育てと就労等の両立を支援します。

[病児・病後児保育利用状況]

年度	3	4	5	6	7
施設数（所）	4	4	4	5	5
延利用者数（人）	2,904	2,971	3,841	4,078	3,819

（５）一時保育の実施

子育て中の保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れの解消等のため、一時的に保育を必要とする乳幼児を対象に、2か所の区立保育所に設置されている子育てサポートセンター（宮前、今川）及び一部の私立保育所において一時保育を実施しています。

[一時保育年度別受託状況]

年度		3	4	5	6	7
公立	実施施設（所）	2	2	2	2	2
	延べ利用人数（人）	920	1,034	1,025	860	886
私立	実施施設（所）	6	6	9	10	10
	延べ利用人数（人）	4,464	4,045	8,911	8,057	7,864

（６）区立保育所における緊急一時保育の実施

家庭で保育をされている保護者が入院や出産などで一時的に子どもの保育ができなくなり、ご親族等の協力を得られない場合、区立保育所で一時的に子どもをお預かりします。

[緊急一時保育年度別受託状況]

年度	3	4	5	6	7
延利用者数（人）	26	23	26	37	7

（７）乳児等通園支援事業

全ての子どもの育ちを支えるため、良質な育成環境を整備することを目的として、満３歳未満の未就園児を対象に、保育所や幼稚園等において適切な遊びや生活の場を提供するとともに、その保護者に子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

[乳児等通園支援事業の実績]

年度		7
公立	実施施設（所）	3
	延べ利用人数（人）	362
私立	実施施設（所）	6
	延べ利用人数（人）	280

（８）多様な他者との関わりの機会の創出事業

保護者の就労等の有無にかかわらず、未就園児を私立幼稚園で定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長を図ること目的とし、定期的な預かり等を行います。

[多様な他者との関わりの機会の創出事業の実績]

年度		7
私立	実施施設（所）	8
	延べ利用人数（人）	6,054

保育施設整備係

●区立保育所、区立子供園等の施設整備

目 的

老朽化した区立保育所等の改築・改修を計画的に進めます。改築に当たっては、将来的な保育需要や保育所の配置バランスなどを考慮しつつ、必要な施設について計画的な改築を進めます。

事業内容・実績等

(令和3年度以降に着手したもの)

保育所名	工事期間
久我山東保育園	令和3年度～令和4年度
高円寺北子供園	令和3年度～令和5年度
天沼保育園	令和3年度～令和5年度
高円寺東保育園	令和4年度～令和6年度

●区立保育所、区立子供園等の維持管理

目 的

保育環境の維持・向上を図るため、区立保育所等の施設・設備等の修理を行います。

事業内容・実績等

- (1) 空調機などの設備を計画的に更新
- (2) 設備等に不具合が起きた場合の対応

認定・入園係

●各種保育サービスに係る相談及び案内

目 的

様々な理由で、日中子どもを預けたいという保護者に対する相談を受け、利用可能な保育サービスを案内します。

事業内容・実績等

保育課と5つの子どもセンターに保育に関する利用相談窓口を設置し、保育を希望する保護者の就労状況や保育ニーズをもとに、きめ細やかな保育施設の案内を行っています。

また、「保育施設利用のご案内」を毎年更新の上、配布するとともに、保育施設の空き情報や基礎情報（所在地、連絡先）、保育方針などをいつでも閲覧できるよう区ホームページに掲載しています。

さらに、保育施設選び、入園申込時や入園後の手続などでよく利用されるコンテンツを集約した、杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ（保幼）」の配信を行っているほか、いつでもどこでも利用申込みについての問い合わせができる「入園相談チャットボット」を導入するなど、一層の情報提供の充実を図っています。

●教育・保育給付認定・施設等利用給付認定

目 的

保護者の就労又は疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども保護の申請に基づき、教育・保育給付認定、施設等利用給付認定を行います。

事業内容・実績等

（１）保育所の利用に当たり、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を行います。

（２）認可外保育施設等の保育料無償化のため、「施設等利用給付認定」を行います。

●認可保育所、地域型保育事業所等の利用に係る調整、あっせん等

目 的

教育・保育給付認定を受けた子どもに対し、認可保育所、地域型保育事業所等の保育施設の利用について調整等を行います。

事業内容・実績等

教育・保育給付認定を受けた子どもの保育施設利用について、保護者の希望を聞いた上で、利用調整を行います。調整に当たっては、利用者ごとに保育の必要性に応じて指数（優先順位）づけを行い、その上で、申請者の指数と利用希望を踏まえて、利用する保育施設を決定します。

また、利用施設決定後、子どもが保育所等を利用するに当たって、施設との連絡調整を行います。

利用助成担当

●認可保育所、地域型保育事業所等の利用者負担

目 的

「保育料表」に基づいて利用者の区民税所得割額から利用者負担額を算定し、納付義務者から適切に徴収することにより、保育の質の維持・向上に必要な財源を確保いたします。

事業内容・実績等

(1) 利用者負担金の歳入実績

① 区立保育園保護者負担金（区立小規模保育事業所保護者負担金を含む）

年度	3	4	5	6	7
調定額（円）	450,657,000	410,830,960	329,963,430	244,158,220	92,239,680
収入済額（円）	445,223,090	405,329,350	323,438,850	238,485,750	88,292,150
収納率（％）	98.8	98.7	98.0	97.7	95.7

※東京都による第2子無償化（令和5年10月1日から実施）に伴い、令和4年度から令和5年度にかけて調定額が19.7%減、令和5年度から令和6年度にかけて調定額が26.0%減となりました。

また、東京都による第1子無償化（令和7年9月1日から実施）に伴い、令和6年度から令和7年度にかけて調定額が62.2%減となりました。

② 民営保育園保護者負担金

年度	3	4	5	6	7
調定額（円）	1,482,527,970	1,685,316,140	1,493,401,300	1,243,747,950	532,042,750
収入済額（円）	1,472,654,000	1,668,692,470	1,477,321,800	1,226,359,350	517,231,500
収納率（％）	99.3	99.0	98.9	98.6	97.2

※東京都による第2子無償化（令和5年10月1日から実施）に伴い、令和4年度から令和5年度にかけて調定額が11.4%減、令和5年度から令和6年度にかけて調定額が16.7%減となりました。

また、東京都による第1子無償化（令和7年9月1日から実施）に伴い、令和6年度から令和7年度にかけて調定額が57.2%減となりました。

●認可保育所等の利用者負担に係る滞納金の徴収及び整理等

目 的

認可保育所等の利用者負担に係る滞納金の解消に向けて取り組みます。

事業内容・実績等

滞納金のある納付義務者に対して督促・催告を行うことにより納付を喚起します。

（１）収入未済額及び件数

① 区立保育園保護者負担金

年度	3	4	5	6	7
収入未済額（円）	4,512,510	4,900,560	5,079,080	4,562,830	2,721,950
件数（件）	492	577	149	171	105

② 民営保育園保護者負担金

年度	3	4	5	6	7
収入未済額（円）	9,363,720	15,822,870	13,634,600	15,516,900	13,366,150
件数（件）	857	1,216	598	678	601

（２）不納欠損額及び件数

① 区立保育園保護者負担金

年度	3	4	5	6	7
不納欠損額（円）	921,400	601,600	1,445,500	1,109,640	1,227,580
件数（件）	59	39	76	57	37

② 民営保育園保護者負担金

年度	3	4	5	6	7
不納欠損額（円）	510,250	850,700	2,444,900	1,941,300	1,445,100
件数（件）	39	57	150	116	68

●保育に係る徴収金の滞納処分

目 的

保育に係る徴収金のうち、児童福祉法第 56 条の規定により地方税の滞納処分の例による強制徴収が認められているものについて、強制徴収等の滞納処分を行うことにより、滞納金を徴収します。

事業内容・実績等

過去 5 年間実績なし

● 認証保育所等保育料補助

目 的

認可保育所と認証保育所・認可外保育所等との利用者負担の公平性を担保するため、認証保育所等の利用者負担の軽減を図ります。

事業内容・実績等

国及び都の補助制度を活用することにより、認証保育所等利用者に対して利用者負担額・世帯区分等に応じて算定された助成金を4半期ごとに交付します。

(1) 助成金交付実績

① 認証保育所

年度	3	4	5	6	7
交付額(円)	102,845,106	54,758,334	37,543,830	25,986,700	30,396,650
延べ交付件数(件)	864	430	249	169	179

※東京都による第1子無償化（令和7年9月1日から実施）に伴い、助成上限額の拡充を行った結果、令和6年度から令和7年度にかけて交付額が16.9%増となりました。

② グループ保育室

年度	3	4	5	6	7
交付額(円)	5,203,200	5,256,000	6,439,000	7,300,000	9,784,500
延べ交付件数(件)	68	68	72	67	80

※東京都による第1子無償化（令和7年9月1日から実施）に伴い、助成上限額の拡充を行った結果、令和6年度から令和7年度にかけて交付額が34.0%増となりました。

③ 認可外保育施設等

年度	3	4	5	6	7
交付額(円)	114,196,491	115,759,463	135,202,640	175,264,790	302,661,923
延べ交付件数(件)	1,137	1,133	1,177	1,308	1,866

※東京都による第1子無償化（令和7年9月1日から実施）に伴い、助成上限額の拡充を行った結果、令和6年度から令和7年度にかけて交付額が72.1%増となりました。

事業計画調整係

●区立保育所の民営化

目 的

持続可能な財政運営のために、杉並区施設運営パートナーズ制度（指定管理者制度）を導入している区立保育所7所を私立保育所に転換します。

事業内容・実績等

区立保育所を私立保育所に転換するに当たり、在園児童の保護者を対象とした説明会の開催や私立保育所転換後の運営事業者の公募・選定、保育所運営に係る引継ぎに取り組みます。

[杉並区施設運営パートナーズ制度を導入している区立保育所の私立保育所への転換]

年度	名称
3	下高井戸保育園
4	高円寺南保育園
	荻窪北保育園
	高円寺北保育園
6	上高井戸保育園
7	高井戸保育園
8	堀ノ内東保育園

●認可外保育施設の認可化移行支援

目 的

保育環境の充実のため、認可外保育施設の認可化移行を支援します。

事業内容・実績等

区が運営経費を助成している認可外保育施設について、各運営事業者の意向を踏まえ、認可保育所や家庭的保育事業等への移行に向けて支援します。

[認可化移行の実績]

類型	3	4	5	6	7
認証保育所（所）	2	3	2	0	0
家庭福祉員（所） ※グループ含む	0	0	0	0	0
グループ保育室（所）	0	0	0	0	0

子供園・幼稚園係

●区立子供園の運営

目 的

3歳児から5歳児までの幼児を区立子供園（6園）で受け入れ、教育・保育を一体的に行うことで、地域における育ちの場としての役割を担います。保護者の就労の有無に関わらず受け入れる短時間保育（午前9時から午後2時までの保育）と保護者の就労等が必要な長時間保育（保護者の就労等により午前7時30分から午後6時30分までの保育）があります。

事業内容・実績等

より良い教育・保育環境の提供のため、幼児の発達段階に応じた教材の整備や施設の安全確保を図っています。

全ての園児が安心して園生活が送れるように、特別な配慮を要する園児へ適切な配慮や支援ができるように介助員の配置を行っています。

[在園児数及び介助員配置人数] (各年5月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
在園児童数（人）	402	380	388	334	323
介助員配置人数（人）	27	24	30	29	36

※高円寺北子供園については、令和5年度から3歳児クラスの受入を開始しました。

●私立幼稚園の運営に関する支援

目 的

私立幼稚園の運営経費の一部補助を行うことで、私立幼稚園の運営が安定し、入所児童の安全で快適な幼児教育・保育環境を確保します。

事業内容・実績等

園外保育、健康管理、特別支援教育にかかる経費の補助を行い、私立幼稚園における就学前教育の充実を図っています。

幼稚園教育の充実発展と私立幼稚園教職員の資質向上を図るため、教育研修会等にかかる経費の一部を補助しています。

●私立幼稚園等園児保護者の経済的負担軽減に関する支援

目 的

私立幼稚園等の幼児教育・保育にかかる費用を園児保護者へ補助することで、区立子供園との間に生じる、保護者の経済的負担の格差是正を図ります。

事業内容・実績等

入園料、保育料等、園児保護者が負担した費用の一部を補助し、幼児教育・保育にかかる保護者の経済的な負担を軽減します。

[私立幼稚園等園児保護者への保育料助成]

年度	3	4	5	6	7
在園児童数（延人数）	53,612	47,568	42,149	37,809	35,017

●私立幼稚園における一時預かり事業に関する支援

目 的

一時預かり事業を実施する私立幼稚園へ事業費を補助し、保護者のリフレッシュや就労等の多様なニーズに対応することで、適切な保育環境の確保及び幼稚園教育の振興を図ります。

事業内容・実績等

私立幼稚園における一時預かり実績に応じ、事業費の補助を行います。

[私立幼稚園一時預かり事業（長時間預かり方式）実施状況]（各年5月1日現在）

年度	3	4	5	6	7
施設数（園）	6	7	7	8	8
定員（人）	315	366	390	410	450

※年間200日以上かつ教育時間と合わせて9時間以上の定期の預かり保育を実施

●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認並びに施設型給付費及び地域型保育給付費等の支払等(新制度移行幼稚園)

目 的

保護者の就労・疾病等により、保育を必要とする乳幼児が私立幼稚園等に入所した場合に、その幼稚園等に対し給付費等を支払うことにより、入所児童の安全で快適な教育環境や多様な教育サービスを確保します。

事業内容・実績等

私立幼稚園等に対し、児童の入所人数や職員配置に応じて国及び区で定めた給付費、各種補助金等を支払います。

年度	3	4	5	6	7
施設数（所）	4	4	4	5	5
在籍児童数（人）	298	252	226	205	250
支出額（円）	209,754,309	202,694,619	184,277,510	214,621,825	295,146,902

※施設数、在籍児童数は、各年４月１日現在の数値

※施設数は区内施設数、在籍児童数は区内施設に通う児童数

保育施設給付係 _____

●指定管理保育所の運営

目 的

保育所に対し指定管理料等を支払うことにより、入所児童の安全で快適な保育環境や多様な保育サービスを確保します。

事業内容・実績等

指定管理保育所に対し、児童の入所人数や職員配置に応じて国及び区で定めた給付費等に準じた指定管理料・各種補助金等を支払います。

年度	3	4	5	6	7
施設数（所）	6	3	4	2	1
在籍児童数（人）	587	260	340	166	79
支出額（円）	1, 295, 490, 064	594, 112, 414	699, 886, 912	443, 422, 767	203, 546, 530

※施設数、在籍児童数は、各年４月１日現在の数値

※支出額は、指定管理料

●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認並びに施設型給付費及び地域型保育給付費等の支払等(新制度移行幼稚園除く)

目 的

保護者の就労・疾病等により、保育を必要とする乳幼児が私立保育所、地域型保育事業所等に入所した場合に、その保育所に対し給付費等を支払うことにより、入所児童の安全で快適な保育環境や多様な保育サービスを確保します。

事業内容・実績等

私立保育所、地域型保育事業所等に対し、児童の入所人数や職員配置に応じて国及び区で定めた給付費、各種補助金等を支払います。

(1) 私立保育所への給付等

年度	3	4	5	6	7
施設数(所)	134	149	155	158	159
在籍児童数(人)	9,342	10,375	10,689	11,021	11,140
支出額(円)	22,346,520,647	25,164,484,267	27,093,268,399	29,319,414,371	30,892,453,211

※施設数、在籍児童数は、各年4月1日現在の数値

※施設数は区内施設数、在籍児童数は区内施設に通う児童数

(2) 地域型保育事業実施施設への給付等

① 小規模保育事業

年度	3	4	5	6	7
施設数(所)	26	25	25	25	26
在籍児童数(人)	414	352	324	329	335
支出額(円)	1,529,251,014	1,440,517,672	1,435,740,148	1,585,717,846	1,817,347,035

※施設数、在籍児童数は、各年4月1日現在の数値

※施設数は区内施設数、在籍児童数は区内施設に通う児童数

② 家庭的保育事業

年度	3	4	5	6	7
施設数(所)	12	12	12	12	11
在籍児童数(人)	57	45	55	52	49
支出額(円)	232,561,545	246,945,648	249,432,040	269,480,865	285,845,198

※施設数、在籍児童数は、各年4月1日現在の数値

※施設数は区内施設数、在籍児童数は区内施設に通う児童数

③ 事業所内保育事業

年度	3	4	5	6	7
施設数（所）	6	6	6	5	4
在籍児童数（人）	65	56	51	54	42
支出額（円）	238,833,601	274,765,432	279,303,785	282,976,130	255,168,307

※施設数、在籍児童数は、各年４月１日現在の数値

※施設数は区内施設数、在籍児童数は区内施設に通う児童数

※在籍児童数は、地域枠を記載

④ 居宅訪問型保育事業

年度	3	4	5	6	7
事業者数（所）	3	3	3	3	4
在籍児童数（人）	21	16	15	11	8
支出額（円）	175,780,020	141,339,670	127,598,240	126,592,950	113,926,670

※事業者数、在籍児童数は、各年４月１日現在の数値

● 認証保育所等認可外保育施設の運営費等の支払等

目 的

区民の多様なニーズに応えた保育の場等を確保します。

事業内容・実績等

入所児童数に応じた補助の実施や、保育の運営の委託料を支払います。

（１）認証保育所

東京都独自の基準による認証保育所の保育サービス水準を維持向上させるとともに、区民の多様なニーズに応えた保育の場を確保するため、入所児童数に応じて運営費等の補助を行っています。

年度	3	4	5	6	7
施設数（所）	8	4	2	1	1
在籍児童数（人）	212	103	60	36	36
支出額（円）	491,155,002	274,127,132	150,364,320	120,695,972	118,385,195

※施設数、児童数は、各年４月１日現在の数値

※施設数は区内施設数、在籍児童数は区内施設に通う児童数

（２）家庭福祉員・家庭福祉員グループ

家庭的な雰囲気の中で保育を実施する施設です。０～２歳児の乳幼児の児童福祉の向上を図るため、区が運営を委託し、保育を実施しています。

年度	３	４	５	６	７
施設数（所）	４	４	４	４	４
在籍児童数（人）	２１	１７	１２	１４	１２
支出額（円）	４２,３１６,３９５	４３,２８９,５１０	４２,１７０,９７１	４５,７９７,１８９	４１,４９３,０８５

※施設数、在籍児童数は、各年４月１日現在の数値

（３）グループ保育室

区が提供する保育施設において、区が育成した保育者によるグループに対し運営を委託し、保育を実施しています。

年度	３	４	５	６	７
施設数（所）	１	１	１	１	１
在籍児童数（人）	１８	１６	１３	２０	１５
支出額（円）	２４,３８７,４５０	２５,３０８,７４９	２５,５９８,７８９	２６,１７１,５１２	２５,８８０,５５５

※施設数、在籍児童数は、各年４月１日現在の数値

保育施設認可係

●保育所の設置の認可等

目 的

保護者の就労、疾病その他の事由により保育を必要とする子どもに保育を提供するため、保育所設置及び家庭的保育事業等（地域型保育事業）の認可を行うとともに、保育所等に通っていない子どもへの支援の充実を図るため、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可を行います。

事業内容・実績等

	年度	3	4	5	6	7
認可 件 数	保育所（都認可）	15	9	3	1	1
	家庭的保育事業等	0	0	0	3	0
	乳児等通園支援事業	—	—	—	—	22

●認可保育所における園庭確保のための支援

目 的

区内の認可保育所運営事業者が、保育内容の一層の充実に向けて新たに園庭を確保するために要する経費の一部を補助しています。

事業内容・実績等

	年度	3	4	5	6	7
補助金 交付団体数	借入利子補助	2	2	2	2	1
	賃借料補助	1	1	1	2	2
	整備費補助	0	0	0	1	0

保育巡回支援担当 _____

●巡回指導・巡回訪問

目 的

区立保育所の園長経験者及び心理専門職等が定期的又は随時に保育施設へ訪問する巡回指導、巡回訪問等を通し、区全体の保育の質の維持・向上を図ります。

事業内容・実績等

（１）巡回指導・巡回訪問

定期的又は随時に保育施設へ訪問し、保育の状況や配慮を要する子どもの様子などを確認するとともに、必要に応じて園長等への指導・助言を行っています。

年度	3	4	5	6	7
心理職（回）	1,318	1,340	1,361	1,340	1,363
園長経験者（回）	1,124	1,047	1,048	1,014	1,098

（２）中核園の取組

中核園が企画・実施する地域懇談会や、職員・園児の交流等の取組を通じて、保育施設間の連携・情報共有の促進を図っています。

地域	井草	西荻窪		荻窪		阿佐谷		高円寺	高井戸	方南・和泉
		北	南	北	南	北	南			
園名	四宮	西荻北	松庵	本天沼	荻窪東	阿佐谷東	成田	高円寺東	久我山	和泉

指導検査担当 _____

● 保育施設への指導検査

目 的

保育施設が適正に運営・管理されているか、実地検査を行い、運営の適正化を図ります。

事業内容・実績等

(1) 保育施設への指導検査の実施

保育事業者に対して、区が定めた指導検査基準を基に保育施設への実地検査を行い、事業が適正に行われていることを確認します。基準を満たしていない点については、事業者が正しく理解できるよう助言・指導を行い、運営の適正化を図ります。

また、年1回程度、集団指導を行い、これまでに誤りが多い点や解釈が難しい点について、資料にまとめて説明するとともに、資料を各園に送付します。

年度		3	4	5	6	7
指導検査件数	私立保育所	35	79	73	85	72
	地域型保育事業	4	18	26	21	23
	認可外保育施設 (家庭福祉員を含む)	0	15	5	4	8

※令和3年度は、感染症等により一定期間、指導検査を自粛

17 兒童青少年課

管理係・児童館運営係・子どもの居場所づくり担当・学童クラブ整備担当

●児童館の運営

目 的

18 歳未満のすべての子どもを対象に、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的に、児童福祉法に基づく児童福祉施設（児童厚生施設）として設置・運営しています。

事業内容・実績等

児童館は、0 歳から 18 歳未満の児童が気軽に利用できる身近な居場所です。次のような遊びや自主的な活動等を通して、心身ともに健やかに成長できるよう支援しています。

- ・子どもの遊びや自主活動の応援
- ・さまざまな体験プログラム
- ・おまつり、餅つきなどの地域行事
- ・中・高校生向けの事業や自主企画の応援
- ・障害のある子もない子と共に楽しむプログラム
- ・学童クラブ
- ・乳幼児親子のひろば（ゆうキッズ）

[設置状況] 25 館（令和 8 年 4 月 1 日現在）

[児童館の利用者数推移（サンカード利用日を含む）]

年度	3	4	5	6	7
児童館数（所）	29	28	27	25	25
延べ利用者数（人）	834, 826	853, 257	907, 076	856, 124	794, 842

※児童館数は各年度 4 月 1 日現在

（１）小学校から児童館への直接来館制度の実施

小学生の放課後の過ごし方の選択肢の一つとなるよう、あらかじめ登録した児童が、放課後一旦自宅に帰宅することなく学校から児童館に直接来館できる制度として、全児童館で実施しています。来館に要する時間を減らすことで、児童館で過ごせる時間を増やし、放課後の時間の充実を図っています。

（２）児童館障害児交流プログラムの充実

障害のある子もない子と共に楽しめるプログラムを実施するなど、障害児にとって児童館が友達と交流する場・放課後や休日に過ごす場となるよう、取り組んでいます。

（３）地域中・高校生委員会活動の支援

４か所の児童館等に設置している地域中・高校生委員会を中心として、中・高校生自身の意見や要望に基づいた自主的な活動、社会参画を支援しています。また、中・高校生が子ども達のリーダーの役割を果たすなど、地域の中で活躍できる機会を提供しています。

（４）ゆうキッズ事業の実施

子育てに対する保護者の不安感や負担感の軽減を図るとともに、子育て力の向上を支援するため、すべての児童館において、乳幼児親子が気軽に集い、交流ができる場の提供や乳幼児親子向けプログラム等を実施しています。

（５）地域子育てネットワーク事業の実施

各小学校区域で「出会い・ふれあい・支えあい」をスローガンに、地域や学校関係者、子育て支援団体等との連絡会議の開催や、地域の伝統行事、健全育成事業の共催等を実施しています。また、区民からの企画を取り入れた「区民企画事業」を行い、地域交流活動の促進を図っています。

●学童クラブの運営**目 的**

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として設置・運営しています。

事業内容・実績等

学童クラブは、就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生の遊びと生活の場です。

〔設置状況〕 53 クラブ（令和８年４月１日現在）

※うち 26 クラブの運営を民間委託

〔利用方法〕 入会申請書を希望する学童クラブに直接提出

[学童クラブ登録状況推移（各年度４月１日現在）]

年度	4	5	6	7	8
クラブ数（所）	50	51	51	53	53
登録者数（人）	5,490	5,860	6,047	6,178	6,232
待機児童数（人）	242	280	388	512	537

（１）特別支援児童の受入

すべての学童クラブで、障害等により、特別な支援が必要な児童の受入を行っています。また、重度の身体障害と知的障害がある児童を、高円寺学園学童クラブ（定員６名）及び四宮森学童クラブ（定員５名）で受け入れています。受入後は、専門家による巡回指導等を実施し、各児童に応じた対応をしています。

（２）学童クラブへの通所支援

自力で学童クラブへの通所が困難な障害児とその家庭を支援するために、通所支援ボランティアの募集、登録、斡旋を行っています。

（３）学童クラブの整備

学童クラブ需要に応えるため、小学校内への整備や既存学童クラブの育成室の拡張を行うことなどにより、児童の受入数の拡大を図っています。

（４）民間学童クラブ運営費助成

民間学童クラブ事業者の経営安定を図り、学童クラブ需要に応えるため、運営費の一部を助成しています。

●小学校内での放課後等居場所事業の実施

目 的

区内の小学校において、放課後等に学校施設を活用し、小学生の安全・安心な居場所を提供し、保護者や地域住民の参画を得て、遊びや学習、スポーツ、文化・創作活動、交流活動などの取組を通して、児童の自主性や社会性、創造性を育むとともに、児童が地域社会の中で健やかに成長できる環境づくりを推進することを目的としています。

事業内容・実績等

放課後等における小学生の活動拠点として、室内活動ができる場と動的な活動ができる場を用意し、児童のやりたい多様な遊びや学習、自由な過ごし方ができるよう援助しています。

また、遊びや学習、スポーツ、文化・創作活動、交流活動などのプログラムを実施しています。

〔実施状況〕 区立小学校 40 校中 29 校で実施（令和 8 年 4 月 1 日現在）

〔放課後等居場所事業の利用者数推移〕

年度	3	4	5	6	7
実施校数（校）	12	14	15	17	20
延べ利用者数（人）	103,351	131,444	144,241	178,187	205,670

●子ども・子育てプラザの運営

目 的

子育て支援に関する事業を総合的かつ一体的に行うことにより、安心して子育てができる環境の形成及び子どもの健全な育成に資することを目的としています。

事業内容・実績等

子ども・子育てプラザは、乳幼児親子やこれから子育てを始める方（妊娠中の方とそのパートナー）を対象とした地域の子育て支援拠点です。親子でゆっくり過ごせる居場所であるとともに、子育てサービスの利用相談や一時預かり事業（一部子ども・子育てプラザを除く）を行っています。

〔設置状況〕7所（令和8年4月1日現在）

〔子ども・子育てプラザの利用者数推移〕

年度	3	4	5	6	7
プラザ数（所）	4	5	6	7	7
延べ利用者数（人）	181,127	217,940	286,825	301,802	314,028

※プラザ数は各年度4月1日現在

（１）地域子育てネットワーク事業の実施

児童館が存しない小学校区域においては、子ども・子育てプラザが地域子育てネットワーク事業を実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
地域子育てネットワーク事業の実施	児童青少年課 管理係・児童館運営係・子どもの居場所づくり担当・学童クラブ整備担当	P.350

●その他の主な事業

目 的

児童館等の施設運営の他に、子どもの健全育成支援及び子育て支援を目的とした次のような様々な事業を実施しています。

事業内容・実績等

（１）青少年問題協議会の運営

青少年問題に関する施策に対して必要な事項を調査・審議するとともに、区内関係機関・団体との連絡調整を図ることを目的に、区長の附属機関として設置しています。

委員数：20 名

構成：地域・教育関係者、学識経験者、関係行政庁の職員、公募委員

（２）子どもプレーパーク事業の実施

区内の公園において、子どもたちがたき火・泥遊び・ロープワーク等を通じて、自らのアイデアや創造力を活かし、自由に遊びを作り出すことができる「プレーパーク事業」を実施しています。

（３）中・高校生赤ちゃんふれあい事業等実施

赤ちゃんへの愛着感情を醸成し、将来、親として子どもを育てる際に活かされるよう、赤ちゃんとのふれあい事業を進めています。

事業係

●児童青少年センター（ゆう杉並）の運営

目 的

児童青少年センター（愛称：ゆう杉並）は中・高校生のための全区的な大型児童館として設置しています。

事業内容・実績等

ゆう杉並は中学生・高校生のための児童館です。中学生・高校生にとって魅力ある施設をめざし、広い体育室や完全防音のスタジオなどを備えるとともに、利用者自身の声を生かすため「中・高校生運営委員会」の設置や自主企画事業への積極的な支援を行っています。

[センター利用者数推移（サンカード利用日を含む）]

年度	3	4	5	6	7
利用者数（人）	18,716	31,240	41,346	49,828	48,863

（１）中・高校生の自主活動の支援

ゆう杉並を利用する中・高校生の自主グループを支援することで、やる気を引き出し、主体性の向上を図っています。また、「自主企画実現システム」など、利用者自らが企画実施できる機会を提供しています。

（２）中・高校生運営委員会活動の推進

利用者である中・高校生がゆう杉並の運営に自ら参画できるよう、中・高校生運営委員会を組織し、一年を通じて活動を支援しています。

●友好都市交流事業

目 的

友好都市の子どもとの交流を通して、児童の健全育成を図ることを目的としています。

事業内容・実績等

杉並区の交流自治体である群馬県東吾妻町、北海道名寄市と、小学5年～6年生を対象とした子ども交流会を実施しています。平成24年度から次世代育成基金活用事業としています。

[令和7年度開催状況]

名寄市子ども交流会（参加児童16名）

実施日：名寄編7月28日～7月31日（3泊4日）

杉並編8月5日～8月8日（3泊4日）

東吾妻町子ども交流会（参加児童16名）

実施日：8月18日～8月20日（2泊3日）

青少年係

● 青少年の健全育成の促進

目 的

善い行いをした青少年及び団体を表彰することで善行の気運醸成を図るほか、青少年育成に関わる地域団体等を支援することで、子どもたちの健全育成を推進しています。

事業内容・実績等

善い行いをした青少年及び団体を年に1度表彰しています。また、青少年育成に関わる地域団体等と組織するすぎなみ舞祭実行委員会の事務局を担うなど、青少年の健全育成に資する行事の開催やその支援を行っています。

(1) 善行青少年の表彰

善い行いをした青少年及び団体を推薦してもらい、年に1度表彰しています。

年度	3	4	5	6	7
個人（人）	26	131	292	402	471
団体（団体）	13	21	28	41	53

(2) すぎなみ舞祭の開催

青少年育成に関わる地域団体等と実行委員会を組織し、「子どもたちの自主性・社会性の育成」「ダンスを中心とした地域のつながり」を目的に、2008（平成20）年より開催しています。区では、実行委員会の事務局を担うほか分担金を支出することで、開催を支援しています。

● 青少年健全育成団体の育成

目 的

地域の青少年健全育成団体の活動を助成し、これらの団体が行う事業活動を通して子どもたちの健全育成を推進しています。

事業内容・実績等

杉並区役所旧出張所の所管区域を単位として設置された任意団体である 17 の青少年育成委員会に対して補助金を支出するほか、活動場所の確保等により、その活動を支援しています。

また、区内で活動するボーイスカウト、ガールスカウトの各団で組織する杉並スカウト連絡会がその知識や技術を活かして実施する外遊び事業「わくわくフィールド SUGINAMI」を区内各地域で開催するための事業共催分担金を支出しています。

（１）青少年育成委員会への助成・支援

各青少年育成委員会に対して、委員会の運営及び青少年健全育成のための諸事業に係る経費を、年度 100 万円を上限に補助しています。

年度	3	4	5	6	7
補助額（千円）	7,603	13,864	14,816	15,714	15,840

（２）杉並スカウト連絡会との共催事業の実施

区内で活動するボーイスカウト、ガールスカウトの各団で組織するスカウト連絡会との共催で「わくわくフィールド SUGINAMI」を実施し、その事業に係る経費の一部を事業共催分担金として支出しています。

年度	3	4	5	6	7
実施回数（回）	8	9	8	9	12
参加者数（人）	869	735	450	337	548

● 青少年の自立支援

目 的

青少年が社会を構成する主体として自覚を持った成人に成長するよう支援しています。

事業内容・実績等

二十歳という節目の年に改めて成人であることの自覚と自立を促し、次代を担う青年への期待と励ましを伝えるために「二十歳のつどい」を成人の日を開催しています。

（１）二十歳のつどいの実施

開催年度中に 20 歳を迎える方のうち、区内在住者または区外在住者で区内在住歴あるいは区立小・中学校の在学歴があり式典への参加を希望する方を対象に、杉並公会堂で式典を開催しています。

年度	3	4	5	6	7
対象者数（人）	4,745	4,844	5,124	5,356	5,322
参加者数（人）	2,223	2,089	2,253	2,293	2,298

次世代育成基金担当

●次世代育成基金の活用推進

目 的

次代を担う子ども・青少年の国内外の交流、スポーツ、文化・芸術等の事業への参加を支援することにより、その健やかな成長を図ることを目的に設置した次世代育成基金を活用し、様々な体験・交流の機会を提供しています。

事業内容・実績等

次世代育成基金は、その趣旨に賛同した区民等からの寄附や募金活動への協力により得た額を基金として積み立てています。積み立てた基金は、その設置目的に規定する事業を実施する際に、事業に係る経費のうち子どもに係る経費の 1/2 にあたる額に充当することで活用しています。なお、基金活用事業には、区が主催する事業と民間団体等に助成して実施する事業の 2 種類があります。

[令和 7 年度 基金活用事業]

活用事業名	事業主管課	参加者数 (人)	基金活用額 (千円)
子ども国内交流（名寄編・東吾妻編）	児童青少年課	32	1,835
小学生名寄自然体験交流	生涯学習推進課	25	1,545
交流自治体中学生親善野球大会	スポーツ振興課	30	3,889
中学生小笠原自然体験交流	済美教育センター	22	2,539
中学生海外留学	済美教育センター	22	7,918
チャレンジ・アスリート	スポーツ振興課	162	1,252
平和学習中学生派遣	区民生活部管理課	24	2,147
民間提案事業（5 事業）	児童青少年課	155	3,294
計 13 事業		472	24,419

[年度末寄附実績・基金残高]

年度	3	4	5	6	7
寄附件数（件）	1,667	2,075	1,645	1,907	1,489
寄附額（千円）	18,278	9,774	7,523	39,575	207,670
基金残高（千円）	114,893	106,497	89,945	110,484	305,828

18 国民健康保険

国民健康保険

●概説

(国保年金課)

国民健康保険は、国民皆保険制度として加入者（被保険者）の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な給付を行い、地域住民の安心・安全な医療の確保と健康保持増進に寄与することを目的としています。

加入対象者は、職場の健康保険、各種共済組合等職域の医療保険や後期高齢者医療制度に加入していない区民（外国人を含む）です。

杉並区は、他区と同時に昭和 34 年 12 月から、区民の約 20%、99,441 人を被保険者として保険事業を開始し、令和 8 年度当初の被保険者数は 104,806 人で、区民の加入率は 17.94%になっています。

近年の国民健康保険に係る医療給付費は、社会保険の適用拡大等により被保険者数が減少している一方で、高齢者人口の増加や医療技術の進歩などに伴う医療費の増加が見られ、全体としては横ばいで推移しています。一方、国民健康保険制度を支える保険料収入については、一時的な離職者、非正規雇用者などの加入割合が高いことや、被保険者の資格得喪の移動率が高いといった大都市の特性から、収納率（現年分）は 9 割前後から伸び悩んでいます。

以上の状況を踏まえ、区では保険料収入の向上や医療費の適正化に努め、安定的な事業運営に取り組んでいます。

●国民健康保険事業の運営に関する協議会

(国保年金課)

国民健康保険法第 11 条に基づいて設置された区長の諮問機関であり、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、区長の諮問に応じて審議し、答申します。

(1) 所掌事項

国民健康保険に係る条例規則等の制定及び改廃に関すること
療養の給付の充実及び改善に関すること
保険料の賦課徴収に関すること
その他国民健康保険事業の運営上の重要事項

(2) 委員の構成

定員 20 名			
被保険者を代表する委員	保険医又は保険薬剤師を代表する委員	公益を代表する委員	被用者保険等保険者を代表する委員
6 名	6 名	6 名	2 名

(3) 委員の任期

3 年

●資格事務

(国保年金課)

被保険者の資格取得届を受理し、資格確認書等の交付を行っています。令和6年12月1日に被保険者証の新規交付を終了し、健康保険証の利用登録を行ったマイナナンバーカード（マイナ保険証）をお持ちの方には資格情報のお知らせ、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書の交付を行っています。なお、70歳から74歳までの被保険者で、マイナ保険証をお持ちでない方には高齢受給者証を交付していましたが、令和7年8月に資格確認書へ一本化しました。

また、資格喪失届を受理し、資格確認書等の回収を行っています。

(1) 被保険者加入状況

区 人 口			被保険者数等		国保加入率	
年月日	世帯数	人員	加入世帯数	被保険者数	世帯	人員
	世帯	人	世帯	人		
4. 4. 1	325,481	570,925	85,881	113,141	26.39%	19.82%
5. 4. 1	328,310	572,468	84,310	109,644	25.68%	19.15%
6. 4. 1	332,091	574,841	84,010	107,725	25.30%	18.74%
7. 4. 1	336,880	579,634	83,540	105,856	24.80%	18.26%
8. 4. 1	341,044	584,351	83,627	104,806	24.52%	17.94%

※区人口は外国人住民を含む

(2) 資格取得状況

年 度	転入	組合国保から	社会保険から	生活保護から	出生	その他	計	
	人員	人員	人員	人員	人員	人員	世帯	人員
	人	人	人	人	人	人	世帯	人
3	8,540	427	16,346	118	332	368	21,343	26,131
4	12,263	361	16,353	127	321	389	24,595	29,814
5	12,647	526	16,502	137	298	380	25,352	30,490
6	13,744	439	16,453	140	249	417	26,478	31,442
7	14,029	280	16,340	133	235	359	26,708	31,376

(3) 資格喪失状況

年 度	転出	組合国保へ	社会保険へ	生活保護へ	死亡	その他	計	
	人員	人員	人員	人員	人員	人員	世帯	人員
	人	人	人	人	人	人	世帯	人
3	9,414	628	14,478	407	586	5,013	23,918	30,526
4	9,569	815	15,393	457	618	6,459	26,166	33,311
5	9,763	643	15,213	422	557	5,811	25,652	32,409
6	10,263	716	15,514	400	545	5,873	26,948	33,311
7	10,902	652	14,561	418	542	5,350	26,621	32,425

※「その他」は、後期高齢者医療制度への加入による喪失を含みます。

(4) 70歳～74歳の被保険者の一部負担金割合の状況 (令和8年4月1日)

一般 (2割負担)	一定以上所得者 (3割負担)	合計
12,578	3,002	15,580

(単位：人)

●賦課事務

(国保年金課)

基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援金賦課額を被保険者ごとに算定し、世帯で合算した額を年度の保険料として世帯主に賦課しています。子ども・子育て支援金賦課分は、令和8年度から保険料として賦課されることになりました。

所得割額の算定基礎額となる賦課標準額は前年の賦課標準額（旧ただし書所得）です。

なお、保険料については、軽減基準総所得金額が一定金額以下の場合に、均等割額を軽減する減額賦課のほか、令和4年度より未就学児における均等割額を半額に軽減する減額賦課や、令和6年1月より出産した（する）被保険者に係る産前産後期間の保険料を軽減する減額賦課を行っています。また、災害・病気・その他特別な事情が生じたときは、申請により保険料の減免を行っています。

※旧ただし書所得・・・住民税の課税方式としては、既に廃止されている旧地方税法における住民税課税方式に関する条文のただし書きとして規定されていた方法を用いて算出される所得のことで、総所得金額等から基礎控除のみを差し引くことで算出します。

(1) 保険料率等年度別の推移

年 度	基礎賦課分（医療分）			後期高齢者支援金等賦課額			介護納付金賦課額		
	均等割額	所得割料率	限度額	均等割額	所得割料率	限度額	均等割額	所得割料率	限度額
	円		円	円		円	円		円
3	38,800	7.13/100	630,000	13,200	2.41/100	190,000	17,000	2.20/100	170,000
4	42,100	7.16/100	650,000	13,200	2.28/100	200,000	16,600	2.20/100	170,000
5	45,000	7.17/100	650,000	15,100	2.42/100	220,000	16,200	2.20/100	170,000
6	49,100	8.69/100	650,000	16,500	2.80/100	240,000	16,500	2.20/100	170,000
7	47,300	7.71/100	660,000	16,800	2.69/100	260,000	16,600	2.25/100	170,000

※令和4年度より、未就学児（年度の末日時点で年齢が6歳以下の被保険者）に係る基礎賦課分（医療分）及び後期高齢者支援金等賦課額の均等割額を半額に減額しています。

<令和8年度保険料額計算方法>

$$\begin{aligned} \text{年間保険料額} &= \text{基礎賦課額 (医療分)} + \text{後期高齢者 支援金等賦課額} + \left(\text{介護納付金賦課額} \right. \\ &\quad \left. 40 \text{ 歳} \sim 64 \text{ 歳の被保険者} \right. \\ &\quad \left. \text{に加算される保険料} \right) \\ &\quad + \text{子ども・子育て 支援金賦課分} \end{aligned}$$

$$\text{基礎賦課額} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

均等割額 = 被保険者数 $\times$ 1人当たりの均等割額 (47,600 円 ※未就学児は半額)
 所得割額 = 世帯の賦課標準額 $\times$ 所得割料率 (7.51/100)
 ※ 限度額 67 万円

$$\text{後期高齢者 支援金等賦課額} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

均等割額 = 被保険者数 $\times$ 1人当たりの均等割額 (17,600 円 ※未就学児は半額)
 所得割額 = 世帯の賦課標準額 $\times$ 所得割料率 (2.80/100)
 ※ 限度額 26 万円

$$\text{介護納付金 賦課額} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

均等割額 = 介護保険第2号被保険者数 $\times$ 1人当たりの均等割額 (17,800 円)
 所得割額 = 介護保険第2号被保険者の賦課標準額 $\times$ 所得割料率 (2.43/100)
 ※ 限度額 17 万円

$$\text{子ども・子育て 支援金賦課額} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

均等割額 = 被保険者数 $\times$ 1人当たりの均等割額 (1,873 円)
 ※年度末時点で18歳以下の被保険者は全額減額
 所得割額 = 世帯の賦課標準額 $\times$ 所得割料率 (0.27/100)
 ※ 限度額 3 万円

(2) 保険料 (均等割額) 減額賦課

① 基準 (令和7年度)

7 割軽減世帯 = 世帯の所得金額が 43 万円 + 10 万円 $\times$ (給与所得者等(※)の数 - 1) 以下

5 割軽減世帯 = 世帯の所得金額が 43 万円 + 被保険者 1 人増える毎に +30.5 万円 + 10 万円 $\times$ (給与所得者等(※)の数 - 1) 以下

2 割軽減世帯 = 世帯の所得金額が 43 万円 + 被保険者 1 人増える毎に +56 万円 + 10 万円 $\times$ (給与所得者等(※)の数 - 1) 以下

(※) 給与所得者等とは、被保険者のうち給与所得者と公的年金等の支給を受ける者をいいます。

② 保険料（均等割額）減額賦課状況

年 度	賦課期日被保険者		7割減額		5割減額		2割減額		合計	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)
3	88,953	118,118	27,429	32,183	8,346	12,310	6,986	10,811	42,761	55,304
			30.84%	27.25%	9.38%	10.42%	7.85%	9.15%	48.07%	46.82%
4	87,042	114,365	29,599	34,366	7,846	11,512	6,503	9,919	43,948	55,797
			34.01%	30.05%	9.01%	10.07%	7.47%	8.67%	50.49%	48.79%
5	84,904	110,385	30,561	35,092	7,583	11,164	6,243	9,531	44,387	55,787
			35.99%	31.79%	8.93%	10.11%	7.35%	8.63%	52.28%	50.54%
6	84,565	108,313	31,642	35,924	7,616	10,992	6,271	9,368	45,529	56,284
			37.42%	33.17%	9.01%	10.15%	7.42%	8.65%	53.84%	51.96%
7	84,871	107,359	31,736	35,655	7,305	10,391	6,037	8,808	45,078	54,854
			37.39%	33.21%	8.61%	9.68%	7.11%	8.20%	53.11%	51.09%

(3) 保険料減免状況

(単位：件)

年度	減額	免除	減免合計
3	547	27	574
4	288	39	327
5	272	35	307
6	249	29	278
7	244	27	271

※刑事施設への収監、東日本大震災等の事由により減免を行っています。

●収納事務

(国保年金課)

新規加入時や窓口納付時などあらゆる場面で口座振替払いの勧奨を行っているほか、スマートフォン決済アプリによる納付などキャッシュレス納付の勧奨を行っています。

保険料の徴収は、口座振替または納付書による普通徴収と、世帯主の年金から引き落とす特別徴収があります。特別徴収には65歳以上の世帯で年額18万円以上の年金受給などの要件があります。

令和3年度賦課分から、納期限までに納付しない場合は延滞金の徴収を行っています。

●過誤納保険料の還付及び充当

(国保年金課)

保険料額の変更や重複納付に伴い発生した過誤納金を、還付又は滞納保険料等に充当します。令和3年度賦課分から、過誤納等により還付するときに還付加算金を加算しています。

●滞納整理・滞納処分

(国保年金課)

納付期限が過ぎても納付の確認ができない世帯主に対し、督促状を発送するほか、滞納状況により警告書や差押え予告書等を発送しています。

その上で、特別な理由もなく滞納しているときは、財産調査を行い、差押え可能な財産がある場合は、財産を差押えるなど滞納処分を行います。

また、税部門が差押えた財産や裁判所による競売・破産手続等に対して交付要求を行っています。

この他に、保険料の滞納が一定期間続くと特別療養費の支給となる場合があります、医療機関の窓口では医療費を全額負担（通常は 3 割）することになります。後日申請により、保険診療の 7 割分を払い戻すことができますが、原則として滞納になっている保険料に充当することになります。

<収納率の推移>

(単位：％)

	年度	3	4	5	6	7
収納率	現 年 分	91.26	89.90	90.15	89.32	89.07
	滞 納 繰 越 分	28.09	30.83	35.56	34.58	35.48
	合 計	81.53	82.45	83.12	82.66	81.68

<差押・交付要求件数の推移>

(単位：件)

	年度	3	4	5	6	7
差押	預 貯 金	576	793	978	1188	913
	生 命 保 険	32	62	51	39	36
	給 与 等	15	14	17	3	1
	そ の 他	0	1	0	1	2
	合 計	623	870	1046	1231	952
交 付 要 求		60	72	73	61	72

●保険給付

(国保年金課)

(1) 疾病及び負傷に対する給付

① 療養の給付

病気やけがで医療機関にかかったとき、その医療費の7割(6歳になった年の年度末(3月31日)までは8割、70歳以上は8割または7割(現役並み所得者))を国民健康保険が負担しています。

<療養給付費支給状況>

(単位:円)

年度		件数	支給額
3	一般	1,767,456	27,130,643,962
	退職	7	69,937
	計	1,767,463	27,130,713,899
4	一般	1,766,699	26,850,866,037
	退職	0	0
	計	1,766,699	26,850,866,037
5	一般	1,774,096	26,413,655,263
	退職	0	0
	計	1,774,096	26,413,655,263
6	一般	1,746,808	26,054,043,493
	退職	0	0
	計	1,746,808	26,054,043,493
7	一般	1,702,467	26,260,540,451
	退職	—	—
	計	1,702,467	26,260,540,451

※退職被保険者制度は令和6年度末で廃止

② 療養費の支給

次のような場合で全額自己負担したとき、それぞれ審査に基づき、国民健康保険の負担額分を支給しています。

- 旅行や出張など、出先での急なけがや病気により、マイナ保険証等を持たずに治療を受けたとき
- 医師の指示により治療用のコルセット、ギプスなどの補装具をつくったとき
- 医師の同意や診断により、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき
- 骨折やねんざなど接骨院で治療を受けたとき
- 海外旅行等で急なけがや病気のため海外の医療機関で診療を受けたとき

国民健康保険

＜療養費支給状況＞

(単位:円)

年度		診療費		接骨		補装具・その他		合計	
		件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3	一般	1,766	17,057,054	49,826	264,229,103	5,170	96,914,997	56,762	378,201,154
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1,766	17,057,054	49,826	264,229,103	5,170	96,914,997	56,762	378,201,154
4	一般	1,974	25,977,665	47,938	245,510,331	5,270	99,676,271	55,182	371,164,267
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1,974	25,977,665	47,938	245,510,331	5,270	99,676,271	55,182	371,164,267
5	一般	2,626	42,893,293	45,267	226,751,808	5,325	99,603,078	53,218	369,248,179
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2,626	42,893,293	45,267	226,751,808	5,325	99,603,078	53,218	369,248,179
6	一般	3,200	47,046,043	43,205	213,150,945	5,661	103,901,620	52,066	364,098,608
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3,200	47,046,043	43,205	213,150,945	5,661	103,901,620	52,066	364,098,608
7	一般	3,070	40,601,827	41,332	198,486,410	6,140	114,021,550	50,542	353,109,787
	退職	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	3,070	40,601,827	41,332	198,486,410	6,140	114,021,550	50,542	353,109,787

※退職被保険者制度は令和6年度末で廃止

③ 移送費の支給

重病人や重傷者などを緊急にやむを得ない理由で、入院、転院させるため自動車等を使用し、その費用を負担したとき、その負担分を審査に基づき支給しています。

④ 入院時食事療養費の支給

病院や診療所などに入院したとき、食事代の自己負担額を超えた額を、国民健康保険が負担しています。住民税非課税世帯の方は、自己負担について減額措置があります。

⑤ 入院時生活療養費の支給

65歳以上の方が、療養病床に入院した場合に、入院時生活療養費を支給しています。

⑥ 訪問看護療養費の支給

在宅で療養している方が、医師の指示により訪問看護を受けたとき、その費用を支給しています。

⑦ 高額療養費の支給

入院等で医療費の支払いが高額になったとき、住民税の申告に基づいて区分を定めた自己負担限度額を超えた金額を高額療養費として支給しています。

また、マイナ保険証または資格確認書によるオンライン資格確認により高額療養費の現物給付を行っています。オンライン資格確認ができない場合には、「限度額適用認定証」の発行により現物給付を行っています。

*算定基準額

70歳未満の方	高額療養費算定基準額（自己負担限度額） ※令和8年7月31日まで適用		
	区分	自己負担限度額	4回目以降の限度額
	賦課標準額 901万円超	252,600円 (医療費総額が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	140,100円
	賦課標準額 600万円超～901万円以下	167,400円 (医療費総額が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	93,000円
	賦課標準額 210万円超～600万円以下	80,100円 (医療費総額が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	44,400円
	賦課標準額 210万円以下	57,600円	44,400円
	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- ※ 医療費総額とは、被保険者が支払う一部負担金と保険者負担額の合計をいいます。保険給付対象外の費用は含まれません。
- ※ 賦課標準額とは、総所得金額等から住民税基礎控除を差し引いた後の金額です。
- ※ 4回目以降とは、同じ世帯で1年（診療を受けた月以前12か月）の間に、高額療養費の支給を4回以上受けたとき、4回目からは自己負担限度額が変わります。4回目以降の自己負担限度額には、医療費に応じた加算はありません。

70歳から74歳の方	高額療養費算定基準額（自己負担限度額） ※令和8年7月31日まで適用		
	区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
	課税所得 690万円以上	252,600円 (医療費総額が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) (4回目以降140,100円)	
	課税所得 380万円以上690万円未満	167,400円 (医療費総額が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) (4回目以降93,000円)	
	課税所得 145万円以上380万円未満	80,100円 (医療費総額が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) (4回目以降44,400円)	
	一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 4回目以降44,400円
	住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ 8,000円	24,600円
		低所得Ⅰ	15,000円

- ※ 70歳から74歳の方の外来は、個人の全ての一部負担金を合算し、高額療養費算定基準額を超えた額を支給しています。
- ※ 低所得Ⅱ・・・世帯主と世帯の被保険者全員が、住民税非課税の世帯の方
- ※ 低所得Ⅰ・・・低所得Ⅱのうち、世帯員それぞれの所得が一定基準以下の世帯の方
(同一世帯の世帯主及び被保険者の住民税が非課税で、その世帯の各所得が、必要経費・控除（年金の場合は控除額を80.67万円として計算）を差し引いたときに0円となる方）
- ※ 4回目以降・・・同じ世帯で、1年（診療を受けた月以前12か月）の間に、高額療養費の支

国民健康保険

給を4回以上受けたとき、4回目からは自己負担限度額が変わります。ただし、70歳以上の方の外来のみ（現役並み除く）の高額療養費は、個人計算分のみの場合、該当月数に含まれません。4回目以降の自己負担限度額には、医療費に応じた加算はありません。

⑧ 高額介護合算療養費の支給

世帯内の被保険者の医療保険と介護保険の両方の自己負担額を1年間分（毎年8月1日から翌年7月31日までの期間）合計して、下表の自己負担限度額を超えた金額について、高額介護合算療養費として支給しています。

高額介護合算療養費算定基準額（自己負担限度額）		
年齢区分	区分	医療保険＋介護保険の自己負担限度額
70歳未満の方	賦課標準額 901 万円超	212 万円
	賦課標準額 600 万円超～901 万円以下	141 万円
	賦課標準額 210 万円超～600 万円以下	67 万円
	賦課標準額 210 万円以下	60 万円
	住民税非課税世帯	34 万円
70～74歳の方	課税所得 690 万円以上	212 万円
	課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
	一般	56 万円
	住民税非課税世帯	低所得Ⅱ 31 万円
		低所得Ⅰ 19 万円

⑨ 結核・精神医療費の給付

結核医療を受けている方で住民税非課税者に医療費の5%を給付しています。また、精神医療費については、障害者自立支援医療制度（精神通院医療）を受け、住民税非課税世帯の方に自立支援医療制度（精神通院医療）の月ごとの自己負担額を給付しています。

（2）出産に対する給付

被保険者が出産したとき、出産育児一時金として出生児一人につき50万円を支給しています。主に国民健康保険から医療機関等に出産育児一時金を直接支払う「直接支払制度」、「受取代理制度」などの方法で支給しています。

（3）死亡に対する給付

被保険者が死亡したとき、葬儀を行った方に対し葬祭費として7万円を支給しています。

（4）診療報酬明細書の審査

保険者負担額を支払うにあたり、医療機関などから請求のあった診療報酬明細書を審査しています。

（5）一部負担金の減免・猶予

災害などにより一部負担金の支払いが困難なとき、申請内容について審査を行い、一部負担金を減額または免除しています。

(6) 不当利得の返還請求

杉並区の被保険者資格を失った後に杉並区の国保を使用した方に対して、区が負担した医療費の返還を求めています。

(7) 第三者行為にかかる医療費の請求

交通事故など第三者（加害者）から傷害を受けたとき届出により保険給付を行い、かかった医療費についてはあとで区が加害者に請求を行っています。

(8) 高額療養費資金及び出産費資金の貸付

長期入院などにより医療費が多額となって支払いが困難なとき、高額療養費支給見込額の9割までを高額療養費資金として、また、出産予定日の1か月前から、出産育児一時金の8割までを出産費資金として、それぞれ基金から無利子で貸し付けを行っています。

(9) 傷病手当金の支給

被保険者で給与等の支払を受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき、療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部を受け取ることができなかつた方を対象に支給しました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、支給適用期間は令和5年5月7日まで、申請の時効は原則として2年とされています。

＜傷病手当金支給状況＞

(単位：円)

年度	件数	支給額
3	132	11,307,900
4	428	15,222,179
5	48	1,157,849
6	5	568,193
7	0	0

●保健事業

(国保年金課)

(1) データヘルス計画の取組推進

令和6年度を計画の始期とする「第三期データヘルス計画・第四期特定健康診査等実施計画」に基づく、健康寿命の延伸や医療費適正化の取り組みを行っています。

① 国保特定健康診査・特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律により、40歳以上の国民健康保険被保険者に対し、生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康寿命を延伸して、中長期的には医療費の増加を抑えることを目的とした国保特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

なお、国保特定健康診査は、区民健康診査の1つとして実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
区民健康診査の実施	健康推進課 健診係	p. 171

＜特定保健指導実施状況＞

年 度		2	3	4	5	6
積極的支援	対象者数（人）	981	869	829	824	860
	終了者数（人）	56	65	71	40	72
	終了率（％）	5.7	7.5	8.6	4.9	8.4
動機付け支援	対象者数（人）	2,134	2,046	1,936	1,916	1,823
	終了者数（人）	180	236	213	187	199
	終了率（％）	8.4	11.5	11.0	9.8	10.9
合計	対象者数（人）	3,115	2,915	2,765	2,740	2,683
	終了者数（人）	236	301	284	227	271
	終了率（％）	7.6	10.3	10.3	8.3	10.1

※上記の表は、法定報告値となるため確定数値は該当年度の翌年11月末となります。

② 医療費の適正化

後発医薬品の普及促進や重複・多剤服薬の抑制等により、医療費の適正化に努めています。

年 度	3	4	5	6	7
後発医薬品普及率（％）	71.3	73.3	75.6	82.9	84.9
処方薬剤が10剤以上の割合（％）	3.7	4.0	4.3	4.6	4.7

※後発医薬品普及率は3月時点、処方薬剤が10剤以上の割合は3月診療分の数値です。

（2）提携保養施設

提携保養施設の割引利用事業は、令和7年度末をもって終了しました。

●趣旨普及

（国保年金課）

国民健康保険制度の趣旨普及をはかるため、毎年、案内冊子等、ポスター及び外国人向け案内冊子を発行しています。

（1）案内冊子の発行

冊子「国保のてびき」を作成し、被保険者世帯に郵送及び窓口で配布しています。

発行部数 105,500部

（2）外国人向け案内冊子の発行

6カ国語（日・英・中・ハングル・ベトナム・ネパール）対訳の冊子を作成し、本庁及び区民事務所等の窓口で配布しています。

発行部数 4,000部

（3）「国保だより」の発行

被保険者世帯に郵送及び窓口で配布しています。

発行部数 88,000部（年1回発行）

（4）ポスターの掲示

区役所、区民事務所等の掲示板のほか、区内病院・診療所・薬局等に掲示し、国民健康保険制度や保険料の口座振替手続きについての周知を行っています。

19 後期高齢者医療

後期高齢者医療

●概説

(国保年金課)

平成 20 年 4 月からスタートした後期高齢者医療制度は、それまでの老人保健制度の課題に対応するため、受益と負担の明確化を図り、持続可能な医療制度をめざして創設されました。

制度に関わる費用負担は、公費（国・都・区市町村約 5 割）、現役世代からの支援金（各医療保険の保険者から約 4 割）、被保険者本人の保険料（約 1 割）を財源に運営されています。

被保険者は、75 歳以上の方及び 65 歳～74 歳で一定の障害があり、東京都後期高齢者医療広域連合が認定した方です。一部負担金の割合は、所得等に応じて 1 割負担、2 割負担、3 割負担となっています。

都内 62 区市町村で構成する東京都後期高齢者医療広域連合が保険者となることで、財政リスクの軽減による安定的な運営が可能となるほか、事務を共同処理することで効率的に行うことができます。広域連合と区市町村は、適切な役割分担のもとに連携・協力して保険制度の運営にあたります。

●被保険者の状況

(国保年金課)

被保険者の一部負担金の割合は、1 割、2 割又は 3 割で、被保険者の前年所得等により判定されます。被保険者に対しては、毎年度、負担割合の記載された資格確認書（令和 8 年度からは資格確認書又は資格情報のお知らせ）を送付します。

<被保険者数>

(単位：人)

年 月 日	杉 並 区	東 京 都
4. 3. 31	63, 456	1, 615, 173
5. 3. 31	65, 633	1, 679, 514
6. 3. 31	67, 219	1, 729, 418
7. 3. 31	68, 481	1, 770, 222
8. 3. 31	69, 275	1, 797, 404

<自己負担割合別被保険者数>

(令和 8 年 3 月 31 日)

自己負担割合						
	1 割負担		2 割負担		3 割負担	
	人	%	人	%	人	%
東京都全体	1, 086, 030	60. 4	433, 974	24. 1	277, 369	15. 5
杉並区	36, 861	53. 2	17, 116	24. 7	15, 297	22. 1

※自己負担割合が未判定の被保険者については、除外して集計しています。

●保険料事務

(国保年金課)

(1) 令和8年度の保険料額

保険料は医療分と子ども・子育て支援金分ごとに算定し、被保険者一人ひとりに賦課しています。子ども・子育て支援金賦課分は、令和8年度から保険料として賦課されることになりました。

所得割額の「保険料計算のもととなる所得金額」は、前年の総所得金額等から地方税法に定める基礎控除額を控除した額です。

$$\boxed{\text{年間保険料額}} = \boxed{\text{医療分賦課額}} + \boxed{\text{子ども・子育て支援金分賦課額}}$$

$$\boxed{\text{医療分賦課額}} = \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額}}$$

均等割額 = 53,300 円

所得割額 = 保険料計算のもととなる所得金額 × 所得割率 9.88%

※ 限度額 85 万円

$$\boxed{\text{子ども・子育て支援金分賦課額}} = \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額}}$$

均等割額 = 1,300 円

所得割額 = 保険料計算のもととなる所得金額 × 所得割率 0.26%

※ 限度額 2 万 1 千円

(2) 収納事務

保険料は、原則として介護保険料と同じ年金から引き落とされます（特別徴収）。

その年金額が年額 18 万円未満あるいは介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が引き落とし対象となる年金の受給額の 2 分の 1 を超える方等は、納付書や口座振替で納めます（普通徴収）。

なお、特別徴収となった被保険者で希望する方は、申し出により、普通徴収の口座振替に変更できます。

(3) 過誤納保険料の還付及び充当事務

保険料額の変更や重複納付に伴い発生した過誤納金を、還付又は滞納保険料等に充当します。

(4) 滞納整理事務

納入期限が過ぎても納付が確認できない被保険者に対し、督促状や催告書を発送するほか、分割納付等の納付相談に応じています。また、特別な理由もなく滞納しているときは、財産調査を行い、差押え可能な財産がある場合は、財産を差押えるなど滞納処分を行っています。令和7年度は、差押 24 件（預金差押 21 件 年金差押 3 件）を行いました。

<収納率の推移>

(単位：%)

収 納 率	年 度	3	4	5	6	7
	現 年 分	99.22	99.15	99.14	98.91	98.86
	滞納繰越分	52.87	59.89	62.96	53.82	56.07
	合 計	98.64	98.75	98.75	98.46	98.33

●給付事務

(国保年金課)

(1) 医療給付

後期高齢者医療の医療給付は、広域連合が支給しています。区では、医療給付に係る各種申請や届け出の受付をしています。

(2) 葬祭費給付

被保険者が死亡したとき、葬儀を行った者に対し、葬祭費として7万円を支給しています。7万円のうち、5万円は広域連合が負担し、2万円は杉並区で付加給付しています。

●健康診査事業

(健康推進課、国保年金課)

後期高齢者の健診事業は、生活習慣病の早期発見、健康の保持等に資することを目的とし、「高齢者の医療の確保に関する法律」によって広域連合の努力義務とされています。区では、広域連合より健康診査事業を受託し実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載項
区民健康診査の実施	健康推進課 健診係	p. 171

●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

(高齢者在宅支援課)

被保険者の心身の多様な課題に対しきめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。広域連合からの受託事業であり、区では令和3年度から実施しています。

関連事業名	担当課・係	掲載項
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	高齢者在宅支援課 フレイル予防推進係	p. 119

●趣旨普及

(国保年金課)

後期高齢者医療制度の趣旨普及をはかるため、広域連合が作成している「後期高齢者医療制度のしくみ」を被保険者に配付しています。

20 国民年金

国民年金

●概説

(国保年金課)

公的年金制度は、国民の安定した老後生活を確保するとともに、重い障害や死亡といった、万が一のときに生活の安定が損なわれることのないよう国民全体で支えあう制度で、国民年金、厚生年金に分かれています。

このうち国民年金は、日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入する制度であり、会社員や公務員の人は、国民年金と同時に厚生年金にも加入することになります。そのため、年金の支給は、国民年金から全国民に共通する基礎年金が支給され、厚生年金からは基礎年金に上乗せする報酬比例の年金を支給するという、2 階建ての仕組みとなっています。

(1) 事務分担

国民年金に関する事業は、国が財政責任と管理運営責任を負いつつ、平成 22 年 1 月から一連の業務運営が日本年金機構に委任・委託されています。

区市町村では法定受託事務として、第 2 号・第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への移行にともなう資格取得の手続き、保険料の法定免除、申請免除、納付猶予や学生納付特例の申請及び老齢基礎年金や障害基礎年金の裁定請求等の受付を行い、日本年金機構は保険料収納事務と免除申請、年金裁定請求等の審査事務及び年金の給付事務を行っています。

(2) 被保険者

① 強制加入

国民年金の被保険者（強制加入）は次のように区分されます。

- 第 1 号被保険者 … 日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の自営業者・学生等
- 第 2 号被保険者 … 厚生年金保険に加入している原則 65 歳未満の人
- 第 3 号被保険者 … 第 2 号被保険者の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人

② 任意加入

国民年金の適用から除外されている人のうち、次に該当する人は、本人の希望によって任意に加入できます。

- 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の人で、現在、他の公的年金に加入していなく 60 歳になるまでに受給資格期間を満たせなかった人や、年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい人
- 外国に居住している日本人で 20 歳以上 65 歳未満の人
- 65 歳になったときに、老齢基礎年金の受給資格期間が不足しており、70 歳までに資格期間を満たすことができる人（昭和 40 年 4 月 1 日以前生まれの人）。

[被保険者数]

(単位：人)

年度	強制被保険者 第 1 号被保険者 (A)	任意加入被保険者 (B)		第 3 号被保険者 (C)	被保険者総数 (A + B + C)
		60 歳以上	60 歳未満		
3	81,435	1,186	528	29,460	112,609
4	80,090	1,307	536	27,802	109,735
5	79,439	1,394	550	26,534	107,917
6	79,710	1,409	548	25,103	106,770
7	80,924	1,490	545	23,877	106,836

[被保険者異動状況]

(単位：人)

年 度	(年度初) 被保険者数	異 動 状 況					(年度末) 被保険者数
		資格取得	転入	転出	資格喪失	増減	
3	114,568	27,556	10,094	9,676	29,933	△1,959	112,609
4	112,609	28,641	9,785	8,849	32,451	△2,874	109,735
5	109,735	29,136	9,530	8,206	32,278	△1,818	107,917
6	107,917	30,824	9,417	7,813	33,575	△1,147	106,770
7	106,770	32,142	9,294	8,086	33,284	66	106,836

●保険料及び保険料免除制度等

(国保年金課)

(1) 保険料

- 保険料は定額となっています。(令和8年度 月 17,920 円<年間 215,040 円>)
将来支給される老齢基礎年金の増額を希望する場合には、申し出により、定額保険料に付加保険料(月 400 円<年間 4,800 円>)を加算して納付することができます。
- 保険料の納付期限は、該当する月の翌月末です。
- 保険料の収納事務は、日本年金機構が取り扱っています。

(2) 納付義務者

保険料を納付する義務があるのは、第一義的には被保険者本人ですが、その被保険者が属する世帯の世帯主及び配偶者の一方も連帯して保険料を納付する義務を負います。

(3) 保険料の免除・納付猶予及び学生納付特例制度

第1号被保険者で保険料の納付が困難な人などには次のような制度があります。

① 法定免除

国民年金の障害基礎年金または厚生年金の障害年金(1・2級)の受給権者であるときや、生活保護法による生活扶助を受けているとき等に免除されます。

② 申請免除(全額、4分の3、半額、4分の1)

前年に本人・配偶者・世帯主に所得がないか、一定額以下のときや、失業等により保険料を納めることが著しく困難なときは、被保険者(本人)の申請に基づき承認を受ければ保険料が免除されます。

③ 納付猶予

50歳未満の方は、本人及び配偶者の所得が一定額以下のとき、同居している世帯主(親など)の所得にかかわらず、申請により保険料の納付が猶予されます。

④ 学生納付特例制度

大学・短大・専門学校等の学生・生徒については、本人の所得が一定額以下のとき、学生期間中は毎年度の申請により保険料の納付が猶予されます。

⑤ 産前産後期間免除

産前産後期間の4か月(多胎児は6か月)は、該当届の提出により、保険料の納付義務が免除されます。

国民年金

※保険料の免除及び猶予（学生納付特例制度を含む）期間は、老齢基礎年金の年金額を計算する際の資格期間として扱われます。

○免除期間の年金額は、全額免除期間は全額保険料を納めた場合の1/2、4分の3 免除期間は5/8、半額免除期間は3/4、4分の1 免除期間は7/8 で計算されます。納付猶予の期間は、年金額には算定されません。

○保険料の免除及び猶予（学生納付特例制度を含む）期間は、障害基礎年金や遺族基礎年金の支給事由に該当することになったときには、保険料を納めた場合と同様の期間として計算されます。

○全額免除以外で自己負担分の保険料を期限までに納めなかったときは、その期間は未納期間となります。

○産前産後の免除は、保険料を全額納付したものとして算定されます。

[保険料の改定経過]

(単位：円)

年度	金 額 (月額)	
	定額保険料	付加保険料
4	16,590	400
5	16,520	400
6	16,980	400
7	17,510	400
8	17,920	400

[免除等被保険者状況]

年度	法定免除者		申請免除者		合 計	
	人 数	免除率	人 数	免除率	人 数	免除率
3	4,214 人	5.2%	21,426 人	26.3%	25,640 人	31.5%
4	4,419 人	5.5%	21,134 人	26.4%	25,553 人	31.9%
5	4,520 人	5.7%	20,979 人	26.4%	25,499 人	32.1%
6	4,547 人	5.7%	21,898 人	27.5%	26,445 人	33.2%
7	4,573 人	5.6%	24,562 人	30.4%	29,135 人	36.0%

※1 免除率＝保険料免除者数÷第1号被保険者数×100

※2 申請免除者には、学生納付特例、納付猶予を含む

●年金給付

(国保年金課)

(1) 公的年金制度すべてに共通する給付

① 老齢基礎年金 ② 障害基礎年金 ③ 遺族基礎年金

(2) 国民年金の第1号被保険者に係る独自給付

① 付加年金 ② 寡婦年金 ③ 死亡一時金 ④ 脱退一時金

(3) 旧国民年金法による拠出年金給付

① 老齢年金 ② 通算老齢年金 ③ 障害年金 ④ 寡婦年金

国民年金

※特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が平成 17 年 4 月に創設されました。

[受給権者数]

(単位：人)

年度	老 齢 給 付			障 害 給 付				遺族給付		一時金	
	老 齢 基 礎	老 齢	通 算 老 齢	障害基礎		障 害		遺 族 基 礎	寡 婦	死 亡 一 時 金	特 別 一 時 金
				1 級	2 級	1 級	2 級				
3	108,536	1,634	1,238	5,808		93		108	48	53	0
4	108,654	1,434	1,004	6,060		87		111	48	71	0
5	108,725	1,309	812	6,271		81		115	44	54	1
6	109,211	1,215	655	6,462		75		110	48	71	0
7	110,136	1,146	546	6,675		68		107	43	51	0

21 介護保険

介護保険

●介護保険制度の概要

(介護保険課)

平成12年4月に、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして介護保険制度がスタートしました。この制度は、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた身近な地域で、安心して自立した生活が送れるよう、必要なサービスを提供し、利用者が自らの選択に基づいた介護サービスを受ける制度です。

保険者は介護保険法により市町村及び特別区とされており、杉並区が保険者として運営を担っています。また、保険者は、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、サービス量や施設整備数などを見込んだ上で、介護サービスに必要な費用を推計し、それに対応した保険料を定めています。

今後も高齢化が一層進む中で、必要な介護サービスを円滑かつ適切に提供するとともに、持続可能な介護保険制度の運営を図っていく必要があります。

●介護保険運営協議会

(高齢者施策課)

区長の附属機関として、介護保険事業に関する調査審議等を行います。

(1) 所掌事項

- ・杉並区介護保険事業計画に関すること
- ・介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること
- ・区の地域包括支援センター（ケア 24）の適正な運営の確保に関すること
- ・区の介護施設等の整備に関する計画に関すること
- ・区の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること
- ・その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること

(2) 委員の構成

委員定数 22 人				
公募区民	区議会議員	学識経験者	保健医療関係者	福祉関係者
6	2	3	3	8

(3) 委員の任期

3 年

●介護保険の被保険者

(介護保険課)

介護保険の被保険者は、次のように区分されます。

第 1 号被保険者	対象	杉並区内に住所を有する 65 歳以上の方及び住所地特例被保険者（他自治体の住所地特例被保険者を除く）				
	各年度 3 月末現在の被保険者数（人）	3	4	5	6	7
		121,293	121,180	121,611	121,961	122,759
第 2 号被保険者	対象	杉並区内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している方（他自治体の住所地特例被保険者を除く）				
	各年度 3 月末現在の被保険者数（人）	3	4	5	6	7
		203,146	204,702	206,221	208,202	209,997

●要介護認定

(介護保険課)

要介護・要支援認定は、区の介護認定審査会の判定に基づき行い、判定の結果、要支援 1・2、要介護 1～5、非該当の要介護状態区分の認定がなされます。

[年度別要介護度別認定者数（第 1 号及び第 2 号被保険者の合計）]

区分	3	4	5	6	7
要支援 1 (人)	5, 183	5, 018	5, 167	5, 178	5, 430
要支援 2 (人)	2, 108	2, 151	2, 511	2, 752	2, 799
要介護 1 (人)	6, 331	6, 318	6, 293	6, 162	6, 471
要介護 2 (人)	3, 371	3, 297	3, 497	3, 694	3, 599
要介護 3 (人)	3, 017	3, 023	3, 023	3, 063	3, 028
要介護 4 (人)	3, 385	3, 456	3, 309	3, 335	3, 414
要介護 5 (人)	2, 324	2, 308	2, 258	2, 263	2, 149
合計 (人)	25, 719	25, 571	26, 058	26, 447	26, 890

※ 各年度の 3 月末の認定者数

●介護保険料

(介護保険課)

(1) 第 1 号被保険者

① 介護保険料基準月額

住民税課税状況等により、17 段階の保険料段階を設定しています。

第 9 期計画における基準月額（第 5 段階）は、6, 400 円です。

② 介護保険料基準月額の推移

期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
基準月額 (円)	2, 940	3, 000	4, 200	4, 000	5, 200
期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	
基準月額 (円)	5, 700	6, 200	6, 200	6, 400	

③ 介護保険料の納付方法

ア. 特別徴収 … 年金（老齢福祉年金を除く）の年額が 18 万円以上の方は、原則として年金から引き落としされます。

イ. 普通徴収 … 上記以外の方は、納付書または口座振替で納付します。

（２）第２号被保険者

各医療保険者が医療保険各法の規定により、介護保険料を算定・徴収し、社会保険診療報酬支払基金に集められた後、区市町村に交付されます。

●介護保険給付

（介護保険課）

介護保険サービスは、要介護・要支援の認定を受けた方が利用できます。サービスには居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの３種類があります。

サービスの種類	利用方法	保険給付の方法
居宅サービス 地域密着型サービス	・要支援の認定を受けた方は、契約をした地域包括支援センターまたは指定介護予防支援事業者にケアプランの作成を依頼し、サービスを利用します。 ・要介護の認定を受けた方は、契約をした指定居宅介護支援事業者にケアプランの作成を依頼し、サービスを利用します。	利用者は、サービス利用時に費用額の１割から３割を事業者に支払う「現物給付」、または一旦サービス費用の全額を支払い、後日申請により９割から７割が払い戻される「償還払い」により介護保険の給付を受けます。 なお、介護認定を受けて非該当と認定された方や、生活機能が低下し介護が必要となるおそれがある虚弱な高齢者の方は、一般介護予防事業を利用することができます。
施設サービス	直接各施設に申し込み、面接等を経て入所となります。	

（１）介護保険サービスの種類

① 居宅サービス（介護予防・介護給付）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、デイサービス（通所介護）、デイケア（通所リハビリテーション）、ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給などのサービスです。

年度	3	4	5	6	7
利用件数（件）	636,636	652,417	662,263	680,001	699,695

② 施設サービス（介護給付）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（療養病床等、令和5年度で廃止）、介護医療院への入所や入院のサービスです。

年度	3	4	5	6	7
利用件数（件）	33,985	33,997	33,888	33,462	33,232

③ 地域密着型サービス（介護予防・介護給付）

夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの利用により、住みなれた地域での生活を継続できるようにするサービスです。

年度	3	4	5	6	7
利用件数（件）	57,023	58,140	57,554	58,123	58,986

（2）各種軽減制度及び助成制度

① 高額介護サービス費

介護保険サービス利用時に支払う1割から3割の利用者負担額には、住民税の課税状況等によって1か月当たりの上限額があり、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として別途支給されます。

年度	3	4	5	6	7
利用件数（件）	88,706	87,299	89,036	89,929	93,162

② 高額医療合算介護サービス費

介護保険の被保険者が、1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、負担限度額（所得区分により段階あり）を500円以上超えた場合に、申請によりその超えた金額が支給されます。

年度	3	4	5	6	7
利用件数（件）	5,300	5,468	5,334	5,739	5,949

③ 特定入所者介護サービス費

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた利用者については、居住費・食費の一定額以上が保険給付されます。低所得の方は、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。

年度	3	4	5	6	7
利用件数（件）	15,576	14,444	14,141	13,762	13,423

④ 旧措置入所者利用者負担額の減免・特定負担限度額の減額

介護保険法施行前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している場合、住民税の課税状況等に応じて利用者負担額の減免、特定負担限度額（居住費・食費の負担限度額）が設定されています。

⑤ 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少した場合、申請により、一定期間利用者負担額が減免されます。

⑥ 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2～3か月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内で、無利子で資金貸付を行います。

年度	3	4	5	6	7
高額介護サービス費貸付件数（件）	0	0	0	0	0
福祉用具購入費貸付件数（件）	0	0	0	0	0
住宅改修費貸付件数（件）	2	1	0	0	0

⑦ 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成

都と区に実施を申し出たサービス事業者が介護保険サービスの提供を行うに当たり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し利用者負担額（介護負担）の軽減を行った場合その費用の一部を助成します。

軽減対象者には、区が「確認証」を交付します。

年度	3	4	5	6	7
確認証発行件数（件）	118	104	75	78	77
助成事業所数（件）	77	80	71	78	68

⑧ 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成（区制度）

「生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成」制度の確認を受けた方について、同月の利用者負担額の2分の1を別途助成します。

年度	3	4	5	6	7
助成件数（件）	861	798	637	532	510

⑨ 家族介護慰労事業

要介護4または要介護5の認定を受けた方を在宅で1年間介護している同居家族の方に、要介護者1人当たり、10万円の慰労金を支給します。

支給要件	・介護保険サービスを1年間利用していない場合（福祉用具貸与、特定福祉用具購入費及び住宅改修、10日以内のショートステイ利用は除く。また、医療機関の入院期間が90日以内であること。） ・要介護者及びその方を介護している家族が上記の介護保険サービスを利用していない期間、住民税非課税世帯であること				
年度	3	4	5	6	7
件数（件）	2	1	1	1	1

⑩ 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）

老齢福祉年金受給者で世帯全員の住民税が非課税の方と、福祉事務所から境界層該当証明書を交付された方の一部の方については、利用者負担上限額を月額3,000円とし、それを超えた分について区が助成します。

年度	3	4	5	6	7
支給件数（件）	87	59	40	69	16

●介護保険サービスの適切な利用促進

(介護保険課)

(1) 介護保険制度の周知・介護保険サービス情報の提供

介護保険制度の理解を高めるとともに、介護を必要とする被保険者の利用を促進するため、ミニパンフレット、利用者ガイドブック等を発行し、制度の周知を図っています。

種類	内容	発行部数 (部)
こんにちは！ 介護保険です！	被保険者（65歳到達者）向け 介護保険制度の概要やサービスの利用手続き に係る周知のためのミニパンフレット	6,600
介護保険だより	年2回発行（第52・53号）	143,000
介護保険の住宅改修	介護保険の対象となる住宅改修について、制度 や手続き等を周知するための冊子	1,500
介護保険利用者ガイ ドブック	要介護・要支援認定の申請手続きから、介護保 険サービスを実際に利用するまでの流れ等を わかりやすく整理した冊子	15,000
介護保険事業者情報 検索システム	・ 杉並区公式ホームページにすぎなみ福祉サ ーチ（在宅医療・介護保険サービス事業者・ 地域の集いの場・障害福祉サービス事業者等 情報検索システム）を掲載 ・ 居宅介護支援・通所介護・短期入所生活介 護・老人保健施設・認知症対応型共同生活介 護（グループホーム）・地域密着型通所介護 の6サービスについては、随時、空き状況の 情報を更新	

(2) 相談・苦情処理体制の整備

被保険者やその家族から寄せられた、介護サービス事業者に対する苦情・意見・要望等について、介護サービス事業者や関係行政機関と問題解決に向けた調整を行っています。

年度		3	4	5	6	7
苦情・意見・要望（件）		96	143	147	199	184
東京都国民健康保険団体連合会に報告（介護サービスについての苦情）	相談者への説明・助言（件）	17	9	5	12	9
	当事者間の調整（件）	21	29	15	28	24
	他機関を紹介等（件）	2	0	0	0	1
介護サービス以外の苦情・意見・その他の問合せ（件）		56	105	127	159	150

東京都国民健康保険団体連合会への苦情申立ての受付、東京都介護保険審査会への審査請求に関する相談や申請の受付とともに、必要に応じて関係機関等と連絡調整を行います。

年度	3	4	5	6	7
東京都国民健康保険団体連合会への苦情申立て（件）	0	0	0	1	1
東京都介護保険審査会への審査請求（件）	2	0	1	5	0
合 計（件）	2	0	1	6	1

① 介護保険相談員

介護保険や介護予防のサービスが必要な方が、サービスを適切に受けるため、地域における高齢者の日々の生活に密着した身近な相談援助機関として民生委員による「介護保険相談員」を設置しています。

業務内容	・地域において、要介護高齢者等とその家族から、介護保険等のサービスに関する相談を受け、介護保険サービス等の周知及び地域包括支援センター（ケア 24）の紹介などの情報提供を行います。 ・介護保険サービス等のサービスに関する苦情・要望等を把握し、区に報告を行います。 ・区が行う介護保険等に関する調査へ協力します。
介護保険相談員数	356 人（令和 8 年 3 月 31 日現在）

② まちかど介護相談薬局

介護保険制度を地域に根付かせ、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのために、杉並区薬剤師会が区と協定を締結し、「まちかど介護相談薬局」を設置しています。

業務内容	・地域の要介護・要支援高齢者及びその介護者等に対する保健福祉サービスの周知及び地域包括支援センター（ケア 24）の紹介を行います。 ・各種保健福祉サービスの広報及びその積極的活用についての啓発を行います。
相談薬局数	133 所（令和 8 年 3 月 31 日現在）

（３）民間事業者に対する第三者評価受審費用の助成（福祉サービス第三者評価の推進）

介護保険事業者は、東京都が指定した評価機関によってサービスの評価を受け、それらの結果を公表し、常に改善を図ることが東京都策定のガイドラインにより定められています。区は、第三者評価の受審費を助成することにより、受審を促しています。

関連事業名	担当課・係	掲載頁
民間事業者に対する第三者評価受審費用の助成	保健福祉部管理課 保健福祉支援担当	p. 16

●介護保険サービスの質の向上

(介護保険課・高齢者施策課)

(1) 研修事業の実施及び支援

区内介護保険サービス事業者の自主的組織である連絡会等と共催で、介護従事者に対する研修等を開催し、講師派遣や会場提供を行います。また、区主催による、介護従事者に必要な知識や実践的技術を習得する研修を行います。

介護保険サービスごとの事業者団体に構成される事業者の会での情報提供も行います。

年度	3	4	5	6	7
開催回数（回）	11	13	15	13	18
参加人数（人）	967	889	1,049	989	753

(2) 介護人材の確保・定着支援

区内の介護保険サービス事業所で働く人材の確保・定着を図るため、ハローワーク等との協力により就職相談会を開催しています。

区内の介護保険サービス事業所に勤務する非常勤職員の健康診断費用の一部助成を行っています。また、介護職員初任者研修等受講料の助成を行い、新たな人材確保を支援しています。

このほか、介護現場における職員の負担軽減と作業効率の向上を図るため、区内の介護サービス事業者※¹に対し、下表のとおり、介護ロボット等導入経費の補助を行っています。

年度	3	4	5	6	7
事業者数（事業者）	5	2	3	6	7
台数（台）	13	5	8	15	13

※1 補助対象の事業者…介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護（老人福祉法（昭和38年法律133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームにおける事業に限る。）

(3) 介護給付の適正化

より適切な介護サービス提供を促進するため、要介護認定の適正化やケアプラン等の点検、医療情報との突合・縦覧点検を通じて、介護費用の効率化と介護保険制度の信頼性向上を図り、持続可能な事業運営を行っています。

（４）指導の実施（運営指導・集団指導）

区内の介護保険サービス事業者が介護保険の基準を正しく理解し、適正に事業所運営ができるよう育成・支援するために、事業所に出向き運営指導を行っています。

また、制度改正や基準解釈に疑義が多い事項、運営指導で指摘が多い事項等について、効率的に普及啓発を図るため、年に１回集団指導を行っています。時間を限定せず繰り返し閲覧できるよう、ホームページへの資料掲載及びオンライン視聴形式（YouTube 動画配信）で実施しています。

年度	3	4	5	6	7
運営指導件数（件）	31	26	60	59	60

●地域密着型サービス事業所等の指定**（介護保険課）**

地域密着型サービスは、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするための介護保険サービスです。そのため、事業所の指定は区が行い、指定に当たっては計画段階からその地域の実情に応じたサービス内容となるように助言を行うとともに、開設後は全ての事業所を対象に運営指導を行い、質の高いサービスを確保していきます。

また、居宅介護支援事業所や介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所の指定も行っています。

年度	3	4	5	6	7
指定件数（件）	25	35	39	34	38

令和8年版(令和7年度実績)
杉並区保健福祉事業概要

登録印刷物番号

08-0030

令和8年9月発行

編集・発行
杉並区保健福祉部管理課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
電話 (03) 3312-2111